

大蔵省昭和財政史編集室編

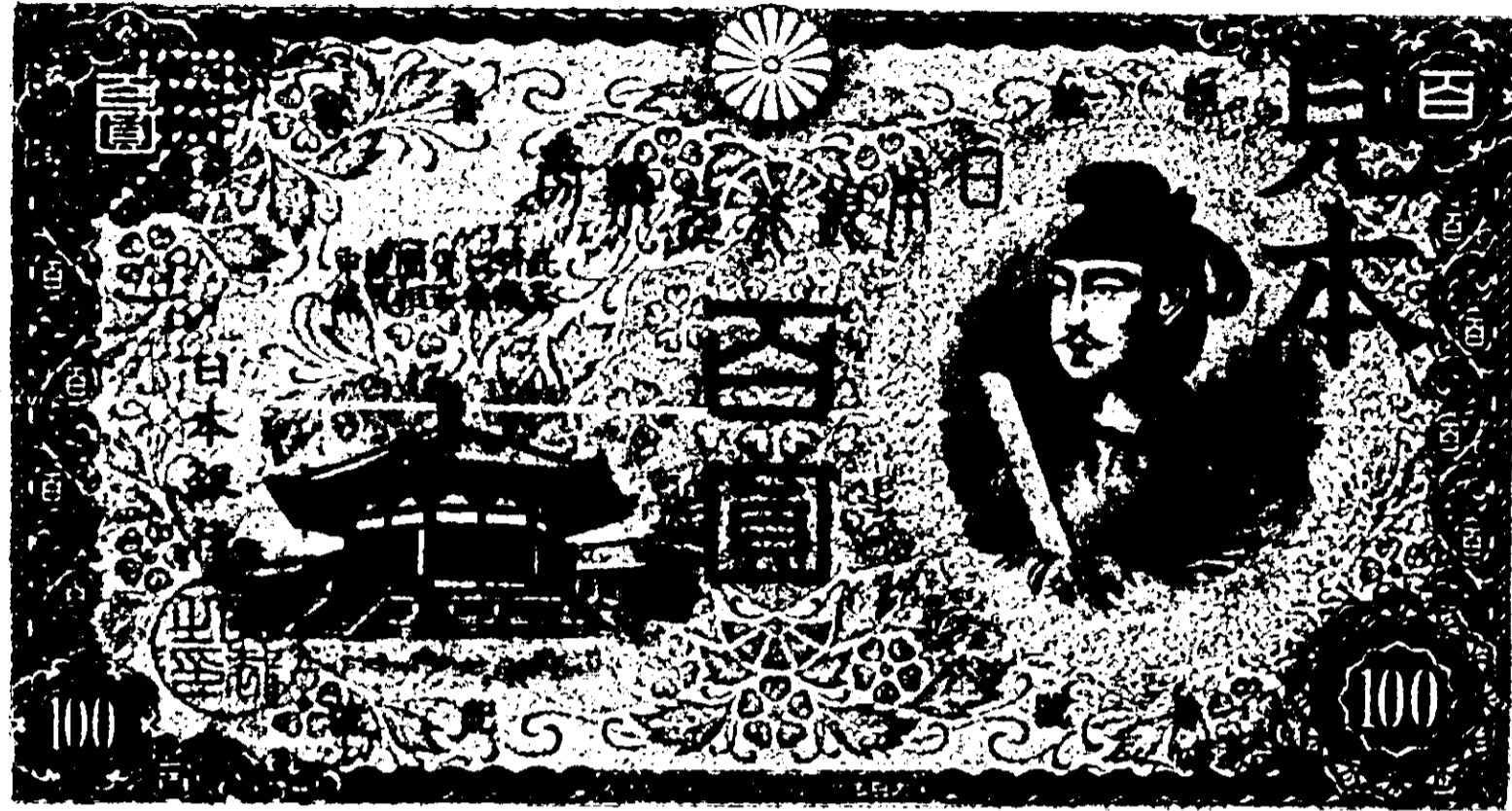
昭和財政史 第九卷

— 通貨・物価 —

東洋經濟新報社

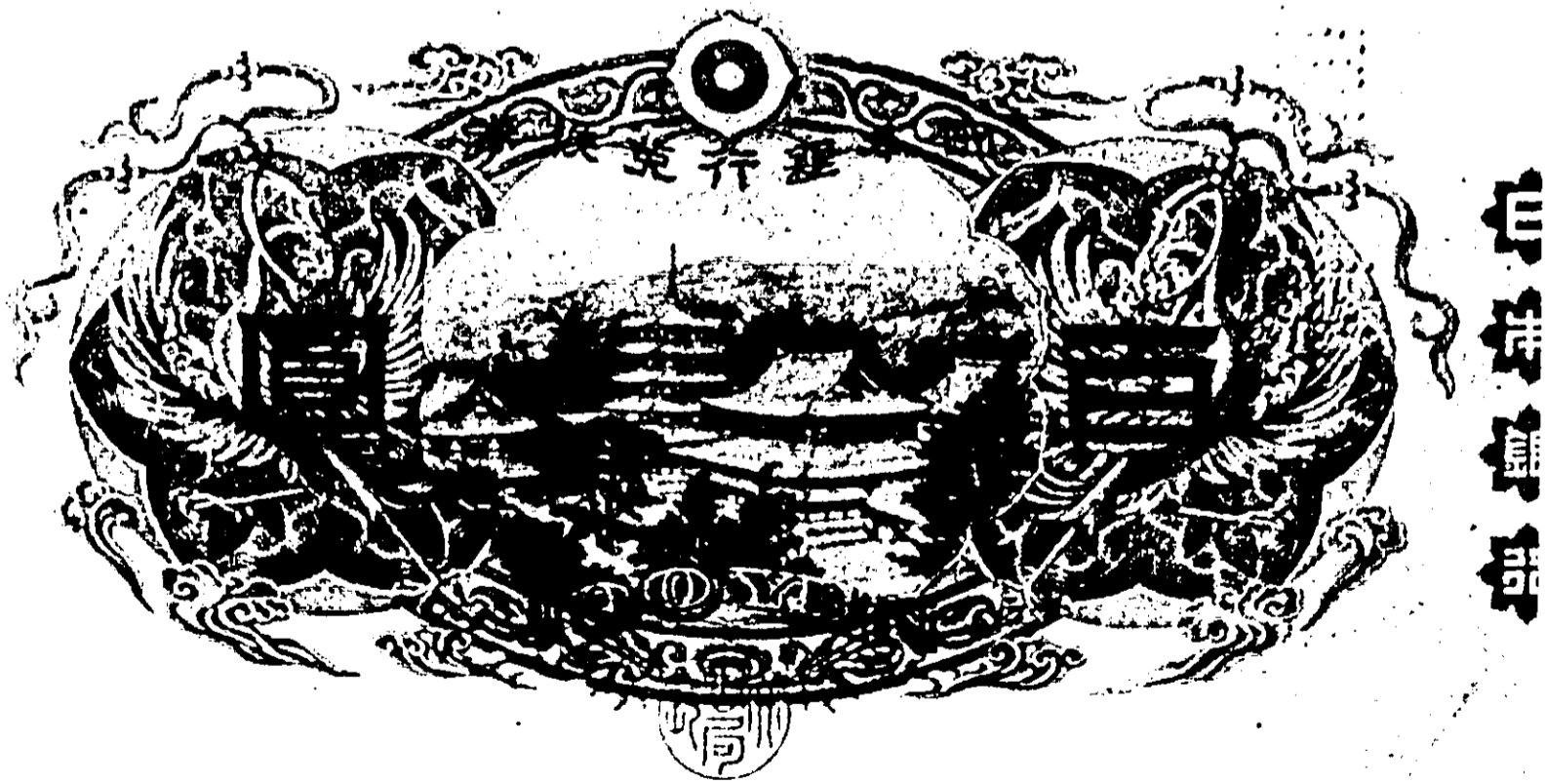
乙 100円券

表



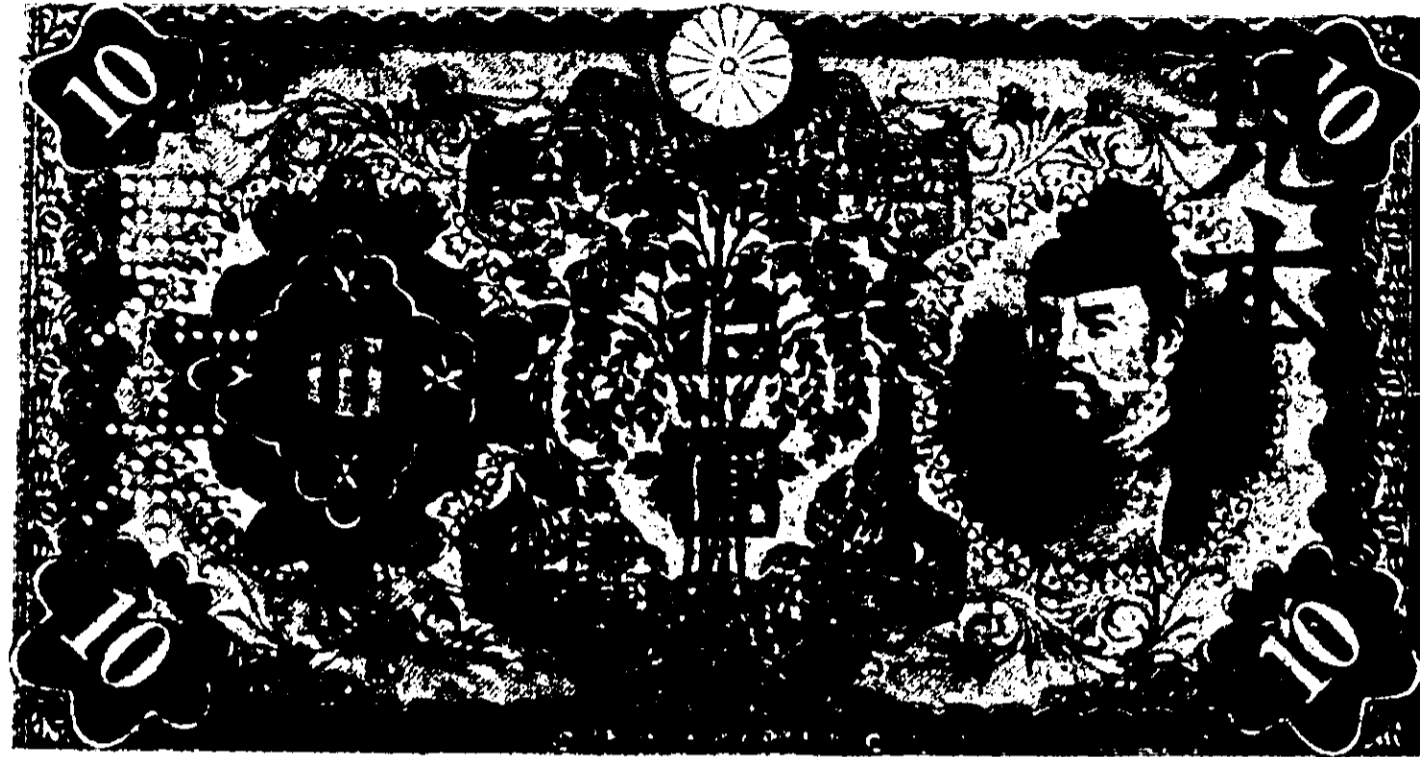
昭4.12. 大告224 昭5.1. 発行 (縮尺等)

裏



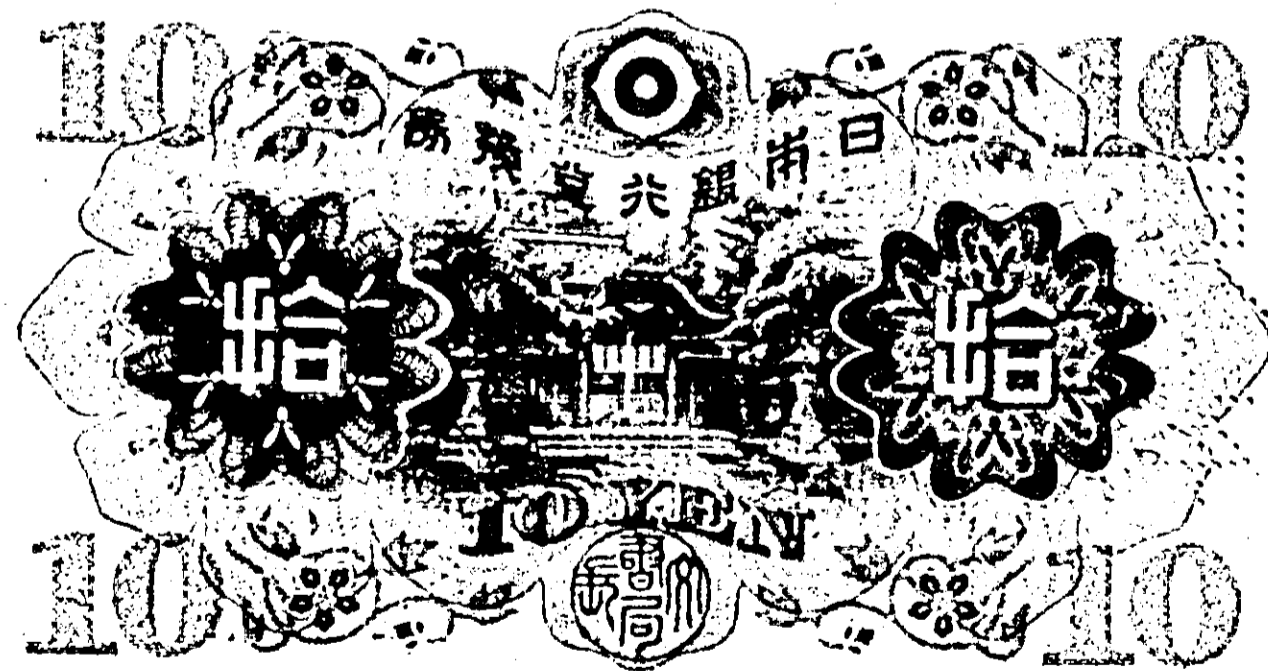
丙 10円券

表



昭5.5. 大昔102 昭5.5. 発行 (縮尺3/4)

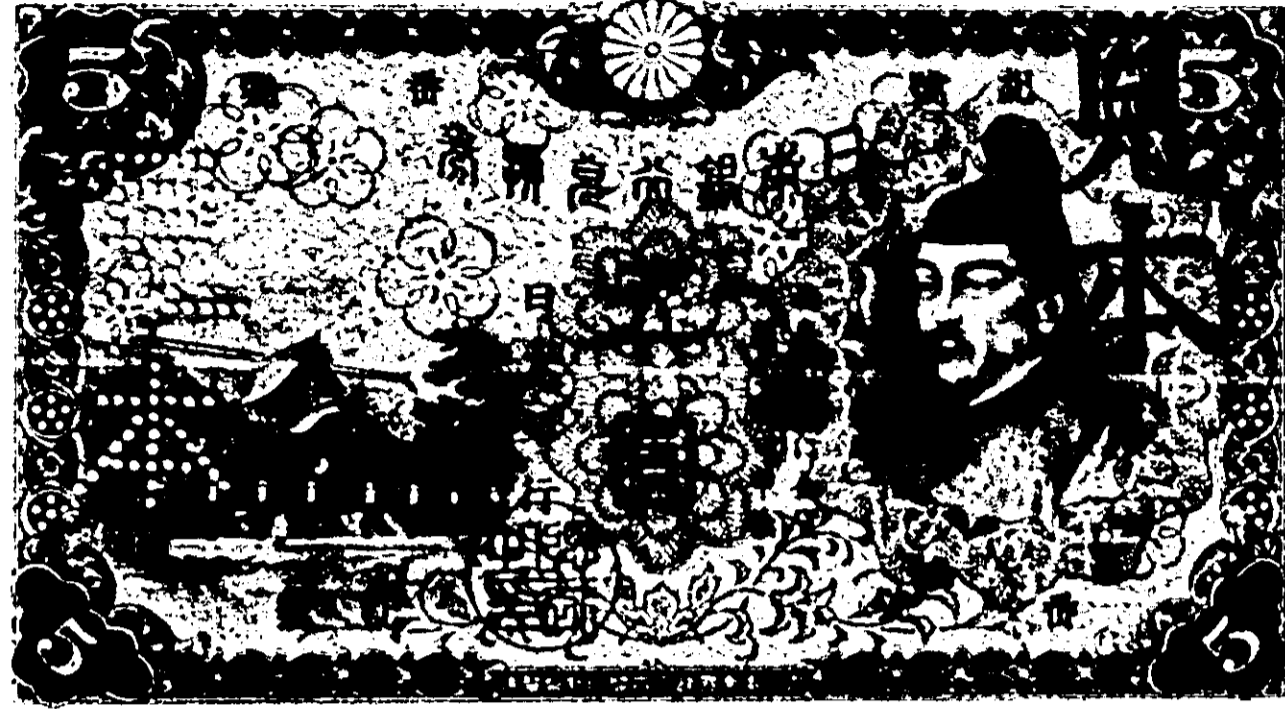
裏



日本銀行

丁 5円券

表



昭5.2. 大告36 昭5.3.発行 (縮尺3/4)

裏



日本銀行

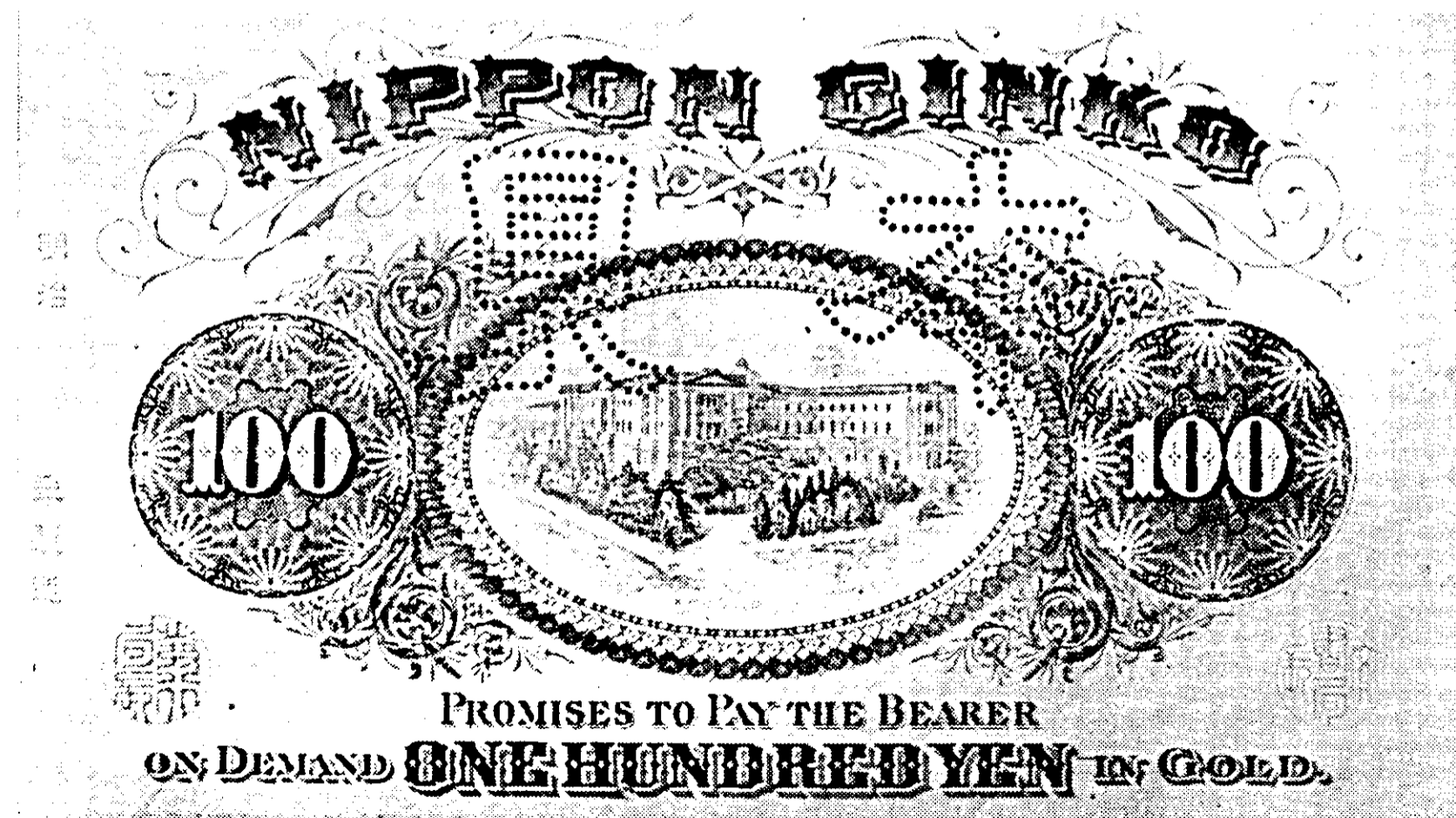
甲 100円券

(表)



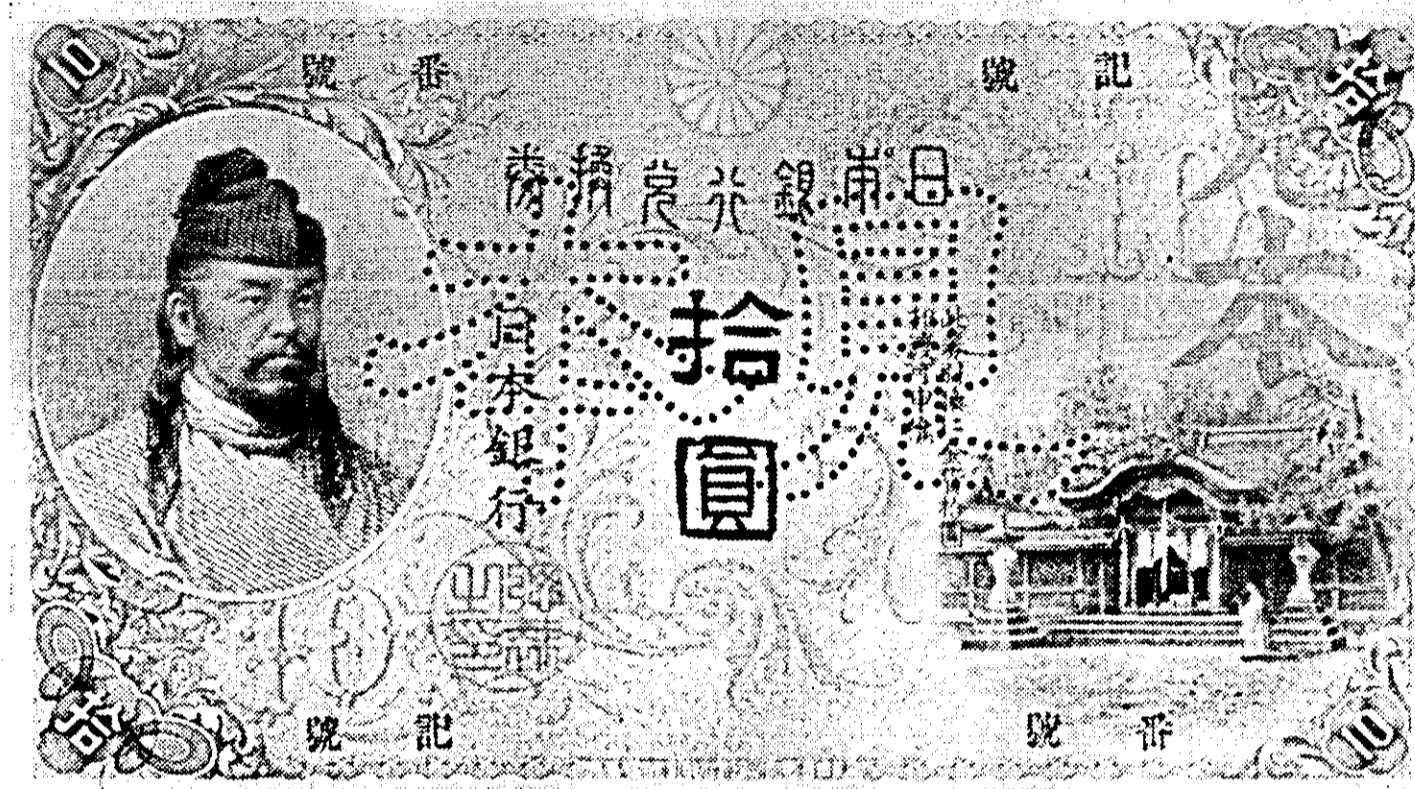
明33, 大告55 (縮尺 $\frac{3}{4}$)

(裏)



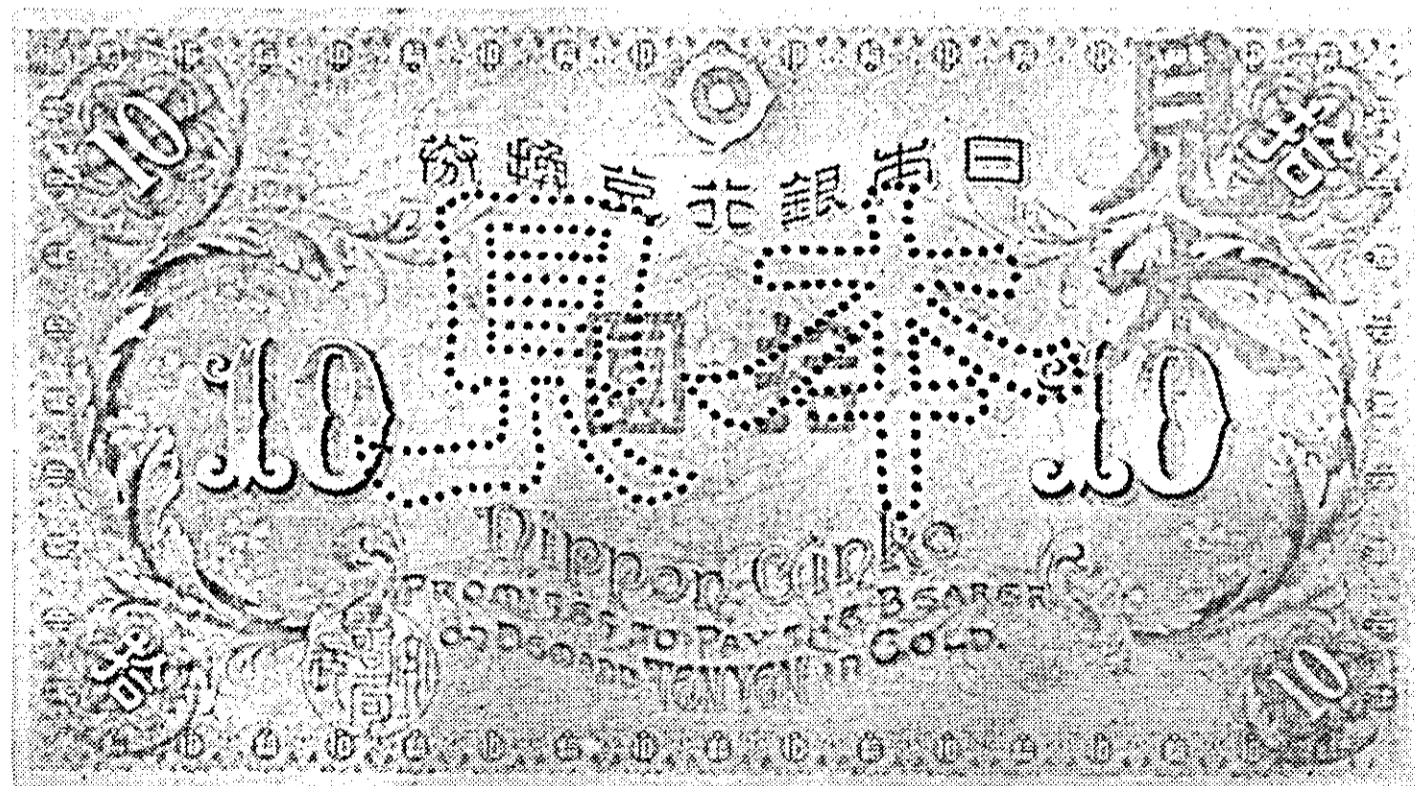
乙 10円券

(表)



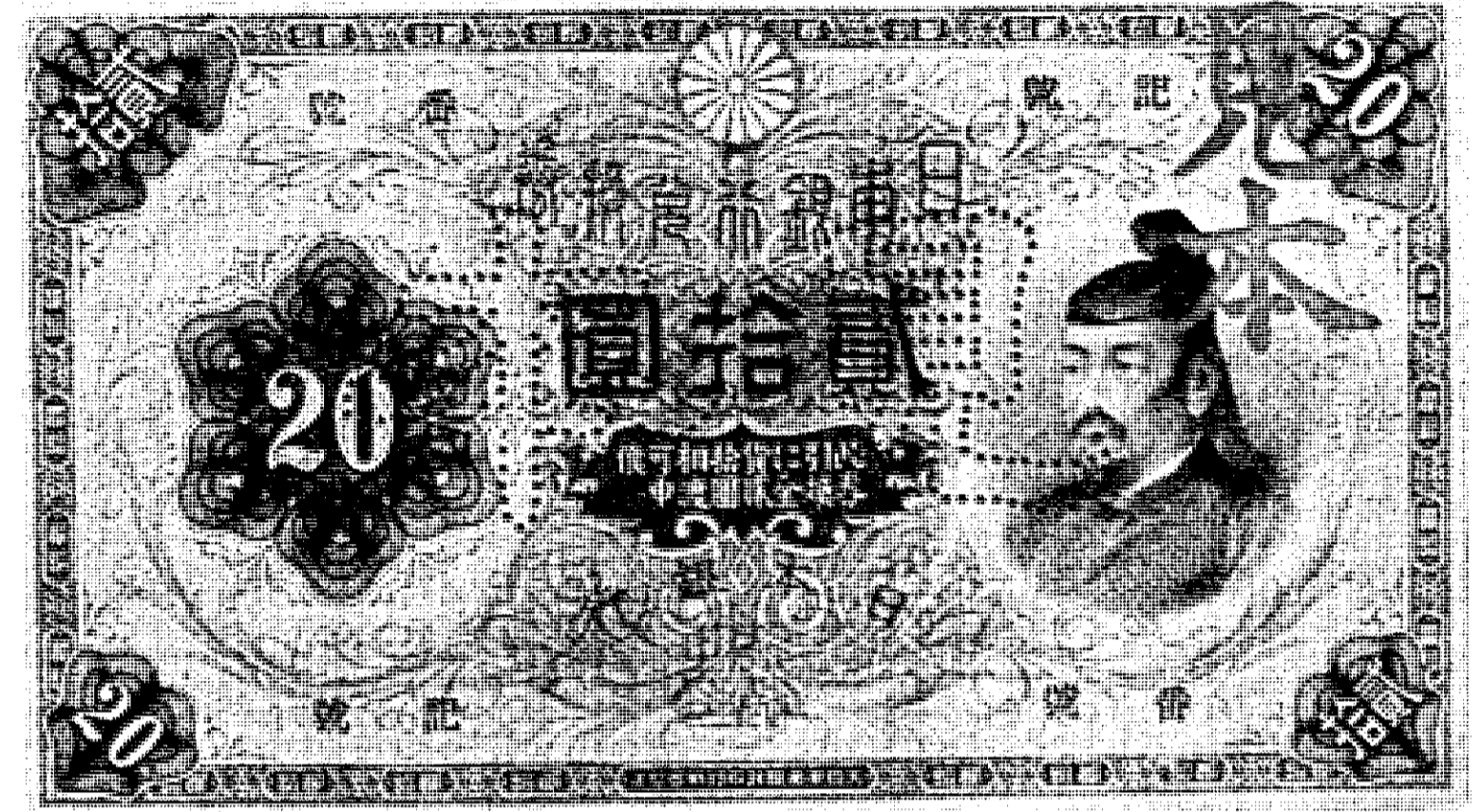
大4, 大告44 (縮尺 $\frac{2}{3}$)

(裏)



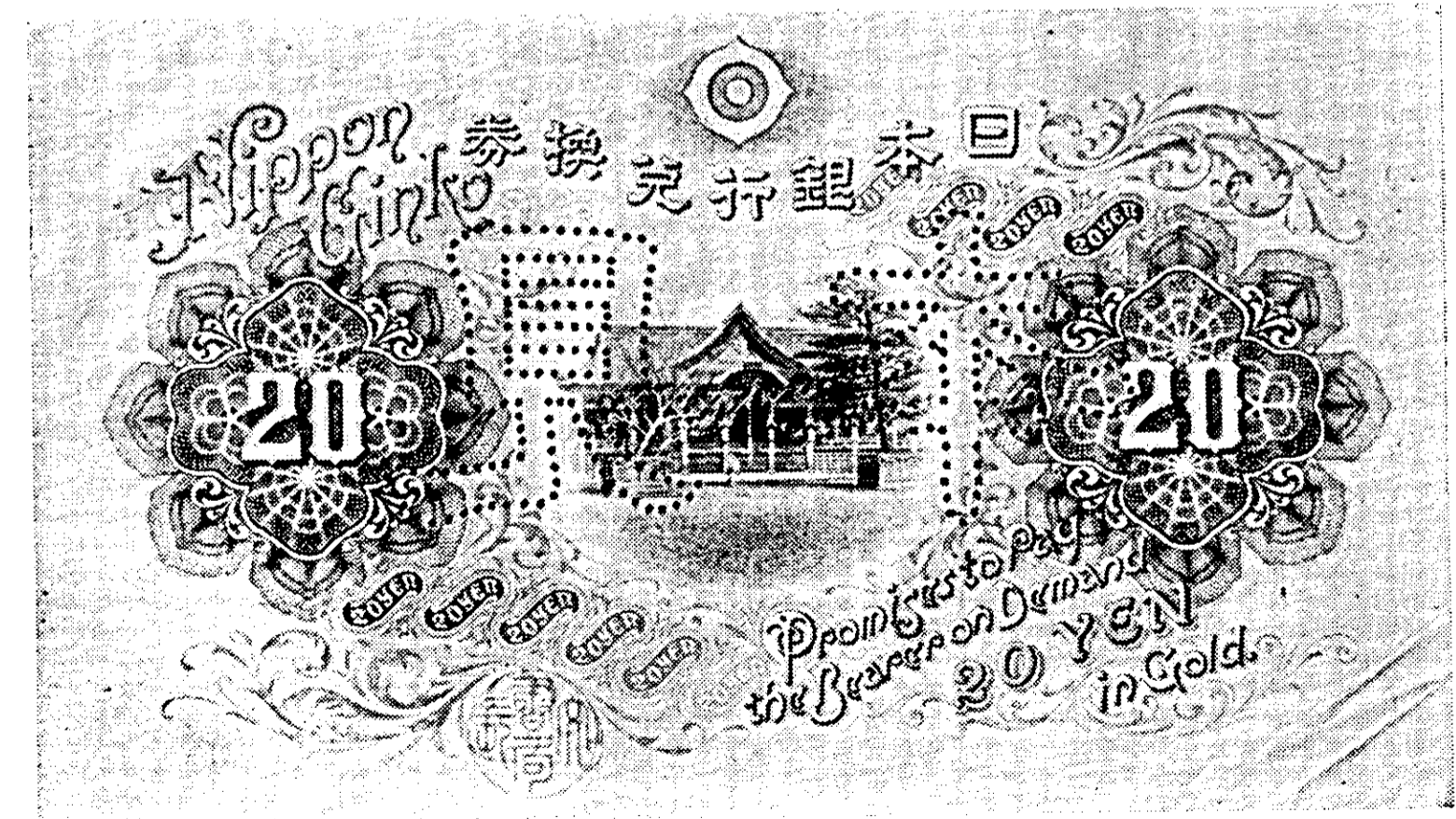
甲 20円券

(表)



大6, 大告176 (縮尺 $\frac{2}{3}$)

(裏)



改造 1円券

(表)



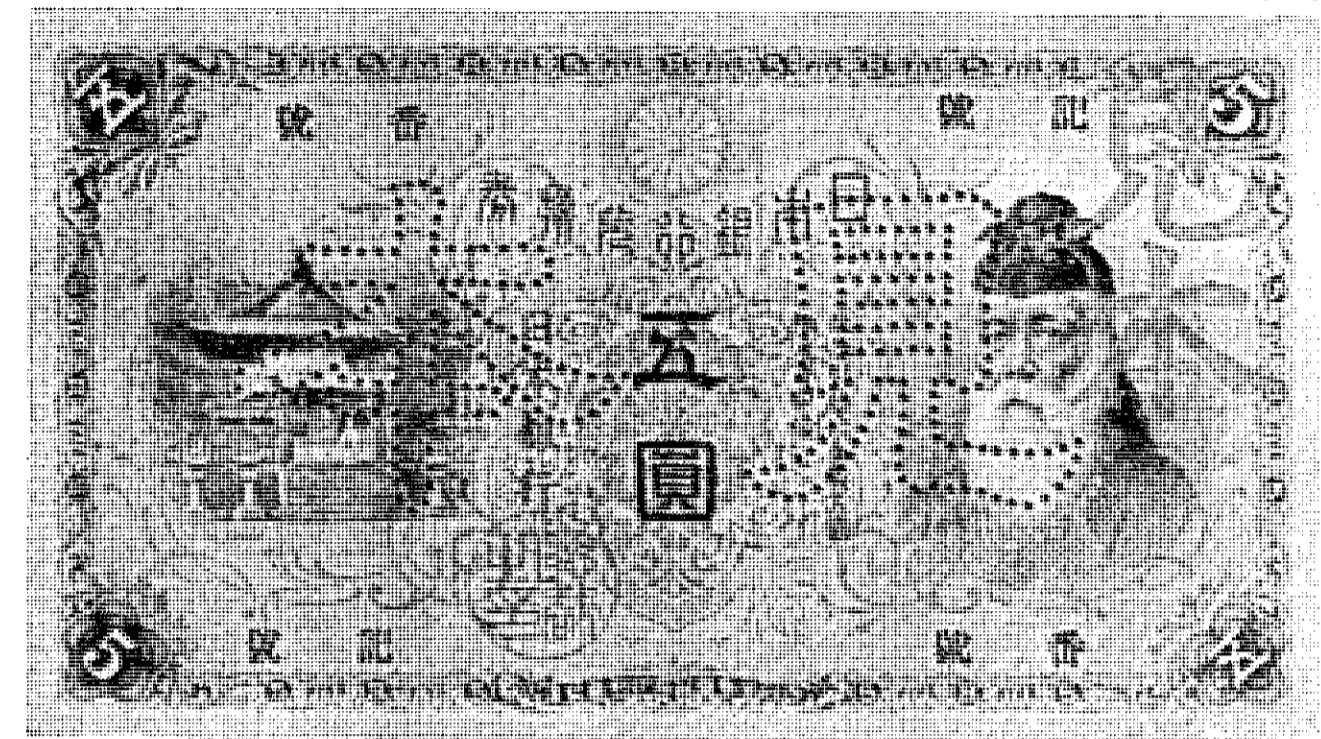
明22, 大告27 (縮尺 3/4)

(裏)



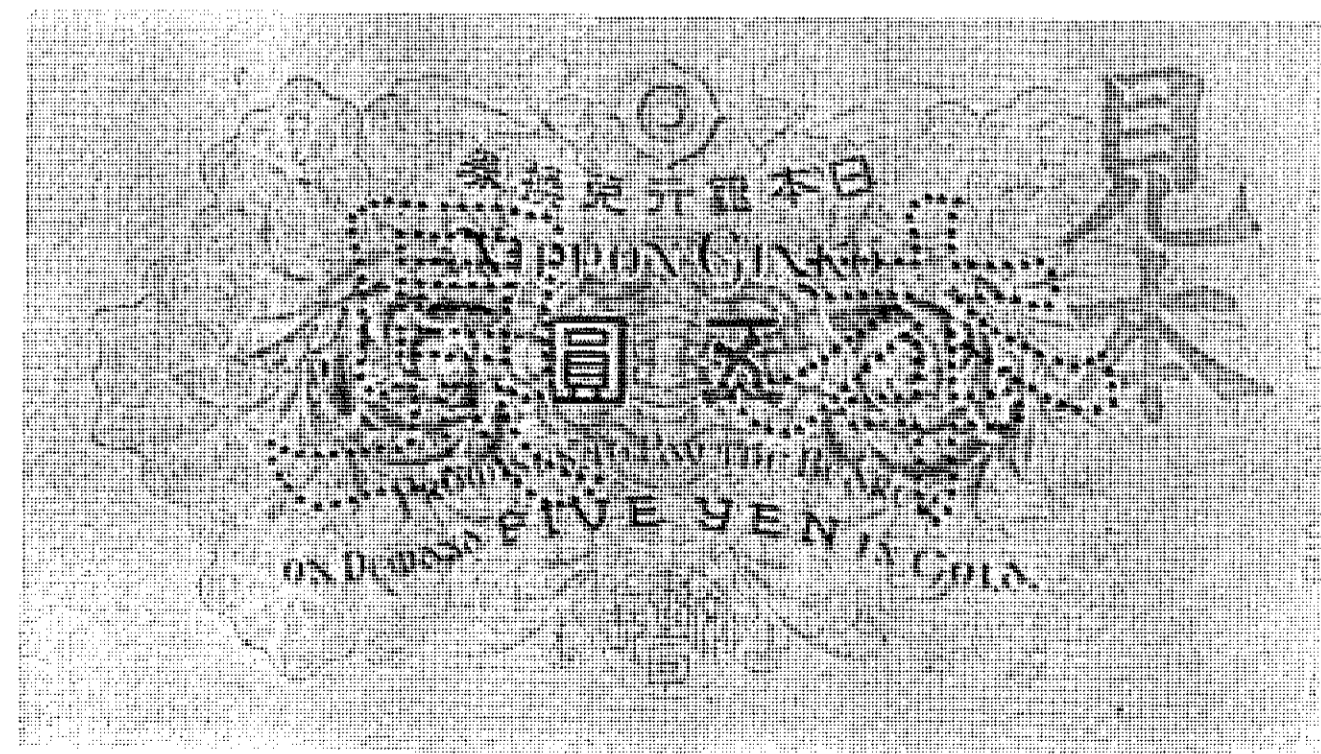
丙 5円券

(表)



大4, 大告163 (縮尺 3/4)

(裏)



乙 20円券

(表)



昭6. 7, 大告177 (縮尺 $\frac{2}{3}$)

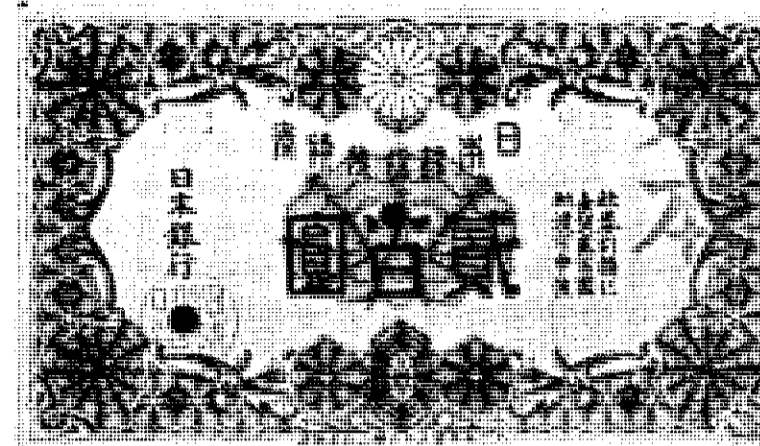
(裏)



(表)

乙 200円券

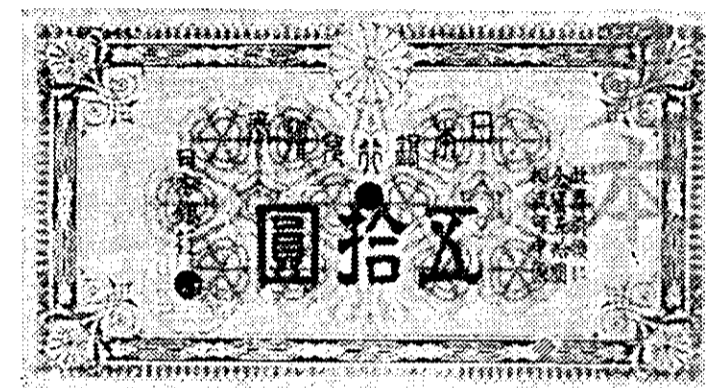
昭2. 4, 大告66 (縮尺 $\frac{2}{3}$)



甲 50円券

(表)

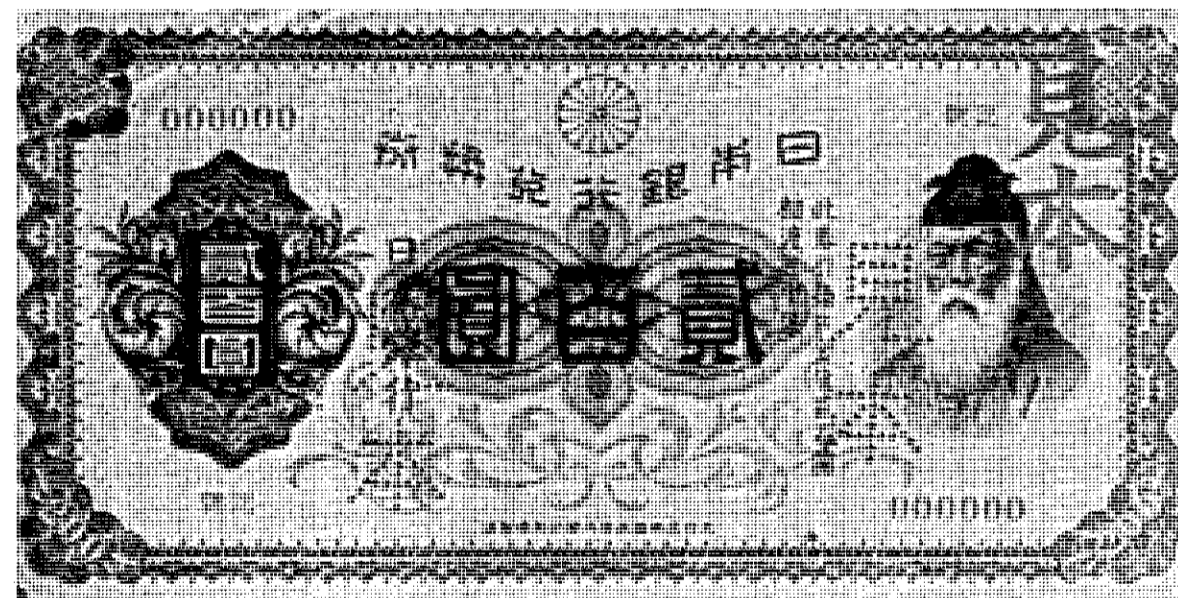
昭2. 4, 大告67 (縮尺 $\frac{2}{3}$)



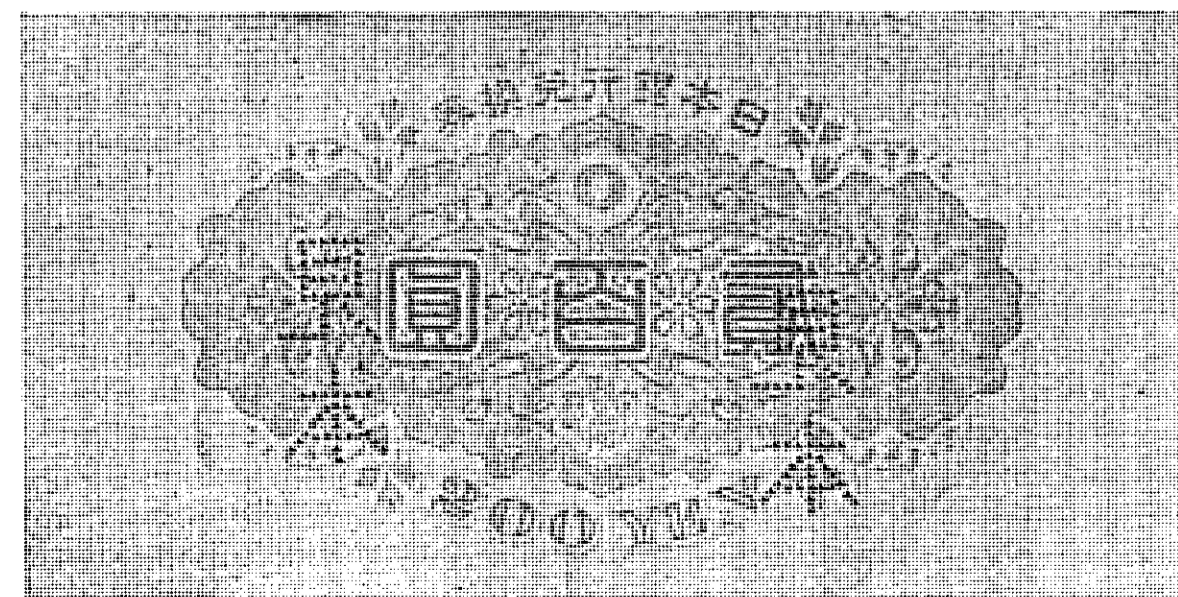
(表)

丙 200円券

昭2. 5, 大告85 (縮尺 $\frac{2}{3}$)



(裏)



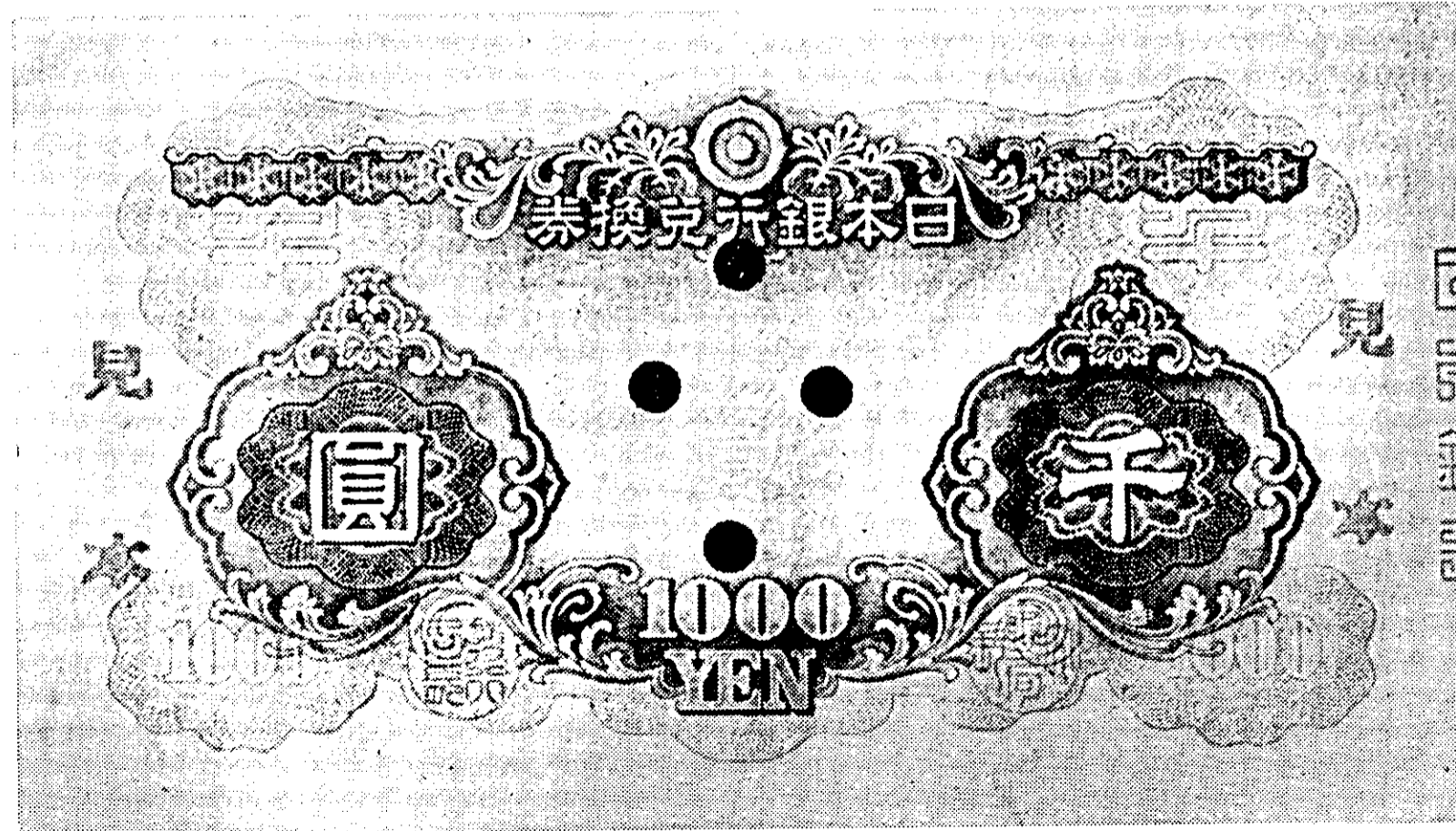
甲 1000円券

(表)



昭17. 4, 大告178 (縮尺 $\frac{2}{3}$)

(裏)



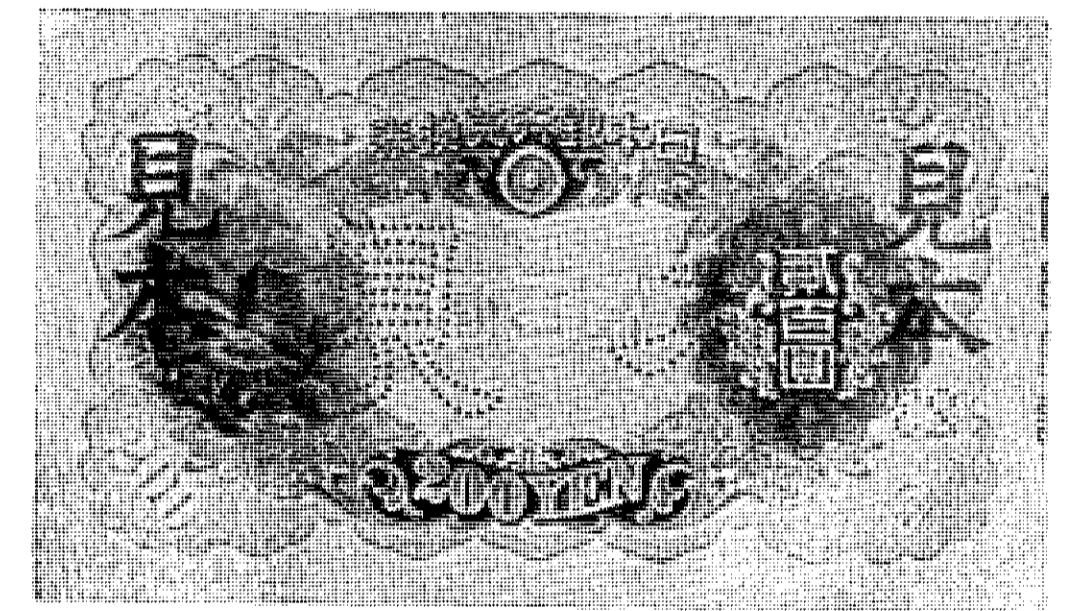
(表)

丁 200円券

昭17. 1, 大告1 (縮尺 $\frac{2}{3}$)



(裏)



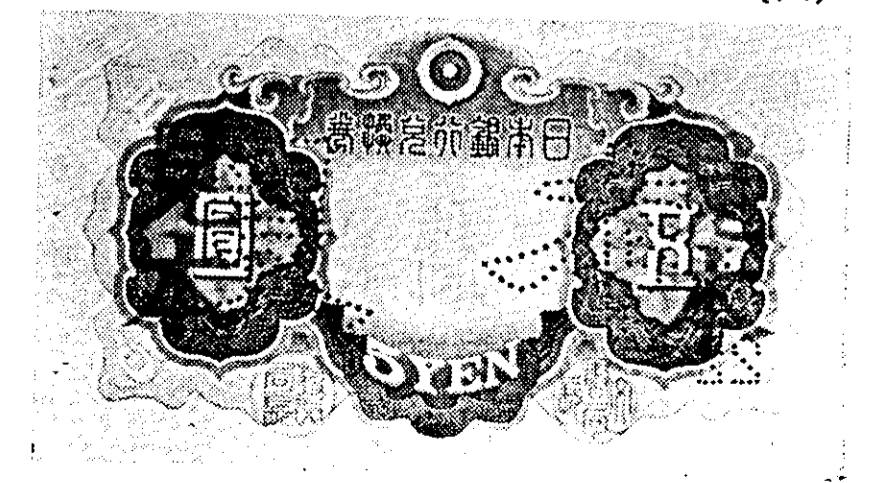
(表)

い 5円券

昭17. 1, 大告1 (縮尺 $\frac{2}{3}$)



(裏)



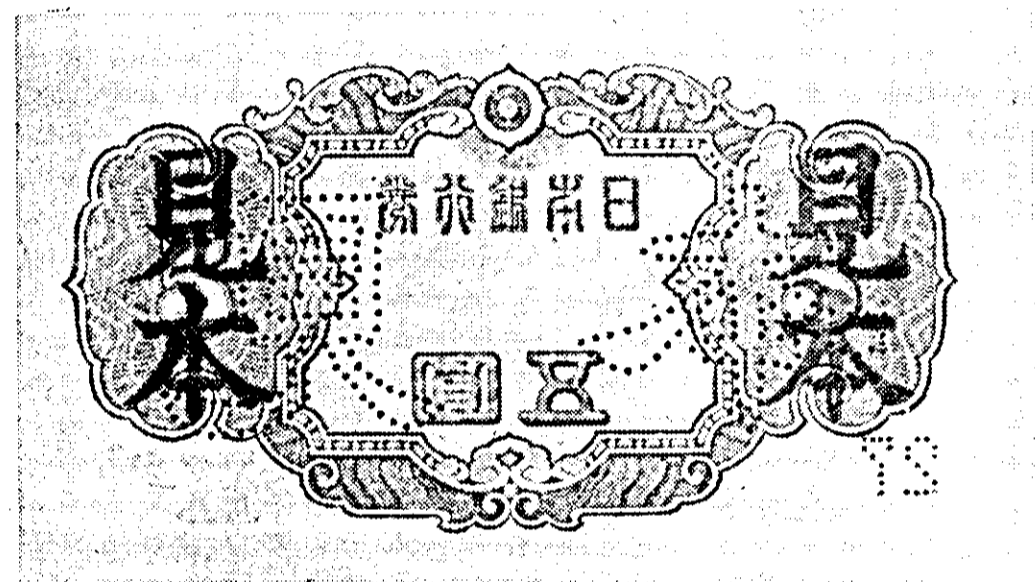
(表)



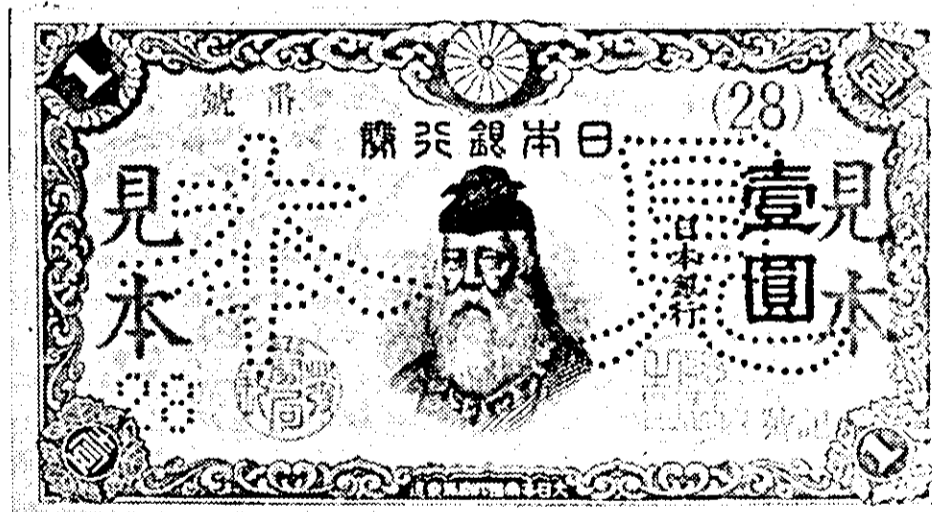
ろ 5円券

昭18. 12, 大告558 (縮尺 $\frac{1}{2}$)

(裏)



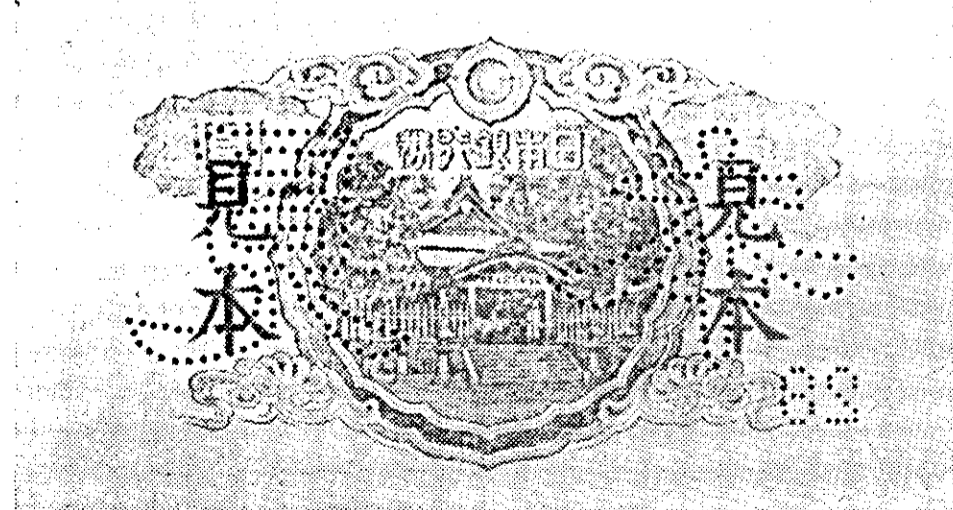
(表)



い 1円券

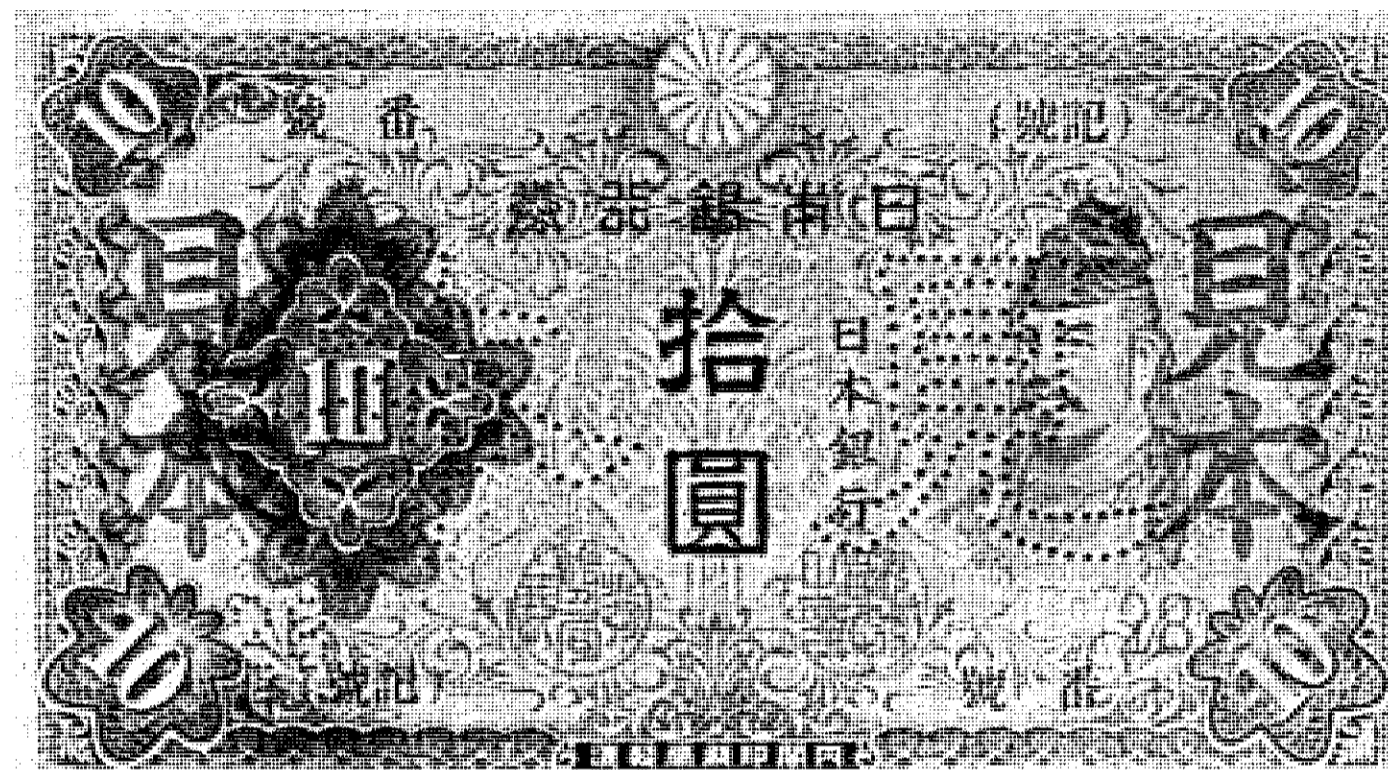
昭18. 12, 大告558 (縮尺 $\frac{1}{2}$)

(裏)



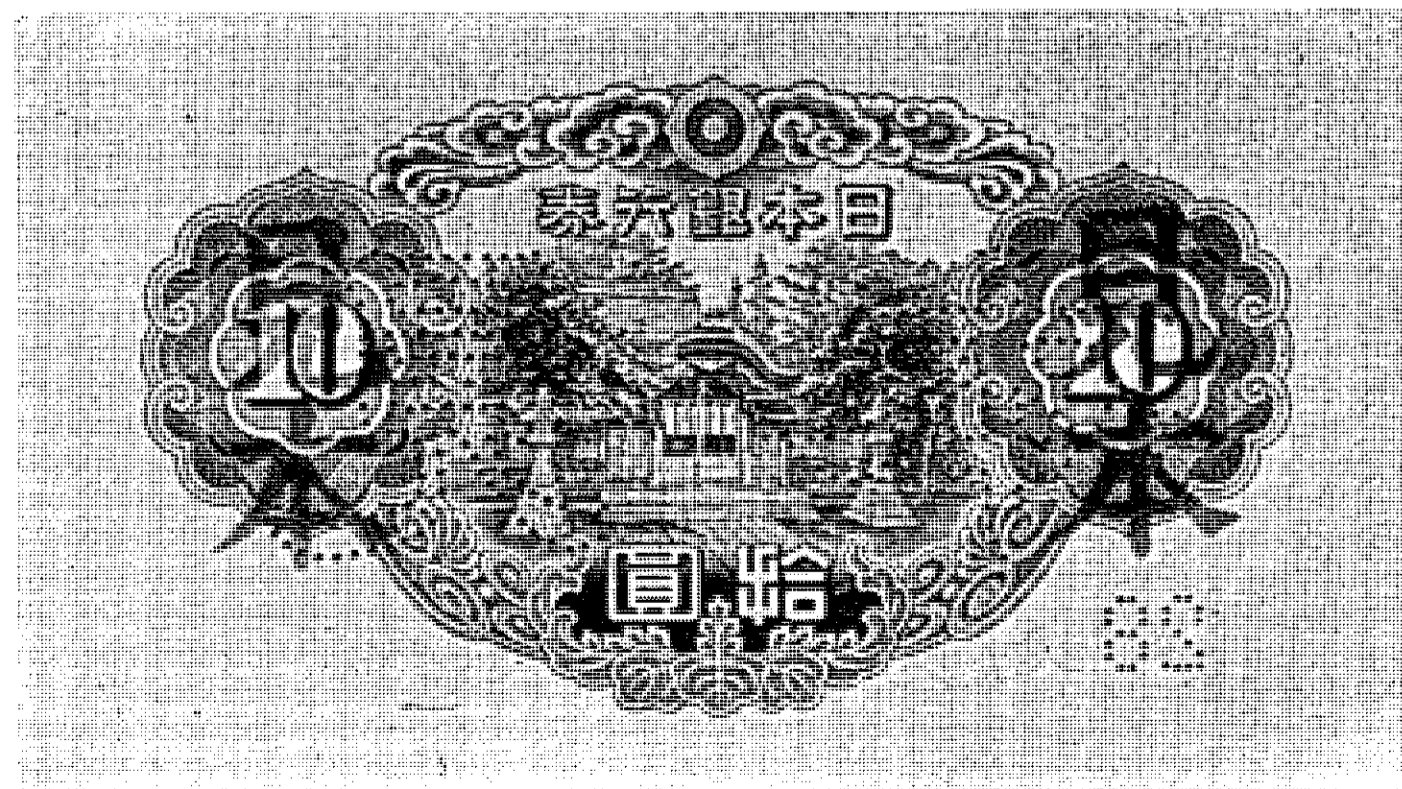
い 10円券

(表)



昭18. 12, 大告558 (縮尺 $\frac{2}{3}$)

(裏)



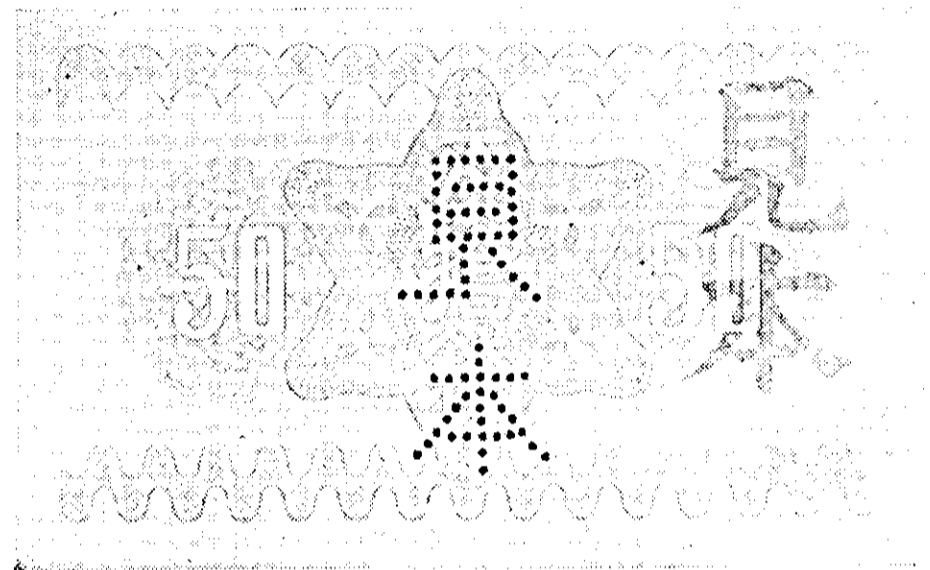
(表)



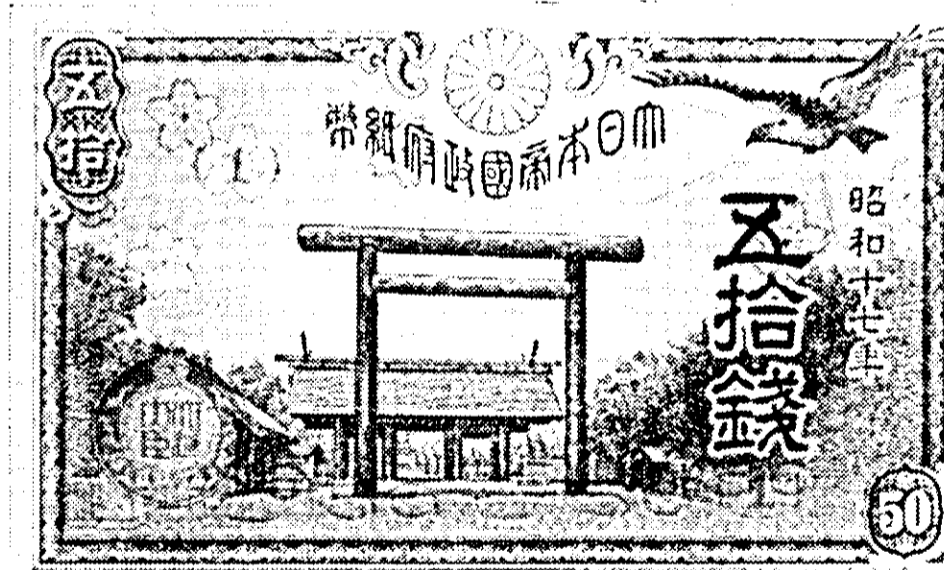
50錢紙幣

昭13. 6, 勅388 (縮尺 $\frac{2}{3}$)

(裏)



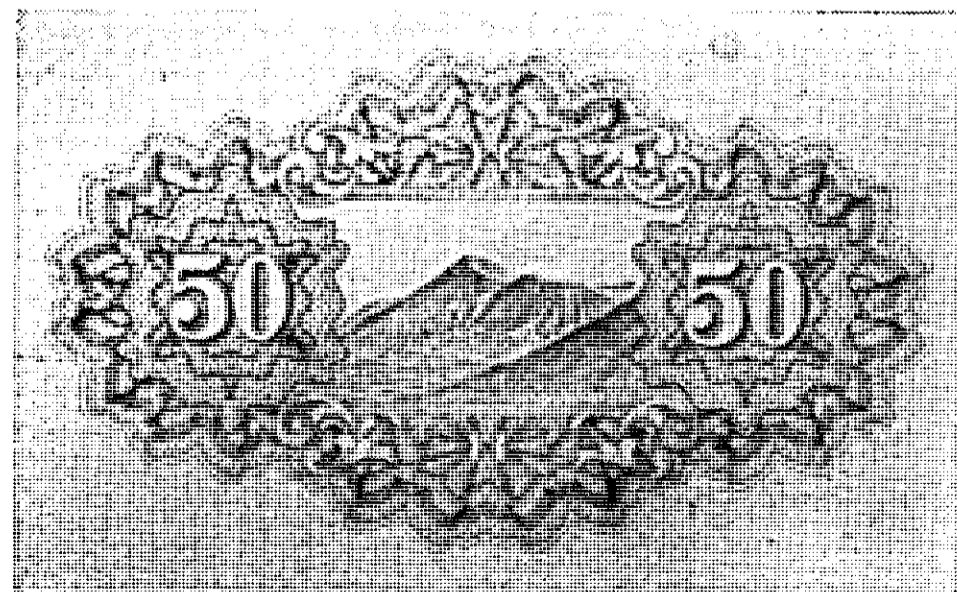
(表)



50錢紙幣

昭17. 10, 勅688 (縮尺 $\frac{2}{3}$)

(裏)



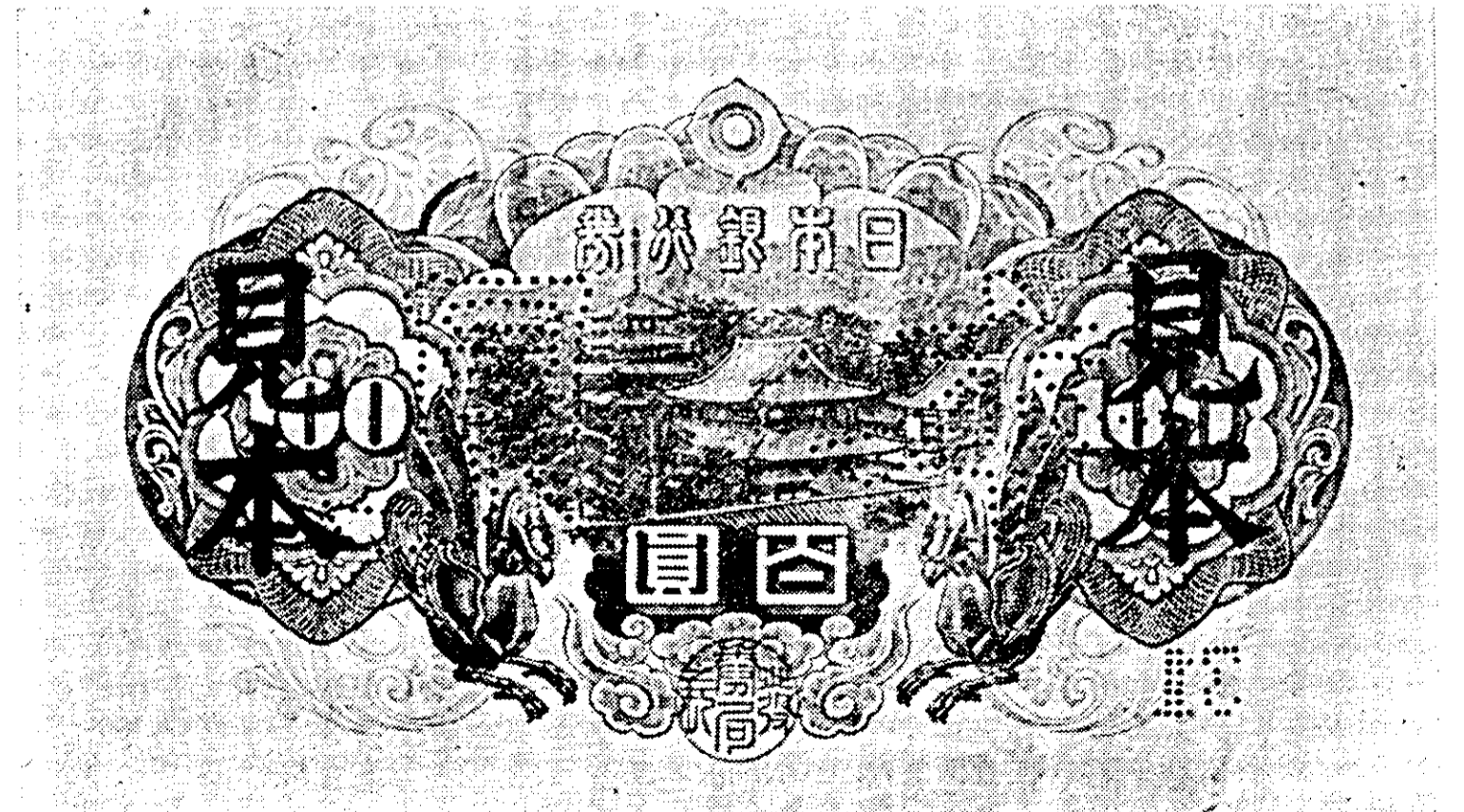
い、100円券

(表)



昭19. 3, 大告107 (縮尺 $\frac{2}{3}$)

(裏)



本位貨幣 (原寸)

5円金貨



明30.4

10円金貨



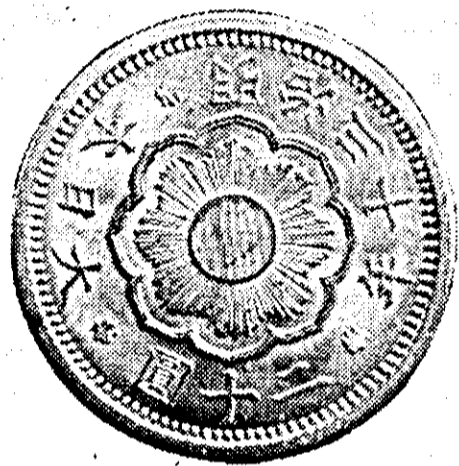
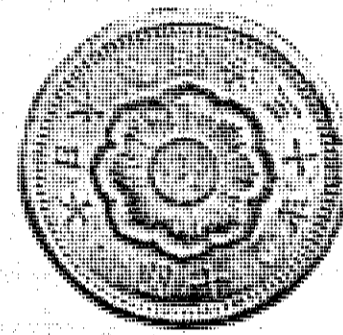
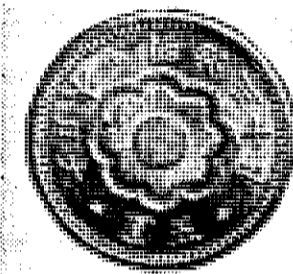
明30.4

20円金貨



明30.4

(表)



(裏)

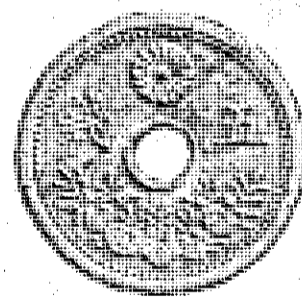
補助貨幣 (原寸)

1銭青銅貨



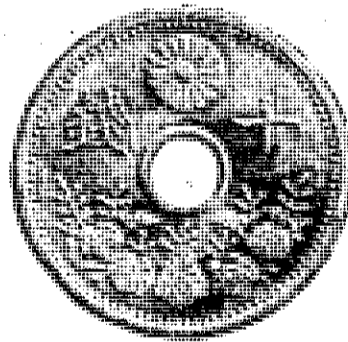
大5.8

5銭白銅貨



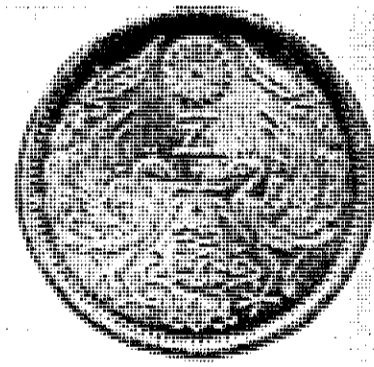
大9.8

10銭白銅貨



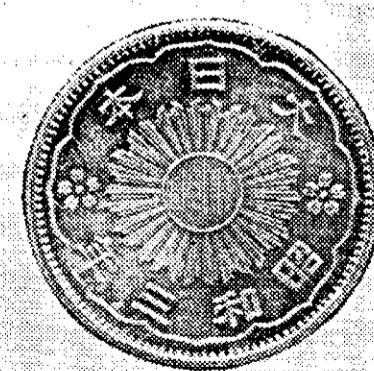
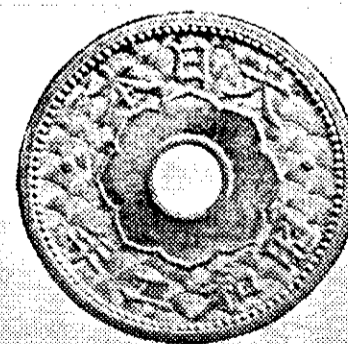
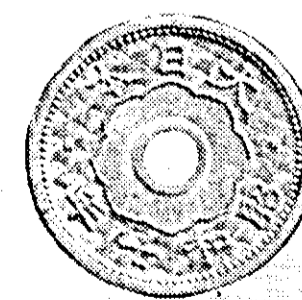
大9.8

50銭銀貨

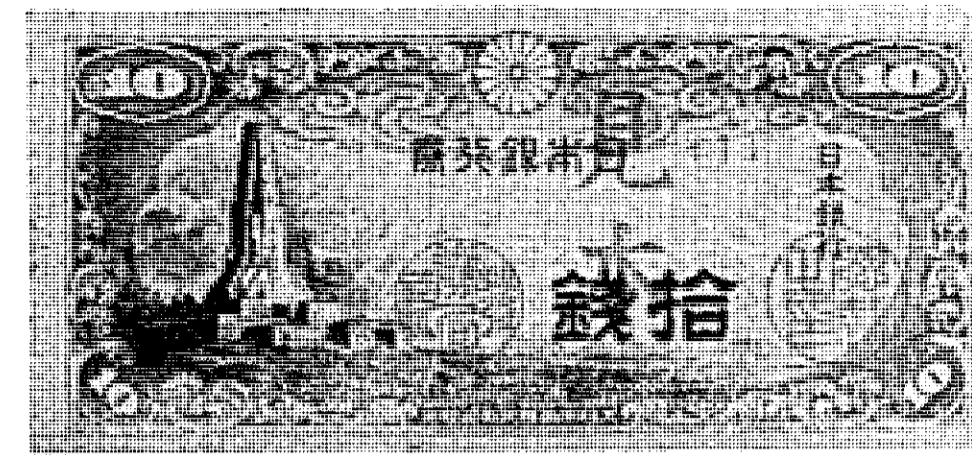


大11.4

(表)



(裏)

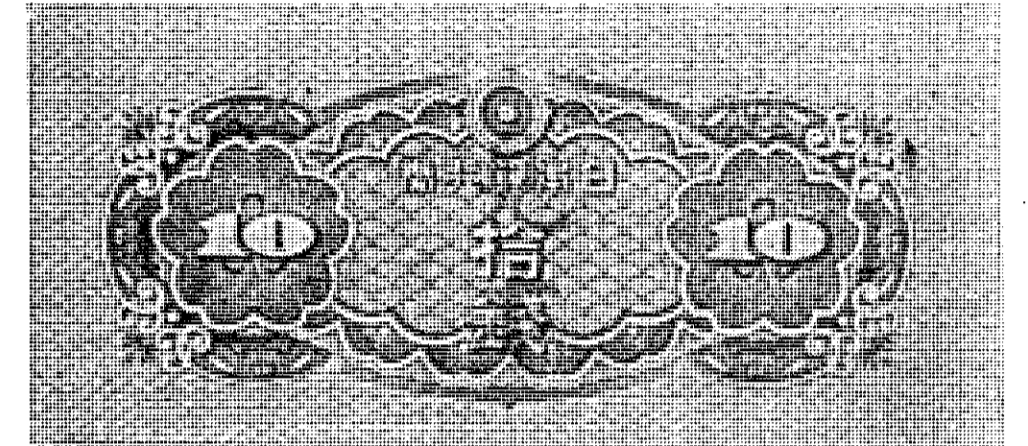


(表)

い、10銭券

昭19. 11, 大告489 (縮尺 $\frac{3}{8}$)

(裏)



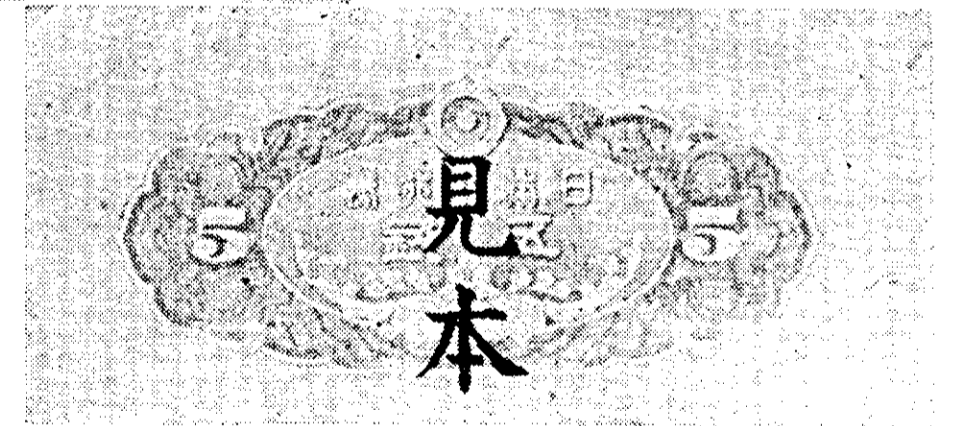
(表)



い、5銭券

昭19. 11, 大告489 (縮尺 $\frac{3}{8}$)

(裏)

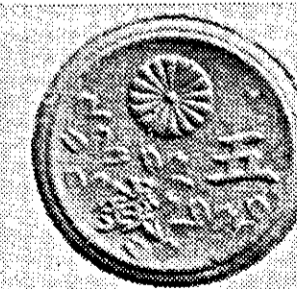


陶貨 (原寸)

1銭陶貨



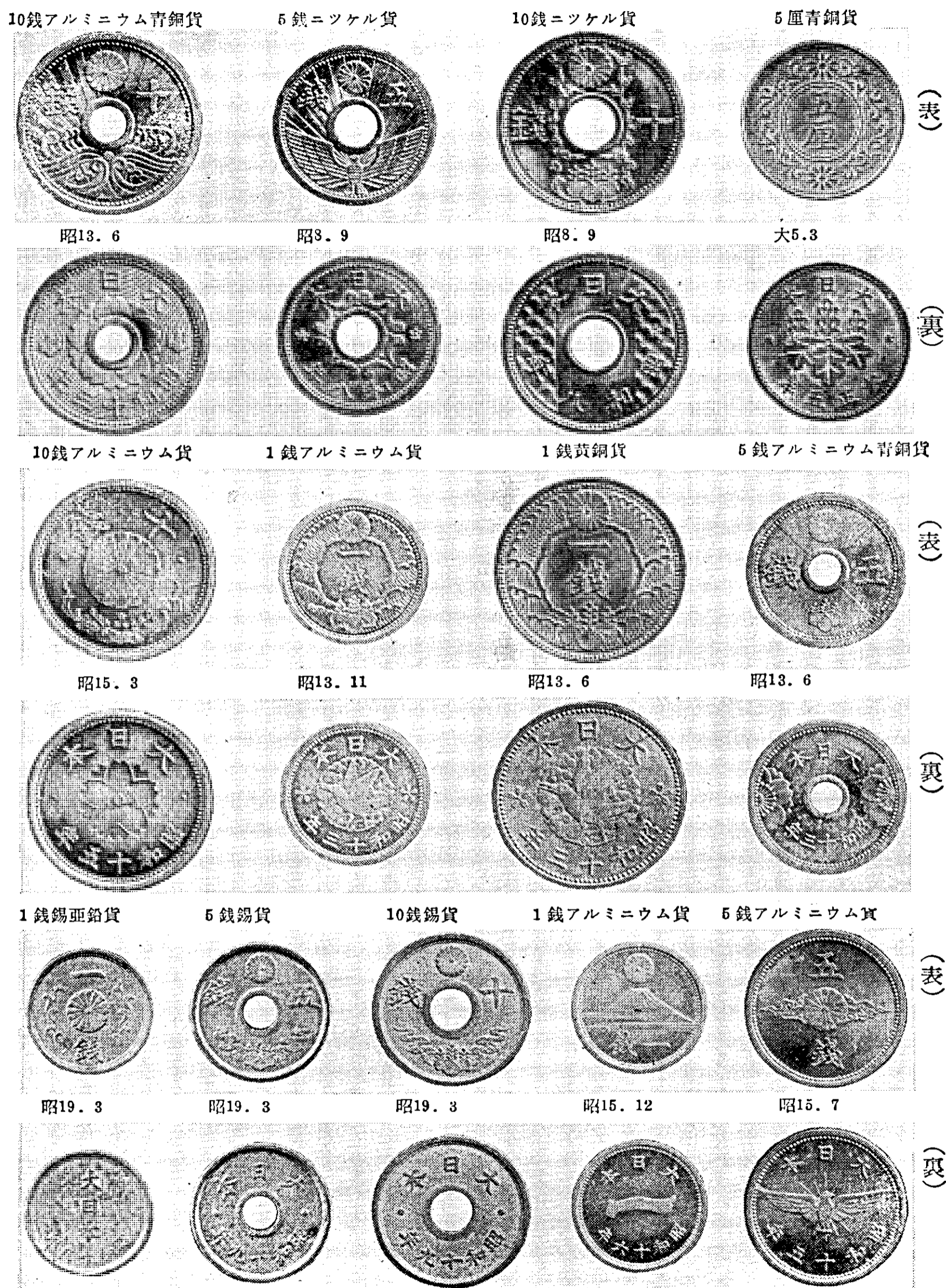
5銭陶貨



10銭陶貨



補助貨幣と臨時補助貨幣 (原寸)



はしがき

本巻は『昭和財政史』第九巻として通貨および物価について記す。通貨は西村紀三郎君の稿により、物価は大島清君の稿による。

まず、通貨制度の推移を概観しよう。

日本の貨幣制度は、日清戦争の賠償金を土台にして金本位となって以来一応堅実なものであった。けれども、日露戦争において、日本が多額の外債を起し、その後も軍備拡張にいそがしく、生産力と対外貿易とが、それほどに伸びなかったとき、正貨が不足して、対外支払に一時非常な苦境に立ったことがあった。しかし、この危機は、幸いにも、第一次世界大戦、それに由来する日本の輸出ブームによってまぬかれることができた。というのはそれは巨額の対外債権を日本にもたらしたからであり、その受取超過の資金を見合として、日本はその金本位制を維持することができたからである。しかし、このような条件の変化のもとにおいて日本の貨幣制度、とくにその中心たる日本銀行の銀行券発行の制度は、いつしか不健康な構造に変化していた。とくに日本銀行の準備に多額の在外正貨が数えられていたこと、しかもその準備は減少しつつあったことが、その不健康のしるしであっ

た。なぜこういうことになったかといえば、戦時戦後を通じて膨張した日本の経済には、信用の過大にもとづくインフレーションがあったからである。そしてそのインフレーションに対する反動が、このとき日本の対外貿易関係を悪化させていたからである。同時に、それにもかかわらず、いまやようやくその規模を拡大した日本の産業は、何らかの形において資金を求めてやまなかつたから、金融機関がそれを供給するのに無理をかさねて来たからである。大正の末期において、通貨制度の改革問題が日程にのぼったのはこういう由来であった。そしてその問題は、日本銀行の中央銀行としての機能を發揮せしむる方法いかん、とくに銀行券の準備制度はどういうのがいいかというのであった。というのは、日本銀行券の保証準備制度があまりに時代おくれで、制限外発行制度もそれ自身としてあまりに小規模であると考えられたからである。大正十五年十月に開かれた金融制度調査会は、まさにこの問題をとりあげたのであったが、それはかんたんに結論を得ることはできなかった。というのは、従来の制度を改めて、その保証準備を拡大することはかえって貨幣制度の弱化を意味するから、それが金本位からの離脱となる危険が感じられたからである。

そこで、当面政府が実行にうつし得たのは、これまでに発行して来たいろいろの銀行券を統一して、それを新券に替えるという事業だけであった。もちろんこれとてもそうかんたんな事業でなかった。というのは、第一次世界大戦中を通じて物価の騰貴とインフレーションとの時代において、政府が日本銀行に発行させた新券は多種で、いまやその混雑にこまっていたからである。このとき日本には関東大地震があり、ついで金融の恐慌があ

り、通貨そのものの混乱はいっそうはなだしくなったのでその整理に大きい努力が費やされたのは当然であった。しかし震災の結果、いわゆる特別融通にもとづく日銀の手形割引が異常に増大したので、銀行券の準備は急激に減少し、それに反してその保証準備の額が増大した。そこで、日本の貨幣制度の危機がまた問題となって来た。昭和四年に成立した浜口内閣は何よりもこれに注目したが、彼らはその解決の方法は、日本の貨幣をして正統的に金本位に還らしめるにありとした。そして彼らはその目的を達するのには、従来国内に抑制されていた金の輸出を解くのがよい、そうすれば、それによって日本の貨幣は世界のそれと共通の地盤に立つ、と考えた。これが有名な井上蔵相の金解禁政策であった。もしこれが目的を達したならば、これによって日本の貨幣制度として、金本位制が本場に復活するはずであり、従ってその健全化も期待されたのであるが、この金解禁自体は、当局者にとってさえ意外にもあまり急激な手術であって、その準備として行われた緊縮政策による産業界の打撃もまたあまりにもいたいたしいものがあつた。しかもこのとき（昭和六年九月二十一日）世界金本位の主導権をにぎっていると考えられていたイギリスが金の輸出を禁止したのであるから、日本の金輸出解禁はその目標を失った感さえあつた。それに勢いを得て、国内の反対勢力がついにこの政策に対して「とまれ」を命じた。浜口内閣に代って政友会内閣が登場し、高橋大蔵大臣が出て来た。彼はまずデフレ政策を中止するため金輸出の再禁止を行った。引き続き、兌換銀行券の保証発行制度を改革し、従来一億二千万円であつた兌換銀行券の保証準備発行高の限度を十億円に改めた。いうまでもなくこれによりこれまで違法的な形で行われた制限外発行はなくな

ったが、金本位そのものは放棄された形となり、これより管理通貨への道が開かれた。かくしてこの制度のもとにおいて通貨は急増し通貨の価値が減じたので、逆に金の価値が高くなったかの外観を呈した。そこで政府は、日本銀行をして金を高く買入れしめ、また従来一匁五円とされていた金の準備金をも高く評価することにした。昭和十二年七月のことであり、これにより一円は金七五〇ミリグラムから二九〇ミリグラムに減少した。そしてこの評価換により日本銀行の記帳上四億二千四百万円であった準備金は十億九千八百万円に増加した（十二年八月二十五日）。けれども、もちろん、これは一種の貨幣価値切下げであり、インフレ肯定であった。

こうして出発したインフレは、満州事変が拡大して日華事変となるに従っていよいよ高進した。そこで政府はそれに応ずるためまた兌換銀行券の保証限度を拡大した。しかし通貨は、その拡大を上回って膨張した。たとえば、日本銀行券は、昭和十二年通年平均十五億三千五百万円であったのに対し同十六年は四十一億七千六百万円となった。ほぼ三倍に近い増加であった。それにつれて各種硬貨や紙幣も、それぞれに急激に増加したことはない。こうしてそれが太平洋戦争の時代に入ったとき、紙幣の発行にはもはやほとんど制限もなく制圧力もなかった。そして通年平均でいえば、昭和十七年は五十二億五千六百万円、十八年は七十億六千九百万円、十九年は百二十億四千万円となった。そして終戦のときには実に百九十二億六千五百万円となっていた。もちろんそれはとめどないインフレーションへ続いていた。戦後においてそれが悪性の大インフレーションとなったのは、この戦時政策の当然の結果であった。

次に物価の変動を概観しよう。

昭和年代のはじめから日華事変に至るまでの間は、通じていえば日本は物価下落の時代であった。これは、第一次世界大戦と関東大地震との二つを契機とする大インフレーションの反動であり、その整理におけるデフレーションの現われであったといえる。そして浜口内閣が金解禁の政策をとったとき、物価下落の勢いはいっそう急テンポとなったのは、右のデフレ政策にもかかわらず実質的には、日本になおインフレーションが大きく残っていたからである。それゆえ、この物価下落がただちに産業の不振と、企業の倒壊とをもたらした。さきに説明したように政府が金の輸出解禁の政策を放棄せねばならなかったのは、日本の経済がこの正道を歩む力がなかったからである。それはともかくも、金輸出再禁止が行われ、金本位の枠がゆるめられたにもかかわらず、物価はしばらく停滞して騰らなかった。そしてそのことが、産業界の一部によって不景気の原因とせられていたとき、突如として満州事変がおこり、それが軍需生産を呼びおこす契機となり、「景気は満州より」ということになった。かくして、こんどはいよいよ本格的継続的な物価騰貴となって来た。その原因の内にすでにインフレーションが十分にかくれていたのである。

政府がこれに気づいたのは、すでにおそく、昭和十二年であり、その八月三日にはいわゆる暴利取締令なるものをもって、一般的な物価統制にスタートした。ついで、この取締法は、同年十月、特殊の生産品について自主的に最高標準価格を作る制度にまで拡大された。昭和十三年七月にはこの制度はさらにいろいろの物品に対して

適用され、また、それを維持する責任に政府自ら当った。かくして早くも十四年一月には準戦時型物価統制の原形はできたといつてよい。すなわちいわゆる公定物価は、綿製品はもちろん鉄・銅・ゴム・木材・皮革・石炭・肥料・石油などの重要生産品のほとんど全部に及び、さらに同年それは拡大強化されて、ひろく運賃、保管料、保険料、加工費などにも及んだ。それにつれて、統制違反に対する制裁もまた強化された。これはもはや物価統制の戦時方式であるが、さらに昭和十六年、十七年、十八年と年がすすむに従って、この方式は強化された。そしてそれにより国内に生産するほとんどあらゆる物品には公定価格が与えられたのみではなく、その集荷と配給とが政府の手によって行われるようになった。しかしながらこれらの諸制度にもかかわらず、物価そのものはその統制力には服しなかった。その証拠としていわゆる闇価格なるものがひろく行われた。そこで、政府は、さらにそれを追求阻止することに多大の労力を費やさねばならなかった。が、それもまた多くはその目的を達せず、ただ経済界の商品流通に多くのボトルネックを作るのみであった。そこでまた政府の統制政策も一歩また一歩とすすまざるを得ないことになった。そしてその大きいステップは昭和十八年四月の緊急物価対策なるものであった。これは軍需品生活必需品について、国家が生産価格を保証するものであり、その保証のために必要なだけ政府が補給金を出すものであった。ここでいわゆる必需品物資とは、はじめの内は少数に限られていたが、漸次に多くの軍需物資、生活物資に及んだ。そこでそれと同時に、この指定の内に入らない物資は、事実上その生産が採算にのらなくなり、そのためにその生産が中止され、その供給が停止されざるを得なかった。それゆえに、そういう物資のほとんどすべてには闇値が生じた。その事実はさらに必需物資の生産に及び、従つてその生産コストも日々に騰つたので、政府はその統制価格と補給金とを、引き続き改訂せねばならなかった。そしてそれがなされると、これを追っかけて他物資の闇値がまた暴騰した。そしてそれが暴騰するに依じて、そういう物資は市場からその姿をかくした。要するに戦争の末期においては、これらの諸政策はほとんど行きづまりつあつた。そして国民の政府に対する信頼もまたほとんどなくなつていた。それゆえ、日本にはもはや商品市場らしい商品市場もなく、一定の生産価格もなかった。ということは、生産の組織もほぼ壊滅していたということであつた。

本書前後二編は以上の過程を描いている。通貨編においては、とくにそれぞれの時期における通貨の種類やその供給の形態や経過が詳しく語られており、物価編においては、とくに價格統制の形態や経過に力点がおいて説明されている。通貨はいうまでもなく、物価の影であり、物価はいうまでもなく、通貨の数量の形において社会的に存在する市場事実である。読者はこの二十年兩者形影相追うて、ともに奈落の底におちいつて行つた日本市場のさんたんたる姿をこのうちに見るであらう。

筆者西村君と大島君については他の巻(第三巻および第十巻)において紹介したから、改めて説かない。監修者青木先生に対する筆者等の感謝はそれぞれの巻についての場合と、もちろん変るところがない。

最後にわれわれの同僚高橋俊君の逝去を、室員一同に代り、ここに記念することを許していただきたい。氏は

実に六十年に近い長歲月の全エネルギーを大蔵省文庫建設にささげてあかない人であった。そしてその最後の十年の努力は直接にこの事業のためになされた。この編もまた氏の留魂碑である。

一九五六年（昭和三十一年）五月

大蔵省昭和財政史編集室

大 内 兵 衛

目 次

通貨編

第一章 昭和初年から満州事変まで	三
第一節 通貨制度改革問題の台頭とその背景	三
第二節 兌換銀行券の整理	一六
第三節 通貨事情	二一
第四節 通貨の製造、発行および回収	三五
一 本位貨幣の製造、発行	三五
二 兌換銀行券の製造、発行および回収	三七
三 補助貨幣の製造、発行および回収と政府紙幣の回収	四七
第五節 通貨の様式等	五五
一 本位貨幣および補助貨幣の様式等	五五

二 兌換銀行券の様式等……………	六〇
第二章 満州事変から日華事変まで……………	六九
第一節 兌換銀行券保証発行限度の増額と通貨政策の転換……………	六九
第二節 通貨の漸増と金融諸情勢の展開……………	七五
第三節 日本銀行金買入法、金準備評価法および金資金特別会計法の制定……………	八六
第四節 通貨の製造・発行および回収……………	九一
一 兌換銀行券の製造・発行および回収……………	九三
二 補助貨幣の製造・発行および回収……………	九七
第五節 通貨の様式等……………	一〇一
第三章 日華事変から太平洋戦争まで……………	一〇九
第一節 兌換銀行券保証発行限度の臨時拡張と兌換銀行券条例の臨時特例の制定……………	一〇九
第二節 通貨の増加と財政金融諸情勢の変化……………	一一八
第三節 通貨の製造・発行および回収……………	一二〇
一 兌換銀行券の製造と発行……………	一二〇
二 臨時通貨法の制定と補助貨幣・政府紙幣の製造・発行……………	一二四
三 兌換銀行券整理の結果と補助貨幣回収の促進……………	一二四
第四節 通貨の様式等……………	一二三
第四章 太平洋戦争から終戦まで……………	一五一
第一節 日本銀行法の制定と管理通貨制度の確立……………	一五一
第二節 通貨の累増と財政金融諸情勢の推移……………	一六一
第三節 通貨の製造・発行および回収……………	一六九
一 銀行券・政府紙幣の製造・発行……………	一七〇
二 臨時補助貨幣の製造・発行および補助貨幣の回収……………	一七五
第四節 通貨の様式等……………	一八一
一 銀行券の様式等……………	一八一
二 臨時補助通貨・小額紙幣の様式等……………	一八九

物価編

第一章 日華事変までの昭和年代における物価変動……………一九七

第一節 金融恐慌前後における物価変動……………一九七

第二節 金解禁期間の物価……………二〇七

第三節 金輸出再禁止後の物価……………二一五

第二章 戦時物価統制政策と実情……………二二三

第一節 日華事変勃発当初の措置……………二二三

一 暴利取締令の施設……………二二三

二 物価事情……………二二九

三 最高価格制度への移行……………二三五

第二節 昭和十二年十一月より十三年四月までの物価統制施設とその実情……………二三九

一 自主的最高価格制度……………二三九

二 物価事情……………二四三

三 中央物価委員会の業績……………二四九

第三節 昭和十三年五月より十四年八月までの施設とその実情……………二五五

一 二種の販売価格取締規則……………二五五

二 物価事情……………二六四

三 物価統制の大綱……………二七一

第四節 昭和十四年十月より十八年四月までの施設とその実情……………二七八

一 施設……………二七八

二 物価事情……………三〇〇

三 物価対策審議会の二つの答申……………三一一

四 価格形成中央委員会の答申……………三三三

第五節 戦争末期の物価施設とその実情……………三三九

一 緊急物価対策要綱……………三三九

二 物価事情……………三五五

三 物価統制の混乱……………三七一

資料 I 通貨関係法令・演説ならびに報告書……………三七九

一 通貨関係法令……………三六一

(一) 通貨発行制度関係……………三六一

(二) 通貨形式関係……………三八一

(三) その他……………三八三

二 通貨発行制度関係主要法令ならびに演説……………三八五

兌換銀行券条例……………三八五

兌換銀行券条例中改正……………三八六

兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ関スル法案提案理由説明と同法律……………三八七

兌換銀行券ノ保証発行限度ノ臨時拡張ニ関スル法案提案理由説明と同法律中改正……………三八八

兌換銀行券条例ノ臨時特例法案提案理由説明と同法律……………三八九

兌換銀行券ノ発行限度……………三九一

日本銀行法案提出理由説明(抄)と同法律(抄)……………三九一

三 通貨形式関係主要法令ならびに演説……………三九六

貨幣法……………三九六

貨幣法中改正……………三九八

貨幣ノ形式ヲ定ムルノ件……………三九九

貨幣形式令……………四〇一

臨時通貨法案提案理由説明と同法律……………四〇一

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件……………四〇三

臨時通貨ノ形式等ニ関スル件追加……………四〇四

貨幣形式……………四〇八

四 その他通貨関係法令・演説ならびに報告書……………四三二

兌換銀行券整理ニ関スル調査……………四三二

兌換銀行券整理法案提案理由説明と同法律……………四三六

日本銀行金買入法案提案理由説明と同法律……………四三九

金準備評価法案提案理由説明と同法律……………四三一

兌換銀行券発行税納税に関する法律と同税の納期……………四三三

資料 I 物価関係法令.....四三五

一 物価に関する法令.....四三七

- (一) 物価関係機関法規.....四三七
- (二) 物価統制関係法規(1).....四三八
- (三) 物価統制関係法規(2).....四三九
- (四) 物価統制関係法規(3).....四四〇
- (五) 物価統制関係法規(4).....四四一
- (六) 物価統制関係法規(5).....四四二
- (七) 輸出入統制関係法規.....四四三

二 物価に関する主要法令.....四四三

- (一) 物価関係機関主要法規.....四四三
- (1) 物価委員会令.....四四三
- (2) 物価調査委員会令.....四四三
- (3) 物価対策審議会官制.....四四三

- (4) 価格形成委員会官制.....四四五
- (5) 物価協議会設置制.....四五七
- (6) 戦時物価審議会官制.....四五八
- (二) 物価統制関係主要法規.....四五九

- (1) 暴利ヲ目的トスル物品ノ売買取締ニ関スル件.....四五九
- (2) 国家総動員法(抄録).....四六三
- (3) 価格等統制令.....四六四
- (4) 賃金臨時措置令(抄).....四六八
- (5) 地代家賃統制令(抄).....四六九

資料 II 統計(巻末)

本文中統計表目次

通貨編

第一章

第一表 兌換銀行券限外發行調……………一五

第二表 兌換銀行券年末發行高調……………三三

第三表 政府・日本銀行所有正貨調……………三三

第四表 日本銀行一般貸出金種類別調……………三七

第五表 全国手形交換高調(1)……………三六

第六表 全国銀行預金貸出調(1)……………三六

第七表 兌換銀行券平均發行高月別調……………三九

第八表 株式払込、社債發行償還調……………三〇

第九表 日本銀行預金貸出金調(1)……………三二

第十表 兌換銀行券發行高保証内訳調……………三三

第十一表 本邦産金額調……………三三

第十二表 兌換銀行券發行税調(1)……………三四

第二章

第二十七表 兌換銀行券平均發行高調(1)……………七〇

第二十八表 政府金買上調……………七五

第二十九表 各月末歳出(一般會計)国庫現計調……………七七

第三十表 日本銀行引受公債消化調……………七七

第三十一表 兌換銀行券平均發行高調(2)……………七六

第三十二表 各月末兌換銀行券發行高内訳調……………七九

第三十三表 各四半期末日本銀行貸出金種類別調……………七九

第三十四表 貨物輸出入調(内地)……………八〇

第三十五表 全国手形交換高調(2)……………八一

第三十六表 兌換銀行券平均發行高調(3)……………八一

第三十七表 全国銀行預金貸出調(2)……………八二

第三十八表 社債發行・償還・株式払込調(1)……………八三

第三十九表 各四半期末兌換銀行券發行事情……………八四

第四十表 兌換銀行券發行高調……………八八

第四十一表 日本銀行正貨準備調……………九〇

第四十二表 兌換銀行券年末發行高種類別調(1)……………九二

第四十三表 兌換銀行券製造高調(1)……………九三

第十三表 日本銀行準備正貨調……………三六

第十四表 昭和一年十二月末現在兌換銀行券發行高調……………三六

第十五表 昭和二年三、四月末兌換銀行券發行高調……………三六

第十六表 新旧兌換銀行券交換狀況調(1)……………四四

第十七表 新旧兌換銀行券交換狀況調(2)……………四四

第十八表 昭和六年末兌換銀行券發行種類別調……………四四

第十九表 補助貨幣流通高比較……………四七

第二十表 補助貨幣製造高調(1)……………五〇

第二十一表 補助貨幣發行高調(1)……………五〇

第二十二表 大正十五年度中旧補助貨回收予定・実績比較……………五三

第二十三表 旧補助貨幣回收高種類別調(1)……………五三

第二十四表 政府紙幣發行殘額調……………五三

第二十五表 銀行券寸法新旧比較……………六一

第二十六表 兌換銀行券製造單価調(1)……………六七

第四十四表 兌換銀行券平均發行高調(4)……………七四

第四十五表 兌換銀行券製造單価調(2)……………七五

第四十六表 兌換銀行券(旧様式)回收調(1)……………七六

第四十七表 兌換銀行券(旧様式)回收調(2)……………七六

第四十八表 補助貨幣現在高種類別調……………七九

第四十九表 補助貨幣製造高調(2)……………七九

第五十表 補助貨幣發行高調(2)……………九〇

第五十一表 旧補助貨幣回收高種類別調(2)……………一〇〇

第三章

第五十二表 兌換銀行券發行高最高最低調(1)……………一〇〇

第五十三表 兌換銀行券平均發行高調(5)……………一〇三

第五十四表 兌換銀行券發行高最高最低調(2)……………一〇三

第五十五表 兌換銀行券平均發行高比較……………一〇九

第五十六表 社債發行・償還・株式払込調(2)……………一一三

第五十七表 全国銀行預金貸出調(3)……………一一三

第五十八表 国債消化狀況調……………一一三

第五十九表 日本銀行預金貸出金調(2)……………一一三

第六十表 政府資金・市中資金収支と銀行券……………一一三

本文中統計表目次

増減調(1)……………一七七

第六十一表 銀行券・補助貨幣および紙幣流通高調……………一六九

第六十二表 兌換銀行券発行税調(2)……………一三六

第六十三表 兌換銀行券年末発行高種類別調(2)……………一三三

第六十四表 兌換銀行券製造高調(2)……………一三三

第六十五表 兌換銀行券製造単価調(3)……………一三三

第六十六表 補助貨幣・政府紙幣発行残高調……………一三七

第六十七表 補助貨幣流通高金種別調……………一三六

第六十八表 補助貨幣製造高調(3)……………一三九

第六十九表 五十銭紙幣製造費等調……………一四〇

第七十表 兌換銀行券整理法による兌換銀行券一覽……………一四三

第七十一表 現行貨幣発行・引揚高等調……………一四三

第四章

第七十二表 日本銀行券平均発行高調……………一三三

第七十三表 銀行券平均発行高比較……………一三三

第七十四表 全国銀行預金貸出増加調……………一四四

第七十五表 社債発行・償還・株式払込調(3)……………一四四

第七十六表 郵便貯金増加・公債消化調……………一六五

第七十七表 日本銀行預金貸出調(3)……………一六六

第七十八表 日本銀行公債引受売却調……………一六七

第七十九表 政府資金・市中資金収支と銀行券増減調(2)……………一六七

第八十表 日本銀行券発行高種類別調……………一七一

第八十一表 日本銀行券製造調……………一七三

第八十二表 日本銀行券製造枚数調……………一七三

第八十三表 小額銀行券製造高調……………一七四

第八十四表 銀行券・政府紙幣製造単価調……………一七五

第八十五表 補助貨幣流通高調(1)……………一七六

第八十六表 臨時補助貨幣製造高調……………一七七

第八十七表 臨時補助貨幣発行高調……………一七七

第八十八表 補助貨幣流通高調(2)……………一七八

第八十九表 アルミニウム貨第二次改造(十八年末)以前の補助貨幣回収調……………一七八

第九十表 錫貨発行以前の補助貨幣回収調……………一八〇

第九十一表 兌換銀行券寸法比較……………一八四

物 価 編

第一章

第一表 日本銀行券平均発行高……………一九六

第二表 事業計画資本高調……………一九九

第三表 日本銀行一般貸出高内訳……………一九九

第四表 物価・対米為替および日銀券発行高……………二〇〇

第五表 各国物価比較……………二〇〇

第六表 卸売物価指数……………二〇一

第七表 東京卸売物価……………二〇五

第八表 日英米三国物価指数……………二〇六

第九表 主要商品価格指数……………二一一

第十表 昭和五年度主要産業操短率……………二一一

第十一表 東京卸売物価指数……………二二二

第十二表 種類別卸売物価指数……………二二三

第十三表 生産財・消費財および国内品・貿易品物価比較……………二二四

第十四表 日本物価の国際的地位の変化……………二二七

第十五表 金再禁止後の卸売物価指数……………二二八

第十六表 重要商品相場の動き……………二三〇

第二章

第十七表 購入価格指数……………三〇九

第十八表 購入価格申告件数中高値買の割合……………三〇九

第十九表 石炭価格調整補給金の推移……………三三三

通
貨

第一章 昭和初年から満州事変まで

第一節 通貨制度改革問題の台頭とその背景

大正十五年十月十二日、金融制度調査会（第一回）に同準備委員会から提出された報告で採り上げられた調査事項は、「日本銀行の中央銀行としての機能を完全に發揮せしむるの方策如何」等十二項に及んだが、同報告は金融制度改革の必要を次のように記している。

「我国金融制度の体系は各種の金融機関併立し、一見頗る整備せるが如き観あり、然れども、是等金融機関たるや其の必要ある毎に随時設置せられたるもの多く、爾来多少の改善を加へられたりと雖、其の間の連絡統制必ずしも整へりと云ふことを得ず、而して各機関に付て之を見るも、未だ其の機能を十分に發揮せざるのみならず、我國民經濟の進運に副はざるもの尠からず、加之、往々にして其の經營放漫に流れ、延て財界に種々の弊害を醸成するものあるに至れり、是れ金融制度の整備改善を以て今日に於て最も急務と為す所以なり。」¹⁾

そして日本銀行問題については

「抑も各種金融機関の枢軸として金融界を指導統制し、以て一國財界の健全なる発達を期することは中央銀行の責務なり、其の組織及機能の如何は直に金融制度全般の活動を左右すること大なるものあり、従て日本銀行が一般金融市場と脈絡相通じ、緩急相応じ、以て其の調節を図る点に於て同行の割引政策に改善を加ふるの要なきか、我國の産業を振興し、金融を円滑ならしむる点に於て同行の機能を一層發揮せしむるの要なきか、同行現在の事務総理機関及監督機関等の組織は、同行の担へる至重の任務を遺憾なく遂行する上に於て果して欠くる所なきか、更に同行は其の中央銀行たる使命を遂行する為、兌換銀行券の発行、国庫金取扱等多大の特権を賦与せらるる国家的機関なるが故に、国家と利益を共通せしめ、同行の国家的機関たる所以を名実共に具備せしむる点に於て現在の制度を改善するの要なきか、金融制度改善を企図するに当り是等の点に付慎重なる調査を為すことは最も必要なる事項なりと謂はざるべからず」と説明した。

(1) 原文引用については句点、濁点を付し、片仮名の文は平仮名に改めた。以下同じ。

日本銀行に関する調査の中には、組織の改善、兌換銀行券発行制度の改正、業務の改善、滅失兌換券の整理があり、朝鮮銀行、台湾銀行の発券制度の改正による発行権統一の問題も兌換銀行券発行制度の改正の一つとして調査が進められることになっていた。兌換銀行券の整理については具体的な審議が進んだけれども、日本銀行法案の審議は進まなかった。しかし、金融制度調査準備委員会、日本銀行問題小幹事会において審議し、一応決定した事項に準拠して大蔵事務当局が作製した試案によって、兌換銀行券発行制度改正案の大略をうかがい知ることが

とができる。

同試案は、日本銀行法を総則、重役、評議員会、株主総会、営業、兌換銀行券、利益金の処分及納付金、政府の監督、罰則の九章と附則とに分けている。第六章の兌換銀行券についての主要点は、従来兌換銀行券の保証発行は一億二千万円であったのに対して、比例準備制を採ったことにある。すなわち、「日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ兌換準備トシテ其ノ四割ヲ下ラサル金額ノ金貨、金地金又ハ銀貨若ハ銀地金ヲ保有スヘシ但シ銀貨及銀地金ハ準備総額ノ二割ヲ超ユルコトヲ得ス」と規定した。また第七章の利益金及納付金については、納付金制度を採用し、兌換銀行券発行税を廃止した。

兌換銀行券発行についての比例準備制度は、第一次世界大戦後の世界列国が多く採用したところであるが、日本でこれを採用し、準備率を四割とすれば、それは著しい兌換銀行券の増加発行を認めることになる。大正十一年以来、日本銀行は十億円をこえる正貨準備を保持しており、兌換銀行券の発行高は十二億円台であったから、なお倍額の銀行券発行が法制上認められることになる。観点をかえて正貨節約の面からみれば、約五億円の正貨の節約が可能となる。

このような兌換銀行券の増加発行と正貨の節約についての要請は、突然に現われたものでなく、前々から議論が行われていたものであり、ことに関東大震災以後顕著となっていたのである。ここでは、これらの論議の概要を記して、この問題を提起した金融諸情勢を観察しよう。

保証準備拡張についての賛成論をみれば、明治三十二年以来保証準備額は一億二千万円であり、二十数年を経た後の経済諸量の増大下において、この準備額を固執することは不適當であり、この準備額を拡張し、通貨供給を増加して金利を引き下げ、生産促進を図ろうとするもの、あるいは準備正貨を節約し、これを活用しようとするものである¹⁾²⁾³⁾。

(1) 『銀行通信録』大正十三年二月二十日、高橋是清。

〔前略〕 我国の中央銀行即ち日本銀行は、確か明治十五年に創立せられた。(中略) 而して明治二十一年に初めて此保証準備を制限せられ、其時確か七千万円と云ふことに定められた。(中略) 当時より遡って十年間に通貨がどの位我が内地に於て通用して居ったかと云ふことを調べて見たるに確か一億二千万円を超えたことはない。(中略) 始終国内に動いて居って日本銀行へ正貨と引換に来る暇のない通貨が一億二千万円の中五分の三は確かである。其他に政府の歳入と云ふやうなものもあって、一億二千万円の五分の三即ち七千万円を以て保証準備の制限と定められた。(中略) 松方公爵の意見として日清戦争の後には経済界も頗る膨脹して来た。今後は益々海外輸出貿易を盛に行かなければならぬ。然るに八千五百万円(明治二十三年の改正により増額……筆者)の保証準備では日本銀行の働を十分ならしむることが出来ないからして、是に於て保証準備の増額を必要とする。三千五百万円増加せられたのであります。(中略) 之が明治三十二年である。其時の発行高は三億四億位のものであります。其三千五百万円増加した趣意は一千五百万円は内地の経済界の発達に資する為めである、二千万円は金貨国及銀貨国に対する我国の輸出貿易を奨励する為に使ふべし、日本銀行から即ち輸出為替の再割引をして低利の資金を供給する。(中略) 斯の如く今より二十五年前一億二千万円と制限せられたる保証準備が今日も尙ほ依然として一億二千万円に止って居るのである。而して日本銀行の発行額はどう

であるか、其当時三億のものが今日は十三億、時に依れば十五億、と云ふ多額なる発行を要する時代になって居る。(中略) 斯の如く内外に対して我が経済力の発達したるにも拘らず、中央銀行の保証準備の制限が依然として二十五年前の姿で変らずに居る、謂はば二つ三つの子供に着せた着物を、成人した者に今日迄着せて居る状態である。是が抑々我国の金利の安くならぬ原因であらうと私は考へる。

(中略) 今日一割以上の金利と云ふものは、果して資本の能率が進んで居るのであるかないか、是は一考しなければならぬ事である。(中略) 斯の如き高き資本を以て如何にして我国の産業の発達を求むることが出来るか、(中略) 今日我国の事業の振はぬのも一つは——一つは所ではない半ば以上、此金利の高いと云ふことが原因になつて居ると思ふ。(中略) 然らば如何にして利息を安くするか、今日の如く二十五歳にもなつた者が、赤子の時に着せられた着物を着て居るやうでは、是は利息の安くなりやうがない。即ち制限外が絶えない。中央銀行に制限外の発行を見る以上は金利を下げることは出来ない。制限外の発行と云ふものは金を使ふなと云ふ証しである。(中略) 私は此金融のことは根底から一つ改善する必要があると思ふ。今日は何としても保証準備を更に五億乃至六億も増して、制限外などは稀に出ると云ふこととして初めて茲に金利を引下げて行く余地が生ずるのである。(後略) 〔

(2) 東京商業会議所、大正十三年五月十日。

「金利引下並に金融緩和に関する決議」

(前略)

第三 滅失兌換券を補充発行すること

平時に於ける兌換券の滅失は比較的少きが如きも現在兌換券の発行以来歳月を閲すること多く且つ過般の大震災に當り兌換券の焼失せられたる高は蓋し尠少ならざるべし、現行日本銀行の兌換券流通高は十二・三億と称せらるゝも其

の實際流通高は遂に之以下なるべく仮に一割の減失を生じたりと見るも一億二・三千万円の流通不足となる計算となるべし、之を以て之が補充発行に關し制限外発行の計算に対して適當の方法を講ずるを至当なりと認む

第四 保証準備の制限を拡張すること

現行保証準備の制限額は一億二千万円にして明治三十二年三月の改正を墨守するものなり、当時の兌換券発行高は二億円内外、保証準備と正貨準備とは何れも八・九千万円にして兩者略々同額なりき、然るに爾來二十有余年の歳月を経過して本邦財界は著しく膨脹し現下兌換券の発行高は十二・三億円に上り正貨準備亦十億円を越ゆる今日保証準備の制限額を依然として一億二千万円に止め置くは權衡を失するのみならず現時財界の状勢に適應する所以にあらず故に之を相当程度に拡張するを緊要なりと認む

第五 保証準備中商業手形を成るべく多くすること

保証準備は政府発行の公債証券、大蔵省証券其の他確實なる証券又は商業手形を以てすべき規定なるも今日實際に於ては保証準備の総額二億円内外の内商業手形は約其の三分の一を占むるに過ぎず、然るに商業手形は經濟的活動の消長に従ひ自然に増減するものなるが故に商業手形を保証準備に充当するときは兌換券をして財界の需要に順応して伸縮せしむるの作用あり、帝政時代に於ける独逸帝國銀行が保証準備を商業手形に限りたるの趣旨も亦即ち茲に存す、特に現下金融の梗塞を緩和する為めには保証準備中に一層商業手形を多くするを最も緊要のことなりと認む(後略)

(3) 『ダイヤモンド』大正十三年六月二十一日。

「金融緊縮の緩和策として若くは又高金利政策の一手段として保証準備発行の限度額を増加す可しと云ふ意見は高橋政友会總裁が之を唱へ出して以來到る處に其賛成者が現れ今では唯其実行期と増加程度とに疑問があるのみで其主旨に反對するものは殆んど皆無に近い。(中略)吾人も亦保証準備拡張に賛成するものである。併しそれによって節約し得た

準備正貨の使途に就ては大いに考慮するの必要を感じると同時にその金融市場に及ぼす影響に就ても世人とは大分に違ふを見解を懐いて居る。世人の多くは保証準備の拡張が必然的に通貨の膨脹になるものと決めて居るらしい。それは中間の手續を省略し過ぎた考へ方である。(中略)国内に於ける通貨の需要が増えれば一旦払出された通貨は再び日本銀行へ戻つてそれ丈発行余力を剩すことになる。(中略)通貨の需要増加を仮想しない限り保証準備の拡張は唯準備正貨を他に流用し得る余地を作り出すに止まる。随つてそれと同時にそれに相当する金額を海外へ転送すれば少しも内地の通貨流通高を変化せしめない。換言すれば保証準備の拡張は單に正貨の節約に帰着するのである。吾人が保証準備の拡張に賛成するのは対外債務漸増の結果円貨の対外価値が著しく低落して居るから、それによって正貨現送の余地を作り出さうと云ふのである。国内に十一億円以上の正貨を抱有しながら七八朱利廻の外債を借入れて借越尻を決済して行くのは不經濟だと考へるからである。(後略)」

一方、反對論といえるものは保証準備拡張そのものに積極的に反對するのではないが、この拡張の真意に疑いを抱くか、あるいはこの拡張の意図の効果が少なく、かえつて混乱が多いという点にあった。¹⁾²⁾³⁾

(1) 『ダイヤモンド』大正十三年二月二十一日。

「(前略)日本銀行の発行制度を改正して常習犯的の限外発行を絶止するために保証発行限度を増額することは悪くない。之に依つて日銀の利益を増加することは致方なしとして、そのため限外発行税率七分の免除に依つて幾分でも日銀標準利子を安くすることを得れば財界のため祝福せねばならぬ。然し乍ら保証制度を改正増発して五・六億円の兌換券を増発せよと云ふに到つては暴論も甚しと云はねばならぬ。如何にも我が國の經濟界の規模は戦前に数倍する大をなした通貨の数量も亦同時に増加して居るのである。唯保証準備の額が一億二千万円に止められては居るが、正貨準備発

行額は戦前に比し五倍近くの増加を示して居る。従つて我国の通貨の量が過少なりとの議論は無条件にて受入れる事は出来ない。(中略) 一國通貨量の適當額は何に依つて決定す可きであらうか、是は勿論其國の經濟界のポリウムの大小に依つて定むべきである。(中略) 戦前戦後に於ける我國經濟力の發展を知るために輸出入貿易額の總計に就て比較して見ると、戦前總額十億円の貿易は大正十二年に於て三十三億円に増加して居ることを発見する。手形交換高に於ては戦前日本全國交換累計百億円前後のものが十二年には約六百五十億円に、歳出入總額戦前十三億円から大正十二年には二十七億円に、又各種会社資本金は戦前全國累計十八億円に過ぎざりしものが大正十二年には約七十五億円の金額に達せる等、二倍乃至六倍の躍進を示して居る。(中略) 日本銀行兌換券は戦前の四億五千万円程度から大正十二年には平均十五億前後に迄増額して居る。即ち硬貨及紙幣にて二倍、兌換銀行券にて三倍半増大を來したのである。従つて是以上通貨の量を増す必要ありや否や、識者を待たずとも知り得るのである。(後略)」

(2) 『財界經濟時報』大正十三年五月十五日。

「(前略) 保証準備擴張論たる一見尤の様に思はれるけれども、制限外発行——實は無制限発行——の制度を今日の儘にして、保証準備發行額を急激に増加せんとするのは余程考へものである。限外発行が殆んど常則となつて居るのは一面から見て我財界の不堅実なる証拠であつて、之に一定の限度を置くの必要さへも感ぜられるのに、変則的なる限外發行が常則となれるを理由として保証準備の擴張を行はしめんとするのは外的の觀がある。況んや金の輸出を禁止して云はゞ不自然に多額の正貨準備を保持し以て兌換券が自然に收縮するの作用を妨げつゝある目下の状態に在つて漫りに保証準備の擴張を行ふが如きは危険なる方法と云はなければならぬ。(中略) 保証準備擴張の可否は姑く別問題とし仮に之を實行したる時於て金利は果して論者の期待する如く一般に低下するであらうか。論者は保証準備發行の限度が現在の何倍かに擴張されるれば日本銀行は限外發行税を免除せらるゝ關係上従前よりも安く資金を貸出し得る道理である

から自然金利を引下げて大胆に貸出を行ふ其結果資金の供給は潤沢となり自ら一般金利の低下を促すに相違ないと觀測して居る様であるが、限外發行税が免除せられても相手方の信用高からず担保の實価が低ければ、日銀は安い金利で大胆に資金を貸出す氣遣はない。(中略)

無論保証準備發行の限度が何倍かに擴張されるれば其の然らざる場合に比して日銀の金利は低下し、其貸出は増加する傾向を持ち、それが市中金利に何程かの影響を与ふることは疑ふ可くもないが、其影響は一時的のものとする可きであらう。保証準備擴張の結果新に放出せられたる資金は直に或る方面に吸収せられ、しかも資金固定化の現状に於ては其回収容易ならず賑々移動幾たびか手を替へて三重四重の働きをなし一國の生産資本として大いに役立つが如きことは到底望み得られないからである。(後略)」

(3) 『東洋經濟新報』第一一〇五号。

「(前略) 嚴重な制限を伴はぬ保証準備擴張論に対しては絶対に反対せねばならぬ。第一に今日の金融梗塞、金利騰貴は一に信用状態の不良に基き、通貨供給の不定の結果ではない。例へば兌換券發行高の年平均を見るに昨十二年は十二億四千万円、今年上五ヶ月のは十二億七千万円に上る、斯の如きは曾て我通貨史上の最高を記録した大正九年を上廻ること更に四千八百万乃至七千八百万円だ。通貨供給は不足どころか寧ろ過多に失して居る。第二は保証準備を擴張して限外券を制限内のものに引直したからとて金利は安くならぬ。何故なら限外券税の爲めに金利が高くせられて居る様に一寸見ゆるも、其実は金利が高いから限外券が出るのである。第三に上期末及年末を除ける他の月末に於ける限外券は多くも一億五千万円に過ぎぬ。昨年の震災前にありては一月と六月の他は七千万円に上つたことはなかつた。故に保証準備に新一億八千万円を増す時は日銀の貸出力に一億内外を加へることになる。併しながら若し之に依つて財界は今より遙に自由寛大なる日銀の貸出しに浴し得べしと期待するならば是又誤りである。何故なら此点に來ると貸出資力の有無

の問題ではなくして信用の有無の問題になる。(後略)」

これらの議論に対して、事務当局は保証準備の拡張は時期尚早であると次のような結論に達した。

「財界の困難愈増大するに伴れて近時日本銀行の保証準備拡張論が中々盛んである。(中略)併しながら所詮今日の大局から観て拡張論は容易に首肯すること出来ぬものと認める。財界が今少しく安定すれば早晩之が拡張の要ある様には思われるが、今日は其の時期でないと考える。従って又今日納付金制度の如き問題を提起することも時期其の宜しきを得ないと思われる。(後略)」

このような消極的な態度を示したが、保証準備拡張についての具体案を持ち、一億二千万円を三億円に改めるための法律案説明を準備した。保証準備の拡張についてはその法律案も議会に提出されずに終わったが、この説明によって保証準備についての事務当局の見解を知ることができる。

「明治二十一年日本銀行兌換銀行券条例改正せられて保証準備発行制度確立し、其制限発行額を七千万円と定められたり、其後我国力の進展に伴ふ経済界の発達に應じ保証準備発行制限額は明治二十三年八千五百万円に、同三十二年一億二千万円に夫々拡張せられたり、爾来年を閲すること二十有五年、其の間に於ける邦家の興隆蹇に顯著にして、日露の役欧州大戦等異常なる時運に際会して我国力の進展すること前古に其の例なく、内に凡百の事業整ひ、産業興り、交通の発達する等凡く諸般の事皆画世的伸張を遂ぐ、経済界の現状亦昔日の比に非らざるなり、而も保証準備発行制限額に至りては二十五年の往日に等しく依然として旧額に膠着し何等の改正をも見

ざるなり。

試みに其間に於ける我国力の伸張と経済界の発張を觀るに、

(イ)人口 明治三十二年の四千四百余万人より現今八千万に垂んとし約十七割の増加を示し

(ロ)財政 当時(明治三十一、三十二、三十三各年平均、以下同じ)一般会計歳出入合計は五億一千二百余万円なりしが、現今(大正九、十、十一各年平均)は三十四億七千七百万円となり約七倍の額となる

(ハ)外国貿易 当時の輸出入合計は四億五千六百余万円なりしが、現今(十、十一、十二各年平均)三十二億七千六百余万円に達し七倍強となれり

(ニ)事業 更に事業の発達を觀るに、全国各種銀行の払込資本金総額は当時の二億九千六百余万円より、現今(大正八、九、十年平均)十八億四千二百余万円となり、約六倍に達し、各種会社の払込資本金総額は六億九千四百九十余万円より七十六億五千三百六十余万円となり、約十一倍せり

(ホ)取引 全国手形交換高に付きて觀るに枚数に於て十倍金額に於て約三十八倍に達せり、又全国銀行出入金総額は現今約二十二倍の巨額に達す、銀行預金総額は約十六倍し諸貸出総額は十二倍せり

(ヘ)交通 全国鉄道延長哩数は明治三十二年の三千六百三十八哩より大正十二年末に於ける八千四百四十三哩となり、船舶噸数は五十万噸より三百余万噸となれり

(ト)物価 物価指数は明治三十三年十二月を一〇〇とせば大正十二年平均は二六三となり居れり

以上の如き諸計数は実に邦家の進運に伴ふ国家経済生活の飛躍を示し、他面如何に通貨の需要を増大せるかを物語るものなり、斯の如き凡ゆる経済現象の進展に顧みず、独り保証準備発行額を往昔の儘に放置するは、経済界の需要に応じて伸縮すべき我保証発行制度の妙用を発揮する所以に非らざるが如し。

翻て兌換銀行券発行の状況を観るに、上述の如き経済界の発展は自ら通貨の増大を伴ひ、兌換銀行券の明治三十一、三十二、三十三各年末平均発行高を一〇〇とすれば、現今（大正十、十一、十二各年末）平均発行高は七一一にして約七倍となり、更に之を其の内容に付きて観るに、右増加中正貨の増加に由るもの七割強、保証準備発行の増加に由るもの三割弱に当る、即ち保証準備発行制限額に何等の増額を見ざりし我発行制度の下に於て、通貨需要の増大は主として正貨の増加に由りて応ぜられ、尚充たされざりし需要は抑制を受けつつも、制限外発行を促して今日に至れるものなり、之を銀行券発行総高に対する正貨準備の比率に観るに、当時（明治三十一、三十二、三十三各年末平均）に於ては三割九分余なりしもの現今（大正十、十一、十二各年末平均）七割に達するの情勢なるも、一面明治三十七年以降は制限外発行を觀ざる年なく、殊に最近に於ける其の発行額は著しく増大し、附屬表の示すが如く大正十一年八月以降今日に至る迄各月末に於て必ず発行せられ、其各月末発行平均額は大正十一年下期に於て九千二百五十四万円、同十二年上期は九千六百六十八万円、同下期二億三千七百九十九万円となり、同十三年上期一億九千四百四十七万円、同下期は十一月末迄に於て一億四千三百四十四万円の巨額となり、各月末総平均制限外発行額（十一年七月—十三年十一月）は実に一億五千二百七十余万円に達す（第一表参照）、我発行制度

第一表 兌換銀行券限外発行調 (単位 千円)

月 別	大正11年	12年	13年
1	—	126,053	343,977
2	—	81,117	171,654
3	—	61,133	166,722
4	—	60,948	152,542
5	—	52,840	105,716
6	—	198,014	208,248
上半期平均	—	96,684	191,476
7	—	105,095	107,944
8	28,309	114,764	115,811
9	48,434	280,444	127,446
10	48,177	267,037	182,173
11	55,827	234,500	183,838
12	374,515	426,124	—
下半期平均	92,544	237,994	143,442
総体の平均	(11.7~13.11)		152,738

備考：大蔵省銀行局特別銀行課調による。千円未満切捨、以下各表同じ。

創定の趣旨に於て財界非常の際に於ける緊急手段とし認められたる制限外発行制度が其の本質を失ひ、常態的のものとなり了れること斯の如し。

要之上述するが如き我国力の進展と経済界の発達に照し兌換銀行券発行の現状に顧みるときは現在保証準備発行制限額一億二千万円は少なきに失し我経済界の实情に副はざるものありと云はざるべからず、殊に現今、内復興の

事に多大の資金を要し、外貿易の逆勢に会するの秋、金融の根源たる日本銀行の発行制度に適當の改善を施し、其の巧妙なる運用を期せんとする時の宜しきに適ふの策なりと信ず。

保証準備発行制限額を拡張せんとする理由は上来説く所の如し、而して其の拡張の程度は人に依り観る所を異にすべしと雖大体本案の如く之れを三億円に拡張し一億八千万円を増加するを適當と認む、蓋し近時に於ける制限外発行の各月末平均発行高は上述の如く一億五千二百万円なるを以て、此の情勢に鑑み正貨準備発行の外に三

億円の保証発行は我經濟界平常の状態に於て必要と認めらるるを以てなり、而して斯の如き拡張は、現在日本銀行の保有せる正貨の額と我國經濟力に比するも兌換の基礎を薄弱ならしむるが如きものに非らざるは明かなり。然るに上述の新一億八千万円の保証準備発行限額を拡張するときは、日本銀行は其れ丈無利子の新資金を得ることとなり、過当の利益を収むるに至るを以て本改正案と同時に別途日本銀行の納付金に関する法律を制定し、本拡張に因る利益の一部を政府に納付せしむと雖尚同行をして適度の新規義務を負わしむるを妥当なりと認め、本拡張に依る発行額中五千万円を新に外國為替資金として低利に融通せしめ、以て海外貿易振興の一助たらしむると同時に、地方金融の円滑をも期せしむる為、日本銀行をして漸次地方に支店を普及せしむる意嚮なり。

尚本法の施行期日に関して納付金に関する法律の施行期日と合致せしむるを適當と認む。」

第二節 兌換銀行券の整理

兌換銀行券発行の保証準備拡張、納付金制度の採用は具体化せず、さらに金融制度調査会においても中央銀行制度改正についての具体案は得られなかったが、中央銀行制度問題の一環として採り上げられた兌換銀行券の整理は、金融制度調査会の成案を得て、兌換銀行券整理法案として第五十二議会に提出され、一部の修正で成立した。

兌換銀行券整理の問題は、保証準備拡張のこととも関連して、災害等による減失兌換銀行券の補充対策として、関東大震災以降論議が多く、その減失額について、あるいは二億円と言ひ、あるいは兌換銀行券発行額の一割に達するとも言われた²⁾。その減失額の測定についての当否は別としても、この減失額を明らかにして、減失額だけ不必要に置かれている正貨を活用し、また、實際の発券高と金準備高との関係を明らかにして対外信用を高めることは望ましいことであった。大震災以前の減失額について、日本銀行では約一千二百五十万円という高額を見積っていた。

(1) 福田徳三は兌換銀行券の減失額を約二億円と推計していた。

(2) 前掲、東京商業会議所決議（大正一三・五・一〇）参照。

兌換銀行券の整理の必要について、金融制度調査準備委員会は、金融制度調査会提出の『兌換銀行券整理ニ関スル調査』の中で次のように説明した。

「日本銀行が兌換銀行券条例に依り兌換銀行券を発行したるは明治十八年五月に始まり、爾来既に四十余年の星霜を閲し、其の間発行したる様式十七種、新券発行額累計約五十六億円に上れり、而して大正十二年関東地方に於ける大震災火災の如き場合は勿論、年々歳々全国各地に発生せし天災事故に因り減失せる兌換銀行券の金額は之を明白にせずと雖、蓋し相当巨額に達したるべきを疑はず。

現在日本銀行が発表する兌換銀行券発行高は此の減失に帰したる金額を含めるを以て、實際流通圏内に存す

る兌換銀行券の数额と一致せざるものあるに至り、依て此の際兌換銀行券の流通額を明確ならしめ、其の発行高を實際流通高に一致せしむるは、経済界の実勢を確認し、延いて金融政策を決定する上に於て必要なりとす。」

そして、整理による効能については、

「……滅失兌換券の総額確定の暁には、日本銀行の保有する正貨準備中實際上過当なりし部分を解放し、之を適当に利用することを得べし。

而して、滅失兌換銀行券の整理に依り生ずべき利得は、其の性質上之を国庫に帰属せしむべく、又之を適切且有益なる費途に充つることとせば、財政上に貢献するところ尠からざるべし。……」

整理の具体的方法は、新様式による兌換銀行券を発行し、一定期限までに現様式の兌換銀行券と交換するといふのであった。この期限については、準備委員会は十年という案を立てたが、金融制度調査特別委員会は十五年に延長し、それが法律案となって議会に提出された。またこの兌換銀行券整理法案の提出に当って、蔵相は整理による利得額を震災手形処理公債の償還に充てる計画であることを説明した。

兌換銀行券の引換期限について、準備委員会の原案十年を十五年に延長したのは、新兌換銀行券製造に必要な五年とその後の引換えの五年の計十年でよいが、もう五年念を入れた方が安全であるという意見によるものであ

った。この期限については、衆議院において、本会議においても委員会においても長過ぎるとの意見が出て、委員会は原案の十五年間を十二年間に修正して本会議に報告し、本会議もこれを容認して修正案を貴族院に回した。この修正の要旨は「……政府から出した兌換銀行券の回収状況調査と云ふものがある、それで見ますと言ふと、十年目になると云ふと百分の七・五と云ふのが残るだけである、それから、政府の原案のやうに十五年目になるとどうなるかと言ふと百分の三・九二と云ふものが残るだけである、其差と云ふものは僅に百分の三・五八である、此間の回収は極めて少いのである、十年終っても十五年終っても其間と云ふものは回収は極く僅少である、であるから之を十五年に延ばす理由が薄弱であると云ふことが一つございました、それからもう一つの理由は尚ほ印刷能力から見ると昭四年にはもう既に旧券の発行と云ふものはなくなって居る、昭和四年度からは新券を発行して居るのである、其昭和四年度から十年間、斯う見て置くならば大体十分である、詰り当初から申して十二年間、それから尚ほ、強制通用力を失はしむることとなるのであるが、併し政府、日本銀行に於ては自由に受入れるのでありますから、仮令十五年を十二年に短縮いたしましても何等民間が苦痛を感ずることもないではあるまいかと云ふこととございました、(中略)それから第三の理由と致しましては、政府の原案よりは三年早く国庫に利得を帰属せしむると云ふことになりますから、それに依って公債を償還すると云ふことになりまると、是が二千万円償還したとしましても、国債の利子は一年に百万円位の利益があるのではないか、此財政窮乏の際であるから年に百万円でも早く利益を得さしむるのが、財政を扱ふ方面に於て好ましいことでは

なからうか²⁾」ということであった。

- (1) 昭和二年三月十八日、貴族院、銀行法案外一件特別委員会における松本(脩)政府委員の説明参照。
- (2) 同右。

また、この整理によって生じた利得の使用について、衆議院委員会は次のような希望条項をつけ加えた。

希望条項

本法に依り國庫に帰属したる利得は之を社会政策的施設に使用するも亦一方法なりと信ずるが故に此の点に關して政府は将来考究せられむことを望む

兌換銀行券整理について、一円券の整理が除外されたことを一言しなければならぬ。兌換銀行券条例第三条は兌換銀行券の種類を一円、五円、十円、二十円、五十円、百円、二百円の七種と規定したが、明治三十年の幣制改正に際して、貨幣法は貨幣の種類を金貨については二十円、十円、五円の三種と定め、一円は金貨としては除外されていた。これは製造技術上の困難によるものであったが、一円銀行券は兌換銀行券でありながらこれに対する実際の金貨はないという矛盾があった。この矛盾を何とかしなければならぬということは、明治三十年に貨幣法が改正された時以来の問題であった。そこで、一円兌換銀行券は漸次これを回収して行くという方針が立てられ、回収が進められたが、一方、一円券が實際上必要だという要求もあり、全然止めることもできなかった。大正七、八年ごろには約六千万円ぐらいが流通していたが、大正末ごろには四千万円程度となっていた。兌

換銀行券条例を合法的なものにするためには条例の一部を改正しなければならず、そのためには他の法規も相当改めなければならなかった。しかしこの改正についての政府の意見がまとまらず、また兌換銀行券の整理が十年以上の長期の問題であったので、この間に兌換銀行券条例の改正を実現し、この際同時に一円銀行券の整理をしても遅くはないということであった。

一円銀行券の整理については、金融制度調査準備委員会において一応の結論が出、金融制度調査会提出の報告書に、政府紙幣発行案を加えた。政府紙幣に替えるについて、その濫発を防ぎ、発行準備を強化して信用を維持するために、発行限額を五千万円とし、法貨としての通用限度を百円とする等の具体案を示した¹⁾。しかし金融制度調査会では、兌換銀行券条例の改正とともに、もう少し慎重に考究してはどうかという意見となり、兌換銀行券整理の政府原案からは一円銀行券の整理が除外された。

(1) 卷末資料I「兌換銀行券整理ニ関スル調査」(金融制度調査準備委員会決定案)参照。

第三節 通貨事情

第一次世界大戦を契機として、日本の経済は急速に膨張し、それにつれて通貨の必要量は著しく増加した。大正三年には三億円余りであった兌換銀行券の平均発行高は、同八年には十億円に近い九億七千九百余万円とな

第三表 政府・日本銀行所有正貨調 (単位 千円)

年次	政府所有	日本銀行所有	総計	内地正貨	海外正貨		
					正貨準備	その他	計
大正3	49,420	291,716	341,118	128,509	90,284	122,325	212,609
4	153,423	362,658	516,081	136,785	111,749	267,547	379,296
5	261,814	452,630	714,444	227,504	183,053	303,887	486,940
6	386,169	718,667	1,104,836	461,345	188,279	455,212	643,491
7	854,568	733,101	1,587,669	452,602	260,337	874,730	1,135,067
8	1,050,793	994,354	2,045,147	702,048	249,960	1,093,139	1,343,099
9	886,988	1,291,635	2,178,623	1,116,298	133,410	928,915	1,062,325
10	790,907	1,289,536	2,080,443	1,225,319	106,309	748,815	855,124
11	666,957	1,163,233	1,830,190	1,214,709		615,481	615,481
12	525,482	1,127,326	1,652,808	1,208,311		444,497	444,497
13	424,529	1,076,555	1,501,084	1,175,415		325,669	325,669
14	342,620	1,070,051	1,412,671	1,155,439		257,232	257,232
15	283,349	1,074,114	1,357,463	1,127,112		230,351	230,351
昭和2	191,946	1,081,544	1,273,490	1,087,383		186,107	186,107
3	115,211	1,084,132	1,199,343	1,085,027		114,316	114,316
4	220,618	1,122,603	1,343,221	1,088,214		255,007	255,007

備考：大蔵省『昭和財政史資料』による。

十四億三千九百万円のうち正貨準備は十二億四千六百万円で八六・五％となつた(第二表)。保証準備は僅かに一億九千二百万円であった。その後準備正貨は減少したが、昭和四年末までは、すなわち金輸出解禁までは十億円台を確保した。大正八年までの保証準備発行の増大、九年のその減少と、その後昭和四年までの正貨準備の減額の僅少は、在外正貨ことに政府保有正貨の増減によるものであり、この政府所有在外正貨の増減の過程に大戦中、戦後の対外経済、通貨増減の諸事情が示されていた。大正三年に十一億円の債務国であった日本は、大正九年には二十七億七千万円の債権国となり、

第二表 兌換銀行券年末発行高調 (単位 千円)

年次	月末発行高	正貨準備				保証準備
		在外準備	内地準備	計	%	
大正3	385,589	90,284	127,952	218,237	56.6	167,352
4	430,138	111,749	136,667	248,417	57.8	181,720
5	601,224	183,053	227,465	410,519	68.3	190,705
6	831,371	188,279	461,338	649,618	78.1	181,753
7	1,144,739	260,337	452,587	712,925	62.7	431,813
8	1,555,100	249,960	702,016	951,976	61.2	603,124
9	1,439,240	133,410	1,113,278	1,246,688	86.5	192,551
10	1,546,545	106,390	1,139,183	1,245,574	80.5	300,971
11	1,558,402		1,063,886	1,063,886	68.3	494,515
12	1,703,596		1,057,471	1,057,471	62.1	646,124
13	1,662,315		1,059,024	1,059,024	63.7	603,291
14	1,631,783		1,056,998	1,056,998	64.8	514,785
15	1,569,708		1,058,131	1,058,131	67.4	511,576
昭和2	1,682,390		1,062,737	1,062,737	63.2	619,653
3	1,739,096		1,061,636	1,061,636	61.0	677,459
4	1,641,851		1,072,273	1,072,273	65.3	569,578
5	1,436,295		825,998	825,998	57.5	610,297
6	1,330,575		469,549	469,549	35.3	861,025

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』および『明治大正財政史』による。

り、九年には十二億円に近づいた。戦後の反動以降経済界は沈滞が続いたが、十二年以降も十二億円台の平均発行高であった。戦前に比べて、戦後のこの著しい通貨の膨張の一特色は準備正貨の増大であった。大正三年末兌換銀行券発行高三億八千五百余万円のうち、正貨準備は二億一千八百余万円で、発行高の約五七％であり、保証準備は一億六千七百万円であったが、同八年末の発行高十五億五千五百余万円のうち、正貨準備は九億五千余万円で約六一％、保証準備は六億三百余万円となり、九年末には発行高

これが政府、日本銀行所有の正貨を増大させた。前記期間に正貨は三億四千万円から二十一億八千万円に増大した（第三表）。この正貨の増大は内地正貨の増大よりも在外正貨の増大として、ことに政府保有の在外正貨の増大としての特色を示した。大戦に対処した各国の金輸出禁止策が、日本の債権をそのまま国外にとどめたからであった。そして、民間の在外資金の政府買上げが政府の在外正貨を増大させたのである。かくて内地正貨、準備正貨の増大以上の兌換銀行券の発行となった。また米国の金輸出解禁の結果、九年には内地正貨の増大、兌換銀行券の保証発行の減少となった。それでも英国その他の金輸出禁止の持続は、在外正貨を多額に残させた。九年末にはまだ十億円をこえる高額であった。

大戦後の列国経済の復興は日本の経済の国際的地位を低め、国際収支は逆調に転じた。この間前述のように昭和四年まで正貨準備に著しい減少がなかったのは、全く在外正貨によってこの収支決済が行われたからであった。大正九年以降の在外正貨の減少は著しく、関東大震災後に六億八千万円の外資の導入があったが、十億円を超えていた在外正貨は、十三年末に三億二千五百余万円となり、昭和に入ってから二年末には二億円台を割り、三年末には一億円そこそことなっていた。

この在外正貨を減少させた諸要因を見る前に、通貨を増加させた諸要因、その増加を抑制した諸要因を見よう。通貨の増大は、大戦突発後の生産増大、輸出伸張の過程において、積極的に設備資金、運転資金需要が増大したためであった。軍事費を中心とする財政の膨張もその一因であった。しかしその一方で、この財政活動は収支の点で通貨膨張に対して抑制の機能を果していた。すなわち、前者についてみれば、生産の著しい増大は銀行等の預金を増大させたが、急速な生産増大を実現するためには生産施設の充実が必要であり、この設備資金の増大に伴う運転資金の増大もあった。大正三年から八年の間に株式払込額は二十七億円をこえ、社債の純増加額は七億円に近かった。全国銀行の預金は二十三億円から九十九億円へ、貸出は二十八億円から九十九億円へと著増した。一方後者についてみれば、経済界の好調は租税収入、官業収入を著しく増大させ、年々予算をはるかに上回る実績を上げたので、相当額の歳計剰余金を歳入財源として予算に計上したにもかかわらず、決算上の剰余金は年々増大し、一般会計では、大正三年の八千六百万円から同八年の六億三千六百万円に増大した。各事業特別会計の積立金も増加した。日本銀行の政府預金はこの間に（三年十二月末から八年十二月末）一億円から十一億四千三百万円に増加した。

大正九年三月の株価の急落を機として事情は一転した。戦争終了とともに日本の国際経済上の立場は不利となった。輸出は伸び悩み、さらに減退した。輸入も多少減退したが、国際収支総体で受取超過であった八年までとは違って、九年以降著しい支出超過となった。在外正貨は年を追って減少し、八年に十三億四千万円あったのが、十一年には六億一千万円と半分以下になった。九年までは旺盛であった株式投資も十年以降は激減し、十、十五年には四億円台を保ったが、その他の年では漸く三億円台を維持する程度であった。このような株式投資の減少は、国際的にほとんど無競争状態で過度に膨張した日本経済として当然のことではあったが、この膨張

を収縮調整する過程とは考えられない諸要因が多かった。その結果、通貨は増加したままの状態を続けることになった。

九年末の全国銀行預金は九十八億円で、十五年末には百十八億円となり、二十億円の増加であったが、一方貸出は九十八億円から百三十三億円へと三十五億円の増加を示し、預金に対する貸出の増加が著しかった。このような金融上の変態が通貨の収縮をはばみ、物価の下落を阻止していた。このような変態のために、兌換銀行券の限外発行が常態となった下においても保証発行限度の拡張が反対されたのであった。¹⁾ 通貨収縮阻止の一因には財政資金の動きもあった。日本銀行の政府預金は、大正八年末の十一億四千万円から、同十五年末の五億二千万円へと半減していた。

(1) 第一節の保証準備拡張反対説参照。

大正十三年末ごろに、大蔵省部内で兌換銀行券の保証準備を一億二千万円から三億円に拡張する案を立てたのは、限外発行が常態となっていたことに対処した消極的な施策であったが、それが見送られたのは、結局金融の変態を正常化することが先決問題であると結論されたためと思われる。すなわち金融制度調査会においては中央銀行制度改正の問題の具体案は得られなかったが、兌換銀行券整理は具体化された。また震災手形の処理が取り上げられた。

関東大震災による金融梗塞に対処して、日本銀行から特別融通が行われたが、この融通額は大正末になっても

第四表 日本銀行一般貸出金種別調 (単位 千円)

年月末	震災手形 (大12.勅令第424号)	五億円口割引手形 (昭2.勅令第55号)	台湾融資法による割引手形 (昭2.勅令第56号)	特別融通割引手形計	特別融通以外の割引手形	割引手形合計	その他	一般貸出金総計
大正 12.12	133,529			133,529	493,799	627,329	225,772	853,102
13.12	144,840			144,840	366,135	510,976	213,212	724,188
14.12	148,091			148,091	306,605	454,697	243,141	697,838
15.6	149,579			149,579	241,094	390,673	52,821	443,494
昭和 1.12	159,034			159,034	358,795	517,829	69,296	587,126
2.6	177,483	56,253	51,100	284,837	510,058	794,895	15,545	810,441
12	36,549	181,433	185,000	402,982	412,147	815,130	77,936	893,067
3.6	5,543	679,816		685,360	84,296	769,657	10,331	779,988
12	5,443	644,052		649,495	111,578	761,074	87,741	848,816
4.6		614,977		614,977	53,404	668,382	15,065	683,447
12		598,179		598,179	51,474	649,654	30,033	679,688
5.6		593,347		593,347	65,664	659,012	44,766	703,778
12		585,434		585,434	103,039	688,473	65,739	754,213
6.6		579,915		579,915	34,698	614,613	25,409	640,023
12		575,741		575,741	304,676	880,417	84,059	964,477

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

少しも減少しなかった。それは、震災によるものでなく、震災以前からの金融の行詰りが偶然に震災によるものとして現われたためであった。それだけにこの震災手形の処理問題の根は深かった。震災手形処理を機に爆発した金融恐慌は、その鎮静のために、モラトリアムと日本銀行特別融通及損失補償法、台湾の金融機関に対する資金融通に関する法律を残した。この二法律によって、日本銀行の特別融通額は急増し(第四表)、それが兌換銀行券の保証発行額を増加させた。もちろん、この特別融通額だけの兌換銀行券が増加したのではない。従来の商業手形割引額の大半が特別融通に肩替りしたの

第七表 兌換銀行券平均発行高月別調 (単位 千円)

月別	大正 15	昭和 2	3	4	5	6
1	1,329,851	1,285,021	1,406,066	1,396,022	1,350,811	1,177,999
2	1,258,495	1,194,804	1,243,295	1,304,176	1,212,118	1,119,571
3	1,152,543	1,197,439	1,215,293	1,221,313	1,164,119	1,052,246
4	1,150,713	1,621,127	1,237,916	1,248,659	1,160,161	1,056,015
5	1,101,667	1,553,401	1,198,354	1,197,476	1,094,626	1,004,333
6	1,187,242	1,335,770	1,279,859	1,286,863	1,140,553	1,019,884
7	1,197,372	1,278,337	1,263,678	1,275,224	1,107,161	1,023,957
8	1,163,434	1,214,376	1,227,758	1,239,286	1,064,217	994,429
9	1,123,016	1,161,470	1,209,763	1,191,906	1,044,578	962,852
10	1,173,810	1,220,178	1,267,283	1,261,052	1,057,433	1,001,588
11	1,147,741	1,202,314	1,259,280	1,227,897	1,076,887	993,624
12	1,278,760	1,366,379	1,411,777	1,363,315	1,205,723	1,125,362
平均	1,188,547	1,303,134	1,268,734	1,267,784	1,139,648	1,044,100

備考：日本銀行発券局調による。

静後も財界の萎縮状態は続いた。信用経済の収縮は手形交換高に反映し、全国の交換高は二年の前半期において、前年同期の四分の三に減じ、二年の後半期では対前年比三分の二という状態であった(第五表)。信用経済の収縮は金融機関の貸出の減少となり、大正十四年、十五年と年々五億円以上も増加して来た全国銀行の貸出は、二年六月には前年比増二千余万円という少額となり、同年末には逆に八億円以上の比較減となった(第六表)。一方預金は大銀行集中の傾向を見せたが、その減少は僅少で、二年末で対前年比三千四百万円にとどまった。

このような金融情勢によって、兌換銀行券の収縮は進み、平均発行高は二年四月の十六億二千万円から、十一月の十二億円となり(第七表)、前年同期より五千万円の増加に縮まった。しかしまたこの五千万円の超

第五表 全国手形交換高調(1) (単位 百万円)

	前 期	後 期	計
大正 14	39,684	43,827	83,511
15	43,988	44,803	88,792
昭和 2	33,939	28,617	62,556
3	32,217	36,375	68,592
4	33,411	30,231	63,443
5	26,368	25,008	51,376
6	22,585	23,436	46,022

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。単位未満切捨、以下同じ。

第六表 全国銀行預金貸出調(1) (単位 百万円)

年月末	預 金	対前年同期比		貸 出	対前年同期比	
		増	△減		増	△減
大正14.12	10,387		880	11,434		933
15.6	10,534		572	11,560		504
昭和1.12	10,845		458	11,945		510
2.6	10,661		126	11,582		21
12	10,810	△	34	11,139	△	806
3.6	11,100		438	10,640	△	941
12	11,286		476	10,500	△	638
4.6	11,436		336	10,635	△	5
12	11,444		157	10,502		2
5.6	11,228	△	208	10,597	△	37
12	11,035	△	408	10,413	△	88
6.6	11,113	△	115	10,241	△	355
12	10,594	△	440	10,257	△	339

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

で、日本銀行の貸出の割引手形合計は急激には増加しなかった。しかし、この特別融通が整理されるまでは、日本銀行の貸出の減少、ひいては兌換銀行券の保証発行の減額は望み薄のものとなっていた。

金融恐慌は第一次世界大戦後の財界の未整理によって生じたものであっただけに、その影響は大きく、恐慌鎮

第九表 日本銀行預金貸出金調(1) (単位 百万円)

年月末	預金計	内) 政府預金	一般貸出金	内 訳				その他	貸出金計
				割引手形	内) 特別融通外引手形	外国為替貸付	その他		
昭和 1. 12	575	518	587	517	358	69	—	59	646
2. 3	731	654	538	490	—	47	—	71	610
4	1,023	793	1,484	1,445	—	37	—	81	1,566
5	1,096	853	990	978	—	11	—	81	1,072
6	910	777	810	794	510	15	—	82	892
12	660	562	893	815	412	77	—	71	964
3. 6	856	657	779	769	84	10	—	62	842
12	475	391	848	761	111	87	—	59	907
4. 6	631	449	683	668	53	15	—	58	742
12	544	392	679	649	51	30	—	59	738
5. 6	562	441	703	659	65	44	—	59	762
12	462	343	754	688	103	65	—	58	812
6. 6	495	373	640	614	34	24	—	54	694
9	570	455	655	639	62	15	1	54	710
10	468	388	753	675	99	75	1	54	808
11	471	355	905	826	250	76	1	54	960
12	376	260	964	880	304	81	1	54	1,019
7. 1	414	351	949	843	268	103	1	54	1,003
2	456	377	913	793	219	117	1	54	968

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。6年6月までの「その他」は単位未満。

このような資金の動きによつて、日本銀行の貸出の減少にもかかわらず、兌換銀行券の発行額の減少は軽微となり、平均発行高は三年七月までは前年比でいずれも減少となっていたが、八月以降はかえって増加し、十二月には十四億一千万円をこえていた。

このような資金の動きは外国為替相場の低落を導き、対外比物価高が国際収支を逆調にした。これは在外正貨の減少となつた。大正末に二億三千万円あつた在外正貨は、昭和二年末に

第八表 株式払込、社債発行償還調 (単位 百万円)

年次	株式払込	社債発行	社債償還	差引増加
大正 14	315	906	355	550
15	441	737	519	217
昭和 2	143	446	293	153
後期計	206	532	310	221
前期計	349	979	603	375
3	130	1,065	694	371
後期計	207	833	608	225
前期計	337	1,899	1,302	596
4	254	721	586	134
後期計	127	408	243	165
前期計	382	1,129	830	299
5	197	644	339	304
6	185	595	393	201

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

進された。さらに起債条件の有利に乗じて予算計画の公債金六千四百万円(一般会計)に対して一億五千七百万円の実績を残して財源を確保し、資金の散布を進めた。歳入に対して歳出が進んだ事情は、日本銀行の政府預金の推移に示され、三年六月には対前年比一億二千万円減、同十二月には一億七千万円減であつた(第九表)。

過があつたということは、貸出減少の一方で、株式投資、社債の発行・償還の差引で、前年におとらな投資が続いたことによるものでもあり(第八表)、二年後期の起債市場は有利に展開していった。

この起債市場の好条件は三年にも続いた。貸出の低調は続いた。社債の発行は前年に倍加し、償還分との差引でも前年より五割以上増加した。この起債条件の有利が、財政資金散布増加の原因ともなつた。金融恐慌を機に交替した内閣は、いわゆる積極財政を計画し、歳計剰余金一億一千万円を財源に繰り入れて三年度実行予算を編成したが、その予算決定時期の遅れにもかかわらず財政資金の散布は促

第十表 兌換銀行券発行高保証内訳調 (単位 百万円)

年月末	発行高	正貨準備高	保証発行高	内訳			
				諸公債証券	政府証券	諸証券	商業手形
昭和 1. 12	1,569	1,058	511	134	22	82	273
2. 6	1,464	1,062	401	110	22	38	231
12	1,682	1,062	619	116	22	95	386
3. 6	1,462	1,062	399	126	22	24	226
12	1,739	1,061	677	75	22	58	521
4. 6	1,462	1,064	397	90	22	24	260
12	1,641	1,072	569	139	22	54	353
5. 3	1,287	908	378	100	22	31	225
6	1,291	871	419	65	22	28	304
9	1,124	865	259	74	22	24	138
12	1,436	825	610	114	22	87	386
6. 3	1,169	833	335	105	22	37	170
6	1,161	851	309	96	22	36	154
9	1,053	818	235	70	22	37	105
10	1,093	686	407	61	22	84	240
11	1,102	542	559	61	22	69	407
12	1,330	469	861	158	22	107	572
7. 1	1,186	430	756	100	22	128	505
2	1,111	430	680	100	22	142	415

備考：大蔵省銀行局，各年度『議会参考書』，理財局『金融事項参考書』による。

一億八千六百万円となり、三年末には一億一千四百万円と減じていた。この在外正貨の減少によって日本銀行の正貨準備高には変化がなかった。兌換銀行券の増加は僅かな保証発行高の増加にとどまったが、在外正貨の減少は、いずれは内地正貨の現送による補充を必要とする問題となっていた。この状態下において財政資金事情、金融事情は四年に入っても、三年同様の事情が続いていた。四年六月の日本銀行の政府預金は前年比で一億一千万円の減少を示し、兌換

銀行券の平均発行額は前年比で七百万円の増加であった。

しかし、これらの事情は四年七月の内閣更迭後、財政金融政策の転換によって急転した。財政の緊縮、公債計画の縮小、金輸出解禁準備諸対策の推進により、通貨は減少し、兌換銀行券の平均発行高は九月に前年同期より減少に転じ、十二月には五千万円近い減少となった。物価も下り始めた。

金解禁を前に、政府は在外正貨を充実し、クレジットを設定して解禁による急激な金の流出防止に備えたが、解禁後の日本銀行の正貨準備は漸減し、四年末に十億七千万円であったのが、五年末には二億五千万円減じて八億二千万円となった(第十表)。兌換銀行券の発行高もこれに応じて減少し、十六億四千万円から十四億三千六百万円へ二億円以上減った。六年に入ってから、政府の産金奨励策の効果もあって(第十一表)、正貨準備高は横ばいを続けたが、これに打撃を与えたのが英国の金本位停止であった。

六年九月二十一日に英国は金兌換の停止を発表した。この英国の金本位態勢の転換に対応して、ドル為替買いが急増した。このため正貨の流

第十一表 本邦産金額調 (単位 キログラム)

年次	内地	台湾	朝鮮	計
昭和 1	9,097	307	7,158	16,562
2	9,603	453	5,640	15,696
3	10,387	277	5,175	15,839
4	10,422	462	5,550	16,434
5	12,067	487	6,186	18,740
6	13,275	553	9,031	22,859
7	12,497	817	9,701	33,015

備考：大蔵省『昭和財政史資料』による。

第十二表 兌換銀行券発行税調(1) (単位 千円)

年度	予 算			決 算		
	兌換銀行券発行税	兌換銀行券制限外発行税	計	兌換銀行券発行税	兌換銀行券制限外発行税	計
大正 13	996	3,866	4,863	1,172	5,799	6,972
14	957	1,400	2,357	1,048	4,088	5,137
15	941	3,655	4,597	872	2,413	3,285
昭和 2	1,013	3,504	4,517	1,108	7,656	8,764
3	1,031	3,119	4,151	1,185	4,464	5,649
4	1,143	3,792	4,936	1,175	4,439	5,615
5	1,186	4,830	6,016	1,222	6,217	7,439
6	1,222	7,413	8,636	1,212	7,785	8,998
7	612	13,567	14,189	612	13,218	13,831

出は増加し、九月末に八億二千万円近い正貨準備があったのが、十月十五日には七億七千万円となり、同月末には六億八千六百万円となった。この急激な正貨の流出に伴って、市中金利が騰貴した。日本銀行も流出防止のため公定歩合を二厘引き上げたが、その一方で市中金融の梗塞が問題化した。かくて、年末をひかえて、銀行界、事業会社への金融の圧迫を緩和するために、日本銀行の貸出限度を拡張し、貸出方針を緩和することになった。十月以降の正貨の著しい減少の一方で、日本銀行の一般貸出金は増加し、九月末に六億五千五百万円であったのが、十一月末には九億円をこえ、十二月末には九億六千四百余万円となった(前掲第九表)。兌換銀行券の保証発行高は、この間に二億三千五百余万円から五億五千九百万円、八億六千万円へと増加した。保証発行高の増加は六年十月以降ことに著しかったが、保証発行額が兌換銀行券条例に示された一億二千万円の限度をこえるのは、昭和に入ってから常態となっていた。大正十三年にこの保証

限度の引上げが問題となったのも、この限外発行が常態となっていたためであったが、その後もこの限外発行が続いていたわけである。

兌換銀行券発行税は保証発行に対して、月平均額に対し年千分の十二半の割合で納付することを定めていた。この保証発行額の継続状態は兌換銀行券発行税を年々高額に納付させることになった。そしてさらに、兌換銀行券条例では、一億二千万円の限額超過分に対して年百分の五を下らない割合で発行税を納めることが定められており、それがこの保証発行税納付額を著しく引き上げるようになった(第十二表)。大正十五年度には三百余万円であったが、金融恐慌による銀行券の発行増加という特殊事情による昭和二年度の増加を除けば、その後この発行税は年々増加し、六年度は約九百万円に達し、七年度には七月以降保証発行限度が十億円に引き上げられ、制限内の保証発行に対する課税はやめられたにもかかわらず、千四百万円近い納税額となった。

第四節 貨幣の製造、発行および回収

一 本位貨幣の製造、発行

第一次世界大戦を機に、日本の保有正貨は急増し、大正九年末には二十一億八千万円となったが、その後年々

第十三表 日本銀行準備正貨調
(単位 百万円)

年 末	金 貨	金地金	準備正貨計
大正 12	183	873	1,057
13	250	808	1,059
14	250	806	1,056
昭和 1	251	806	1,058
2	252	809	1,062
3	252	808	1,062
4	252	819	1,072
5	220	605	825
6	237	229	469

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

減少して昭和三年末には十二億円を割っていた。この間の減少は主として在外正貨の減少であり、内地正貨は大正十年末で十二億二千万円あったが、昭和三年末でも十一億円近い額が保持されていた。内地正貨の大部分は正貨準備として日本銀行が持っていたが、この正貨準備額にほとんど変化なく、さらにその内訳としての金貨と金地金の額にも変化がなかったので(第十三表)、金貨の製造はしばらく行われなかった。大正八年を最後に金輸出が解禁された昭和五年まで、金貨製造の報告は造幣局から出されなかった。

金輸出の解禁は在外正貨の充実の上で行われたが、解禁後の金の流出は著しく、日本銀行の正貨も国外に運び出さなければならなかった。日本銀行の保有正貨は金貨よりも金地金の方が多かった(前掲第十三表)、金貨として兌換に應ずるためには金地金を金貨に改造する必要があった。

造幣局はまず五円金貨の製造を始めて、四年十二月から五年三月までの間に四百二十余万円、五年二、三月に二十円金貨五千余万円を造った。続いて五年度すなわち五年四月から六年三月までの間に二億一千三百余万円、六年度に一億三千六百余万円の二十円金貨を造った。この三年度間に四億円以上の金貨が造られたのである。

二 兌換銀行券の製造、発行および回収

明治十七年に制定された兌換銀行券条例では、兌換銀行券の種類を二百円、百円、五十円、二十円、十円、五円および一円の七種と定めていた。そして、明治三十年の貨幣法では、本位貨幣としての金貨の種類を二十円、十円、五円の三種として、一円の兌換銀行券で兌換できる金貨を定めず、兌換銀行券条例の第一条の規定に合わない¹⁾ものであり、一円券は銀貨兌換を記してあった。兌換銀行券の種類については制定当初以来改正されず、昭和を迎えた。一円兌換銀行券を政府紙幣に改めるべきかという点は、兌換銀行券整理問題が採り上げられたときに論議されたが、一応見送られていた。

(1) 兌換銀行券条例第一条「兌換銀行券ハ日本銀行条例第十四条ニ拠リ同銀行ニ於テ発行シ金貨ヲ以テ兌換スルモノトス」兌換銀行券はこの七種が定められていたが、七種全部は製造されなかった。また製造されても発行されずに終わったものもあり、発行されたものについても金額に著しい差があった。大正末年までには、二百円券、五十円券の発行なく、二十円券、百円券の発行量は少く、十円券の発行額が支配的であった。二十円券は通貨需要の増加に応じて大正六年に初めて発行されたものであった。大正末の兌換銀行券の発行額、発行枚数を表示すれば次のようになる(第十四表)。一円券は金額で全体の二・八%、枚数で二二・六%、五円券は金額で一五・六%、枚数で二五・五%、十円券は金額で五七・五%、枚数で四七・一%と約半数を占めた。百円券は金額では一四・九%

第十四表 昭和1年12月末現在 兌換銀行券発行高調 (単位 千円千枚)

	金額	%	枚数	%
旧 1円券	744		744	
改造 1円券	42,639		42,639	
計	43,383	2.8	43,383	22.6
旧 5円券	93		18	
改造 5円券	288		57	
甲 5円券	1,301		260	
乙 5円券	1,943		388	
丙 5円券	241,567		48,313	
計	245,193	15.6	49,038	25.5
旧 10円券	71		7	
改造 10円券	191		19	
甲 10円券	2,408		240	
乙 10円券	902,905		90,290	
計	905,577	57.7	90,557	47.1
甲 20円券	140,796	9.0	7,039	3.7
旧 100円券	2		—	
改造 100円券	12		—	
甲 100円券	234,742		2,347	
計	234,757	14.9	2,347	1.2
合計	1,569,708	100.0	192,367	100.0

備考：日本銀行調による。—は単位未満。

であったが、枚数では僅かに一・二%であった。当時の十円という値打は米にして約二斗半であり、この十円券の偽造による損失は大きなものであり、信用上の点からみても偽造の防止をしなければならなかった。銀行券は精巧な印刷を必要としていた。明治の初めには紙幣の印刷を外国に依頼したこともあ

たが、政府は印刷技術の習得、改良、研究につとめ、兌換銀行券はもっぱら政府が印刷した。日本の印刷技術は紙幣の印刷によって促進されて来たといっても過言ではなかった。銀行券の偽造防止のために、明治十八年に一円券、五円券、十円券、百円券の四種が製造されて以来、印刷技術の進歩に応じて、数次の改造が加えられた。

明治二十一年から二十四年にかけてこの四種の改造があつてから、五円券については三度、十円券については二度、百円券についても一度改造があつた。昭和初頭に通用していた兌換銀行券は、一円は明治二十二年発行のもの¹⁾、五円は大正五年発行のもの、十円は大正四年発行のもの、二十円は大正六年発行のもので、百円は明治三十三年の発行のものであり、百円券は発行以来二十年以上を経ており、昭和に入る前にその改造計画が進められていた。

(1) なお、大正五年に記番号の様式改正があり、漢字体がアラビア文字に改められた。

兌換銀行券の整理に当っては、その整理計画にも示されたように、新券の製造にまず相当の年月が必要であつた。新券の発行によって初めて旧券の回収が可能であつたから、回収着手までの準備期間がこの製造に向けられたのであつた。この準備期間の中でも製版のための時間が一番多く必要であつた。また印刷能力については、大正十二年の大震災で印刷施設のすべてが焼失して以来、漸次その充実が図られてはいたが、十分の設備は整つていなかった。五円、十円、二十円、百円の四種の新券を、しかも大正五、六年時代に比べて二、三倍の通貨量となつてゐる需要に應ずるよう印刷を進めるのであつたから、その負担は大きかつた。

しかし、この新券の製造に先立って、一つの大事業にぶつかつた。それは金融恐慌であつた。兌換銀行券の需要は急増し、日本銀行の備蓄分だけでは間に合わなかつた。最高発行高は二十六億五千万円をこえ、当時の平均発行高十二億円の二倍以上であつた。金融恐慌がおこると、日本銀行は兌換銀行券の不足に対処するために、従

来発行されていなかった二百円券、五十円券の印刷を大蔵省に依頼した。大蔵省では印刷局でこれらの銀行券を急ぎ製造して引き渡したのであったが、あまりにも突然のことであったので、印刷が間に合わず、裏面は白紙のままに残した。当時の事情を『内閣印刷局七十年史』は次のように記している。

「数年来我が国経済界に鬱積せる種々の原因錯綜し、遂に昭和二年三月に入りて爆発し、同月十五日渡辺銀行の破綻閉店に端を發しパニックを惹起し、閉店休業を發表する銀行陸續相次ぎ、財界の混乱其の極に達す。仍て日本銀行は之が臨機救済の爲非常貸出を断行せる結果、貯蔵の兌換券將に竭きんとするに至る。是に於て四月二十二日及び二十三日の兩日全銀行の臨時休業を決定し、二十四日の日曜日と併せて三日の休日間に適切な応急措置を施さんことを期し、日本銀行より当局に対し暫定用式百円兌換券の急速製造を交渉し来る。乃ち当局は曾て震災直後大阪に於て急造せる式百円券と同程度のものを急造する計画を樹てしが、當時事態急迫して之が実行を許さず、竟に已むなく更に簡捷を策し、裏面に何等印刷模様なき所謂裏白の式百円券及び五十円券を急遽刷製することに決し、先づ従来保存せる各種の版面を彼此組合せて式百円券の版面を作製、二十三日午後より其の印刷に著手し、夜を徹して作業に磨り、翌二十四日午後四時半、第一回分四十万枚を引渡したるを初めとし、深更十二時頃を最後として同日中、前後六回に亘り二百五十万枚を、又翌二十五日午前七時、第七回分百万枚、以下二回に分ちて百五十万枚、即ち合計五百五十万枚を引渡せる外、二十五日中に五拾円券四万八千七十五枚の引渡を了せり。此等の兌換券は全く焦眉の急を救ふの目的を以て取急ぎ製造せるものにして、

固より偽造防止等に関し何等の考慮をも施すの余裕あるべき筈なく、拙速を是れ事とせる急造券なるを以て、五拾円券は発行せられざりしが、式百円券は発行後幾何もなく、財界の稍と安定するを待ちて之が回収の歩を進め、世に流布せずして終る。然れども財界未だ全く安定を得たりと謂ふに至らざるを以て、日本銀行は更に万一の場合に備ふる為、式百円券七百五十万枚、即ち十五億円の製造を当局に依頼す。仍て曩に震災直後大阪に於て急造せる式百円券と略と同程度のものを急速刷製して日本銀行に引渡を完了せるも、幸ひにして、後ち

財界再び動揺のことなく、其の発行を見るに至らずして止む¹⁾。

(1) 内閣印刷局編『内閣印刷局七十年史』(昭和十七年)六十三—四頁参照。

第十五表 昭和2年3,4月末兌換銀行券発行状況比較 (単位 千円)

	2年3月	2年4月
旧 1円券	743	743
改造 1円券	41,808	41,510
計	42,552	42,253
旧 5円券	93	93
改造 5円券	287	287
甲 5円券	1,292	1,290
乙 5円券	1,904	8,256
丙 5円券	218,077	281,018
計	221,655	290,946
旧 10円券	71	71
改造 10円券	190	190
甲 10円券	2,357	20,917
乙 10円券	772,035	1,039,687
計	774,654	1,060,867
甲 20円券	95,148	203,238
旧 100円券	2	2
改造 100円券	12	12
甲 100円券	221,010	418,060
計	221,025	418,075
乙 200円券		21,678
合計	1,355,036	2,037,060

備考：日本銀行発券局調による。

急造の五十円券は発行されずに済んだが、この二百円券のほかに、兌換

銀行券改造に伴って回収されてあった旧券（乙五円券、甲十円券）も活用され、二年四月末には五円券で八百二十余万円、十円券で二千九十余万円が市中に出ていた（第十五表）。これらの旧券と二百円券の回収は積極的に進められ、二年末にはすでに僅少額となり、二百円券については六年末に一万五千余円、七十枚余りに減った。しかし、裏白の珍しい通貨のこともあり、蒐集家の手に入ったものの回収が困難で、この枚数からの減少は遅々としていた。

さて、兌換銀行券整理法による新券の製造・発行状況はどうであろうか。整理法制定以前からその製造が計画着手されていた新百円券は金輸出解禁日と同じく、それを記念して五年一月から発行され、続いて三月には五円券が、五月には十円券が、そして、六年七月に二十円券が発行された。発行とともに、旧券は次々と回収されたが、この回収の事情を記す前に製造のことについて説明しておこう。

新百円券は、二年度にすでに印刷に入り、同年度五百二十万枚、三年度四百八十万枚を製造し、計一千万枚、十億円が準備された。このように早く製造されたにもかかわらず、その発行が遅れたのは、金融恐慌時に従来の百円券の応急印刷があり¹⁾、三年八月末で、日本銀行の百円券の保有高は五億四千万円をこえる状態であったので、これをさきに用いたためであった。新百円券一千万枚の製造価額は五十万円で、一枚五銭に当たっていた。新券は旧券よりもいろいろな新技術を用いて造られたが、引渡価格は同一とされた。

(1) 昭和二年度製造の現行百円券は二百八十万枚、即ち二億八千万円分であった。

銀行券製造価格の問題が出たところで、急造の二百円券、五十円券のことに触れておこう。四月に造られた二百円券五百十枚の単価は、裏白のこともあり八厘、五十円券四万八千枚の単価は七厘余であった。また発行されずに済んだ追加の二百円券七百五十万枚の単価は一銭五厘で、いずれも新券の三分の一にも及ばない安物であった。

新五円券は四年度から印刷に入り、四、五兩年度で七千万枚、三億五千万円が用意された。新十円券は五円券より早く、三年度から印刷に入り、三、四、五の三カ年度で一億二千五百万枚、十二億五千万円が造られた。新二十円券は六年度に入ってから印刷され、千五百万枚三億円が日本銀行に引き渡された。百円券以外は、印刷の完了しないうちにすでに発行されたのであったが、この四種の新券製造で、二十九億円の兌換銀行券が用意されたのである。

新券の製造は、その後も汚損分の引換えのために毎年度続けられたが、百円券は当初印刷総額の約二十分の一、五円券は四分の一、十円券は八分の一程度であった。二十円券は三十分の一程度であった。これらの製造の相違は、紙質による点もあり、備蓄充当分の額による点もあったが、流通の程度を示すものでもあった。十円券、五円券の需要は大きかった。また、日本銀行は発行額とほぼ同額の銀行券を備蓄分として用意するといわれることからみれば、この製造の状況の示すところは、十円券、五円券については、三、四年に一度は新しいものに取り替えてゆくということであった。

第十六表 新旧兌換銀行券交換状況調 (1) (単位 千円)

年月末	100 円 券			5 円 券		
	発行額	内) 新券	%	発行額	内) 新券	%
昭和 5. 1	237,163	119,572	50.4	214,103		
2	213,137	138,354	64.9	204,128		
3	215,841	167,493	77.6	208,302	54,127	26.0
4	205,226	166,808	81.3	208,343	84,226	40.4
5	181,064	148,696	82.1	201,395	100,672	50.0
6	202,132	174,284	86.2	202,890	116,082	57.2
7	173,761	149,590	86.1	196,312	121,748	62.0
8	160,962	138,374	86.0	195,811	129,496	66.1
9	159,849	138,852	86.9	190,965	132,724	69.5
10	182,093	162,387	89.2	191,547	138,659	72.4
11	197,778	179,095	90.6	187,624	139,752	74.5
12	235,411	217,848	92.5	213,628	169,533	79.4

備考：日本銀行発券局調による。

新五円券の製造単価は二銭八厘、新十円券は三銭二厘で、新二十円券は約三銭であった。新券ではないが、ついでに一円券についてみれば、二銭四厘が製造単価であった。

五年一月に新百円券が発行されてからの新旧両券の交替の事情を見よう。発行直後の交換の進捗は著しく、同月中に半額が新券に替り、三月末には四分の三が、四月末には八割以上が新券となった(第十六表)。九割台となったのは十一月であるが、それ以後の旧券の回収が困難であった。もちろん、旧券の中には、関東大震災、あるいはそれ以前の災害で滅失したものがあり、それが多いために兌換銀行券の整理が計画されたのであるから、名目上の未回収残額が相当高額となることは当初から考えられてはいたのであったが、応急対策として発行した二百円券の

第十七表 新旧兌換銀行券交換状況調 (2) (単位 千円)

年月末	発行総額	新券	%	旧券	%	改造円1券
昭和 5. 3	1,287,300	221,621	17.2	1,025,819	79.7	39,859
6	1,291,261	678,463	52.5	573,721	44.4	39,076
9	1,124,903	777,015	69.1	309,424	27.5	38,463
12	1,436,295	1,153,963	80.3	243,446	16.9	38,885
6. 3	1,169,077	954,819	81.7	175,185	15.0	39,073
6	1,161,434	980,538	84.4	142,508	12.3	38,386
9	1,053,707	905,163	85.9	110,674	10.5	37,869
12	1,330,575	1,195,135	89.8	97,842	7.4	37,597

備考：日本銀行発券局調。旧券中には兌換銀行券整理後第1条規定の兌換券のほか、200円券をも加算した。

回収が最後の僅少額となつてからなかなか進行しないように、回収の困難は尻上りに強まった。

百円券はその性質上、大衆の懐に残ることは少なかったから、その回収も比較的早く進められたが、五円券、十円券の交換は、百円券ほど順調には進まなかった。三月に発行された五円券がその半数の交換を終つたのは五月末であり、四分の三に漕ぎつけたのは十一月末であった(同前第十六表)。十円券の回収状況は五円券と百円券の間というところであった。

二十円券の発行は六年に入ってからであったが、その発行額は少なかった。そこで五年の百円券、五円券、十円券の三種の新券発行で新券と旧券の交換が軌道に乗つたものとみて、四半期末ごとの新旧券の発行額を表示すれば第十七表のようになる。五年六月には、新券は発行総額の半ばをこえ、十二月に八割に達した。そして翌六年末には九割近いものとなった。交換の行われないう円券を除けば、旧券の残額はすでに七%余となり、兌換銀行券整

第十八表 昭和6年末兌換銀行券
発行種類別調 (単位 千円)

	金額	%
旧 1円券	739	
改造 1円券	37,597	
計	38,337	
旧 5円券	92	
改造 5円券	282	
甲 5円券	1,182	
乙 5円券	1,477	
丙 5円券	20,708	
丁 5円券	177,694	88.2
計	201,438	100.0
旧 10円券	70	
改造 10円券	184	
甲 10円券	1,850	
乙 10円券	50,946	
丙 10円券	788,452	93.7
計	841,503	100.0
甲 20円券	9,450	
乙 20円券	33,202	77.8
計	42,653	100.0
旧 100円券	2	
改造100円券	11	
甲 100円券	10,827	
乙 100円券	195,785	94.8
計	206,627	100.0
乙 200円券	15	
合計	1,330,575	
旧券 計	97,842	7.4
改造 1円券	37,597	2.8
新券 計	1,195,135	89.8

備考：日本銀行発行局調による。

理問題が起ったときに、流通名目額の一割以上が滅失していると主張した諸説は、事実によって誤算であることが証明されていた。「おかね」はなかなかなくならないものだということがこれによって説明されたわけである。

六年末で発行総額のうち、新券は九割に近く、旧券は七割余であったが、各券についてみれば、百円券は九割五分が新券となり、十円券も九割三分をこえた。五円券は八割台にとどまったが(第十八表)、この二年のうちに古い銀行券はほとんど流通市場に見られなくなった。未回収残額九千七百余万円のうちには新券発行以前にすでに流通停止となっていたものが約六百万円あり、この二年間の回収状況から推測しても、それは大正五、六年以前に滅失したものが名目的に残っているものと考えられるから、それ以後、ことに関東大震災の滅失分を加えれば、

実際に市場に残っている銀行券は九千七百余万円のうちの一部となっていたからである。

三 補助貨幣の製造、発行および回収と政府紙幣の回収

第十九表 補助貨幣流通高比較 (発行鋳造差引)
(単位 千円)

	大正7年末	昭和1年末	差引増△減
旧補助銀貨	24,395	19,302	△ 5,092
新補助銀貨(1)	106,620	68,731	△ 37,888
新補助銀貨(2)	14,200	—	△ 14,200
新補助銀貨(3)		210,200	210,200
白銅貨	9,847	83,631	73,784
銅貨及青銅貨	11,992	23,293	11,300
計	167,055	405,158	238,103

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。
本表の流通高は市場流通でなく、それより多い額が示されている。
新補助銀貨(1) は明治39年7月発行のもの。
新補助銀貨(2) は大正7年4月改正のもの。
新補助銀貨(3) は大正11年4月改正のもの。

通貨量増減の関心は通常、兌換銀行券の発行高に集められるが、補助貨幣の流通額もかなり大きなものであった。大正末には、兌換銀行券の発行高は約十五億七千万円、朝鮮・台湾両銀行券のそれは約一億六千万円で、これから銀行券発行準備充当額と小額紙幣発行準備充当額とを差し引いた紙幣流通量は、十七億一千余万円であった。これに対して、補助貨幣はその二割近くの三億一千余万円であり、貨幣流通総額は二十億二千八百余万円であった。兌換銀行券は年末の一次的増加があるから、一年を通じての平均発行高十一億八千八百万円に比べれば、補助貨幣の流通高はその三割に近い高率であった。

大正七年末に一億六千万円に達しなかった補助貨幣は、

その後年々増加し、大正の末には三億円をこえた。その増加は主として銀貨と白銅貨とによっており、青銅貨については金額も枚数も軽率であった(第十九表)。第一次世界大戦以降に兌換銀行券がそれほど著しく増加しなかったのに、補助貨幣がこのように増加したのは、大戦期を通じて兌換銀行券が増加した間にあって、補助貨幣が増加しなかったためであった。兌換銀行券の増加に応じ得なかったのは、この間の諸物価の騰貴により、貨幣の名目価格が地金価値に近くなったので、補助貨幣が改造されたことによるものであった。¹⁾

(1) 補助銀貨の改造について、大蔵省理財局編集の『本邦通貨制度沿革の概要』は次のように記している。

「……明治三十九年四月法律第二十六号を以て五十銭銀貨及二十銭銀貨の量目、形式の改正を行ひ、而して十銭銀貨は形式のみの改正に止め置きしが、明治四十年三月法律第六号を以て量目及品位を改正せり、元来十銭銀貨は五十銭、二十銭の如く量目軽減の余地を存せざるを以て已むを得ず品位をも改正し、其の割合を同一ならしめたるものとす、故に此の改正に依り本位金貨に対する割合は金一に付二十一・六となれり。

然るに右銀貨は依然欧米諸国の銀貨に比し大形にして、携帯に不便なるのみならず、世界大戦の影響を受け銀価騰貴し、鑄潰又は輸出の危険増大せるを以て、大正六年九月銀貨の輸出及鑄潰取締に関する大蔵省令を發布すると共に、大正七年四月法律第四十二号を以て五十銭銀貨及十銭銀貨の寸法、量目及図画を改正し、二十銭銀貨は寸法、量目、図画の他、品位をも改正して十銭銀貨と同一の品位を有せしむることとなしたり、此の改正に依り本位金貨との割合は金一に付十四・四、其の鑄潰点は六十五片半となり、大体欧米諸国の銀貨と其の規を一にするに至れり、然るに其の後銀価は益々騰貴し、大正八年十月右新銀貨の鑄潰点に到達し、爾後尙奔騰の状勢に在りしを以て、政府は鑄造済新銀貨も其の発行を見合はせたり。

然るに銀価は大正九年二月に於ける八十九片半を最高として爾來低落の趨勢に転じ、大正十年に入りては大勢稍と安定に近づけるもの如かりしを以て、政府は銀貨の鑄造を再開せんとせり、然れども一旦八十九片半でふ高値を實現したる以上、従来の鑄潰点六十五片半の銀貨幣を安じて製造発行するの危険なるに鑑み、将来再び既往に於けるが如き銀塊相場の騰貴ありとするも、尙且鑄潰の危険なき程度に迄更に実価を引下ぐるを妥当と認め、大正十一年四月法律第七十三号を以て品位、量目、寸法及図画を改正したり、之に依り本邦銀貨幣は鑄潰点百片、本位金貨との割合金一に付九・四三となれり。」

補助銀貨は大正七年と同十一年と二度にわたって改造され、大きさは著しく小さくなった。この改造以来供給も増加して、製造と鑄潰の差引額は、昭和の初めには三億円近いものとなっていた。

一方、白銅貨については、銀貨のような、銀価騰貴による鑄潰の危険ということとはなかったが、銀貨と混同されることがあったので、大正五年に改造された。その後大戦時の需要増加に対しては、供給が間に合わず、臨時に小額の政府紙幣が発行された。この小額紙幣は大正十年末には二億円をこえたこともあったが、補助貨幣の供給増加と引換えに漸次回収され、昭和の初めには千五百万円を割っていた。この間に白銅貨の供給は増加して、大正七年末に一千万円に達しなかったものが、昭和の初めには八千四百万円に近いものとなっていた。

兌換銀行券の三割を確保した昭和初頭の状態であったから、補助貨幣の製造発行高は昭和に入ってから僅少となっていた。三年度は他の年度に比べて多かったが、それでも大正十四、五年度の額には及ばなかった(第二

第二十表 補助貨幣製造高調(1) (単位 千円千枚)

年度	50 銭 銀 貨		10 銭 白 銅 貨		5 銭 白 銅 貨		1 銭 青 銅 貨	
	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数	金額	枚数
大正14	20,003	40,007	6,000	60,002				
15	10,001	20,003	5,000	50,002			140	14,000
昭和2	10,000	20,000	3,749	37,499			125	12,500
3	11,800	23,601	4,000	40,000			29	2,998
4	3,998	7,997	1,000	10,000				
5	6,001	12,002					50	5,000
6	15,002	30,005	1,500	15,000	200	4,000	250	25,001

備考：大蔵省造幣局『造幣局長年報告』による。

第二十一表 補助貨幣発行高調(1) (単位 千円)

年 度	50銭銀貨	10銭白銅貨	5銭白銅貨	1銭青銅貨
大正14	20,000	6,000		
15	10,000	5,000		140
昭和2	10,000	3,750		125
3	11,800	4,000		30
4	4,000	1,000		
5	1,000			50
6		1,500	200	250

備考：大蔵省造幣局『造幣局長年報書』による。

造計画を変更し、五十銭銀貨は三年一月に入って初めて製造するという事情であった。

昭和に入ってから補助貨幣の問題は、むしろ回収にあった。大正の末に流通していた補助貨幣は二十五種に上り、そのうち二

十種は旧補助貨幣であって、それぞれの貨幣で形態の類似したものがあり、流通に際して不便が多かった。政府でも補助貨幣の整理の必要を認め回収に努力はしていたが、その回収程度は遅々としていた。当時の状態を続けられ、大部分の回収を終るのに十年以上が必要だと考えられていた。

そこで旧補助貨幣回収について、日本銀行で回収に必要な経費の一部を補填するために政府が交付金を支給する計画が立てられ、大正十五年八月一日から実施された。その方法は百個ごとに一定の手数料を交付するものとし、受付は日本銀行本支店と代理店で行われた¹⁾。

(1) 旧補助貨幣引上げについての日本銀行の広告は次のように記されてあった。

大正十五年七月

日 本 銀 行

旧補助貨幣引揚広告

現在日本に流通して居る補助貨は三十余種に上り一般金銭取引の上に飛んだ間違も起り随分不便な訳ですから左記図表の最新型以外の補助貨は可成早く引揚げて此不便を除き度いと思ひます。就きましては今度旧補助貨を交換せられる方に手数料を差上げることにになりましたから何卒皆さんも御互の為と思召し最寄の日本銀行本支店又は代理店に御持込下さいまして御加勢を願ひます。

一、引揚補助貨の種類(後記現行補助貨以外の補助貨)

銀 貨 (五十銭 二十銭) 大正十年以前の分全部

第四節 貨幣の製造、発行および回収

白銅貨(五銭) (大正八年以前の分全部)
銅貨(二銭一銭半銭) 大正四年以前の分全部

二、手数料率

甲種(五十銭銀貨) 每百個 十五銭
乙種(二十銭十銭五銭銀貨) 十銭
丙種(二銭一銭半銭銅貨) 五銭
甲乙種混交(百個に満たざる端) 十銭
甲丙種 混交(同) 五銭
乙丙種 〃 五銭

三、持込先(手数料交付場所)

日本銀行 本支店 又は代理店

四、実施期日

大正十五年八月一日

注◎ 意◎

現行補助貨は左の五種で之れ以外の補助貨は引揚補助貨です。

裏 (図略)	表 (図略)	銀貨五十銭	白銅貨十銭	白銅貨五銭	青銅貨一銭	青銅貨五厘
(図略)	(図略)	(図略)	(図略)	(図略)	(図略)	(図略)

第二十二表 大正15年度中旧補助貨回収予定・実績比較 (単位 千円)

	大正15年度中 引揚予定高	同1ヵ月平均	4月—7月まで 1ヵ月平均実績	8月中実績
50 銭 銀 貨	9,325	777	499	758
20 銭 銀 貨	2,573	214	124	248
10 銭 銀 貨	4,114	342	173	336
5 銭 銀 貨	285	23	—	—
5 銭 白 銅 貨	1,382	115	91	187
青銅貨及銅貨	1,624	135	45	134
計	19,303	1,608	932	1,663

備考：大蔵省『昭和財政史資料』による。一は千円未満。

兌換銀行券においてもそうであったが、小額貨幣の回収は困難が多く、引揚げ開始の八月の実績も、大正十五年度予定額の1ヵ月平均額を幾らも上回っていなかった(第二十二表)。大正十三年度末の旧補助貨幣発行残額一億一千五百万円のうち、約一割の推定減失額と日本銀行別口預金約二千二百万円を差し引いた市場流通残額は約七千万円であったが、同十四年度の回収予定額千四百万円の実績が思わしくなく、そのために計画された回収手数料交付方法であったから、十五年の四月以降七月までの実績三百七十余万円を差し引いても、五千四、五百万円の未回収残額が、手数料交付開始の大正十五年八月にあったわけであった。その年の八月から翌年の七月を回収年度として回収の経過をみれば第二十三表のようになる。昭和七年七月までに二千七百万円が回収された。こ

第二十三表 旧補助貨幣回収高種類別調 (1) (単位 千円)

当年8月より 翌年7月まで	銀貨				白銅貨	銅貨			計
	50銭	20銭	10銭	5銭	5銭	2銭	1銭	半銭	
大正 昭和 15 ~ 2	5,860	1,667	2,319	2	1,479	370	739	74	12,512
昭和 2 ~ 3	2,618	728	969	1	565	162	322	37	5,405
3 ~ 4	1,554	418	535	—	289	88	182	27	3,095
4 ~ 5									2,239
5 ~ 6									2,171
6 ~ 7	1,090	251	335	—	105	32	73	15	1,904
累 計	13,542	3,638	4,927	6	2,755	746	1,516	196	27,330

備考：大蔵省理財局『議会参考書』による。— は千円未満。

第二十四表 政府紙幣発行残額調

(単位 千円)

年月末	50銭	20銭	10銭	計
大正14	10,753	1,229	5,516	17,500
昭和1	8,178	1,196	5,117	14,492
2	7,100	1,173	4,914	13,188
3	6,522	1,155	4,808	12,486
4	6,206	1,145	4,733	12,085
5	5,885	1,133	4,661	11,680
6	5,726	1,127	4,627	11,480
7	5,649	1,123	4,608	11,380

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

の実績は約五割であった。発行開始から二年の間に九割九分を回収し終った兌換銀行券の回収状況に比べれば、たとえそれが回収途中からの実績であるにせよ、六年間に五割の回収率ということは、いかに補助貨幣の回収が困難であるかを示していた。

大正十五年八月以降、昭和七年七月までに、補助貨幣回収のために交付された手数料は三十万円余であり、最初の一年にその半ばの十四万四千円が交付された。政府紙幣は、第一次世界大戦時の通貨需要増大に際して、補助貨幣の不足を補うために、大正六年緊急勅令によって、講和条約締結後一年を時限

に、五十銭・二十銭・十銭の三種について発行されたが、講和後一年を終っても補助貨幣の不足が甚しかったので、その発行継続が認められていた。しかし補助貨幣の製造の進むに従って漸次回収され、また二十銭・十銭については十年四月以降発行がとめられていた。大正十一年二月に最高の二億一千八百万円も発行されていた政府紙幣は、十三年末には二千六百万円足らずに減っていた。しかし、その後の回収はなかなか進まなかった。大正十五年以降の発行残額を示せば第二十四表のようになる。このうちには関東大震災に際しての焼失分も含まれているが、補助貨幣と同じように小額の貨幣の回収はなかなか進まないことがここにも示されていた。

第五節 通貨の様式等

一 本位貨幣および補助貨幣の様式等

1 本位貨幣の様式等

明治三十年、貨幣法の制定によって、わが国の通貨の基本が銀本位から金本位に移り、改めて貨幣の種類と品位とが定められた。その後諸物価は漸騰傾向をたどったので、補助貨幣についてはしばしば改正が加えられたが、正貨については改正がなく、貨幣制度の基本には変化がなかった。

本位金貨の種類は二十円、十円および五円の三種とされ、量目については同法第二条で「純金ノ量目二分ヲ以テ價格ノ單位ト爲シ之ヲ円ト称ス」と定められていた。二十円金貨は純金四匁、十円金貨は純金二匁、五円金貨は純金一匁を含むことが必要であった。貨幣法に基づく貨幣形式（同年勅令第百四十四号）では、各金貨について純正金量の九分の十に相当する量目が規定された。純金だけでは質が軟かく、通貨としての要件を欠くので、銅との合金として製造されることになっており、品位は金九、銅一の割合であった。

金貨の形状は円形、無孔で、同勅令の規定によれば、それぞれの直径は、二十円が九分五厘、十円が七分、五円が五分六厘であり、十円と五円とは相似形で、二十円についてはこの割合よりも厚みがやや薄く、面がやや広く造られることになっていた。

金貨の模様は三種とも同一のものが用いられ、金額の文字だけが異なっていた。その模様は、同法制定以前の貨幣が「竜」を配したものであるのと異なって、「日章」図式によるものであり、従来裏面に用いていた菊と桐の模様で菊紋と二十円の文字を囲む形をとり、裏面に従来表面に用いていた文字を周囲に配置し、鏡の中に日章を入れた。「竜」を廃したのは、竜を尊ぶことは清国の思想であるということによるものであり、天皇の象徴として、その替りに「日章」を用いたのである。貨幣法によって引き続き補助貨幣として用いられた従来銀貨については、それまで竜が描かれてあった表面が裏面とされることになり、さらにその後の改正において竜は姿を消して行った。

金貨製造の技術上の困難は比較的少かった。ことに製造技術が進歩してからは問題はなかった。問題はむしろ量目、品位の正確にあった。補助貨幣と異なって、量目が生命である本位貨であったから、その純正画一なものの製造に努力が向けられた。このために貨幣素材、円形、成貨の化学分析が励行され、自動天秤による正量円形、不全円形の区別が行われ、正貨の価値維持が図られた。

2 補助貨幣の様式等

本位貨幣の様式は、明治三十年以来少しも変更がなかったが、補助貨幣については、経済諸事情の変化とともにしばしば変更された。ことに銀貨については、従来の本位貨幣がそのまま補助貨幣に用いられたので、諸物価の騰貴、銀価の騰貴による鑄潰のおそれがあって、つぎつぎと縮小型に改められて行った。第一次世界大戦時の諸物価の急激な騰貴に際しては、大正七年に改造された銀貨がそのまま発行されずに終るといった状態であった。昭和初頭に通用していた五十銭銀貨は大正十一年改正のものであり、七年に製造した銀貨の模様を一部改正して縮めたものであった。七年の時の銀貨は鑄潰点六十五ペンス半であったが、十一年改正のは百ペンスとなっていた。明治三十年に銀八十と銅二十の割合で三・六匁弱と定められた五十銭銀貨の量目は、大正十一年の改正で銀七十二、銅二十八の割合で一・三二匁と約三分の一の量目になっていた。その径も一寸から七分七厘余に縮まった。

なお補助銀貨としては、二十銭、十銭が用いられていたが、十銭については累次の改正によって形状が著しく小さくなっていたので、大正九年から白銅貨に切り替えられ、二十銭についても明治四十五年以来製造がなく、銀貨はもっぱら五十銭に集中され、二十銭、十銭は年々回収されて行った。

大正九年から製造された十銭白銅貨は、ニッケルと銅三の割合で、量目一匁、径七分三厘、有孔であった。白銅貨の採用は、すでに五銭として明治二十一年にさかのぼるが、大正五年に有孔のものに改められ、品位・量目・模様等すべて改正された。その後十銭白銅貨が造られるに際して、これに準じて量目を七分に減じ、径を六分三厘に縮めた。

銅貨は明治の初めから国民に最もよく親しまれて来たものであったが、三十一年からは一銭の青銅貨が発行され、さらに大正五年からは約半分の量目の一銭と五厘の青銅貨が発行され、従来の銅貨、青銅貨は回収された。旧銅貨、青銅貨はその形態が大きく、二銭銅貨では新一銭青銅貨の四倍近い量目があった。その径は一寸六厘あり、厚肉で巨大という感じであった。新青銅貨は、一銭が径七分六厘、量目一匁で、五厘が径六分二厘、量目五分六厘で、旧貨に比べて薄肉のスマートなものとなった。旧銅貨の品位は錫と亜鉛がそれぞれ一割ずつまじっていたが、青銅貨では錫が四割あり、銅九十五、錫四、亜鉛一の割合であった。

さて、補助貨幣の模様についてみよう。補助銀貨は明治三十九年の改正で、従来の竜紋から金貨同様の日章図式に統一され、構想は金貨と同じ系統のものとなった。表面は金貨と同一模様であったが、裏面は日章の周囲に小桜花が並べられた。この模様は五十銭、二十銭、十銭の三種に共通であった。その後大正十一年の改正にその構想が採用された七年製造の五十銭銀貨の図案は公募によったものであり、調子が著しく変わっていた。公募はこれが初めてであったが、明治初期の写真調から図案調への移向を示し、文字も楷書体から隷書体¹⁾になった。表面には鳳凰を左右に配した¹⁾。十一年の改造ではこの公募図案をさらに単純化し、八咫鳥をやめ、アラビア数字、ローマ字をやめてすっきりしたものにした。

(1) 大正七年改造の五十銭銀貨の模様は次のように説明されている。

表面、上部に菊花御紋章、下部に桐及唐草模様を表はす、左右には翼を拡げて走る鳳凰を配し、中央に「五十銭」なる文字を表はす。

背面、中央には日章及八咫鳥、周囲に「大日本」「大正七年」並に「50 S E N」なる文字と桜花紋を配し、外周には八稜鏡を表はす。

本貨幣は大正天皇御即位大札記念ともなすべく鳳凰と八咫鳥を意匠せり(本貨幣は欧米の例に倣ひ全国より懸賞を以て図案を募集し、其一等当選したる図案を修正し、之を以て原型を作り、縮彫法により極印を作りたる最初のものなり)。

十銭、五銭白銅貨の模様は大正五年改造の五銭白銅貨のものをを用いたのであるが、改造以前の農業立国を象徴した稲の図を改めて桐花と唐草を用い、裏面は、有孔の関係で日章が使えないので、鏡と波を用いた。ことに波については偽造防止の点から線彫が使われた¹⁾。

(1) 大正九年製造の十銭白銅貨の模様は次のように説明されている。

表面、上部に菊花御紋章、下部に桐及唐草模様を表はせり、孔の上方に「十銭」なる文字を左右に分ちて記す。背面、中央に八稜鏡を表はし、其周囲に青海波を線彫となし、その中に「大日本」及「大正九年」なる文字を表はす、波は四海波静なる我島国を表徴するものにして、之を線彫とせしは偽造防止の一方法たり。

明治三十一年に製造された一銭青銅貨の模様は、五銭白銅貨と同様に、稲の図と日章が表裏に配置されていたが、大正五年製造の一銭、五厘では、改造五銭同様にローマ字、アラビア数字が除かれ、模様も桐紋と唐草が用いられた。この模様は明治三十二年に計画された五厘青銅貨¹⁾を基本にしたもので、それをさらに単純化した。

(1) 明治三十二年発行計画の五厘青銅貨の模様は次のように説明されている。

表面、中央に「五厘」なる文字、周囲に「大日本」「明治三十二年」及「5 R I N」なる文字を表はす。背面、中央に桐紋、下部の左右に菊及唐草模様を表はす。

二 兌換銀行券の様式等

昭和二年制定の兌換銀行券整理法により、日本銀行は従来通用の兌換銀行券に替えて、百円、二十円、十円、五円の各券について新券を発行することになったが、そのうち百円券についてはすでに製造の計画が進められていた。百円券の改造については、十円券の改造とともに、大正元年にその基本方針が定められていた。しかしその後計画が実行されないままに過ぎていた。そこに関東大震災がおこり、書式も図型の下絵も焼いてしまったの

で、改造計画の実行はさらに引き延ばされていた。震災後印刷諸施設の充実によって、ようやく懸案の計画の実行が進められていたのであった。そこでこの百円券を整理法による新券にあてることになった。

兌換銀行券の整理が政府内で問題となっていた一方で、日本銀行では印刷局の申入れに基づいて百円券の改造を機に銀行券の寸法を統一することが計画され、二年二月にその原案が政府に提示された。銀行券は、明治十八年に発行されて以来、必要に応じて次々に改正されて来たために、その寸法に統一を欠き、取扱いが不便であったので、改造新百円券を基準として、百円券から一円券までの寸法を統一し、相似形にしようとしたのであ

た。二年当初通用の銀行券の寸法と統一計画の銀行券の寸法とを対比すれば上表のようになる(第二十五表)。

政府はこの統一方針を認め、兌換銀行券整理法の制定に伴ない、これを実行に移すことになった。この計画が実行されれば、百円券については縮小、十円券と五円券についてはやや拡大、一円券は縮小となる。十円券、五円券については大正四、五年の改正ですでに縮小されていたが、百円券は明治三十三年以来、一円券は同二十二年以来の寸法であり、一円券は五円券よりも大型という状態であった。

新券の寸法とともに、券面に配する肖像も問題であった。すでに百円

第二十五表 銀行券寸法新旧比較
(単位 ミリメートル)

	統一計画	現行銀行券
100円券	93×162	104.2×180.3
50円券	87×152	86.7×149.4
20円券		
10円券	81×142	79.4×139.4
5円券	76×132	73.4×130.6
1円券	70×122	85.8×145.4

備考：日本銀行編『日本銀行沿革史』による。

券には聖徳太子を用いることが決められていたが、他の券については旧券との混乱を防ぐため同一人物像を用いないように方針が定められ、従来用いられていたものの中から選ばれることになった。銀行券の肖像に用いる人物については、明治二十年七月に時の大蔵卿松方正義が七人の人物と各券共通の菊章の使用とを閣議に提示し¹⁾、その決定を得ていた。これらの人物選定は、日本の国民の尊敬を受けている者ということであり、これらの肖像を銀行券に刷り込むことによって、さらに国民の敬愛の念を強めようとしたものであった。この方針はその後引き続いて守られて来た。当初新二十円券には和氣清麿、十円券には菅原道真、五円券には藤原鎌足、一円券には武内宿禰か新たな人物ということが計画されたが、結局、新二十円券には旧百円券で用いられていた藤原鎌足が、新十円券には旧十円券の和氣清麿がそのまま用いられ、新五円券には旧二十円券の菅原道真が用いられることになった。

(1) 明治二十年七月、兌換銀行券の肖像に用いる人物選定についての閣議提出文抄。

(前略) 向キニ米國竝ニ独國ニ托シ製造セシ本邦歴史ノ人像雙竜鳳凰等ノ面様タル自カラ歐洲ノ意想ニ成リシヲ以テ本邦人ノ意匠ニ適セサルハ各國特有ノ妙致ヲ有シ各其ノ風尙ヲ異ニスレハナリ因テ今後改造可致兌換銀行券式百円百円五拾円貳拾円拾円五円壹円ノ七種ニハ左記ノ人像種類ヲ分チ描出致シ度尤モ左ニ記名ノモノハ本邦上古ヨリ洪勳偉績アルモノニシテ万古ニ亙リ衆人ノ敬愛仰慕淺カラス因テ各其史乘ニ徴シ古書ニ就キ其風采ヲ憶念シ本邦固有ノ画法ヲ基トシ潜心焦慮描写セハ終ニ寓意ノ力能ク人ヲシテ肖像タルヲ認諾スルノ感応心ヲ写出スルコトヲ得ヘシ果シテ然ラハ人民ヲシテ益々敬愛欽慕ノ心ヲ長セシメ其記憶ヲ鞏クシ且ツ彫刻ノ難キニ因リ假令ヒ贋造ヲ為スモ之ヲ判別スルノ易キカ為メ

故意ニ不良ノ徒ヲシテ贋造ノ念ヲ絶タシムルニ至ランカ謹テ閣議ヲ請フ

明治二十年七月二十九日

大蔵大臣伯爵 松 方 正 義

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

- | | | |
|----------|---------|------------|
| 一、日本武尊像 | 一、藤原鎌足像 | 一、和氣清麿像 |
| 一、菅原道真像 | 一、武内宿禰像 | 一、聖徳太子像 |
| 一、坂上田村麿像 | 一、菊 章 | 是ハ各種ニ付スルコト |

銀行券に肖像を刷り入れることは偽造防止の点から重視されていたが、この点についてはさらに景色を加えることによって強化されていた。明治三十一年に作られた五円券から、人像、花紋のほかにそれぞれの人物に対応する神社の図が配されていた¹⁾が、新百円券に初めて用いられた聖徳太子像に対しては、裏面に法隆寺本堂を、表面に太子像と相對して同寺の夢殿を配した。

- (1) 人物に対する景色については、藤原鎌足には談山神社、和氣清麿には護王神社、菅原道真には北野神社、武内宿禰には宇部神社が用いられた。なお明治三十二年に発行された十円券には護王神社の神使と伝えられる猪をとり上げ、裏面の中央に剛猪突進の図を配したので「いのしし」の別名があった。

兌換銀行券の偽造防止については、このほか模様と配色と、さらに「すき入れ」とが考えられていた。兌換銀行券はいずれも高額なので、その偽造による被害が大きく、偽造防止は銀行券製造上の第一条件であった。明治

十八年以來たびたび改造されたのも偽造防止のためであった。

銀行券の印刷は高級印刷物として、早くから凹版による製造が行われ、模様は花紋として、精巧なものが用いられていた。それが精巧であればあるだけ偽造防止に役だつことになり、その研究が進められた。兌換銀行券整理法による新券で採用されたのは「白抜彩紋模様¹⁾」であった。また配色については、汚れの目だつのを防ぐということと、銀行券としての莊重味を失わぬということと、その色彩にはおのずから制限があつたが、さらに、なるべく同系統の色を用いることによって、分光器利用による色彩面の偽造を防ぐことが考えられていた。また多色刷にすることは大震災後の印刷物製造についての基本方針であつた。新百円券については模様に表面三色、裏面二色、十円券については表面三色、五円券についても表面三色であつた。²⁾

(1) 『内閣印刷局七十年史』は次のように記している。

「……昭和二年四月公布の兌換銀行券整理法に基づき改造せる各種兌換銀行券及び其の以後の改造に係る朝鮮、台湾兩銀行券等の在来のものとの趣を異にせることにして、其の特異の点二あり、即ち一は兌換銀行券の印刷に当り予て準備成れる新技術を加へ、従来施用困難なりし白抜彩紋模様を初めて使用せることは是なり。此の方式に關しては明治三十三年度印刷局長第二十七回年報書中に『彩紋機械ニテ製造スル版面ニ白抜模様ヲ為ス考案ヲナシ手工ヲ省キ工業上便益ヲ起セリ』とありて早く既に四十余年前より研究に著手せるの跡を見る。降つて大正五年に至り研究所報告の一節に『凹版用白抜彩紋ニ従来紋機械ニテ彫刻ノ上エレヘート並に電胎ノ方法ニ依り作製セシモ大正五年四月以降米國式直刻転写法ヲ幾多研究ノ結果最モ鮮明ニ彩紋ヲ表ハスコトヲ得シメタルヲ以テ同年九月之レヲ實際ニ応用シ好結果ヲ得タリ』と

掲げてあり、既に已に実用に供されたる如くなるも、當時は尙揺籃期を出でずして之を實際施用せるは前記整理法に依る改造券を以て嚆矢とす。……」

(2) 兌換銀行券の色彩については地模様と文字、上模様と共通のものがあり、この地模様の色の数が全体の色彩の数の多寡の基準とは必ずしもならないが、地模様について新旧券を比較すれば次のようになる。

	旧	新
百円券 表	橙黄色	黒、淡紫色及橙黄色
裏	紫色	淡橙黄色及暗緑色
二十円券 表	淡黄色、紫色	紫色、緑色及淡褐色
裏	淡茶褐色	青色
十円券 表	淡紫色及橙黄色	緑色、赭色及暗紫色
裏	暗緑色	淡赭色
五円券 表	緑色、暗紫色及茶褐色	緑色、赭色及暗紫色
裏	淡紫色	淡赭色

銀行券用紙の「すき入れ」については、銀行券用紙の選定とともに、明治の初めからの重要課題であつた。¹⁾ 紙幣用紙としては、当初雁皮紙が用いられたが、その後、栽培に適し吸油性強く、東洋ことに日本の特産物であるという点から「みつまた」の樹皮が用いられた。そしてこの和紙に対応する「すき入れ」が研究された。昭和の

初めまでこの「すき入れ」は溜漉法、特殊平漉法が採用されていた。昭和に入って金融恐慌、兌換銀行券整理等があり、兌換銀行券の需要が急増し、従来の「すき入れ」の方法ではその需要に追いつけなくなり、手工法のみに頼らず機械化することが研究された。八年の十二月に至って十円券用紙の機械漉法による抄造が成功し、翌年十一月に完成した。

(1) 『内閣印刷局七十年史』は次のように記している。

「抄紙部創業の頃は未だ製紙技術頗る幼稚にして当部員は『抄紙局設立ノ要旨』に於ける『賈造予防ノ秘術ヲ尽シ精密堅良ニシテ内外人ノ模擬シ能ハザル絶類ノ紙質ヲ發明シ』云々の意を体し広く我が国産の製紙原料に關し調査研究を遂げ紙幣用紙（後ち銀行券用紙に改む）の原料として三極樹皮を選び、又深く内外抄紙法を比較検討し紙幣用紙の抄造法として溜漉手漉法を得、以て我が国紙幣用紙の製造法を確定せり。是れ実に明治十年のことに属す。……」

「すき入れ」については、その機械漉法の研究の一方で、二年四月の大蔵大臣の指示に基づく偽造防止の研究が進められ、乙二十円券（六年七月発行）からは、「すき入れ」を券面の中央にもって来て、従来印刷によりこの「すき入れ」が文字等にかくれて見えなくなっているのを改め、明白にわかるように工夫した。

銀行券の需要増加は抄造についての機械化を促進させたが、一方で用紙の原料についても再検討の機会を与えた。大正末ごろからみつまたの樹皮の生産が減少し、さらに品質が低下したので、精選加工の費用がかさみ価格が高くなっていった。一部にみつまた以外の新原料の採用の意見もあったが、みつまたについて再検討が進められ、

前記の「すき入れ」の機械化とともにみつまたの購入、精選等についての諸問題を解決して、銀行券用紙の製造費の節減が果された。ことに五年以降精選の機械化による費用の節約は大きかった。各銀行券の製造単価は六年度に著しく低減された（第二十六表）。

第二十六表 兌換銀行券製造単価調(1) (単位 銭)

	昭和 2年度	3	4	5	6
改造 1円券	2.40	2.40		2.40	2.20
5円券 (丙)	3.00	3.00			
(丁)			2.80	2.80	2.70
10円券 (乙)	3.25	3.25			
(丙)		3.20	3.20	3.20	2.90
20円券 (甲)	3.25				2.95
(乙)					
50円券 (甲)	0.72				
100円券 (甲)	5.00				
(乙)	5.00	5.00			5.00
200円券 (乙)	0.80				
(丙)	1.50				

備考：内閣印刷局、各年『印刷局長年報書』による。

さらに二、三の事項を加えよう。五年から発行された新券の従来の兌換銀行券と異なる点の一つとして、英文の兌換文印が除かれたことがある。これによって外国文字は金額、記号と番号を表示するアラビア数字だけとなった。また印刷技術の進歩によって、銀行券の主要部分が鋼凹版で印刷されることになった。これによって銀行券の大量印刷が可能になった。また記号、番号については、昭和に入ってから特に改められたことはないが、それが製造発行枚数を示すものであるとともに偽造防止の一手段であったから、破損による文字の消滅を防ぐために、いずれの券面についても記号、番号が対角線上に二つずつ記載されることになった¹⁾。

(1) 記号、番号については、当初は漢字が用いられていたが、製造能率の観点から大正五年にアラビア数字に改められた。

最後に金融恐慌時に印刷された急造銀行券について一言しよう。前節で記したように二百円券・五十円券は裏白であり、文字・模様等既存の版面を組み合わせて造ったので、様式は単純となり、人物・景色も用いられなかった。寸法は二百円券が百二十三ミリメートルと七十三ミリメートル、五十円券が百十三ミリメートルと六十三ミリメートルで、他の兌換銀行券に比べて著しく小型であった。印刷は簡単な平版であり、他の表裏二回凹版印刷の高級印刷とはおよそ趣きの異なったものであった。

この裏白の銀行券の発行の後で万一に備えて急いで製造された二百円券は、寸法も著しく大きく、人物も武内宿禰が用いられたが、景色はなく、表面の地紋も青一色であった。兌換銀行券整理法による銀行券の製造について定められた規格とは著しく異なって縦九十七ミリメートル、横百八十八ミリメートルという横に長い大型の銀行券であった。

第二章 満州事変から日華事変まで

第一節 兌換銀行券保証発行限度の増額と通貨政策の転換

昭和七年六月、第六十二議会において、兌換銀行券条例の一部が改正され、従来保証発行として認められていた一億二千万円の限度が十億円に拡張された。そして、これとともに日本銀行券参与会法が制定され、日本銀行納付金法が新設され、兌換銀行券発行税法は廃止された。明治三十二年に兌換銀行券の保証発行額が一億二千万円に引き上げられ、兌換銀行券発行税法が設けられてから、三十年以上維持されたこの限度が、一挙に八倍余の十億円に引き上げられたのである。この著しい増額と日本銀行参与会の設置とは、金輸出再禁止後の政府の金融政策の基本を示すものであった。

兌換銀行券条例中改正法律案、日本銀行参与会法案等の提出に際して、高橋蔵相はその立法の趣旨を次のように説明した。

「……我が財界の現状を見まするに、其の最も憂ふべき点は、通貨の循環流通が円滑ならざることでありまし

第二十七表 平券銀行兌換
平均発行高調(1)
(単位 千円)

年次	平均発行高
大正 11	1,175,322
12	1,242,335
13	1,260,002
14	1,228,002
15	1,329,851
昭和 2	1,258,495
3	1,152,543
4	1,150,713
5	1,101,667
6	1,187,242

備考：日本銀行券発局調による。

て、今日の如くに通貨が不足し、信用が収縮して居つては、到底産業の振興を望むことは困難であります。之につきましては我が国の兌換銀行券発行制度が、我が経済力の伸展著しきものに拘らず、明治三十二年以来一度も改正せられず、今日の時代に適應するの機能を欠いて居ることが、最大の理由であると考へられます。即ち現行の兌換

銀行券条例に依りますれば、保証発行限度は一億二千万円であります所、此の限度を以てしては、我が国産業の正当なる取引に必要な通貨を円滑に供給する上に不便尠からず、加之正貨保有高は一時に比べて著しく減少して居りますので、適当に保証発行限度を拡張することは当面の急務であります。而して近年の通貨発行の状況を見まするに、通常の通貨需要量は約十二億円でありまするが(第二十七表)、将来に於ては、通貨の需要量は自ら増大することあるべきを考慮すると共に、正貨保有高の現状をも斟酌致しまして、保証発行限度は之を十億円に拡張することを以て適当なりと認めたとあります。次に我が国に於ては月末季末等に際し、一時的の決済資金需要の為通貨の増発を見るのが常でありまするが、斯の如き一時決済用の通貨は、過去の実績に依って見ますれば、通常十五億以内に収縮するのでありまして、特に之を抑制するの必要なしと認めたとあります。唯十六日の以後に於て、尚ほ制限外発行を継続せんとする場合には、大蔵大臣の許可を受くることを要することとし、且

つ之に対しては、適當の税率を以て課税し、通貨の供給が適当に保持せらるゝやうにすることゝしたいと考へます。而して将来金利の低下ある場合に於て、必要な通貨の供給に支障ならしむる為、制限外発行税の税率の最低限度に付き、現行年五分を年三分に改め、其の限度を下らざる範囲に於て、大蔵大臣が四囲の情勢に応じ、相當の課税を為し得るよう配意したのであります。

第二に日本銀行納付金法案でありまするが、之に付きましては、日本銀行が国家的機関であり、其の利益たるや、国家より賦与せられたる特権及び特権的地位と離るべからざる關係あるに鑑みまして、その全利益を基準として、其の一部分を國家に納付せしめ、日本銀行の利益分配をして、公平の原則に適はしめ、且つ上納額をして、日本銀行の利益の増減に順應せしむることを以て目的と致しました。即ち現在の制限外発行税制度及び政府当座預金利子上納の制度は、共に一定率を以て発行税又は利子を徴するものでありまして、日本銀行の受くる利益と、権衡を得ざるのみでなく、日本銀行の利益の増減に順應するの伸縮性を欠いて居りまするが故に、此の兩制度を廃止して、納付金制度を採用することを適當と認めたとあります。殊に今回兌換銀行券発行制度が改正せられますれば、日本銀行の純益は著しく増大すべきは明かでありまするが故に、此の關係からしても、本制度を採用することに致したのであります。唯本制度の採用に依り、日本銀行の負債をして、従前に比し過度ならしめざるやう、納付金の率を適當に定めたのであります。

第三に日本銀行参与会法案でありまするが、今回兌換銀行券条例に改正を加へます結果、通貨の供給は従来に

比し容易となり、円滑を期し得るのでありますが、他面に於きましては、通貨の供給をして、真に正当なる取引に必要な需要に合致せしめんとする認定は、極めて困難なるものがあり、又是が運用は最も肝要とする所であります。而して一般に日本銀行の機能を発揚し、我が国の経済状況に適應せしむる為には、日本銀行と金融界並に産業界との連繫を綿密ならしめ、以て日本銀行をして金融統制の実を挙げしむることが、極めて肝要であると考えられます。仍て日本銀行に日本銀行参与会を設け、金融界、産業界の代表者、並に学識経験ある者を選んで日本銀行参与とし、日本銀行総裁は、重要事項に関し、之に諮問して其の意見を徴し、又は総裁に対し意見を陳述するを得せしむることは、時宜に適ふものであると認めたとあります。……」

即ち、兌換銀行券の保証発行限度の拡張は、金輸出再禁止と前後して著しくなった経済界の不振に対処して、充分な資金を供給するためであり、そのため金融界、産業界との連絡を十分にするために、日本銀行参与会が設けられるのであった。保証発行増加額は八億八千万円であったが、正貨準備が金解禁時の約十億円から、半額以下の約四億六千万円に著しく減じていたために、資金供給増加可能額は二億円余であった。

(1) 通常の通貨需要量の算定については、衆議院の兌換銀行券条例中改正法律案外三件委員会において、小川(郷太郎)委員の質問に対し、大久保(偵次)政府委員は、大正十一年以来昭和六年までの平均兌換券発行高の平均額によったものであり、十二億一千万円であると説明した。

兌換銀行券発行税法を廃して、日本銀行納付金法を設けた一方で、なお保証発行超過額に対して発行税を残し

たことは、単に特権による日本銀行の利益の一部を国庫に納付させるだけでなく、通貨の増発に対して制限を加える意図によるものであった¹⁾。

(1) 同委員会における森田(福市)委員の質問に対し、大久保政府委員は次のように説明した。

「(前略) 収益の関係から見ますと云ふと、結局納付金制度に依って入って行きます勘定になりますから、限外発行と云ふものは、別に税金を決めなくても、納付金で以て取って仕舞ふから宜いぢやないかと云ふ御趣旨であります。計算上から見ると、さう云ふ説が立ちますが、(中略) 此発行の関係から制限外と云ふものを附けましたのは、税の方面からのみ見ましたものではございませぬので、其時の金融状況を見まして此初めに税を課して、それに依って金融の疏通の関係を或点迄、必要があれば抑圧しようと思ふやうな趣旨から出て居りますので、是は納付金の方とは考が別な所に出發致して居ります。(中略) 十億と云ふ数に保証限度を決まして、それ以上に出了場合は是は其当時の通貨政策として、抑圧すべきや否やと云ふ問題が出ますと、納付金で後で取って居っては間に合ひませぬ。初めに取って相当の程度所に抑圧すると云ふ所に精神がありますからして、此発行税と納付金制度とは併用すると云ふ風に考へましたので、此併用の例は諸外国の例にも多いのであります。(後略)」

なお、兌換銀行券条例中改正法案については、第二条第三項については、原案では保証発行額以上の発行について三分の発行税を納付させる規定であったが、衆議院の改正により五分に引き上げられた。政府の立法趣旨は、従来一億二千万円以内の保証発行について、一分二厘五毛の兌換銀行券発行税が課され、一億二千万円をこえる額について五分を下らない税を納付させていたのであるのに対し、この改正では保証発行の十億円以内について

は、この発行税が免ぜられたので、十億円超過分についての税率を急激なものとするのを避けるためであったが、納付金のほかに発行税を取るといふ金融政策上の趣旨を徹底させるために、三分を従来の五分に改めたのであった。

(1) 同委員会（七年六月七日）における前田（房之助）委員の質問に対する大久保政府委員の説明参照。

第一次世界大戦以来、世界の列国が努力目標とした金本位制への復帰は、それぞれの国においてその方法を異にしたとはいえ、日本の金輸出解禁によって果されたが、それも一九三一年（昭和六年）九月の英国の金本位停止によって、再び金本位の維持は困難となり、日本もその十二月には金輸出を禁止しなければならなかった。これによってすでに金本位制は大きな修正を求められていたのであった。兌換銀行券条例中の改正は、たとえ通貨量の積極的な増額を企図したものでなかったとはいえ、従来十二億円の兌換銀行券の発行に対して十億円の正貨準備を維持していた通貨情勢から、十四億円の兌換銀行券の発行に対し五億円に満たない正貨準備という態勢に転換されたのであり、通貨の価値維持ということよりも、通貨の増発による産業振興を企図することに施策の重点が移されたのであった。通貨に対する観念は金輸出再禁止以前とは著しく異なるものとなった。

このような通貨対策の転換は、ひとり日本の問題ではなかった。第一次世界大戦後の列国の主張を反映したジェノア会議における通貨決議は、通貨価値の維持安定、金本位への復帰を企図していたが、一九三三年（昭和八年）のロンドン会議における米国の提案は、兌換銀行券の保証発行について、比例準備率を引き下げること

第二十八表 政府金買上調
(単位 千円)

年 月	買 上 額
昭和7. 3	8,501
4	10,710
5	15,433
6	4,665
7	5,175
8	2,285
9	10,252
10	6,754
11	5,288
12	8,695
計	77,762

備考：大蔵省理財局『第六十四議会参考書』による。

あった。ジェノア会議の提案では比例準備率四割であったが、ロンドン会議では二割五分であり、それは六割の通貨の増発を認めるか、或は八分の三の金準備を軽減する正貨節約の対策かのいずれかであった。

兌換銀行券の保証発行の増額を認められた政府は、通貨の増発による産業振興政策の推進の出発点に立ったが、正貨準備についてはその減少を阻止する諸対策を進め、金の買上げを促進して、外債の元利払いその他に対する支払いの円滑を図った。この金買上げについては、政府資金によって日本銀行に別口の政府勘定を設け、この支払いによって対外決済をする仕組みであった。七年に入ってから金の買上げは五月九日までに二千六百万円、六月までに三千九百万円となり、七年中には七千七百万円の金が買い上げられた（第二十八表）。

第二節 通貨の漸増と金融諸情勢の展開

兌換銀行券の増発の計画は、その提案理由、同法案の委員会における政府委員の説明によっても明らかのように、金融上の理由によるものであったが、その後の兌換銀行券の増加は、この金融上の原因よりも、むしろ財政

的原因が目だった。この財政的原因については、同法案委員会において指摘された。その要旨は満州事件費計上に伴う公債の発行が、日本銀行の引受けによるものであり、それが七年度に限定されるものではないという点にあった¹⁾。財政の赤字は第六十二議会において、事件費を加えてすでに四億一千万円であったが、時局匡救予算が協賛された第六十三議会には六億円となっていた。

(1) 昭和七年六月六日、衆議院、兌換銀行券条例中改正法律案外三件委員会議録より。

田中(貢)委員「(前略)公債に付て寧ろ今日私共の怖れて居りまする所は、十億に拡張して、日本銀行をして多くの国債を所有せしめようと云ふ御考と聞いて居りますが、(中略)無制限にそれを持たせよう、国債を担保にしたものを無制限に貸出すようになるのであるか、これを承りたい、(中略)日本銀行としましては、公債の所有額は——或は公債を担保として貸すには、自ら制限を置くのが当然で、若し長期のものを持つとしたら、其所有に付て資本金と積立金の限度に制限するとか、或は其他一定の標準を置くとか、或は公債を担保に貸出をするならば、其他の商業手形の貸付の何割とかに、其制限を置くべきが当然である、(中略)将来相当金が要るであります、それを予想致しまして、其公債を悉く日銀に持つて来ようと云ふ、其政策に危なさを感じて居るのであります、(中略)今日の場合に、来年も亦満州の事件費が相当要りませう、(中略)今日の状態を繰り返して、後とで納りが著くのでありませうか、私は寧ろ成るべく日本銀行を壊さぬやうに、大切に之を守って行きまする色々の方法を考ふべきではないかと思ひます。」

満州事件費の計上、時局匡救予算の計上による財政赤字の増大、時局匡救計画としての各種資金の散布等の施

策の推進も、それがただちに通貨の増加ということにはならなかった。歳出の増加を各月末の国庫現計で見れば六年度までは十月末には六億円に達していなかったのに、七年度では七億三千万円に近く、越年後の一月末では五年度の約十一億円、六年度の約十億円に対し、七年度では十二億三千五百万円と云う状況であり(第二十九表)、財政資金の散布はかなり進んでいた。また時局匡救予算の計上により、第六十三議会の協賛を経た予算は、一般会計で十九億四千万円をこえ、満州事件公債を含めた赤字公債は六億円をこえていた。そしてこの赤字公債は日本銀行の引受けで十一月以降つきつきと発行され、年度内に七億一千五百万円となり、三月末七億二千万円、四

第二十九表 各月末歳出(一般会計)
国庫現計調 (単位 百万円)

月別	昭和5年度	6	7
7	293	278	320
8	403	377	453
9	493	487	587
10	580	595	728
11	691	724	868
12	810	819	1,018
1	1,113	977	1,235
2	1,200	1,081	1,371
3	1,294	1,204	1,536
4	1,429	1,361	1,748

備考：各年各月官報発表計数による。

第三十表 日本銀行引受公債消化調
(単位 百万円)

年月	月初所有額	引受発行額	売却額	差引月末残額
7.11	142	200		342
12	342		16	328
8.1	328	200	61	467
2	467		3	464
3	464	315	55	724
4	724		85	638
5	638		212	426
6	426		66	360

備考：大蔵省理財局『第六十五議会国債参考書』による。

第三十一表 兌換銀行券平均発行高調(2)

(単位 千円)

月別	7~8年	6~7年	差引増△減
3	1,074,691	1,052,246	22,445
4	1,037,219	1,056,015	△ 18,796
5	996,372	1,004,333	△ 7,960
6	992,073	1,019,884	△ 27,810
7	998,607	1,023,957	△ 25,349
8	984,401	994,429	△ 10,028
9	970,025	962,852	7,172
10	1,040,333	1,001,588	38,745
11	1,036,158	993,624	42,534
12	1,189,035	1,125,362	63,673
1	1,203,783	1,114,085	89,698
2	1,065,905	1,057,207	8,697
3	1,053,621	1,074,691	△ 21,069
4	1,082,671	1,037,219	45,452

備考：日本銀行発券局調による。

月末約六億四千万円の未消化残額を示していた(第三十表)。このような財政資金の動きにもかかわらず、兌換銀行券の発行高にはほとんど増加がみられず、平均発行高については八年三月は前年三月よりもかえって少ない状況であり、各月末については前年比で僅かに超過する程度であった(第三十一表)。七年に入ってから金準備額に変化がなく、従って保証準備額にも大した変化はなかった。しかしその保証準備の内訳にはかなりの変化があり、この変化の中にこの時期の通貨の推移の特徴が示されていた。

すなわち、七年三月末と八年三月末とを比較すれば、公債証券は一億百余万元から三億七千六百万円に増加し、諸証券と商業手形はそれぞれ一億五千余万元、約四億二千万円から、五千余万元、三億一千余万元に減少している(第三十二表)。公債証券の増加は、日本銀行の公債引受発行の結果を示しており、政府預金が引き出された事情¹⁾と、日本銀行手持の公債の売却の事情とを反映していた。一方、諸証券と商業手形の減少は、英国の金本

第三十二表 各月末兌換銀行券発行高内訳調 (単位 百万円)

昭 年	和 月	公債証券	政府証券	諸証券	商業手形	保証準備 計	正貨準備	合 計
6.	6	96	22	36	154	309	851	1,161
	9	70	22	37	105	235	818	1,053
	12	158	22	107	572	861	469	1,330
7.	3	101	36	150	419	708	429	1,138
	6	125	94	111	359	690	429	1,058
	9	155	94	71	325	645	429	1,075
	12	495	44	164	296	1,001	429	1,426
8.	3	376	22	54	292	745	425	1,170
	6	384	22	163	274	844	425	1,269

備考：大蔵省銀行局、各『議会参考書』による。

第三十三表 各四半期末日本銀行貸出金種類別調 (単位 千円)

年月末	割引手形	内)特別融通 以外の割引 引手形	外 国 為 替 貸 付 金	そ の 他	合 計	
6.	6	614,613	34,698	24,699	710	640,023
	9	639,502		15,000	1,095	655,597
	12	880,417	304,676	81,759	2,300	964,477
7.	3	831,131		124,866	2,574	958,572
	6	700,115	129,274	86,887	488	787,491
	9	682,651		46,370	845	729,868
	12	632,011	66,363	139,671	28	771,711
8.	3	659,329		29,970	130	689,430
	6	619,795	60,693	138,566	946	759,309

備考：大蔵省理財局編『金融事項参考書』による。

位停止後の急激な正貨流出による兌換銀行券の収縮、金融の梗塞に対処して、諸証券、商業手形を保証として貸し出した資金の還流の過程を示しており、財政支出活発化の一方で市場の資金吸収が進んだのであった。この金融事情は日本銀行の貸出しの内訳の推移をみればきわめて明白であった(第三十三表)。

(1) 日本銀行による公債の引受発行額が、ただちにそれだけの通貨の増加額とはならない。引受相当額は日本銀行における政府預金の増加となるのであり、それが引き出されて初めて通貨の増加となるからである。

しかし、膨大な財政支出の継続と多額の公債の日本銀行引受発行とは、従来と全く異なった新資金の市場供給であり、この増加資金の国民経済に対する作用が何らかの形で通貨事情に影響を与えないわけではない。このように増大した財政収支が国民経済活動に著しい影響を与え始めた八年度以降の通貨事情はどう変わったであろうか。

第三十四表 貨物輸出入調
(内地) (単位 百万円)

年次	輸出額	輸入額	
6	前	577	690
	後	569	544
	計	1,146	1,235
7	前	549	816
	後	860	614
	計	1,409	1,431
8	前	829	1,016
	後	1,031	900
	計	1,861	1,917
9	前	1,103	1,159
	後	1,068	1,122
	計	2,171	2,282
10	前	1,164	1,344
	後	1,334	1,127
	計	2,499	2,472
11	前	1,217	1,489
	後	1,475	1,283
	計	2,692	2,763
12	前	1,527	2,145

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

これを十年下期、十一年下期、十二年下期と三段階に分けて概観しよう。それは通貨量の増加に示された金融経済の諸情勢に対応したものである。
金輸出再禁止以後の経済

第三十五表 全国手形交換高調 (2)
(単位 百万円)

年次	前期	後期	計
昭和6	22,585	23,436	46,022
7	24,674	28,077	52,751
8	29,893	36,975	66,869
9	32,928	31,447	64,375
10	30,230	33,627	63,858
11	32,928	36,934	69,862
12	42,946		

備考：大蔵省調，大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

第三十六表 兌換銀行券平均発行高調 (3)
(単位 百万円)

月別	昭和8年	9	10
1	1,203	1,259	1,336
2	1,065	1,208	1,238
3	1,053	1,145	1,203
4	1,082	1,178	1,227
5	1,037	1,131	1,175
6	1,105	1,144	1,208
7	1,125	1,145	1,206
8	1,084	1,141	1,192
9	1,086	1,109	1,179
10	1,131	1,160	1,262
11	1,112	1,169	1,273
12	1,277	1,345	1,461
通年	1,114	1,178	1,247

備考：日本銀行発券局調による。

は、外国為替相場の低落と積極的な財政計画の樹立によって、仲展の可能性の下に置かれていたが、七年の経済活動を貿易の規模、手形交換高によってみれば、六年の不振からの脱却をいくらか出たはなかった。しかし八年に入ると輸出の伸展(第三十四表)、手形交換高の増加が著しく(第三十五表)、この活況は九年、十年と続いた。一般会計の規模は八年度には二十三億円をこえ、九年度には通信事業を特別会計として一般会計から外したのであったが、それでも二十二億円をこえた。十年度も二十二億一千万円の予算を組んだ。この間引き続き赤字は多額に上り、日本銀行は八年度七億五千万円、九年度約六億八千万円、十年度六億六千万円の公債の発行を引き受

第三十七表 全国銀行預金
貸出調 (2)
(単位 百万円)

年月末	預 金	貸 出
6. 12	10,594	10,257
7. 6	10,214	10,098
12	10,777	9,997
8. 6	11,320	9,812
12	11,509	9,585
9. 6	11,942	9,382
12	12,202	9,306
10. 6	12,519	9,322
12	12,910	9,528
11. 6	13,409	9,575
12	13,968	10,016
12. 6	14,893	10,557

備考：大蔵省調，大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

けたのであった。

このような経済、財政事情のもとでなお通貨の増勢はきわめて緩慢であった。兌換銀行券の平均発行高によって増加過程をたどってみると八年以降の各五月では十億三千七百余万円、十一億三千五百余万円、十一億七千五百余万円であり、各十一月では、十一億一千二百余万円、十

一億六千九百余万円、十二億七千三百余万円であった(第三十六表)。この結果は、貯蓄増加の一方で投資需要が比較的少なく、日本銀行引受発行の国債の消化が順調に進んだことによるものであった。すなわち、手形交換高に示された経済活動の増大は他面からみれば所得の増大であり、この所得の増大が金融機関の預金を著しく増大させた。しかしその一方で金融機関の貸出しは増加せず(第三十七表)、株式の払込みも少なく、社債の発行も低利借換えに重点があつて純増加は少なかった(第三十八表)ので、余剰資金が国債の消化に振り向けられたのであつた。これを要するに、この期間の経済の伸張は、既存の生産設備の利用によるものであつたといふことができる。

(1) 十年十月以降の兌換券発行額が多いのは朝鮮銀行券の発行準備充当額が多かつたためである。この事情は後段で説明

第三十八表 社債発行・償還・株式払込調 (1)
(単位 百万円)

年次	社 債		株 式 払 込 額		
	発 行	償 還			
昭和5	644	339	197		
6	595	393	185		
7	上	221	163	58	71
	下	491	351	139	78
計	712	515	197	149	
8	上	538	595	△ 56	144
	下	1,087	1,217	△ 129	304
計	1,625	1,812	△ 186	448	
9	上	1,394	1,280	113	243
	下	475	496	△ 20	334
計	1,870	1,776	93	577	
10	上	577	549	28	218
	下	744	615	128	230
計	1,321	1,164	157	448	
11	上	498	459	39	207
	下	837	816	21	530
計	1,336	1,276	60	738	
12	上	498	343	154	772

備考：日本興業銀行調(社債)，日本勧業銀行調(株式)で，大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

する。

十一年の通貨事情は、一見十年前と大差がない。兌換銀行券の発行高でみるときは十年前の増勢をそのまま続けており、年末の発行高では、十年の対前年比増加額のほうが、十一年のそれより多くなっている。しかし、通貨事情を少し詳しく検討し、さらに金融諸情勢を観察すれば、十年以前とは異なつたものを見ることができ

まず兌換銀行券を流通高で見よう。発行高から朝鮮銀行券、台湾銀行券の発行準備充当高を差し引いてみると、

九年末十五億三千八百余万円、十年末十六億七百余万円に対し、十一年末は十七億五千六百余万円であり、十年末の対前年比増加約七千万円に対し十一年末では一億四千八百余万円となる(第三十九表)。他の各四半期末につ

第三十九表 各四半期末兌換銀行券発行事情 (単位 千円)

昭和 年次	3 月	6 月	9 月	12 月	同前年比
発行額	9 1,270,600 10 1,334,071 11 1,428,037	9 1,294,504 10 1,376,245 11 1,490,781	9 1,223,466 10 1,322,003 11 1,423,325	9 1,627,349 10 1,766,555 11 1,865,703	9 82,561 10 139,206 11 99,148
銀行券準備額	9 57,429 10 87,036 11 105,688	9 51,123 10 78,328 11 90,697	9 56,782 10 79,255 11 83,721	9 89,160 10 158,685 11 109,220	9 14,830 10 69,524 11 △ 49,464
差流通引額	9 1,213,170 10 1,247,034 11 1,322,349	9 1,243,381 10 1,297,917 11 1,400,083	9 1,166,684 10 1,242,747 11 1,339,603	9 1,538,188 10 1,607,870 11 1,756,482	9 67,720 10 69,681 11 148,612
対前年比	9 99,796 10 33,863 11 75,314	9 12,655 10 54,535 11 102,166	9 26,492 10 66,063 11 96,855	9 67,720 10 69,681 11 148,612	

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

いて比較しても、十一年の通貨流通量の増加がみられる。発行高の比較で十年末の増加が大きいのは朝鮮銀行券発行準備充当高が異常に大きかった結果である¹⁾。

- (1) 朝鮮銀行券発行準備額が十年末に多く、十一年末に少ないのは、十年に満州国内の朝鮮銀行券の流通停止が定められ、その回収が進められたことに対応したものであり、十年末に兌換銀行券の準備を多くし、その後、回収の進むにつれてこの準備を減じたためであった。ちなみに、朝鮮銀行券の発行は、七年以降年々急速に増大し、七年末に一億二千四百余万円であったのが、九年末には一億九千三百余万円になったが、この回収の結果、十年末は二億二千余万円、十一年末は二億一千余万円と増勢は著しく減じている。

経済諸事情についてみると、手形交換高は十年以前に比べて増加してはいるが、著しい増加というほどではない。貿易額は引き続き増加している。預金の増加

も顕著であった。しかし十年までほとんど増加しなかった貸出しが伸び、余剰資金の増加が鈍化した。さらに著しいことは株式払込額の著増であった。八年以降多くて五億七千余万円であった払込額に対して、十一年では一挙に七億四千万円に近い額となった(前掲第三十八表)。物価もその上昇率を高めた。

このような諸事情は、従来の生産設備による生産がようやくその限界に近づき、新たな設備拡充のための資金需要が増加し始めたことを示すものであった。財政の膨張も、九年度までは満州事件費、時局匡救費、軍備増強費が主因であったが、九年度の匡救計画削減、十年度以降の同計画打ちりの一方で事件費の増加、軍備増強計画の強化と、その内容にかなりの変化があり、軍事費の増加の影響が漸次経済界に浸透し、それが商工業の伸張をもたらし、設備資金需要増加の一因となった。十一年度予算は議会の解散で不成立となり、追加予算の協賛によって予算の確定したのは五月であったが、財政資金の散布は前年よりも促進され、公債の日本銀行引受発行も早くから行われた。前年まで順調であった公債の消化は、十一年には鈍化し始めた。

十二年に入ると通貨の膨張は明白となった。十一年においては一月末発行高に対して六月末には一千万円足らずの増加であったが、十二年には五千万円をこえていた。著しく増大した軍事費をかかえた膨大な予算案が発表されると、その影響は経済各方面にあらわれたからであった。十一年ごろから増加し始めた設備資金の需要増加は、株式払込額、社債の発行償還の差額の著しい増加となり、またこれに応じた銀行貸出の増加となった。十二年前半期を前年比で見れば、株式払込で五億六千余万円増、社債の増加で一億一千余万円、銀行の貸出で七億三

千万円増（十一年六月末からの増加では九億八千万円）、手形交換高で百億円余の増加であった。経済は急速な膨張が求められ、通貨の増大も不可避であった。

第三節 日本銀行金買入法、金準備評価法

および金資金特別会計法の制定

金輸出再禁止後、七年三月から政府は日本銀行に特別預金口座を設けて、金の買上げを実施して来た。その目的の一つは、再禁止後の内地市場の金地金の需給関係が供給過多の状態であったので、金を買い上げて産金業者を救済し、あわせて産金の増加を図るにあった。そのため、大体外国為替相場の基準によって金を買上げたのであった。他の目的は、月平均七百万円程度の政府の海外払いの手段にして、日本銀行保有の準備正貨を確保するにあった。政府の海外払いは為替送金の方法が採られていた。為替相場の低落による支払資金の不足相当額は貨幣交換差金（歳出予算）で補填されていたが、内地から正貨を現送すれば、その額だけ為替買入れが省略できるので、為替相場の範囲内で金地金を買って現送し、国庫の負担を増すことなく、しかも産金を保護していたのであった。七年中には九千八百四十三貫、七千七百余万円、八年中には五千三百三貫、四千九百万円の金が政府に買い上げられた。

このような金買上方策の統行に対して二つの問題が起った。一つは米国の金兌換の停止、金輸出の禁止に伴なう為替相場の動揺であり、他は兌換銀行券の増加に対処する正貨準備の増加であった。米国の金本位停止とともに、八年四月以降米国向けの金の現送は中止され、その後二回ロンドンに現送されただけであった。為替相場が安定しないと金買上げの統行は困難であった。そこで金の買上価格を英国に現送する場合を予定して、ロンドンの金塊相場と日英の為替相場とを基準として決定していた。

このような諸事情の間に、政府はなるべく金を国内に多く保有し、正貨準備の充実を図ることを適当と判断した。国際貸借は輸出の伸張により比較的好調である一方、通貨は増加して、従って保証発行高も増加を続けていた。そこで、日本銀行が金を買入れ入れて保有することのできる制度を設けることとなった。そしてこれを効果的にするために、産金を奨励する目的で、政府が日本銀行から借入金をする方法が採り上げられた。

日本銀行金買入法案は九年三月、第六十五議会に提出され、原案どおり可決された。この法律に基づき、産金が促進されたのであるが、同法第四条に示された具体策の要点はこうであった。日本銀行の正貨準備充当価格は一匁五円であることを必要としていたので、日本銀行がこの割合以上の価格で金を買入れ入れた場合、その差額を政府の債務として、この額の借入金証書を政府から日本銀行に交付することにしたのであった。そして従来の機能を生かすために、第五条で、政府の海外払等の必要に際して、買入金を国庫金勘定に移すことの規定を加えたのであった。政府の債務の限度は一億円と定められた。

第四十表 兌換銀行券発行高調 (単位 千円)

昭和年月	和末	金貨	金地金	正貨準備計	指数	保証準備	発行高合計
9.	3	230,420	194,649	425,069	100.0	845,530	1,270,600
	6	230,420	225,083	455,504	107.2	839,000	1,294,504
	9	230,420	229,607	460,028	108.2	763,438	1,223,466
	12	230,420	235,917	466,338	109.7	1,161,010	1,627,349
10.	3	230,421	241,600	472,021	111.0	862,049	1,334,071
	6	230,422	251,594	482,016	113.4	894,228	1,376,245
	9	230,422	262,197	492,620	115.9	829,383	1,322,003
	12	230,422	276,571	506,994	119.3	973,983	1,480,977
11.	3	230,422	282,172	512,595	120.6	915,441	1,428,037
	6	230,422	293,680	524,103	123.3	966,678	1,490,781
	9	230,426	306,181	536,607	126.2	886,717	1,423,325
	12	230,426	317,916	548,342	128.0	1,317,360	1,865,703
12.	3	230,426	309,856	540,282	127.1	1,029,013	1,569,296
	6	230,426	305,525	535,952	126.1	979,192	1,515,144

備考：日本銀行発券局調による。

九年以降、兌換銀行券の増加は続いた。その一方で正貨準備も月々増加した。九年三月末に十二億七千万円であった銀行券の発行高は、翌十年三月末には十三億三千万円へ、十一年三月末には十四億三千万円へ増加し、十二年三月末には十五億七千万円となった(第四十表)。この三年間に約三億円、二割四分近い増加があった。これに対して、金地金の増加による正貨準備の増加も、九年三月末の四億二千五百万円から、十一年三月の五億一千二百万円へと同程度の増加実績を残していたが、十二年二月末の五億五千六百万円を最高に、その後減少し始めた。

日本銀行保有の準備正貨の増加は、国際収支の好調によるものであったから、この正貨の減少は国際収支の悪化を示すものであった。十二年に入

ると外国為替の統制が必要となるほどに見越輸入が増加し始めた。政府は為替統制を進めるとともに積極的な産金の奨励を行うことになり、産金法案を作製し、あわせて金準備評価法案、金資金特別会計法案を準備した。金準備評価替えの結局のねらいは現送正貨の確保にあった。

金準備の評価替えについては、第七十一議会において政府委員は、貨幣法に定める金の値打と金の値踏みとに非常な開きがあり、このままにしておけば実質に変わりがなくても呼値が変るために、兌換券に対して準備が非常に減ったような数字が出、人心に及ぼす影響もあり、常に制限外の発行があるようになることが好ましくないからであると説明したが、同法案では第二条で、評価替えによる日本銀行等の益金を政府に納付することを定めており、さらに第三条において、日本銀行保有の金地金を国庫金の勘定に移すことの命令規定が加えられてあり、同法案の提出に際して、「評価換の結果生ずる日本銀行、朝鮮銀行及び台湾銀行の評価益は政府に納付せしむることとし、之を以て特別の資金を設け、後に申上げますように特別会計と致しまして、日本銀行所有の金地金の一部を本会計に移し、又今後の新産金は此会計にて買上げ、外国為替資金を調整する為め、必要に応じて金を現送する考であります²⁾」と説明されたことによっても、この評価替えが現送正貨の確保にあったことが明らかであった。

(1) 昭和十二年七月三十日、第七十一議会衆議院本会議における太田(正孝)政府委員の説明抄。

「……申上げる迄もなく金二分を以て貨幣の単位とする現在の貨幣法の定むる所と、我国全体に於ける金の値踏みと云

ふものとは非常な開きがあります。簡単に申しますれば、不必要に低く見積られて居ると申上げて差支ないかと思ふのです。随て之を今の儘にして置きますと云ふと、實質に変わりなくとも呼値が変わります為、如何にも兌換券に対して準備が非常に減ったやうな数字が出て来ますので、人心に及ぼす影響は少くないと思ひます。又常に制限外発行になるやうな形が出来ますことは是亦宜しくないと思ひますので、……」

(2) 同右本会議における賀屋蔵相の提案理由説明参照。

この三法律案は原案どおり議会の協賛を経て成立した。貨幣法第二条の規定をそのままにしておいて、正貨は七百五十ミリグラム一円から、二百九十ミリグラム一円に評価替えされることになった。なおこの評価替えの基準については、ロンドンの金塊相場から換算して、約一割減のところということでは定められた¹⁾。この評価替えにより、日本銀行は十億九千八百万円と四億二千四百万円との差額六億七千三百万円を政府に納付することになった。また正貨の国庫移管については、金地金の評価替え差額に準じた約三億円であった。移管は金地金であり、金貨は日本銀行に残された(第四十一表)。

(1) 前述本会議における太田政府委員の説明参照。

かくて日本銀行の正貨準備は四億二千四百万円あったが、一億二千万円近

第四十一表 日本銀行正貨準備調 (単位 千円)

昭和年月日	金貨	金地金	計
12. 7. 末	230,426	258,009	488,436
8. 25	230,426	194,206	424,632
同評価替	595,929	502,258	1,098,188
8. 末	595,883	205,116	801,000

備考：日本銀行調および大蔵省『金資金歳入歳出決定計算書』による。

く減らされて、三億九百余万円となり、その評価替えによって形の上では従来より充実した正貨準備率とはなつたが、日本銀行券の兌換券としての実質はますます劣ることとなり、正貨準備を置くことの意味はますます乏しくなり、軽視されることになった。昭和七年に兌換銀行券の保証発行限額の引上げについて、必要通貨量を基準に決定したことが、すでに金本位制度から管理通貨制度への移行の第一歩であったが、この金準備評価替えによって、その性格はますます強くなった。

また日本銀行金買入法制定以来、年々正貨準備の充実が進められていたが、金資金特別会計法の設置、日本銀行金買入法の廃止により、産金法で増産された金はすべて国庫に入ることとなり、産金の増減は日本銀行の正貨準備に影響がなくなった。金資金特別会計設置の意図は通貨制度の変革にあったわけではなかったが、正貨準備の増減により通貨量を調節するという従前からの制度の本来の趣旨は、この改正によって実質的に変更させられたのであった。

第四節 通貨の製造・発行および回収

金輸出再禁止以降、政府の海外払資金、正貨準備の充実等のために、産金の奨励策は進められたが、正貨の現送、保有はすべて金地金で行われたので、金貨の製造はなかった。本節では兌換銀行券の製造の問題から始める

第四十二表 兌換銀行券年末発行高種類別調 (1) (単位 千円)

年末	1円券	5円券	10円券	20円券	100円券	200円券	合計
昭和5	39,625	213,628	890,316	57,296	235,411	17	1,436,295
6	38,337	201,438	841,503	42,653	206,627	15	1,330,575
7	37,811	210,027	882,320	41,013	254,972	13	1,426,158
8	37,984	222,543	948,503	41,481	294,271	12	1,544,797
9	38,616	230,527	998,689	36,882	322,621	11	1,627,349
10	39,335	238,882	1,061,213	35,789	391,324	10	1,766,555
11	40,461	251,515	1,164,537	35,401	373,777	10	1,865,703
12	43,216	279,874	1,391,738	33,778	556,454	8	2,305,070

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

第四十三表 兌換銀行券製造高調 (1) (単位 千枚千円%)

昭和年	1円券	5円券	10円券	20円券	100円券	計
7	7,020	16,560	14,880		430	38,890
8	7,700	20,130	16,170	300	580	44,880
9	7,200	16,740	31,210	360	420	55,930
10	6,900	24,300	31,340	270	3,160	65,970
11	7,620	23,760	48,150	720	1,020	81,270
12	7,050	17,710	42,570		11,900	79,230
7	7,020	82,700	148,800		43,000	281,520
8	7,700	100,650	161,700	6,000	58,000	334,050
9	7,200	83,700	312,100	7,200	42,000	452,200
10	6,900	126,000	313,400	5,400	316,000	767,700
11	7,620	118,800	481,500	14,400	102,000	724,320
12	7,050	88,550	425,700		1,190,000	1,711,300
同上	2.5	29.4	52.9		15.3	100.0
比率	2.3	30.1	48.4	1.8	17.4	100.0
%	1.6	18.5	69.0	1.6	9.3	100.0
	0.9	16.4	40.8	0.7	41.2	100.0
	1.1	16.4	66.5	2.0	14.1	100.0
	0.4	5.2	24.9		69.5	100.0

備考：内閣印刷局，各回『印刷局長年報書』による。

ことになる。

一 兌換銀行券の製造・発行および回収

兌換銀行券の改造・統一は、兌換銀行券整理法で除外された一円券を残して、六年十二月末までに大部分が終了し、あとは旧券の回収を進めることになっていた。新券の製造も一段落の状態であった。六年末までの兌換銀行券は減少こそすれ増加はなかったので、その製造が急がれる状態ではなかった。

ところが、昭和七年度以来の財政施策の積極的な推進は逐年通貨の膨張を促し、銀行券の積極的な製造が必要となった。というのは銀行券の発行に対する需要が増加したにとどまらず、この増加額に対する日本銀行の備蓄、汚損銀行券交換のための発行も増加したからである。

新券の発行が軌道に乗った五年末の兌換銀行券の発行高は十四億三千六百万円であったから、六年末より一億円近い増加であった七年末も、まだこの五年末の額より少額であり(第四十二表)、七年度では汚損銀行券の交換分以上の製造は必要でなかった。しかし八年を過ぎて九年に入ると昭和初頭の通貨量に復し、新券の需要は増加した。銀行券の製造高も急速に増加した。七年度に三千九百万枚、二億八千万円が造られたのに対して、九年度は五割増の五千六百万枚、四億五千万円であった。その中でも十円券の製造が大きかった(第四十三表)。需要の増加はもっぱら十円券に集中されていた。

第四十四表 兌換銀行券平均発行高調 (4)

(単位 千円)

年次	平均発行高	年間増加高	増加率%
昭和 6	1,044,100	△ 95,547	△ 8.4
7	1,041,111	△ 2,989	△ 0.3
8	1,114,437	73,325	7.0
9	1,178,518	64,081	5.8
10	1,247,555	69,037	5.9
11	1,340,458	92,903	7.4
12	1,535,408	194,950	14.5

備考：日本銀行発券局調による。

△は減額減率。

七年度以降の兌換銀行券の平均発行高の増加は約七千万円で、十年もこの程度であったが(第四十四表)、銀行券の製造は、九年度に比べても十年度は枚数で二割増であり、金額にして五割増であった。この増加は従来四〇五十万枚の製造であった百円券が三百十六万枚も刷られたことによるものであった。十一年二月二十六日の事件の後の経済界の不安がどのような通貨需要の増大となるかもしれないという考慮から、銀行券の備蓄額を増加することになり、高額券の製造によってこれに応じたためであった。しかし、最高発行額は十六億五千七百万円にとどまり、二年の金融恐慌の際のような事態にまでは至らなかった。

十年度はこのような緊急事態のために銀行券の製造額が増加した。十一年度にはこのような特別な事情もなかったが製造枚数は二割以上増加し、券面額においても前年度に近いものが刷られた。十円券のほかに百円券の製造の増加が目だった。

このように、通貨需要の増大に対する銀行券の製造は、増加需要分だけでなく、備蓄分、汚損交換分の製造が加わったので、銀行券の需要の僅かな増加も、著しい製造額の増加となった。十一年度の製造額は七年度の約三

第四十五表 兌換銀行券製造単価調 (2) (単位 銭千枚)

	昭和 2	5	6~11	12	同製造枚数
100円券	5.00	* 5.00	5.00	6.20	11,900
20円券	3.25		2.95		
10円券	3.25	3.20	2.90	{ 2.90 3.30	{ 15,000 27,570
5円券	3.00	2.80	2.70	{ 2.70 3.10	{ 990 16,720
1円券	2.40	2.40	2.20	{ 2.20 2.50	{ 410 6,640

備考：印刷局、各回『印刷局長年報書』による。昭和2年は旧券製造についてであり、5年以降は新券の製造単価である。* 5年の100円券は3年製造の新券単価である。

倍、枚数にして二倍余であった。かくて、十二年に入ってから銀行券需要増加の上向はますます多くの製造を要求した。日華事変が始まってこの傾向にさらに拍車がかけられたので、小額券の製造をむしろ減じて、もっぱら百円券の印刷によってこれに応じるといった状態であった。

さて、このように累年その製造が増加した兌換銀行券の製造単価はどうであったろうか。兌換銀行券整理法によって製造された新券は、技術的に各種の改良が加えられたものであったが、一般に製造単価は低下していた。そしてさらに、汚損分の交換のための製造段階に入ってから、十円券、五円券についてその単価が引き下げられ、その単価のまま十二年度に入った(第四十五表)。しかしこの間に諸物価は漸騰し、さらに製造数量の増加も顕著となったので、十二年度中にこの製造単価の引上げが行われた。百円券は五銭から六銭二厘へ、十円券は二銭九厘から三銭三厘へ、五円券は二銭七厘から三銭一厘へ、一円券は二銭二厘から二銭五

第四十六表 兌換銀行券(旧様式)回収調(1)
(単位 千円)

年次	年末発行高	年中回収高	回収率 %
昭和 4	1,601,003		
5	242,689	1,358,314	84.8
6	97,087	145,601	60.0
7	70,741	26,345	27.1
8	60,553	10,188	14.4
9	53,188	7,365	12.2
10	48,808	4,379	8.2
11	45,718	3,089	6.3
12	43,341	2,377	5.2

備考：日本銀行発券局、大蔵省銀行局調による。本表と第十八表との間に74千円の差があるが、調査方法の差異の調整困難のためそのままに残した。本表には200円券は含まれていない。

厘へそれぞれ改められた。約二割の引上げであった。

十年度の百円券の急造のような特異な事情を除けば、銀行券の製造は漸増する需要に対応したものであったから、その発行も順調に進められた。それはまた汚損銀行券の順調な回収を示すものでもあった。一方旧券の回収状況をみるに、六年末に一億円近い未回収残高があったのに対して、その後の回収は進ま

ず、十年末までに約五千万円が回収された(第四十六表)。しかし、この未回収残額の大部分は減失相当分であったから、結果からみればかなり順当な経過を示したことになる。十四年度決算に計上された兌換銀行券整理法納付金四千四十八万円を減失額とみなして、この間の回収の過程をみれば、六年末にすでに九割六分が回収されており、九年末には九割九分をこえていた。また八年以降は年々未回収残額の三分の一が回収されていたことが明らかとなる(第四十七表)。

第四十七表 兌換銀行券(旧様式)回収調(2) (単位 千円)

年末	年末発行高	未回収率 %	各年回収率 %
昭和 4	1,560,523	100.0	0
5	202,208	12.96	87.0
6	56,606	3.63	70.0
7	30,261	1.94	46.5
8	20,073	1.29	33.7
9	12,707	0.81	36.7
10	8,327	0.53	34.5
11	5,238	0.34	37.1
12	2,861	0.18	45.4

備考：日本銀行発券局、大蔵省銀行局調による。

二 補助貨幣の製造・発行および回収

兌換銀行券に対する需要の増加は、当然に小額通貨としての補助貨幣の需要を増加させた。しかし、四年以降の兌換銀行券の減少の過程にあって、補助貨幣の流通額は減少しなかった。七年以降の銀行券の増加がすぐ補助貨幣の増加とはならなかった。補助貨幣は八年以降漸増した。七年末に四億一千四百万円であった補助貨幣の現在高は、年々増加して、十一年末には四億七千万円をこえた(第四十八表)。

補助貨幣の中では五十銭銀貨の額の割合がきわめて高いが、これは単に名目価値が大きいからというだけではなかった。すでに記したように、一円の兌換銀行券は、兌換という点できわめてあいまいな性格のものであったため、極力その発行がおさえられていたので、勢い五十銭補助貨幣の需要が多かったからである。七年以降の銀行券の増勢の間において、一円券の増加はきわめて少額であったが、一方で五十銭銀貨の増加は補助貨幣増額の大部分を占める状況であった。すなわち、七年末に対して十一年末の補助貨幣発行増加額五千七百六十万円のうち、五十銭銀貨の増額は、三分の二をこえる三千八百八十万円近いものであった。

第四十九表 補助貨幣製造高調(2) (単位 千円、千枚)

	昭和7年度	8	9	10	11	12
50 銭 銀 貨	10,001	5,000	10,001	15,002	13,002	25,805
金 10 銭 白 銅 貨	1,000					
10 銭 ニッケル 貨		3,500	3,500	5,000	4,500	4,000
5 銭 白 銅 貨	200					
5 銭 ニッケル 貨		1,500	1,000	1,000	1,500	2,720
額 1 銭 青 銅 貨	540	200	1,000	2,000	1,600	1,200
計	11,742	10,201	15,502	23,003	20,602	33,725
50 銭 銀 貨	20,003	10,001	20,003	30,005	26,005	51,610
枚 10 銭 白 銅 貨	10,000					
10 銭 ニッケル 貨		35,001	35,001	50,002	45,002	40,001
5 銭 白 銅 貨	4,000					
5 銭 ニッケル 貨		30,001	20,000	20,000	30,001	54,402
数 1 銭 青 銅 貨	54,002	20,000	100,004	200,009	160,007	120,005
計	88,007	95,006	175,011	300,019	261,016	266,020

備考：大蔵省造幣局『造幣局長年報書』による。

第五十表 補助貨幣発行高調(2) (単位 千円)

	昭和7年度	8	9	10	11	12
50 銭 銀 貨	1,800	23,000	10,000	15,000	13,000	36,000
10 銭 白 銅 貨	300					
10 銭 ニッケル 貨		3,500	3,500	5,000	4,500	4,000
5 銭 白 銅 貨	200					
5 銭 ニッケル 貨		1,500	1,000	1,000	1,500	2,720
1 銭 青 銅 貨	540	200	1,000	2,000	1,600	1,200
計	2,840	28,200	15,500	23,000	20,600	43,920

備考：大蔵省造幣局『造幣局長年報書』による。

第四十八表 補助貨幣現在高種類別調 (単位 千円)

種 別	昭和7年末	8	9	10	11	
50 銭	旧 補 助 銀 貨 ⁽¹⁾	2,672	2,649	2,560	2,560	2,480
	新 補 助 銀 貨 ⁽²⁾	35,885	35,119	31,303	29,943	23,193
	計	237,608	258,295	267,955	278,589	289,289
20 銭	旧 補 助 銀 貨	5,705	5,615	5,573	5,505	5,405
	新 補 助 銀 貨	4,942	3,418	3,160	3,029	2,899
	計	10,647	9,033	8,733	8,534	8,304
10 銭	旧 補 助 銀 貨	7,693	7,693	7,693	7,511	7,511
	新 白 ニ	5,518	5,518	5,518	4,888	4,888
	計	65,247	65,247	64,957	64,672	64,372
5 銭	旧 補 助 銀 貨	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215
	新 白 ニ	24,688	24,688	24,500	24,277	23,831
	計	25,904	26,944	28,215	28,676	30,046
2 銭	錢 貨	1,961	1,903	1,527	1,514	1,475
1 銭	錢 貨	19,029	19,293	19,275	20,955	21,820
5 厘	厘 貨	1,930	1,930	1,872	1,858	1,830
1 厘	厘 貨	26	26	26	26	26
合 計	414,123	434,710	444,688	458,475	471,738	

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。新補助銀貨(2)は大正7年以降のもの、2銭、1銭、5厘、1厘は青銅貨あるいは銅貨である。

二十銭銀貨はもっぱら回収されるだけで増加はなかったが、十銭貨幣については約二割、五銭・一銭貨幣については約一割が、この七年から十一年の間に増加した。十銭貨幣増の加率は五十銭のそれをこえた。この十銭の増加には需要の増加ということに加えて、新種の補助貨幣が発行されたという事情がある。八年以降は、従来の白銅貨に替えてニッケル貨が発行されたからであり、十銭と五銭の

第五十一表 旧補助貨幣回収高種類別調 (2) (単位 千円)

当年8月から 翌年7月まで	銀 貨				白銅貨	銅 貨			計
	50銭	20銭	10銭	5銭	5銭	2銭	1銭	半銭	
大正15~昭和7	13,542	3,638	4,927	6	2,755	746	1,516	196	27,330
7 ~ 8	748	163	196	1	73	26	57	13	1,281
8 ~ 9	505	112	140	—	55	19	41	11	886
9 ~ 10	396	86	99	—	44	14	33	9	686
10 ~ 11.3月	189	42	49	—	24	7	16	5	334
7.8~11.3計	1,839	404	486	2	197	68	150	40	3,188
累 計	15,381	4,043	5,413	8	2,952	814	1,666	237	30,518
大正15.8~ 昭和9年度末	15,063	3,967	5,332	8	2,913	806	1,639	230	29,963
10 年 度	316	75	80	—	39	11	28	9	556
11 年 度	272	51	52	—	30	10	21	7	443
12 年 度	180	40	40	—	22	6	15	6	308

備考：大蔵省理財局『議会参考書』による。

二種のニッケル貨が世に出されたのである。日本でニッケル貨が用いられたのはこれが初めてであった。十一年末には十銭で一千六百五十万円、五銭で五百万円が発行されていた。

このような補助貨幣の発行額の増加は、当然これらの貨幣の製造を増加させたが、銀行券と異なって汚損が少なく、また不時に際しての準備として備蓄することもないので、製造は発行増加分をさして上回るものではなかった。ただ五十銭その他の銀貨については、旧様式のもものが積極的に回収されていたから、その回収分だけは製造額が多くなったわけである。これらの補助貨幣の製造・発行状況を表示すれば次のようになる(第四十九、五十表)。なおニッケル貨の製造に關しての事情は次項に譲って、旧銀貨を中心に補助貨幣の回収の問題に移ろう。

大正十五年の八月から手数料を交付して進められた旧補助貨幣の回収は、昭和七年七月までに二千七百余万円の実績であった。その後は三年間でも二百八十万円という状態であり、十一年以降は年々の実績は五十万円にも満たなかった(第五十一表)。

補助貨幣の増加の説明について用いた補助貨幣現在高調の数字は、旧補助貨幣については鑄潰高を發行高から差し引いたものであるから、実際に流通していた旧補助貨幣はこれから日本銀行の別口預金分を差し引かなければならず、また八年度以降の補助貨幣の増加過程において、この預金分が鑄潰に回されたので、補助貨幣の実際の流通額の増加は、この数字を上回るものであったわけである。

第五節 通貨の様式等

昭和八年九月、法律第五十八号で貨幣法の改正があり、勅令第二百三十二号で明治三十年勅令第四百四十四号の貨幣形式は貨幣形式令と改題された。この改正の趣旨は従来の尺貫法による量目をメートル法による量目に改めることにあつたが、この改正に際して、十銭・五銭の補助貨幣にニッケル貨が加えられた。本節ではこのニッケル貨の採用についての諸事情と、その様式について説明することにしよう。

補助貨幣としてニッケル貨を採用することに決ましたのは七年九月以来の貨幣委員会においてである。この採

用の決定は二つの事情によるものであった。一つは技術上の問題であり、他は軍事上の問題であった。

純ニッケル貨幣は白銅貨に比べて偽造防止、耐蝕性、対摩耗性、外観等あらゆる点でまさっており、補助貨幣として最も適当と考えられていたので、ニッケル貨幣の製造は政府の前々からの念願であった。しかし、製造作業が困難であったので、その実現は容易でなかった。またこれまで純ニッケル貨を採用していた諸外国についてみれば、全工程を政府が行うのではなく、圧印を行えば貨幣となるという段階まで加工されたニッケルの「円形」を購入して、これに圧印して発行する状態であった。この例によって日本でニッケル貨を製造すれば、素材から造る場合の四倍の費用がかかると計算されていた。

ニッケル貨の製造計画は大正十一年と昭和三年とに立てられたが、作業困難ということで実現されなかった。ことに一貫作業には種々の障害があり、最大難点はニッケルの溶融点が高いということにあった。従来のコークス炉や電気弧光炉では装入ニッケルが酸化または炭化しやすかった。この点は高周波誘導電気炉の採用で解決することができるようになった。このような造幣局における長年の研究の結果、技術の点では直接地金から製造することが可能となった。その設備を整えるのに多少の経費がかかっても、外国から「円形」を買うことに比べればはるかに経済的であることがわかった。そこで造幣局は従前の白銅貨をやめてニッケル貨に替えることの案を立て、貨幣委員会に提出した。貨幣委員会での問題は、ニッケル貨幣を採用することの可否ではなく、いかに採用するかの問題であった。技術上の問題では、中央に穴をあけるか否か、品位を何分以上にするか、量目、径を

いくらにするか等であった。

この技術上の問題とは別に、ニッケル貨幣の採用を促進したのは軍事上の理由であった。ニッケルはニッケル鋼として砲身、銃弾に用いられるので、ニッケルを欠けば事実上戦争を進めることはできない。そのニッケルが日本では全く産出しないので、需要の全量を外国からの輸入に頼っていた。満州事変以降日本の国際的地位は不利となっていたので、ニッケルの確保は軍事上の当然の要求であった。従来の十銭、五銭白銅貨と同一量目のニッケル貨を製造し、大正十二年流通相当量の生産をすれば、その需要ニッケルの量は戦時の一年間のニッケル所要量(約八十万貫)に相当していた。貨幣委員会ではこの点で、十銭・五銭についてニッケル貨を採用するのは当然として、五十銭についてもニッケルを採用することの可否が論議された。

しかし結局ニッケル貨は十銭・五銭の二種について採用することになり、その寸法は白銅貨と同一の二十二ミリメートルと十九ミリメートルと定められた。量目は品質の点から少し重く、四瓦、二瓦八となり、品位は純ニッケルとして有孔のものと定められた。当初の案では無孔のものをつくることになっていたが、結局は有孔と決まり、その孔径も従来より約三分の一大きくすることになった。新ニッケル貨の模様についてはいろいろの議論があったが、結局、国民が日常使用する貨幣の模様は国民自身が考案するのがよいということで公募することになった。

かくて八年一月三十一日に図案公募のことをラジオで放送し、翌二月一日に官報、各新聞紙上で発表した。¹⁾こ

の公募は大正七年の五十銭銀貨以来のことでもあり、応募の数多く、二月末の締切りまでには七千三百余りの図案が集まった。審査の結果、京都の小山茂の作が当選し、五人の選外佳作が決まった。

(1) 昭和八年二月一日、官報広告。

◎ニッケル貨幣模様図案懸賞募集

今般当局ニ於テニッケル貨幣模様図案ヲ募集ス応募者ハ左記募集条件ニ基キ図案ヲ本月二十八日マテニ当局ニ到達スル様送付セラルヘシ

大阪市北区新川崎町一番地

昭和八年二月

造幣局

懸賞募集条件

- 一、図案ハ十銭及五銭ノ両貨幣ニ共用スルモノト為ル見込ナルモ応募図案ノ表示金額ハ十銭トスルコト
- 二、図案ハ表裏両面ノ分ヲ具フヘキコト
- 三、図案ハ我国ノ通貨トシテノ特徴ヲ備ヘ且ツ他ノ貨幣模様ト紛ハシカラサルモノナルコト
- 四、図案ハ偽造ノ防止及流通上ノ便否ヲモ考慮シテ作製スヘキコト
- 五、図案ハ直径四十四耗中央ニ径十二耗ノ円キ空白アル円形ノ中ニ描クコト(貨幣ノ出来上リ大キサハ大体十銭貨幣ノ分ハ直径二十二耗中央孔径六耗、五銭貨幣ノ分ハ直径十九耗中央孔径五・二耗程度ノモノトシテ考案スルコト)
- 六、図案ハ黒色ヲ以テ描キ他ノ色彩ヲ施ササルコト
- 七、住所氏名ハ別紙ニ記載シ応募図案ト同封スルコト
- 八、懸賞金左ノ如シ

当選 一点 賞金五百円

選外佳作 五点 同 各百円

但シ選外佳作ノ内其模様図案ノ一部カ貨幣模様ノ一部トシテ採用サレシモノニ対シテハ賞金ヲ三百円マテノ限度ニ於テ増額スルコトアルヘシ

九、当選図案ト雖之ヲ貨幣模様トシテ採用スルト否トハ政府ノ自由ナルヘク又貨幣模様トシテ採用セラルル図案ト雖政府ニ於テ修正ヲ為スコトアルヘキコト

十、図案ハ総テ封緘ノ上大阪市北区新川崎町造幣局内貨幣模様図案募集係宛送付ノコト

十一、審査ノ結果ハ当選者ニ通知スルノ外本年三月中旬頃ノ官報ヲ以テ発表ス

十二、応募図案ハ東京市及大阪市ニ於テ一般ノ展覧ニ供スルコトアルヘキコト

十三、応募図案ハ総テ之ヲ返附セス

十四、審査委員ノ氏名左ノ如シ

委員長

大蔵次官

黒田英雄

理財局長

富田勇太郎

造幣局長

保倉熊三郎

造幣局技師

広瀬重夫

造幣局嘱託(東京高等工芸学校教授)

畑正吉

同(東京美術学校教授)

朝倉文夫

同(同)

津田信夫

	東京美術学校教授	和田三造
	日本銀行副総裁	深井英五
八	池田成彬	
代	則彦	

当選図案は、製造技術上の困難による修正点を除いて、十銭貨幣に採用された。明治時代からの伝統的様式とは一変した現代的なものとなり、縦模様で表裏一貫されていた。表面は中央に模様をみだし、裏面は反対に中央を空白とし、左右に地紋をみせたことは従来の模様比べて特異なものであった。文字は楷書であったものが隸書に替えられた¹⁾。製造段階に入って一部が修正された。裏面の青海波が沈み模様であったので、表裏の「極印」が相互に強く打たれることになり、「極印」の寿命に影響が大きかった。そこで青海波の部分そのまま浮き出させることにして、横断面の肉の均一を図った。

(1) 十銭ニッケル貨幣の模様は次のように説明されている。

表面、上部に菊花御紋章、下部に桐、其の周囲に唐草を配し、左右に「十」「銭」なる文字を表はしたり。

背面、青海波を以て四海波静かなる我國を表はし、上部に「大日本」下部に「昭和八年」なる文字を配す。

五銭貨幣については、従来十銭と同一模様であったが、異なったものを採用することになり、公募の選外佳作の田辺晃の模様を表面に土山介三の図案を裏面に用いた。裏面は修正されたが、これでは初めて金鶏と勾玉が用いられた¹⁾。また十銭貨幣と共通の改正点は菊紋の芯が小さくなったことであつた。菊紋は明治以降の貨幣に全部

用いられていたが、その紋の芯は花卉に比べて比較的大きかった。それが、正しい菊紋は芯の径が全体の径の約八分の一であるということ、新貨幣から改められることになった。

(1) 五銭ニッケル貨幣の模様は次のように説明されている。

表面、上部に菊花御紋章、下部に神武天皇御東征の御輝しき功績を立てし金鶏を表し、

背面、勾玉、桜及文字を配し、隆国の精神を発揚せしめたり。

八年九月、貨幣法の改正条項の施行とともにニッケル貨幣の製造に入った。八年度には一応予定どおりの数量が製造されたが、そのままの施設では能率が悪く、とうてい予定額の半分もできないので、各般の設備の改良が加えられ、九年に入ってからようやく予定量の製造が可能となった。

第三章 日華事変から太平洋戦争まで

第一節 兌換銀行券保証発行限度の臨時拡張と兌換銀行券

条例の臨時特例の制定

昭和十二年に入ってから通貨の増勢は十一年以前と異なつて、設備資金の需要増加、財政資金の支出増加という要因があつたので、その程度が著しく、そのため各月兌換銀行券の保証発行高が十億円の限度をこえる状態であつた。七月に突発した日華事変は、同月末に至つて戦闘の終結が困難となつた。八月には五億円余りの事件費が予算に計上され、さらに九月には二十億円を追加するという事情であつた。そしてその財源の大部分が公債金に求められたので、この事件費の支出は通貨増発の原動力となつた。

七月に最高十六億六百万円を示した兌換銀行券の発行高は、十一月に十八億七千七百万円をこえ、翌年二月には二十億円をこえた(第五十二表)。金準備評価法による評価替へで、正貨準備発行高は二億七千万円以上増加し、実質的に兌換銀行券の保証発行の限度をそれだけ引き上げたにもかかわらず、十二年十一月にはふたたび制限外

第五十二表 兌換銀行券発行高最高最低調 (1) (単位 千円)

年 月	兌換券最高 発行高	正貨準備 最高発行高	発行余力現在高		制限外最 高発行高
			最 高	最 低	
昭和12. 1	1,865,703	552,575	137,834		317,360
2	1,580,477	556,054	192,179		27,902
3	1,569,296	557,212	215,513		29,013
4	1,592,548	543,654	176,888		48,894
5	1,561,452	545,617	218,736		17,764
6	1,656,540	536,213	174,064		132,329
7	1,606,724	524,760	88,626		98,059
8	1,660,103	801,000	266,978		79,717
9	1,708,657	801,001	372,637	92,343	
10	1,787,112	801,001	243,890	13,879	
11	1,877,736	801,001	221,086		76,734
12	2,399,078	801,001	77,078		598,076
13. 1	2,305,070	801,002	31,131		504,068
2	2,000,141	801,002	130,045		199,139
3	1,952,679	801,002	129,128		151,676

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。なお、保証発行限度は10億円である。

発行を出すことになり、十二月には最高で六億円近い高額を示す状態であった。保証発行の余力も最高で二億円を割るようになつた。事変は十三年度も続くことが確実となり、その予算も十二年度に比べて大きなものが予想されるに至って、通貨発行制度についてもなんらかの対策が必要となつた。

十三年三月、政府は第七十三議会に、兌換銀行券の保証発行の限度を臨時に七億円引き上げる法律案を提出した。政府はこの七億円という額にしたことの理由を(1)戦費支出額とこれによる兌換銀行券の平均発行高の増加、(2)国債の新規発行高と兌換銀行券の平均発行高の対前年比

増額との割合、(3)将来の通貨の増加に対する余裕の三点から説明したが、議会でこの限度の引上げの可否、程度の当否よりも、金利政策、国債消化対策、正貨準備との関連等に向けられていた。²⁾ 法律案は原案どおり可決された。

(1) 昭和十三年三月二十四日、貴族院、兌換銀行券の保証発行限度の臨時拡張に関する特別委員会における入間野(武雄)政府委員の説明。

「只今政府委員から兌換銀行券の保証発行限度の臨時拡張に関する其の理由に付きまして御説明申上げたのでありますが、然らばどの程度迄拡張したならば宜いかと云ふことが問題であります、之に付きましては、色々の人に依りまして見方も違ひ、又新聞、雑誌などに於きまして、色々の説が現れて居たのであります、(中略)今回保証発行限度の拡張を七億円と致しまして、御審議を願つて居ります根拠、是は色々の計算を取つて見たのであります、結局此の処に落着きましたやうな次第でございます、即ち其の一つは戦費支出額と、之に基く兌換銀行券の平均発行高の増加とを見たのであります、先づ昨年七月から本年二月迄の間に於ける兌換銀行券の平均発行高は十六億七千余万円であり、之を事変のなかつた平常の年であるならばどの位殖えたかと云ふことを見まして、それを此の平均発行高十六億七千余万円から差引きまして、其の差額と此の期間に支出致しました戦費との割合を求めまして、之を今後支出致すべき戦費に掛合せまして、大体数字を得たのであります、之に依りますと、五億八千万円程度の数字が出て参ります。次には国債の新規発行高と、兌換銀行券平均発行高の前年に対する増加との割合から算出致したのであります、先づ昭和十二年以前五箇年間の兌換銀行券平均発行高の、前年に対する増加額を見、之の其の年に於ける国債の新規発行高に対する割合の平均を求めまして、之を今年発行すべき国債に乗じますと、大体五億円程度の数字が出て参るのであります

第五十三表 兌換銀行券平均発行高調(5) (単位 百万円)

月 別	昭和13年		14年		15年	
	発行額	対前年増額 対比	発行額	対前年増額 対比	発行額	対前年増額 対比
1	1,926	400	2,295	368	3,133	837
2	1,784	323	2,233	448	3,051	817
3	1,765	361	2,178	412	3,013	835
4	1,805	360	2,214	409	3,206	991
5	1,790	383	2,090	300	3,189	1,098
6	1,856	403	2,206	350	3,316	1,109
7	1,906	434	2,286	380	3,306	1,019
8	1,920	419	2,333	413	3,329	995
9	1,909	393	2,358	449	3,303	945
10	1,997	374	2,549	551	3,529	979
11	2,025	354	2,642	616	3,549	907
12	2,334	398	3,104	769	4,088	984
平均	1,919	384	2,376	456	3,336	950

備考：日本銀行発券局調。

第五十四表 兌換銀行券発行高最高最低調(2) (単位 千円)

年 月	兌換券 最高発行高	正貨準備 最高発行高	発行余力 最高額	制限外発行高	
				最高	最低
昭和 13. 3	1,952,679	801,002	129,128	151,676	
	2,076,206	801,286	* 744,444		
	2,094,976	501,286	386,919		
12	2,858,608	501,287	105,470	657,321	
14. 3	2,401,069	501,287	144,100	199,782	
	2,522,616	501,287	* 641,671		
	2,633,862	501,287	464,291		
12	3,817,752	501,287		1,116,465	87,757
15. 3	3,311,183	501,287		609,896	187,241
	3,597,152	501,287		895,865	458,600
	3,604,702	501,287		903,415	451,306
12	4,930,139	501,287		2,228,851	1,061,360
16. 3	4,229,021	501,287		1,527,734	1,091,067

備考：大蔵省大蔵大臣官房『金融事項参考書』による。×13年8月に3億円の金地金の国庫移管があり、*13年4月に7億円、14年4月に5億円の保証発行限額の引上げがあった。

す、是等の点から考へますと、本年に於ける兌換銀行券の平均発行高の増加は大体五、六億円程度ではなからうかと考へるのでございます、が併しながら仮令臨時立法に致しましても、余り度々増加の都度改正するのも如何かと存ぜられますので、以上申し上げましたやうな額に一、二億程度の増額を見込みまして、茲に七億円と云ふ金額を定めて御審議願って居りますやうな次第でございます、(後略)」

(2) 同日、同委員会において、土方(久徴)委員は、市中銀行が資金融通のために手持国債を手離しているが、なるべく国債を市中銀行に持たせ、資金調達には社債等によらせるべきだと論じ、その時に金利問題が重要となり、人為的な維持策は困難であると指摘した。また深井(英五)委員は、保証限度の拡張は発行条件が変るだけのことであるが、それがまた世間を警戒させるよさがあるから、あまり余裕をとつての拡張はおかしいと指摘し、正貨準備問題について次のよ

うな質疑応答をした。
深井(英五)委員 「(前略)保証発行の高と云ふものは、是は限度ぢやありません、実際の保証発行の高は正貨準備の高と相関連して定まるものでありますが、(中略)何か今度の此の改正が、正貨準備の高の今後の成行に関係があるのではないかと云ふやうな疑問が起るのであります、(中略)正貨準備の今後の見透し、若しくは之に対する御方針を、此の法案に關聯して何つて置きたいと思ひます、(後略)」

政府委員(入間野) 「今回の保証発行限度の拡張と正貨準備との間に何等かの關連を持っているのかどうかと云ふ御尋と拝承致しました、率直に申し上げます、其の間に何等の關聯がないと御了承を願ひたいと存じます、(中略)只今管理通貨状態に於きましては、国内關係だけに於きましては、正貨準備は余りさう重きを置かないでも宜いのぢやないか、唯田の國際価値維持の爲にはどうしても金を保有する必要があるだらうと存じます、国内關係に於きましては、左迄正貨準備と云ふことに重きを置く必要もなからうと云ふやうな気が致しております、(後略)」

十三年中の兌換銀行券の増加は、七億円の保証発行限度引上げについて政府が見込んだほどには達しなかった。十三年十二月の平均発行高は二十三億三千余万円で、前年同月よりも四億円足らずの増加にとどまった(第五十三表)。しかし、八月には日本銀行の正貨準備のうち三億円(本位価逆算一億一千六百万円)が外国為替基金設置のためにはずされたので、保証発行額はそれだけ増加し、十二月には保証発行の最高余力も一億円に縮まった(第五十四表)。同月の制限外発行の最高額は六億五千万円をこえた。

十三年中の事変の状況は、次々と大きな作戦が進められたが、それによって事変の見通しがつくというものはなかった。十四年度にも高額の臨時軍事費が支出されることは避けることができない状態であった。そしてさらに軍備の強化についての陸海軍の予算の要求は大きく、これによる財政の膨張、赤字の増大、公債発行の増加は避けられなかった。一般会計の十四年歳出額は四十八億円となり、十三年度の三十五億円よりも十三億円増加した。公債発行計画は五十九億円をこえ、前年度の五十六億円を三億円上回った。

このような状況下に、政府はふたたび兌換銀行券の保証発行限度の臨時引上げを計画した。引上げ追加額は五億円であった。この改正法律案は第七十四議会に提出され、原案どおり可決されたが、支那事変公債、歳入補填公債等の法律案と一括して審議された関係もあって、この引上げの可否についての論議はなく、衆議院における賛成演説では「兌換券の増発と公債の発行と密接なる関係を持って居るので、兌換券を増発し且つ公債を増発する為に、悪性インフレの起る虞等がないかどうか、それを警戒¹⁾するようにとの間接的な意見が示されていた。

(1) 昭和十四年三月十七日、第七十四議会衆議院本会議における昭和十三年法律第六十四号中改正法律案(兌換銀行券の保証発行限度の臨時拡張に関する件)外七件委員会の委員長報告中の大野(一造)委員の賛成演説要旨。

十四年に入ってから経済諸事情は前年よりも各方面で困難が加わった。物資の需給の不調が通貨の増発と物価の騰貴とに現われた。欧州大戦が始まってからはこの傾向が強くなり、十五年に入って、政府は十五年度予算を待たず、十四年度の追加予算で価格差補給金政策を採り上げるといふ状態であった。通貨の増加は十四年十二月にことに著しく、限外発行の最高額は十一億円をこえ、保証発行の最低額も限外で八千七百万円であった(前掲第五十四表)。

十五年度の予算は重要諸物資生産のための補助金を計上し、軍備の増強計画を進めたので、一般会計は六十億円をこえ、公債発行計画も六十億円をこえた。十四年の通貨事情に照らしても、通貨の増発は当然に予想された。しかし三年続けて法律を改正することを避けることと、保証発行限度を引き上げるといふ方法によることを検討することにして、第七十五議会には保証発行引上げについての法律案は提出されなかった。

十五年に入ってから通貨の増加は著しく、十四年の各月の兌換銀行券の平均発行高が前年同月に比べて三、四億円であり、十二月においても八億円に達しなかったのに、十五年の各月の平均発行高の対前年増加高は八億円を割ることなく、六月には十一億円をこえる状態であった(前掲第五十三表)。制限外発行高は、十二月に二十億八千万円をこえ、同月は最低でも十億円をこえて、兌換券の最高発行高は五十億円にあと一步といふところ

にまで達した。

政府は十六年二月、第七十六議会に、兌換銀行券条例の臨時特例に関する法律案を提出した。同案の特徴は、兌換銀行券の発行を正貨準備と保証準備とに区分することを廃止することと、兌換銀行券の発行限度について定額を法文上に示さず、大蔵大臣が経済金融政策との関連で決定することにした点にあった。この特例案に並べ、朝鮮銀行、台湾銀行の銀行券発行についても、支払準備発行と保証発行との区分を停止する特例案が提出された。

すでに昭和七年の兌換銀行券条例の改正に際して、保証発行限度の拡張の基準を兌換券の平均発行高に求めて以来、通貨制度についての観念は漸次管理制へ移行し、金準備評価法の制定、外国為替基金の設置とともに正貨は次々と発行準備から除かれ、その一方再度の保証発行限度の拡張で、通貨価値維持、信用確保のための正貨の準備の意義はうすれて行った。十三年の保証発行限度拡張に際して、議会における政府の答弁は、「通貨制度が事實上管理通貨制となっていることを認めていた」¹⁾。

(1) 本項前掲注における入間野政府委員の答弁参照。

政府はこの臨時特例案の提出に際して、現行通貨の実体が管理通貨であることの認識の上でこの改正を行うことを明らかにし¹⁾、十二年の金資金特別会計の設置、日本銀行金買入法の廃止により、金を日本銀行に集中する従来の政策を改め、国に集中することにしたことが、日本の通貨の対外価値については日本銀行の保有正貨量とは

直接関係がなくなったことを示した。さらに、この結果、通貨の対外価値は政府の為替政策によって決定され、対内価値は政府の金融政策によって決定されるので、すでに正貨準備の増減によって通貨量の自動的調節を図る現行の通貨制度が意義を失い、通貨制度を現行のまま存続させることはかえって混乱を招き、通貨政策上の障害にさえなると説明した。すなわち、この特例案は新しい制度による新しい通貨政策をするのではなく、すでに実体的な変化した通貨制度を、その実体に合致させるように改正するというものであったわけである。この点については賛成する者も多かった²⁾。

(1) 昭和十六年二月十日、第七十六議会、衆議院法律案委員会（外国為替管理法改正案外七件）における兌換銀行券条例臨時特例案についての広瀬（豊作）政府委員の説明（巻末資料Ⅰ所載）参照。

(2) たとえば、二月十七日の同委員会において、小笠原（三九郎）委員は次のように賛成の意を表している。「……実は此の兌換券発行制度の改正に付ては、前年来私は予算総会其の他にも、屢々御質問申上げて居り、又此の意味で申上げて居るので、今日殆ど有名無実となって居るやうな現行制度を、斯う云ふ風に御改めになると云ふことは、是は洵に結構なことで、機宜を得た新制度と思ふのであります、……」

しかしその一方で、銀行券の最高発行額を法定化せず、大蔵大臣が決定するということについては批判が多く、それが過度の信用膨張を導くのではないかという点が問題となり、議会での質問もいかにこの銀行券の最高発行額を定めるのかという点に向けられた¹⁾。

(1) 前掲委員会における武田（徳三）委員の質疑参照。

また小笠原委員は発行制限額決定の具体的基準について次のような意見を示し、政府の同意を得た。
 「……所謂制限外の制度を御認めになつて居る趣旨等から私共が考へて見ますと、何処を標準に置かれるのか分らぬけれども、余り将来まで見込んだ所に、標準を御置きになると、少し世間に信用膨脹の心配が多いのではないかと、寧ろ過去の例へば前年の第三、四半期と云ひますか、或は第四、四半期でも宜いのであります。そこらの平均位の所に置いて、他に状勢を少し織込まれる位にして、あとはやはり制限外を生かして行かれると云ふやうな行き方が、世間に信用膨脹の危惧を感じしめないで宜いのではないかと云ふやうに考へますが、……」
 また最高発行額の決定について諮問機関、協議機関の設置が必要であることの批判が河野（密）委員によって為された。

兌換銀行券条例の臨時特例案は原案どおり可決された。同法第一条の規定によつて、十六年四月一日、大蔵大臣は兌換銀行券の発行限度を四十七億円と定め告示した、同年三月の平均発行高は三十九億五千万円弱であり、月末の最高発行高は四十二億三千万円弱であった。

第二節 通貨の増加と財政金融諸情勢の変化

昭和七年以降の財政の膨脹、経済諸量の増大はかなり著しいものであったが、約二億円の余裕をみて増額した兌換銀行券条例の保証発行の限度をこえて兌換券が発行されたのは、十二年に入つてからのことであつた。これ

第五十五表 兌換銀行券平均発行高比較 (単位 千円)

月 別	7 年 (A)	12 年 (B)	16 年 (C)	$\frac{B}{A}\%$	$\frac{C}{B}\%$
1	1,114,085	1,525,907	4,164,951	137.0	272.9
2	1,057,207	1,461,389	3,950,561	138.2	270.3
3	1,074,691	1,404,742	3,947,625	130.7	281.0
4	1,037,219	1,444,371	3,802,863	139.3	263.3
5	996,372	1,406,527	3,724,569	141.2	264.8
6	992,073	1,452,451	3,805,845	146.4	262.0
7	998,607	1,472,209	3,979,250	147.4	270.3
8	984,401	1,501,013	4,210,250	152.4	280.5
9	970,025	1,515,312	4,333,861	156.2	286.0
10	1,040,333	1,623,804	4,439,682	156.1	273.4
11	1,036,158	1,671,700	4,546,112	161.3	271.9
12	1,189,035	1,936,446	5,179,450	162.9	267.4
平均	1,041,111	1,535,408	4,176,151	147.5	272.0

備考：日本銀行発券局調による。

に対して、十二年以来の財政の膨脹はそれ以前に増して顕著であり、日華事変の費用は年々一般会計をこえる高額ではあつたが、この支出を前提として増額された兌換券の保証発行限度は毎年のように改められなければならなかつた。十五年には改正はなかつたが、改正が不要であつたわけでは決してなかつた。十六年四月に大蔵大臣が定めた発行限度四十七億円は、十四年度の保証発行限度二十二億円の二倍以上であり、当時の正貨準備五億円を加えても二倍近い高額であつた。七年、十二年、十六年の兌換券平均発行高を対比すれば上表のようになる。七年以降の五年間の五割増に対し、十二年以降の四年間は十七割増であり、増率の著しさは比較にならなかつた。この増加の相違は財政金融経済諸事情の相違によるものでもあつ

た。

この相違を一言にまとめれば、それは資金の需給関係の相違であった。十二年以前には財政需要の増大、輸出諸産業の需要の増大が生産を刺激し、生産額は著しく増大したが、この生産のための資金の需要、ことに設備資金の需要はそれほど大きなものではなかった。全国銀行の預金は著増したが、貸出しの増加はゆるやかであった。余裕資金は国債の消化にふり向けられた。このような関係から物価の騰貴も軽微で、国際収支も順調に推移した。

それが十二年に入ると諸生産の増大に伴う設備資金の需要はようやく増大し、財政の膨張による物資需要の増加を見越した輸入は急増し、資金の面からも物資の面からも十一年以前とは異なったものとなった。この関係は日華事変の突発による財政需要の増大とともにますます顕著となった。政府はかねてから準備していた貿易と資金の統制を始めた。統制の目的は当然事変の遂行と軍需を中心とする財政需要の充足の円滑化とにあった。そして公債の消化資金の確保とにあった¹⁾。

(1) 昭和十二年九月五日、第七十二議会議院における臨時資金調整法案、輸出入品等に関する臨時措置に関する法律案等の提案理由説明参照。

このような統制下の物資輸入、資金供給であったが、十二年以降の株式払込額、社債発行償還差引額の増加は、十一年以前との比ではなかった。軍需の充足は生産設備の増強なくてはみたされないものであり、十分に輸

入に依存し得ない諸物資の国内調達のためには、普通以上の資材と資金とが必要であった。生産の増加に伴う銀行預金の増加も著しかったが、一方でこの生産を促進するための貸出金の増加も著しく、公債の消化は必ずしも順調とはいえなかった。日本銀行の手許に残った未消化国債の増加が年々の兌換券の発行を増加させて行った。

十二年度以降の財政の膨張が軍備増強費を中心とするものであり、しかもその内容が人件費、衣糧費等よりも

第五十六表 社債発行・償還・株式払込調(2) (単位 百万円)

昭和次	社債			株式払込
	発行	償還	差引増	
11	1,336	1,276	60	738
12	996	539	456	1,697
13	1,576	758	818	1,583
14	1,824	482	1,342	1,789
15	2,756	523	2,232	2,296
16	3,937	619	3,318	2,442

備考：社債は日本興業銀行調、株式は日本勧業銀行調であり、大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

兵器費の増加に特徴があったことは本財政史「歳計」編が詳細に説明しているが、これらの需要を充足し、さらに戦費の需要を充足するためには巨額の設備資金が必要であった。これらの軍需は一般民需とは質を異にするものであった。株式払込額は十二年以降十六、七億円をたどり、十五年には二十三億円に達した。社債の増加も著しく、十四年に十三億円をこえ、十五年には二十二億円をこえた(第五十六表)。これらの資金は主として金融機関を通して供給されたが、金融機関はこれに応ずる資金を十分に持つことができず、このしわが国債の不消化にあらわれることになった。

第五十七表 全国銀行預金貸出調 (3) (単位 千円)

年 末	預 金	対前年比増	貸 出	対前年比増
昭和 11	13,968	1,057	10,016	487
12	15,746	1,778	11,652	1,636
13	19,117	3,370	12,706	1,053
14	25,091	5,974	15,606	2,900
15	31,189	6,098	19,094	3,488
16	37,801	6,611	21,650	2,555

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

第五十八表 国債消化状況調 (単位 百万円)

各 年 四	発行額	消化額	差引未	未消化額
半 期 別			消 化 額	累 計
12. 3	200	190	9	
4	1,100	530	569	578
13. 1	930	815	114	693
2	900	893	6	699
3	1,100	1,049	50	750
4	1,400	1,030	369	1,119
14. 1	1,130	1,092	37	1,156
2	1,100	1,241	△ 141	1,015
3	1,401	1,351	50	1,065
4	1,650	1,023	626	1,691
15. 1	1,365	1,129	235	1,926
2	1,400	1,547	△ 147	1,779
3	1,302	1,218	83	1,863
4	2,600	1,344	1,255	3,118
16. 1	1,582	1,582	△ —	3,117
2	2,000	1,900	99	3,217
3	2,100	1,931	168	3,385
4	3,100	1,952	1,147	4,533

備考：大蔵省理財局『国債参考書』による。本表では会計年度によらず、暦年による四半期の区分とした。本表の未消化額累計は日華事変以降のものである。

生産の増大に伴う預金の増加はきわめて著しく、全国銀行についてみれば、十二年に十八億円足らずであったものが十四年には六十億円に達していた。しかし貸出しの増加も十四年には二十九億円になるという状況であった(第五十七表)。この貸出しに対する預金の超過分が株式、社債等と公債消化とにふり向けられたわけであり、そこにはおのずから限界があった。もちろんこの預金にあらわれない個人の資金があり、また公債消化について

第五十九表 日本銀行預金貸出金調 (2) (単位 百万円)

年 末	一般預金	政府預金	預 金 計	一般貸出金	そ の 他	貸出金計
昭和 12	139	292	431	627	29	657
13	135	285	421	508	33	541
14	168	546	715	1,065	32	1,098
15	234	737	972	818	32	851
16	450	794	1,245	903	31	935

備考：大蔵省大臣官房『金融事項参考書』による。

大きな役割を果す預金部資金等もあったが、国債の未消化残額は年々累積して行った。その累積のテンポが兌換銀行券の増加のテンポを示していた。

日華事変以降の国債は、大部分が日本銀行引受によって発行された。事変以降の各四半期ごとの公債の発行と売却の過程を示せば第五十八表のようになる。十二年末には未消化残額は六億円に達しなかったが、十三年末には十一億円をこえ、十四年末には十七億円に近く、十五年末には二倍近くの三十一億円という額を示した。十六年末には四十五億円と著しく増加した。しかしこの未消化額がそのまま通貨の増加とはならないことは前にも記した。すなわち国債発行によって、日本銀行の政府預金は増大するが、その預金が引き出されて初めて通貨の増発となるからである。事変以降の財政規模の増大に伴って、国庫の収支の差額も増加し、それが日本銀行の政府預金を増加させていた(第五十九表)。このような通貨増発に対する抑制要因はあったが、一方でこの預金の増加に応ずる程度の貸出しの増大があった。日本銀行の預金と貸出しの関係は

通貨の膨張には大きな影響はなかった。

通貨膨張についての金融諸事情の要点は以上のごとくであった。このほかに相対的な現金取引の増大¹⁾があり、その他の要因もあったが、このことよりも、このような金融事情を導いた財政経済事情に一言触れておかなければならない。それは、太平洋戦争以降の金融事情、ひいては通貨事情を日華事変以降のそれと著しく異ならしめる原因を示しているからである。

(1) 昭和十六年二月十四日、第七十六議会衆議院法律案委員会（兌換銀行券条例の臨時特例に関する法律案等）における相田（岩夫）政府委員の説明抄。

「(前略)兌換銀行券の増加の原因に付きまして、どう考へるか云ふ御尋ねでございます、事変以来兌換銀行券の発行高が漸次増加して参りましたことは、只今の仰せの通りでありまして、従来其の主要なる原因として考へられて居りますものは、第一には軍事費の支出が増大しまして、政府資金の撒布が巨額に上り、殊に軍需品関係会社の労働人員の増加並に賃銀の昂騰に依りまして、現金通貨の需要が増大して、其の市場滞留が多量に上つて居ることが一つであると存ぜられます、第二は物資の生産の需要が増大しますが、(中略)事変以来のことを考へて見ますと、何と言っても物資の生産の増加、其の取引に伴ふ通貨の需要が増大して居ることは否むことが出来なと思ふのであります、第三には朝鮮銀行及び台湾銀行、兩行の銀行券の準備に充当せられます兌換銀行券の額が、相当増加して居ることでございます、さう云ふやうな原因で漸次兌換銀行券の発行高は増加して参つたのであります。特に昨年(昭和十五年……著者)に入りましてから其の増加が顕著であると云ふ原因は、大体先づ第一には歐洲戦争の影響に依りまして、海外輸入物資並に生絲等の輸出物資の価格騰貴の爲に、直接間接に物価高を来しまして、これだけ通貨の需要が増え居ると云ふこと、

第二には米や繭と云つた農産物の価格の昂騰に因りまして、農村方面に流出して居ります通貨の相当部分が、其の儘農村に滞留して居るやうに見られると云ふこと、第三には、特に最も大きな原因として考へなければなりませんことは、現金の取引の一般に増加して参りましたこととあります、(後略)」

また国債の消化と通貨収縮策の将来性については、

「(前略)兌換券の発行高の増加が、其の還流が悪い、金融機関に資金の集まることが悪いのが最大の原因ではないかと云ふ点に付て考へて見ますと、撒布された資金が還流致しますまでには相当の時日を要しますし、兎に角先程申しましたやうな事情に依りまして、世間で需要される通貨の分量と云ふものが殖えて居るのでありますからして、自然発行高が余計になると云ふことは、是は已むを得ないのであります、(中略)公債の消化が悪い、それが兌換銀行券の発行高の殖えて居る原因になって居るのではないかと云ふことも屢々論ぜられるのであります、併し是は先程申しましたやうな原因によつて、通貨の需要が殖えた爲にそれだけ公債消化の方に廻る金が少なかったと云ふ風に其の点は言へると思ふのであります、全体として見まして、取引方法の変化と云ふことが一番大きな発行高の増加の原因だと思はれますので、此の点に付きまして、今後漸次改善を加へて行きますならば、(中略)此の取引の機構が更に改善せられまして、信用取引が又多くなると云ふことに之を向けて行きますならば、将来此の方面からの原因に依る通貨の増発と云ふことは、大いに之をチェックし得るものではないかと考へて居る次第でございます、(後略)」

十二年度以降の軍事費は著しく膨張している。臨時軍事費の増加も大きい。しかしこの間の物価の騰貴を考えれば、ことに臨時軍事費の場合、戦地の物価騰貴の著しさを考えれば、この経費の増大は名目額に示されたほどの著しさではない。臨時軍事費は十三年度以降の三年間は実質的には横這いの状態を続け、一般会計の陸海軍省

の経費は、十五年度において十二年度より十億円足らずの増加である。この程度の需要の増加に対して株式の投資は年々十五億円をこえ、十五年には二十三億円に達したのであり、社債も十五年には二十二億円以上の増加であった。このような膨大な資金需要、ことに十四年中ごろ以降の資金需要の増加は、経済諸情勢の変化の反映であった。

本財政史「歳計」編で明らかにされているように、主要軍需資源の大部分を、満州以外の諸外国に依存していたわが国の経済は、日華事変以降漸次この依存態勢から脱却する方向へと動いてはいたが、なおその依存度は支配的であった。産金の奨励もこれらの物資を輸入するための手段であった。しかし十四年に欧州に戦争が起り、物資の輸入が困難になって、急速にこれら物資の調達を日本の支配経済圏内に切り替える必要に迫られたので、この態勢転換のための各般の資金需要が増加した。また国内での物資調達の促進に伴って採算以下企業の稼動が始まり、それが生産能率を低め、諸物価を高めた。

このような事情が設備資金の需要を著しく高め、また価格差補給金その他の補助金の計上による経費の膨張を促したのである。生産能率の低下は輸入の制約の度が増すに従って明白となった。統制されつつも物価は上がった。名目的な所得の増大は預金を増加させたが、貸出しも増大し、設備資金も増大し、公債も増加し、結局国債の未消化を増加させて、通貨の増発を導いたのである。このような循環関係は、太平洋戦争に入ってから著しくなり、生産の上がらないままに通貨の増発となった。

第六十表 政府資金・市中資金収支と銀行券増減調 (1) (単位 千円)

昭和年次	政府資金 支払超過	日本銀行 代理店預 金増加	日本銀行対 民間公債 売却 (Δ)	日本銀行民間 預金貸出 増 (Δ) 減	以上差引 資金払超	差引銀行 券増加
* 12	1,285,062	26,831	Δ 320,583	66,480	1,057,790	664,238
13	4,734,194	55,817	Δ3,999,111	Δ 118,181	672,719	449,830
14	5,334,391	84,821	Δ4,657,440	542,502	1,304,274	924,107
15	4,650,674	103,189	Δ3,136,442	Δ 313,166	1,304,255	1,098,399
16	7,769,033	185,314	Δ6,514,746	Δ 121,522	1,318,079	1,201,387

備考：日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』による。

* 12年は7月以降の累計。

通貨膨張の経済諸事情は以上のようであったが、財政資金の收支の中には通貨の増勢をおさえる働きを示すものもあった。臨時軍事費の中には戦地で支出されるものが多く、その支払いに応ずる債務を日本が現地の諸国に負うわけであるが、それが多くはそのままに残されたので、形の上では臨時軍事費の支出が多額となっても、それに応ずる兌換銀行券の支出ということにはならなかったからである。日本銀行における政府資金と市中資金の収支とからみる資金の支払超過額と銀行券の増加額とをみれば、この事情はきわめて明らかであった(第六十表)。年々の兌換銀行券の増加額は資金の支払超過額には及ばなかった。

以上、金融、経済、財政各方面からの通貨膨張の事情を説明して来たが、主として兌換銀行券の増加によってこれを示して来たので、最後に、十三年の臨時通貨法制定以来急速に増大した補助貨幣、政府紙幣の発行額をも合算して、市場流通の通貨がいかに増大したかを各四半期末ごとにとらえてみよう。朝鮮銀行券、台湾銀行券の増

補助貨幣および紙幣流通高調 (単位 千円)

換券 差引流通高	朝鮮銀行 券	台湾銀行 券	補助貨幣	政府紙幣	合計
1,582,657	151,467	75,489	414,782	10,965	2,235,361
1,590,370	189,313	94,777	428,773	10,965	2,314,199
2,080,555	279,501	112,032	471,643	10,965	2,954,698
1,767,347	259,663	97,110	463,185	10,935	2,598,242
1,881,417	254,197	105,440	451,447	10,917	2,703,420
1,875,441	263,727	117,564	452,123	32,809	2,741,665
2,474,134	321,977	140,018	452,595	88,838	3,477,565
2,149,088	288,048	128,315	432,842	103,187	3,101,482
2,340,284	285,207	146,468	405,873	137,947	3,315,781
2,405,798	323,494	149,309	393,462	177,863	3,449,927
3,393,693	443,986	171,169	396,598	248,766	4,654,213
3,023,943	443,774	164,677	390,144	246,493	4,269,032
3,380,289	437,669	176,889	387,736	270,823	4,653,407
3,313,714	454,444	181,173	393,171	298,795	4,641,299
4,452,885	580,533	199,685	406,763	360,347	6,000,215
3,942,943	529,784	190,928	407,110	352,089	5,422,855
4,197,250	509,234	197,900	414,228	362,760	5,681,375
4,570,552	570,384	200,904	422,991	397,081	6,161,915
5,924,746	741,606	252,845	442,570	464,974	7,826,743

書』、日本銀行発券局調による。
り日本銀行預金による保証が認められたので銀行券準備充当額は減少した。

第六十二表 兌換銀行券発行税調 (2) (単位 千円)

年 度	予 算	決 算
昭和 12	0	104
13	0	267
14	0	1,154
15	0	19,050
16	8,619	11,061
17	2,446	2,756

備考：大蔵省主計局各年度『歳入歳出
総決算』による。

加も著しく、通貨量は十二年六月末に十二億円をわずかにこえていたが、十五年六月末には倍増し、十六年九月末には三倍に近づいた(第六十一表)。兌換銀行券の増加も大きかったが、政府紙幣の発行は急速に増加し、十六年九月の流通額は四億円に近く、補助貨幣の流通額に近

第六十一表 銀行券・

各 年 四 半 期 末	日 本 銀 行 兌		
	発 行 高	銀 行 券 準 備 充 当 高	
昭和 12	2	1,640,832	58,175
	3	1,708,657	118,286
	4	2,305,070	224,515
13	1	1,950,559	183,212
	2	2,074,125	192,707
	3	2,094,976	219,534
14	1	2,754,923	280,789
	2	2,401,069	251,980
	3	2,522,616	182,332
15	1	2,633,862	228,064
	2	3,679,030	285,337
	3	3,311,183	287,240
16	1	3,597,152	216,862
	2	3,604,702	290,987
	3	4,777,429	324,543
17	1	4,229,021	286,078
	2	4,247,048	* 49,798
	3	4,619,322	48,770
4	5,978,816	54,069	

備考：大蔵省理財局『金融事項参考
* 16年3月法律第15号によ

い高額となった。

(1) 臨時補助貨幣、臨時政府紙幣の発行については次節(二)において詳説する。

十三年、十四年と引き続き銀行券の保証発行限度の引上げは、通貨需要の増大に対応したものではあったが、いずれも増加需要の見込みを相当額上回った額の引上げであったので、第五十四表にみら

れるように、季末、年末等に、一時的な制限外発行があっても、それは兌換銀行券発行税(兌換銀行券条例第二
条第三項の規定による)を納付するまでには至らなかった。しかし、十五年にはいつてからの通貨の増勢が著し
かったにもかかわらず、この保証発行限度の引上げが行なわれなかったため、発行余力はなくなり、継続的に制
限外発行をみるようになった。そのために八年度以降十四年度までは決算上に少しもあらわれなかった兌換銀行
券発行税収入が、十五年度以降計上されるようになった。同年度収入は二千万円に近く、翌十六年度でも千百万
円をこえていた(第六十二表)。

第三節 通貨の製造・発行および回収

一 兌換銀行券の製造と発行

日華事変以降の兌換銀行券発行高の増加の著しさは、満州事変以降の増加の比ではなかった。この増加の著しさが兌換銀行券条例を再度改正させ、さらに兌換銀行券条例の臨時特例として、最高発行限額を法定化しない制度を採用させたのである。このような兌換銀行券の発行増加によるその需要増大は、当然にその製造の増加を必要とした。この需要に応ずるためには各種の対策が必要であった。

銀行券は年々の汚損券の交換分の製造が必要であり、通貨が増すと、この交換分の増加の上に緊急の事態のための備蓄分の増加があり、これが増加発行量に加わるので、わずかな通貨の増大でも製造必要量は著しく増加する。満州事変以降の通貨の漸増過程においても、銀行券の製造量は急速に増加した。日華事変以降の著しい通貨の増加に対処するためには、巨額の券面額の銀行券の製造が必要であった。

すでに前章で記したように、十二年の需要増加に対しては、百円券の印刷の増加によってこれに応じたのである。その百円券は主として日本銀行の保管分に回され、市場には従来備蓄されていた十円券等が流されたので、

第六十三表 兌換銀行券年末発行高種類別調 (2) (単位 千円)

種類	昭和11年	12	13	14	15	16
1円券	40,461	43,216	48,650	55,548	61,169	62,952
5円券	251,515	279,874	314,261	349,947	390,136	457,987
10円券	1,164,537	1,391,738	1,658,790	2,200,680	2,824,426	3,645,373
20円券	35,401	33,778	34,319	61,875	85,319	91,872
100円券	373,771	556,454	689,892	1,010,971	1,416,370	1,720,624
(指数)	(100.0)	(148.9)	(187.0)	(270.5)	(378.9)	(460.3)
200円券	10	8	8	6	6	6
計	1,865,703	2,305,070	2,754,923	3,679,030	4,777,429	5,978,816
(指数)	(100.0)	(123.5)	(147.7)	(197.2)	(256.1)	(320.5)

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』による。

十三年末についても百円券の発行高は十一年末より三億円あまりの増加でしかなかった(第六十三表)。しかし、通貨の増大が取引諸量の単位の増大によるものでもあり、さらに製造能力による制約もあって、兌換銀行券の製造の重点は漸次高額券に移っていった。十三年度からは二百円券の印刷が始められ、同年度に一千万枚、二十億円、十四、十五の両年度で同じく計二十億円、十六年度に二十四百万枚、四十八億円が造られた(第六十四表)。この二百円券は昭和二年に応急に造られたものとは異なって、良質のものではあったが、結局太平洋戦争に突入するまでには発行されなかった¹⁾。この二百円券とともに百円券の製造も積極的に進められた。十二年度に一挙に大量の製造が行われたので、十三年度の製造量は比較的少額であったが、十四年度以降は十億円をこえる額の印刷があった。

(1) 二百円券の市場流通は終戦後であったが、発行の告示は十七年一月に出された。

第六十四表 兌換銀行券製造高調 (2) (単位 千円)

	昭和12年度	13	14	15	16	
枚	1円	7,050	29,000	25,000		3,000
	5円	17,710	38,300	52,500	23,600	39,600
	10円	42,570	81,030	97,170	225,300	162,810
	20円					5,850
	100円	11,900	3,000	15,000	11,000	15,800
	200円		10,000	5,000	5,000	24,100
	1000円					2,500
計	79,230	161,330	194,670	264,900	253,660	
金	1円	7,050	29,000	25,000		3,000
	5円	88,550	191,500	262,500	118,000	198,000
	10円	425,700	810,300	971,700	2,253,000	1,628,100
	20円					117,000
	100円	1,190,000	300,000	1,500,000	1,100,000	1,580,000
	200円		2,000,000	1,000,000	1,000,000	4,800,000
	1000円					2,500,000
計	1,711,300	3,330,800	3,959,200	4,471,000	10,826,100	
同上比率%	1円	0.4	0.9	0.7		—
	5円	5.2	5.7	7.0	2.6	1.8
	10円	24.9	24.3	25.8	50.4	15.0
	20円					1.1
	100円	69.5	9.0	39.9	24.6	14.6
	200円		60.0	26.6	22.4	44.3
	1000円					23.1
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

備考：内閣印刷局，各回『印刷局長年報書』による。一は単位未満のもの。

このような高額券の印刷が進められる一方で、最も需要の多い十円券の製造も積極的に進められた。金額の点では百円券、二百円券には及ばなくても、枚数の点では十円券が過半を占め、十五年度には八割をこえていた。五円券、一円券の製造も活発であったが、十四年度を頂点にしてその後はかえって減少し、一円券の製造は僅少額となった。その一方で十六年度からは久しく停止されていた二十円券の製造が始められた。

一円券の製造の減少は、五十銭政府紙幣の製造によって補充された。十円券の製造の伸張に対して五円券の伸びは少なかった。これは五円券の需要がなかったということではなく新様式の五円券の発行が計画されたことに関連していた。十六年度からは別様式の五円券の印刷が始められ、従来の様式のものも印刷されなくなった。またこの十六年度には、通貨の一段の増勢下において不時の需要に対処するために、従来印刷されていた二百円券のほかに、兌換銀行券条例にはその種類のうち認められていない千円券の印刷が始められた。その計画も年度半ばをこえてから立てられたので、同年度の製造は二百五十万枚であったが、金額では二十五億円であり、同年度製造額百八億円の約四分の一に当たっていた。

以上のように、兌換銀行券の製造については各券相互においてきわめて特徴のある結果を示し、各券についても年度によって異なるものがあったが、発行額についてみれば高額券の増加が相対的に著しいということのほかにはことさらの特色もない。十一年末と十六年末とを比べてみれば、一円券で五割増、五円券で八割増、十円券で三倍余、百円券で四倍半という比率が見られる(前掲第六十三表)。

第六十五表 兌換銀行券製造単価調 (3) (単位 銭千枚)

	昭和 12年度	13	同製造 枚数	14	15	16	同製造 枚数
1円券	2.5	{ 2.5 2.45	25,380 3,620	2.45		2.3	
5円券	3.1	3.1		3.1	2.9	* 2.4	
10円券	3.3	3.3		3.0	2.9	2.9	
20円券						3.5	
100円券	6.2	6.2		5.9	5.3	5.2	
200円券		5.5		5.5	5.0	{ 5.0 4.7	5,000 19,100
1000円券						6.0	

備考：内閣印刷局，各回『印刷局長年報書』による。* 5円券は16年度以降新様式のもの製造された。

このような通貨量の増勢が要求した大量の銀行券の製造であったから、十二年度に全般的な製造単価の引上げが必要であったのに、その後各券について単価の引下げが行われ、一〇二割の値下りとなった(第六十五表)。十二年度と十六年度の単価を比べてみると、一円券は二銭五厘から二銭三厘へ、五円券は三銭一厘から新券の二銭四厘へ、十円券は三銭三厘から二銭九厘へ、百円券は六銭二厘から五銭二厘へそれぞれ低下した。十三年度から製造された二百円券も五銭五厘から四銭七厘へ下がった。十一年度に二銭九厘五毛で製造されて以来停止されていた二十円券は、十六年度に印刷されたときには三銭五厘であった。五円の新券の製造単価がことに低かったのは、製造工程の節約によるものであった。

二 臨時通貨法の制定と補助貨幣・政府紙幣の製造・発行

昭和十三年三月、政府は臨時通貨法案を第七十三議会に提出した。すでに十二年以来の兌換銀行券の増加とともに、補助貨幣の需要も増大していたが、その増加は日華事変の突発後の通貨の膨張とともにますます著しくなった。補助貨幣は、五十銭は主として銀、十銭・五銭はニッケルで造られていたので、資材の面からこの需要に応じていくことが困難であった。臨時通貨法を制定する意図も貨幣素材の変更にあった。それは追加需要に対して新しい素材による補助貨幣を供給しようとするものであり、貨幣の種類を増加を前提としていた。現行貨幣を回収してそのかわりに新種の貨幣を発行しようとするものではなかった。

(1) 昭和十三年三月十八日、第七十三議会、貴族院臨時通貨法案特別委員会における関原(忠三)政府委員の説明抄。「……只今迄の所では別に改鑄をしようと思ふ風に考へて居りませぬのでありまして、今後御承知のやうに、大体補助貨は年々普通の年に於きますと云ふと、総額の五パーセント位増加して参つて居ります、昨年は十パーセント増加して居るやうな状態でありまして、今後新たに鑄造しますものに付きまして、此の法律に基くやうなものを造つて行きたい、現に流通して居るものに付きましては、之を引上げると云ふやうな計画は今日は持つて居りませぬ、……」

五十銭については金属によらず、政府紙幣を発行することにし、十銭・五銭についてはアルミニウム・青銅を用い、一銭については黄銅を用いることが計画された。これらの臨時通貨の様式の詳細は次節に譲るが、素材の変更による経費の節約は五十銭の銀・銅を除いても六、七十万円と見積られた。¹⁾

(1) 同前委員会における関原政府委員の説明抄。

「……此の為にどれだけ此のニッケルなり、錫なりの資源が節減されるかと云ふ問題に付きましては、今後の製造の数

量に依つて異なるのでございますが、仮に十銭を大体毎年の製造の予定に従ひまして、仮に四百万円、それから五銭を百五十万円、一銭を百七十万円、是だけを製造するものと仮定致しまして、茲に只今申上げましたやうな補助貨幣を造つて現行貨幣の製造を中止する、斯う云ふことに致しますと云ふと、ニッケルに於きまして二百四十四トンの節約になります、それから錫に於きまして二十五トン余の節約になりますのであります、アルミニウムに於きましては十二トンを新規に増加致します、それから銅に付きましては現行貨幣と臨時補助貨幣とを差引きまして、約二百トンばかり増加となります、亜鉛に付きましては、是も矢張り銅と同じやうに現行貨幣並に臨時補助貨幣の所要額の差引に於きまして、五十七トンばかり増加する、斯う云ふ計算になりますのであります、之を現在の時価に於きまして計算致して見ますと云ふと、約六、七十万円の材料費が節約になると云ふ計算になりますのであります、……」

法律案は原案どおり可決された。同法に基づいて、勅令第二百八十八号（六月）によつて五十銭紙幣、十銭・五銭・一銭の補助貨の貨幣形式が定められた。しかし一銭については同年十一月に黄銅貨をアルミニウム貨に改めた。ついで十五年には七月と十二月とにそれぞれ十銭・五銭をアルミニウム青銅貨からアルミニウム貨に改め、さらにその十二月には一銭のアルミニウム貨を小型に改めた。十六年には十銭・五銭のアルミニウム貨を薄くした。

この改正の過程は貨幣素材の需給事情を示すものであり、銅の需要増加、続いて銅に替えたアルミニウムの需要増加のあとを示した。とくにアルミニウムに替えたあとで、その量目を軽くしたことは、臨時通貨法を制定した当時とは諸情勢が變つていたことを示していた。すなわち、同法制定の際には現行貨幣に替えて新補助貨幣、

第六十六表 補助貨幣・政府紙幣発行残高調 (単位 千円)

	年 月 12. 11末	13. 11	14. 9	15. 11	16. 11
小 額 紙 幣	10,965	52,367	177,863	315,815	417,887
内) 50銭新紙幣		41,468	167,004	304,982	407,068
銀 貨	365,557	360,531	*	226,274	215,525
白 銅 貨	88,154	87,200	87,200	83,866	79,108
ニッケル貨	26,700	28,191	28,191	18,334	11,041
青銅及銅貨	26,255	27,114	27,114	24,992	24,628
臨時補助貨	0	7,376	21,710	68,608	140,374
アルミニウム青銅貨		*	*	26,118	24,494
黄 銅 貨		*	*	1,136	1,128
アルミニウム貨		*	*	41,354	114,730
合 計	517,633	562,781	*	737,886	888,563

備考：大蔵省理財局『金融事項参考書』、『議会参考書』による。*不明。

新政府紙幣を発行するのではなく、追加需要分を新様式の貨幣で補充する方針であった。ところが、事変の長期化と軍備強化の推進による軍需の増大があり、一方で国際経済情勢の変化による物資の調達困難の度が加わったので、十四年からは銀貨が、十五年からはニッケル貨の回収が始められ、その回収分だけは臨時通貨で補充しなければならなかった（第六十六表）。さらに兌換銀行券の増発に伴う補助貨幣の需要増加に応じるためには、大量の貨幣の製造が必要であった。十五年度からは新しい補助貨幣は全部アルミニウム貨となっていたので、アルミニウムの需要は大きかった。かくてこの需要増大による軍需への圧迫を避けるために、十六年八月に十銭・五銭の量目の変更が行われたのであり、これより早く、十五年の十二月に一銭のアルミニウム貨が〇・九グラムから〇・六五グラムの小型の別様式のものに改められたのであった。

第六十八表 補助貨幣製造高調 (3) (単位 千枚千円)

		昭和 11年度	12	13	14	15	16
枚	50 銭 銀貨	26,005	51,610				
	10 銭 { ニッケル アルミニウム 青銅 アルミニウム	45,002	40,001	65,003	120,005		
	5 銭 { ニッケル アルミニウム 青銅 アルミニウム	30,001	54,402	62,403	90,004		400,019
	1 銭 { 青銅 黄銅 アルミニウム	160,007	120,005	50,002	113,605		
	合計	261,016	266,020	377,418	720,035	1,230,061	1,976,598
額	50 銭 銀貨	13,002	25,805				
	10 銭 { ニッケル アルミニウム 青銅 アルミニウム	4,500	4,000	6,500	12,000		
	5 銭 { ニッケル アルミニウム 青銅 アルミニウム	1,500	2,720	3,120	4,500		40,001
	1 銭 { 青銅 黄銅 アルミニウム	1,600	1,200	500	1,136		
	合計	20,602	33,725	12,120	21,601	57,102	76,973

備考：大蔵省造幣局『造幣局長年報書』による。

年度以降五十銭銀貨の製造が止められたので、製造価額からみればその増加は緩かった。十四年度でも十一年度の水準にとどまり、十六年度で三倍半であった。臨時補助貨幣の発行額は製造額に近い額であった。製造されたものはすぐ発行され、事変前のように製造されたものの一部の発行を留保する余裕はなかった。製造量の大きさにもかかわらず補助貨幣の供給

第三節 通貨の製造・発行および回収

第六十七表 補助貨幣流通高金種別調 (単位 千円)

年月 種類	昭和 11. 11	12. 12	13. 12	14. 12	15. 12	16. 11
50 銭	295,545	325,733	303,579	222,108	198,974	191,197
20 銭	7,011	6,968	6,934	6,911	6,898	6,883
10 銭	78,998	87,264	87,221	103,946	125,911	148,313
5 銭	24,435	28,257	28,945	33,328	39,305	44,409
2 銭	377	370	361	353	348	342
1 銭	19,115	20,759	23,272	27,674	33,051	39,155
5 厘	1,439	1,432	1,423	1,417	1,413	1,407
その他	860	860	860	860	860	860
計	427,780	471,643	452,595	396,598	406,763	432,570

備考：大蔵省理財局国庫課『第79回帝国議会参考書』による。

各年末における補助貨幣の流通高をみれば、貨幣様式の変更が必要となった事情を推測することができる。十四年以降の五十銭銀貨引上げによるその著しい減少にもかかわらず、補助貨幣の流通高はそれほどの減少とならなかった(第六十七表)。前の表で明らかのように、五十銭紙幣はこの間に補助貨幣額に近い高額の発行残高を示していた。

以上のような変化のはげしかった補助貨幣の製造事情を表示すれば第六十八表のようになる。十一、二年度に二億六、七千万枚製造されていた補助貨幣は、十四年度には七億二千万枚となり、十六年度には二十億枚に近づいた。この間の増加は、十銭、五銭、一銭の各種について十倍前後の比率が示されていた。このような量産ができたのはアルミニウムという素材の質によるものであり、アルミニウム貨が製造されだしてからの製造量の増加にこの事情がよく示されている。

製造枚数からみると、その増加がきわめて著しかったが、十三

第三章 日華事変から太平洋戦争まで

第六十九表 五十銭紙幣製造費等調 (単位 千円)

年 度	枚数 (百万枚)	製造額面高	製造費	単価(銭)
昭和 13	262	131,000	1,965	0.73
14	357	178,500	2,811	0.79
15	380	190,000	3,116	0.82
16	338	169,000	2,704	0.80

備考：内閣印刷局，各回「印刷局長年報書」による。

額は比較的少なく、小額貨幣供給の役割は五十銭紙幣にまかされた形となった。すでに示したようにその流通額は十六年に四億円をこえていたのであるから、その製造も大いに促進された。兌換銀行券と異なって、日本銀行の備蓄分を高額に印刷する必要もなかったため、印刷されたものはつきつきと市場に提供された。また後述するように、比較的良質の紙が用いられ、小額紙幣としてはぜいたくな印刷方法がとられたので、汚損の程度は少なかった。十五年度までに六億円分が印刷され、十六年度に約一億七千万円分が刷られた(第六十九表)。一枚の製造単価は約八厘であった。

三 兌換銀行券整理の結果と補助貨幣回収の促進

昭和二年法律第四十六号に基づいて進められた兌換銀行券の整理は、新券の発行による旧券との交換という方法で進められ、五年一月の新百円券発行以来順調にその交換が進められ、旧券の発行停止時の各券の累計十億七千五百余万円は、六年末にすでに九割以上の回収を終っていた。同法の第二条は十四年三月三十一日の未回収残額相当額の国庫納付を規定していたが、前章でも示したように、十二年末には四百三十余万円の未回収残額となり、金額の点ではこれよりも著しく減少することは考えられなかった。同法制定に

際して論議された回収期限の点では、ごく一部の国民の損失を考慮するのだけければ、金融制度調査会の準備委員会の提示した十年の期限でも大きな支障はなかった。しかし同調査会が十五年とし、議会在さらに十二年とあらためて、当初案より二年延長させたことが、この国庫納付金の処分についての条件を変更させた。十二年三月末には考えられていなかった大きな事変がその七月に起こり、十三年中に事変は中国全土に及んだ。財政は著しく膨張し、事変公債と一般会計の歳入補填公債は巨額となった。この国庫納付金を国債償還の元資にあてることの意味は乏しくなった。かくて、第七十四議案に同法の改正案が提出され、第四条に規定する同納付金の国債整理基金繰入の廃止が計画された。第四条の削除は原案どおり可決され、納付金は一般的な財源にふり向けられることになった。

十四年度予算に政府は四千七十余万円の納付額を見積ったが、実際の納付額は四千四十八万余円であった。発行停止時の累計十億七千五百余万円の約二十七分の一、一番多く減失したと考えられる大震災直前の大正十二年八月末の発行高十二億八千七百余万円の約三十二分の一であった。小額の補助貨幣政府紙幣の減失の大きさ、回収の困難に比べて、兌換券の減失が意外に少なく、また回収が容易であることがこの十二年間の過程で明らかにされた。未回収状態を各種別に表示すれば第七十表のようになる。

さて次に、臨時通貨の発行による補助貨幣の回収について見よう。臨時通貨法の制定は現行通貨との引換えに新貨幣を発行する意図によったものでなく、現行通貨を引き続き発行することが貨幣素材の需給の点から困難で

第七十表 兌換銀行券整理法による兌換銀行券一覽 (単位 千円)

	製造高	発行開始年	発行停止年	(A)	(B)	B/A %
				同左発行高	13年5月末発行高	
旧 5円券	11,700	明治19	明治32	7,837	90	11.5
改造 5円券	79,000	" 21	" 34	28,499	275	9.7
甲 5円券	276,400	" 32	大正1	37,456	1,112	3.0
乙 5円券	346,800	" 43	" 8	37,816	1,306	3.5
丙 5円券	858,100	大正5	昭和5	200,916	12,372	61.6
旧 10円券	11,550	明治18	明治32	7,275	67	9.3
改造 10円券	80,740	" 23	" 35	10,272	177	17.2
甲 10円券	757,100	" 32	大正8	62,719	1,571	25.1
乙 10円券	2,499,900	大正4	昭和5	538,115	19,181	35.6
甲 20円券	505,400	" 6	" 6	22,374	2,526	11.3
旧 100円券	1,590	明治18	明治32	170	2	15.9
改造 100円券	40,000	" 24	" 36	4,256	9	2.3
甲 100円券	1,343,000	" 33	昭和5	117,575	3,848	32.7
合計	6,811,280			(1,075,287)	42,541	(39.6)

備考：日本銀行発券局調による。

第七十一表 現行貨幣発行・引揚高等調 (16年11月末) (単位 千円)

	発行高	引揚高	純輸出高	差引発行高	別口預金高	流通高
銀貨 50銭	335,800	160,505	0	175,294	6,072	169,221
ニッケル貨	10銭	20,500	12,488	0	8,011	7,231
	5銭	7,720	4,690	0	3,029	2,792
	計	28,220	17,179	0	11,041	10,024
混合補助貨	10銭	161,210	7,393	3,525	150,290	19,371
	5銭	49,720	3,709	603	45,407	37,598
	1銭	42,862	1,072	515	41,275	37,640
計	253,792	12,174	4,643	236,972	30,814	206,158
青銅貨 5厘	210	24	0	186	12	173
合計	618,022	189,882	4,643	423,494	37,916	385,378

備考：大蔵省理財局『第79議会参考書』による。

あったことによつたものであったから、当初は新種補助貨幣、政府紙幣の発行が小額通貨の発行額を増加させていた。しかし、この方針の行詰りは意外に早く現われ、臨時通貨の素材の変更と、銀貨、ニッケル貨等の回収とが必要となった。この回収も急速に進めなければならないという性質のものではなかったけれども、銀貨とニッケル貨とは漸次市場から姿を消して行った。アルミニウム青銅貨、黄銅貨の製造は十四年度限りで止められていたが、白銅貨、青銅貨を回収する状態にまでは至らず、十六年十一月末においても十三年の同期に比べて約九割の発行残額が示されていた(前掲第六十六表)。

銀貨は輸入資金として、ニッケル貨は戦争資源として転用された。しかしこれも自然に回収できるものを回収したものであり、発行高に対して引揚高は五十銭銀貨で約半額の一億六千万円、ニッケル貨では過半額の千七百余万円であつた(第七十一表)。このほかに、銀貨、ニッケル貨は別口預金にも若干あつた。その他の補助貨については、現行貨幣で千二百余万円の回収にとどまったが、別口預金に三千万円以上のものがあつた。

第四節 通貨の様式等

昭和十三年度からは二百円券が製造され、十六年度からは新五円券と兌換銀行券条例にその種類のない千円券とが印刷されたが、太平洋戦争に入るまではいずれも発行されなかつたので、本節ではもっぱら臨時通貨の様式

の説明をすることにしよう。

まず採り上げなければならないのは臨時通貨の図案の公募のことである。貨幣図案の公募はすでに大正七年製造の五十銭銀貨にあり、昭和に入って八年に十銭・五銭のニッケル貨の製造に際してあった。それらの図案にはその時々々の国民感情が示され、時代の特色が現われていた。臨時通貨の発行の方針が定まり、議会の協賛を求め一方では、政府は十三年三月八日、図案公募の公告をした。その条件の中にはニッケル貨の時と異なって、「日本精神を宣揚するものたること」¹⁾の一項があった。三月末の期限までに応募図案九千三百余が集まった。前のニッケル貨の際の応募数をはるかにこえた。また、有孔、無孔の二種が募集されたので図案も多様であった。審査の結果、有孔のものについては小藪利一の図案が、また無孔のものについては稲垣耕四郎のものが当選し、おののについて五人ずつの選外佳作が決められた。

(1) 昭和十三年三月八日、官報公告。

◎補助貨幣模様図案懸賞募集

今般左記募集規定ニ依リ補助貨幣ノ模様図案ヲ募集ス

昭和十三年三月

大 蔵 省

募 集 規 定

第一、図案ノ種類

一、甲種(有孔ノモノ)

- イ、表示金額八十銭又ハ五銭トスルコト
- ロ、直径四十四耗、中央ニ径十二耗ノ凹キ空白アル凹形中ニ描クコト
- ハ、貨幣ノ出来上リノ大サハ大体现行ノ十銭又ハ五銭ト同程度ノモノトシテ考案スルコト
- 二、乙種(無孔ノモノ)
 - イ、表示金額八十銭、五銭又ハ一銭トスルコト
 - ロ、直径四十四耗ノ凹形ノ中ニ描クコト
 - ハ、貨幣ノ出来上リノ大サハ大体现行ノ十銭、五銭又ハ一銭ト同程度ノモノトシテ考案スルコト

第二、図案ノ内容

- 一、表裏両面ノ分ヲ具フルコト
- 二、日本精神ヲ宣揚スルモノタルヘキコト
- 三、他ノ貨幣ト紛ハシカラサルコト
- 四、偽造防止及流通上ノ利便ヲモ考慮スルコト
- 五、白紙ニ黒色ヲ以テ描キ他ノ色彩ヲ施サ、ルコト

第三、締切 本月三十一日

第四、宛先 大阪市北区新川崎町一番地造幣局内補助貨幣模様図案募集係

第五、審査 大蔵省ニ於テ之ヲ行フ

第六、賞金

第四節 通貨の様式等

当選	甲種	一点	金五百円
	乙種	一点	金五百円
選外佳作	甲種	五点	各金百円
	乙種	五点	各金百円

但シ選外佳作ノ内其模様図案ノ一部カ貨幣模様ノ一部トシテ採用セラレタルモノニ付テハ金三百円マテヲ限り賞金ヲ増額スルコトアルヘシ

第七、発表 審査ノ結果ハ当選者ニ通知スルノ外来ル四月中旬頃ノ官報ヲ以テ発表ノ予定

第八、其他

- 一、応募図案ノ版權ハ大蔵省ノ所有ニ歸スルコト
- 二、当選シタルモノト雖モ使用セサルコトアルヘク又変更ノ上使用スルコトアルヘキコト
- 三、住所及氏名ハ別紙ニ記載シ応募図案ト同封スルコト
- 四、応募図案ハ一切之ヲ返却セサルコト
- 五、応募図案ハ東京市及大阪市ニ於テ一般ノ展覧ニ供スルコトアルヘキコト

図案は、有孔のものは、各面についての第一席と第二席が、無孔のものは各面の第一席が採用され、部分的な修正で製造に回された。裏面は十銭も五銭も小藪利一のもものが、表面は十銭が松尾忠次、五銭が高井界雄の案が、一銭は表面が当選の稲垣耕四郎、裏面が荒川亘弘のもものが採用された。ニッケル貨の製造においてすでにその模様は従来の様式と著しく異なったものになっていたが、この臨時通貨ではさらに特徴のあるものとなった。

模様の単純化は最もよく五銭に示され、十銭・五銭の背面には大柄の桜が用いられた¹⁾。一銭には八咫鳥が背面に用いられた。

- (1) アルミニウム青銅貨十銭の模様は次のように説明されている、
- 表面、上部に菊花御紋章、下部に波浪、上部旭光の下に「十銭」なる文字を表はす
- 背面、中央に桜花、上下に「大日本」「昭和十三年」の文字を配す
- アルミニウム青銅貨五銭の模様は次のとおり、
- 表面、上部に菊花御紋章、下部に桐、左右に「五銭」の文字を配する簡潔なる図なり
- 裏面、桜花を両側に配したる新味により採用せられたり
- 黄銅貨一銭の模様は次のとおり、
- 表面、八稜鏡を中心に巧緻に海波を描出し、神国日本を象徴せり
- 背面、輝しき八咫鳥を表現せり（原案では鳥の足は三本に描かれていたが、二本足に修正され、翼も大きく開いたものに替えられた……著者注）

従来の補助貨幣と異なって、臨時通貨ではその品位・量目が法律で規定されず勅令にまかされたので、品位・量目の決定は政府の自由であったが、臨時通貨法の制定理由が貨幣素材の需給関係にあったので、その採量にはおのずから限界があった。臨時通貨法案の提出に際して、すでにその品位を定め、議会においても十銭・五銭はアルミニウム青銅、一銭は黄銅ということと説明した。また量目も貨幣図案の公募に際して寸法を記したよう

に、現行寸法を用いることによるものとして、大体の方針を定めていた。

臨時通貨法の施行日に公布された臨時通貨の形式に関する勅令(第三百八十八号)によって、十銭・五銭はアルミニウム一と銅十九の割合で、一銭は銅九と亜鉛一によって造られることが定められた。またその寸法は十銭・五銭・一銭それぞれ従来のものと同一と定められ、流通上の便宜が図られた。そこで量目は十銭が四グラム、五銭が二・八グラム、一銭が三・七五グラムと定められた。

ニッケル貨と異なって製造技術上の困難は少なかったが、アルミニウム青銅貨については、アルミニウムの含有量を多くすると加工が困難となるので少量にとどめられたのである。しかし、資材の供給面での困難は通貨需要の増大とともに早く現われ、同年十一月には(勅令第七百三十四号)黄銅貨をアルミニウム貨に改めることになった。その直径も二十三ミリメートルから十七・五ミリメートルに縮められ、量目は三・七五グラムから〇・九グラムへ一挙に四分の一以下の軽いものに改められた。模様は黄銅貨のものがそのまま用いられることになった。

十三年十一月に一銭の形式を追加してから一年余は改正もなかったが、銅の需給は漸次悪化したので、十五年には十銭・五銭についてもその形式が変えられることになり、三月には(勅令第百十三号)十銭が、また七月には(勅令第四百七十六号)五銭がそれぞれアルミニウム貨として新たにつけ加えられた。その直径は従前のものが用いられたが、肉は少し厚くなった。それでも量目は一・五グラム、一・二グラムと非常に軽くなった。この形式追加によって補助貨幣は全部アルミニウム貨に統一されることになった。この形式の変更は貨幣素材の需給の面

からの要求によったものであり、当時としてはアルミニウムが最も適していると判断されたものであったから、ニッケル貨採用時のような偽造防止、耐蝕性等の貨幣としての適性条件を備えるわけにはゆかなかった。それだけにまた製造も容易であり、量産された。

新アルミニウムの模様は従来の有孔が無孔に変えられたので、そのまま用いることができなかつた。応募によらずに政府部内で決定された。しかし十銭については桜を生かし、桐を採用し、五銭については瑞雲と金鶏を用い、菊花を表面の中央に置いた¹⁾。また五銭アルミニウム貨とまぎらわしいというので、同年十二月に(勅令第九百六号)直径・量目をそれぞれ十七・五ミリメートルから十六ミリメートルへ、〇・九グラムから〇・六五グラムへ縮められた新一銭補助貨幣は、表面に富士山を配し、背面に河田蔵相の筆になる「一」の文字を入れた²⁾。文字のことでついでに説明を加えれば、十銭ニッケル貨幣に採用された隸書体は十三年の各補助貨幣以来またもとの楷書体に改められていた。しかし、この背面の「一」は隸書体であった。

(1) アルミニウム貨十銭の模様は次のように説明されている、

表面、中央に菊花御紋章を配し、下部に桐、上部に「十銭」なる文字を表はし、皇室崇敬の念を高めしめたり

背面、桜花を雄大に表現し、日本精神を顕揚せしめたり

アルミニウム貨五銭の模様は次のようである、

表面、瑞雲に蔽然たる菊花の御紋章を中央に表はし、民心の帰一する処を示せり

背面、中央に金鶏を配し、隆国精神を表はせり

第四節 通貨の様式等

(2) アルミニウム貨一銭(十五年十二月制定)の模様は次のように説明されている、

表面、上部に燦として輝く菊花御紋章を戴き、雲表に屹立する霊峰富士を配し、八紘一宇の精神を表徴せり
背面、一億一心天皇に帰一し奉る万邦唯一の国体を表徴する雄勁なる筆致の「一」を表はし、同時に一銭なることを

明示せり(一の文字は河田大臣)

十五年十二月の一銭アルミニウム貨幣の形式追加は五銭との区別の目的もあったが、同時にアルミニウムの節約のためでもあった。補助貨幣の需要の増加に対応して、アルミニウム資材の節約のために、十六年八月には(勅令第八百二十六号)十銭・五銭の量目の改正があり、それぞれ一・五グラムから一・二グラム、一・二グラムから一グラムへ軽減された。外見は変らなかつたが、軽減率だけ肉の薄いものとなった。

補助貨幣の様式の移り替りは以上のものであるが、臨時通貨法に定められた五十銭紙幣はどうであったろうか。小額紙幣ではあつても銀貨に替えて用いるものであつたから、その製造は念入りに行われ、用紙も良質のものを用いられた。すなわち、高級印刷といわれた凹版刷りが採用され、地紋についても上半部橙黄色、下半部青色と多彩なものであつた。大正六年に発行された政府紙幣に比べていろいろな点で高級なものであり、凹版使用、地紋の二色という点も異なつていた。色彩を多くした一因は旧五十銭紙幣にはなかつた景色を加えたことにある、中央右寄りに富士山、右上に陽光、下部左右に桜花を配したためであつた。寸法は旧紙幣とほぼ同一の規格が採用され、縦六十五ミリメートルと横百五ミリメートルであつた。

第四章 太平洋戦争から終戦まで

第一節 日本銀行法の制定と管理通貨制度の確立

政府は十七年一月、第七十九議会に日本銀行法案を提出した。日本銀行の規定については、明治十五年の日本銀行条例制定以後、その第三条の営業期限の規定にもかかわらず、同四十五年にさらに三十年間の期限の延長を認めていた¹⁾。しかしそれも昭和十七年の十月が期限となっていた。日本銀行条例については、一部の改正はあったが制定後六十年を経ており、経済金融諸情勢も著しく異なって来ているので、この機会に中央銀行としての日本銀行の性格を明らかにしようとしたものであった。

(1) 明治四十三年二月二十二日、大蔵省告示第二十四号。

今般日本銀行条例第三条ニ依リ日本銀行ノ営業年限ヲ〔明治四十五年〕十月十日ヨリ満三十年延長スルコト並同条例第

四条ニ依リ日本銀行ノ資本金ヲ更ニ三千万円増加シ株数ヲ十五万株増加スルコトヲ許可シタリ

日本銀行法制定の意図は、すでに十六年七月に発表された「財政金融基本方策要綱」に示されていたが¹⁾、この

方策による発表以前に、日本銀行法制定に伴ない必要となる金融諸立法が進められていた。特殊銀行法の部分的改正が七十六議会によって協賛されていた。また政府は日本銀行法の制定のために人事の移動をするという周知な準備の進め方であった。通貨制度については金融諸情勢の変化に応じて臨時的な改正を加えて来ていたが、この日本銀行法の制定によって恒久の制度を確立しようとしたものであった。

(1) 昭和十六年七月十一日閣議決定、「財政金融基本方策要綱」抄。

第二、要領

三、金融政策の改革

(二) 金融制度の改革 金融は国家資金に関する計画に基き計画経済の運営を確保するため資金が公債消化及び物資、動力、労力の確保を可能ならしむることを主題として流通するが如く公益的に計画的に且つ統一に行はるべきものとする。

(イ) 日本銀行の機能整備、(ロ) 金融機関に対する統制の強加、(ハ) 金融機関の組織化、(ニ) 金融機関の整理統合、(ホ) 金融資金の蒐集及び運用に関する措置、(ヘ) 金融の各種系統間の調和、(ト) 政府資金及び政府関係資金運用の統一。

日本銀行条例を改正する時期となっていたことは、その営業年限の規定によって明らかであったが、どのように改正するかについてはいろいろと問題があった。兌換銀行券条例が次々に改められたことは、たとえそれが臨時の立法ではあっても、当初の立法意図とは異なったものとなっており、また日本銀行もその条例で認められて

いた範囲で、できる限りの拡張解釈による事業を行っていたのであった。拡張解釈による事業は、日華事変以前にも多方面に及んでいた。事変後通貨需要が増加し、兌換銀行券条例の改正が必要となるにつれて、この日本銀行の活動範囲も広がった。このようないわゆる裏で行っていた諸事業を法文化し、表面に出すことが日本銀行法制定に際しての大きなねらいであった。さらに昭和二年の金融恐慌に際して、金融の安定についての十分な機能を果し得なかったことに対しての問題等が、この法案作製に際しての研究事項であった。これらの事項を明文化し、有名無実となっていた諸制度を整理することが実行に移されたわけである。日本銀行法案の全般についての問題点の詳細は省略し、通貨制度に関する制度の変革を説明して、日本銀行法制定の意義を明らかにしよう。

日本銀行法案が第七十八条で日本銀行条例、兌換銀行券条例、日本銀行納付金法等を廃止することに定めていたのは、新法令の制定に伴なう当然の措置ではあったが、兌換銀行券条例の廃止は、明確に通貨を金と切り離したものとすることを示すものであり、管理通貨制度の採用を表に出したものであった。日華事変以降の兌換銀行券条例の改正は、いずれも事変に対処する臨時立法であり、標題に臨時の文字が加えられていて、事変終了後廃止されることが明示されていた。十六年三月に制定された兌換銀行券条例の臨時特例は、大蔵大臣の決定によって兌換銀行券の増加発行を認められた点にそのねらいがあり、さらに第二条でこの発行について正貨準備と保証準備の区別を停止し、この準備の区分についての兌換銀行券条例の適用を当分やめる条項がつけ加えられて、通貨制度を事実上の管理通貨としたのではあったが、事変終了後一年以内の廃止を規定しており、兌換銀行券制度の基

本については何の変更も加えられていなかった。

しかし兌換銀行券の発行準備をみれば、この条例の存在意義がきわめて乏しいものであることが示されていた。十六年三月末の正貨準備は五億円余で、それも金準備評価法による評価換価格であり、これに対して保証発行額は三十七億円をこえていた。臨時特例法に基づき大蔵大臣が定めた最高発行限度は四十七億円であった。事変前に計画された金準備の評価換え、金資金特別会計の設置が、兌換準備としての正貨の保有ということからの転換であったが、それから四年を出ないで、正貨保有が兌換準備としての意義を失い、もはや兌換銀行券条例の基本的な考え方が行われ得なくなっていることを、この正貨準備と保証発行の額の比率が示していたのである。

通貨制度については、日本銀行法案は兌換銀行券条例の臨時特例で規定した諸条項をそのまま採用し、形式と実質を一致せしめたともいえる。特例法の第一条で定めた銀行券の発行限度の大蔵大臣決定を日本銀行法案の第三十条に採り上げ、前者の第二条で定めた保証としての金銀貨、地金銀、政府発行の公債証券等の保有を、後者の第三十二条に明記した。そして後者においては日本銀行の業務の拡張に伴なう保証物件を追加していた¹⁾。

(1) 「兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル法律」抄。

第二条 日本銀行ハ兌換銀行券発行高ニ対シ保証トシテ同額ノ金銀貨、地金銀、政府発行ノ公債証券、大蔵省証券其ノ他確實ナル証券又ハ商業手形ヲ保有スルコトヲ要ス

「日本銀行法案」抄。

第三十二条 日本銀行ハ銀行券発行高ニ対シ同額ノ保証ヲ保有スルコトヲ要ス

前項ノ保証ハ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノナルコトヲ要ス

- 一 商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形
- 二 第二十条第二号(手形、国債其ノ他ノ有価証券、地金銀又ハ商品ヲ担保トスル貸付)又ハ第二十二条第一項(日本銀行ハ政府ニ対シ担保ヲ徴セズシテ貸付ヲ為スコトヲ得)ノ規定ニ依ル貸付金
- 三 国債
- 四 第二十条第五号(商業手形、銀行引受手形其ノ他ノ手形、国債又ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券ノ売買)ノ主務大臣ノ認可ヲ受ケタル債券
- 五 外国為替
- 六 地金銀(金銀貨ヲ含ム)

中央銀行としての日本銀行の規定については、法案はその目的、資本の増額と過半額の政府保有、株式会社組織より特殊の公法人への切替え、事業範囲の拡張等、従来の条例に多くの新しい事項を加えたので、その法案の審議に当って多くの論議が重ねられたことは当然であったが、通貨制度については、実質的な現行の制度をそのまま法文化したものに近かったにもかかわらず、通貨制度の基礎であった兌換制度を正式に廃止し、明確に管理通貨制度を採用して、従来の臨時立法を恒常化しようとしたものであったから、衆議院においても、貴族院においても多くの質問が出された。管理通貨制度に移行することによる通貨増発の危険、金についての考え方、銀行券発行の最高限度決定の基準、通貨価値の基礎等各般にわたった¹⁾。

しかし、これらの質問も、兌換制度による通貨調節にかわる機能をどのように果たすかという点に主眼があり、兌換制度を廃してはならぬという主張ではなかった。衆議院においても貴族院においても、委員会でも本会議でも、全員一致で政府原案を承認した。

(1) 議会における質疑応答の詳細を引用することはあまりにも膨大であるから、委員会における質疑応答を要約した委員長の報告によってその大要を示すことにしよう。

一、昭和十七年二月五日、衆議院本会議における日本銀行法案委員会における板谷順助委員長の報告(抄)。「……最も重要な質問は、現在の日本銀行は、中央銀行として政府の財政より独立したる存在であり、其の使命は純然たる銀行としての使命に留まって居たが、今後日本銀行は政府と表裏一体の關係に立つて運営せられ、多分に政治性が加味せらるることになると、所謂悪性インフレーションを惹起する虞なきやと云ふ質問がありました。之に対する政府の答弁は、日本銀行は我が国通貨金融制度の中核として、政府と密接な關係を保つて運営せられなければならないことは、今後益々必要なことであつて、日本銀行が政府と一体となつて、政府の財政を賄ふことと、悪性インフレーションを惹起するか否かと云ふこととは別問題である、今日金融並に経済は総合的且つ計画的に運営せられ、政府の財政も当然此の総合的な計画の中に織込んで決定せらるべきものであるから、日本銀行が政府と一体となり運営せられることとなつても、決して其の為に悪性インフレーションを惹起する虞はないと云ふ答弁でありました。(中略)」

本法案に依る銀行券発行制度と金との關係に付ては、所謂管理通貨制度と云ふことに關聯をして種々なる質問があつたのでありますが、政府は本法案の発券制度を管理通貨制度と言ふ所以のものは、今後の通貨の価値は決して金のみによって維持せらるるのではなく、それは物資・勞力・資本等を含めた國家の經濟總力、經濟金融全般に亘る政府の政策及び是等に対する内外の信用に依つて、維持せられ安定せしめられるものであり、又通貨の量も金の裏付があれば、通貨はどれだけ発行せられても宜いと同時に、金がなければ如何に國家の經濟上必要な通貨でも発行してはならぬと云ふやうな考への下に、専ら金の量に依り之を調節することは、今日の事慮の下には到底許さるべき所ではないことであつて、通貨の量は國家の經濟秩序を維持安定し、國家の經濟總力の適切な發揮を図る為め、必要な量は円滑に供給すると共に、それ以上の通貨の発行は厳に之を抑制することを目標として調節せらるべきものであるとの説明があつたのであります。然らば金は對外決済上も全く其の用途を失ふに至ると考ふべきかとの質問がありました。之に対して政府は、今後は金のみが唯一の對外決済手段であるとは考へないが、金は今後に於ても必要に應じ對外決済上の手段たる働きを果すものと考へるから、金は決して之を輕視すべきものではないと云ふ説明があつたのであります。次に銀行券発行高は従来の如く金に依る制限を受けず、大蔵大臣が其の発行限度を定めることは、通貨の発行に政治的色彩を加へ、官僚統制に流れ易く、其の信用を害する虞がないかと云ふことを中心として、其の発行限度を定める基準、手續等に付て色々質問があつたのであります。政府は之に対して通貨の調節は、金融經濟の中心的問題であつて、今日では此の機能は日本銀行のみの働きに俟つことは出来ない、通貨の調節も、貯蓄の奨励、國民生活の規正等、各般の經濟金融政策を総合的に運営して初めて行はれるものと考へ、政府は慎重に是等の政策を決定して行く積りである、大蔵大臣として発行限度を定めるのは、之に依り一應經濟界の必要とする通貨の量を示し、通貨の安定感に対する一つの指標たらしめんとするものであつて、此の限度を定めるに當つては、通貨の健全性を保持すると共に、各般の經濟政策と配合はせ、配給、物価、財政、一般經濟取引活動等の要素を十分考慮に入れ、又事柄の重要性に鑑みて日本銀行は勿論、其の他の經濟界各方面の意見に徴し、慎重に之を決定する積りであるとの説明であつたのであります。……」

二、昭和十七年二月十二日、第七十九議會、貴族院本会議における日本銀行法案特別委員会における溝口直亮委員長

の報告(抄)。

「……最も問題になりましたのは、金兌換制度即ち金本位を離脱すると云ふことに付ての御質問が、各種の方面から色々な形式を以て質疑応答が行はれましたが、それは一々申上げませぬで、寧ろ大蔵大臣が本問題に付て言明された所を綜合して申上げた方が、却て御了解に都合が好いかと存じます、従ひまして、さう云ふ点から申上げたいと存じます、大蔵大臣は金本位と云ふものを實際に於て離脱したのは、既に遠い十年も昔の昭和七年の時に金の価格を改定した時からして、實際の円と金と云ふものは、貨幣法其の他に於て規定するが如き兌換券の性質とは實際は變つて来て居るのだ、唯是は、今日に於て之を明かにしたのは色々理由があることである、元来今の考から申しますと、貨幣と云ふものが金のみと直接關聯をして行くと云ふのは、寧ろ古い考である、今の所から言へば國の持つて居る総力と比較すべきものであつて、國の信用と云ふものが基礎になるのである、従つて金と云ふものの重要性は敢て昔と變らない、即ち金の一つの売買すべき物としての性質は變らないが、併し是のみを以て貨幣の価値を決めると云ふことは適當とは思へない、そこで此の日本銀行法を改正したのには主なる所には三つの理由がある、第一は、元来の日本銀行条例と云ふものはもう既に非常に長い年月を経て居るので、其の規定其の他に於てはどうしても現時の要求に合はないものがあるし、法文等に於ても整理しなくちゃならないものがあるからして、此の際改正するのが至當である、それから第二には、此の度東亜共榮圈、是等の經濟の中心となつて日本が働かなければならぬが、此の共榮圈中には、まだ金本位と云ふことを、固執すると云ふか若しくは國民の中に其の思想が浸潤して居て容易に抜け切れないものがある、之を是正する為には、日本に於て明かに之を示して、それに依つてこれ等の國民を指導して行く必要があるのである、それから其の次には、此の度の大東亜戦争と云ふものは屢々政府に於て申した通りに、長期に亙るものであるからして、戦争の帰結が付いてから本改正を行ふと云ふことは時期を失する虞がある、是等の点に於て、今日尙東亜共榮圈の範圍若しくは其の機

構、總てが決らない裡に於ても、先づ是は確定して置かなくちゃならぬ、改正しなければならぬ法律の一つであると云ふこと、それから次に制限外発行に付きまして種々御問答がございました、或人は、此の金本位離脱、即ち今回の銀行券に付て次のやうな杞憂を持つて居る、即ち必要があつたならば幾らでも紙幣を出してそれで決済をする、さうしたならば自然にインフレも起らうし、國の財政經濟總ての機軸に於て色々不都合な事が起りはしないかと云ふ杞憂を持つて居る人が世間にはある、是等に付て政府の所見はどうであるかと云ふやうな御質問に対しまして、大蔵大臣は、元来是は余程、根本の方策としては、國の持つて居る所の總ての資材それから勞力其の他のものと、需要とを睨み合せてやつて行く、即ち物動計画に於て今日実施して居るが如き事柄に依つて、それを合して行くことに依つて、此の戦時の根本方策と云ふものが決るものである、それに、政府に於て非常に奨励して居る所の國民貯蓄の奨励、即ち出た所の通貨を吸収する、是等の二つのことが間違なく行つたならば、仮令一時通貨が膨脹しようが、又多くの國債社債と云ふものが発行されやうとも、決してインフレになる虞はなし、又將來の財政經濟其の他の諸点に於て破綻を生ずる虞はないと思ふ、要するに國民としては、何処迄も此の貯蓄を實行し、これに依つて總ての余つて居る通貨を吸収して有用な方面に向け、一方に於ては需要とそれから資材及勞力の現有量とを睨み合して、それでやつて行つたならば決して間違はないと思ふと云ふ御答でございます、……」

日本銀行法の施行は、十七年三月二十日と五月一日の二段に分けて行われた。五月に延期された事項は附則に於ての問題であり、他の諸法令の成立によつて初めて實現し得るもの、あるいは營業上の都合によるものであつた。日本銀行条例、兌換銀行券条例等の廃止等が五月一日であつたので、四月一日に銀行券の最高発行高を六十億円と定めたときには、兌換銀行券の最高発行高として告示された。三月の銀行券平均発行高は約五十億円で

あり、月末発行高は五十三億円であった。

その後二十年八月の終戦までこの最高発行限度についての変更はなかったが、それは通貨量に目だった増加がなかったということではない。むしろ通貨の増加は著しかったが、この最高発行額を引き上げることによる心理的影響を考えて増額を決定しなかったのである。日本銀行法案の審議に際して、資材、労力等の供給と需要とを合致させ、国民貯蓄の奨励によって通貨を吸収すれば、インフレーションになるおそれはないとの政府の説明があったが、十七年三月に五十億円に満たなかった銀行券の平均発行高は、十九年三月に倍増して百億円をこえ、その十二月には三倍して百六十億円に近づくという状態であった。年々の国家資金計画もこの膨張した通貨に反映された諸物価の騰貴の上に立てられなければならなかった。この国家資金計画で計画された貯蓄計画は年々達成されたにもかかわらず、このような物価騰貴、通貨膨張となつたのであった。

(1) 日本銀行券の最高発行限度を六十億円に据え置いたのは、増額が不要だったのでなく、増額することによる心理的影響を避けるためであった。

このような通貨膨張の結果はどのような金融、経済、財政事情によつたのであろうか、次節においてこの事情を明らかにすることにしよう。

第二節 通貨の累増と財政金融諸情勢の推移

銀行券の平均発行高は、開戦の前月で四十五億四千六百万円であったが、翌年十二月には六十億円をこえ、年を越してから例年であれば減少する二、三月においてもほとんど減少なく、その七月には七十億円をこえた。十八年に入ってからのこの増勢の著しさは、十九年になってさらに助長され、三月に百億円をこえてから十二月には六割増の百五十九億円となり、二十年の四月には二百億円をこえて、終戦の八月には三百億円に近づいた(第七十二表)。この間の増加は実に六倍余であり、日華事変後の約三倍に比べて、期間の長短からみてもきわめて著しいものであった(第七十三表)。

この増加過程を各年各月の前年同期に対する増加についてみれば、十七年は十六年よりも増額が大きい、十七年中の傾向は増加額が十億円前後をたどり、増勢が上向するという事情ではなかった。しかし十八年に入ると前年比増加額が増大しただけでなく、月を追ってこの増加が著しくなり、年初には十一、二億円であったのが、十月には二十億円をこえ、十二月には二十七億四千万円をこえる状態であった。この傾向は十九年も続き、年初に三十一億円の比較増額であったのが、年末には七十億円に達する著しさであった(第七十二表)。二十年の四月には百億円をこえた。

第七十二表 日本銀行券平均発行高調 (単位 百万円)

月別	昭和16年	17	18	19	20	
平均発行高	1	4,164	5,230	6,387	9,487	16,838
	2	3,950	5,014	6,228	9,505	17,028
	3	3,947	4,967	6,354	10,184	18,501
	4	3,802	5,074	6,611	10,844	21,075
	5	3,724	5,010	6,627	11,915	22,288
	6	3,805	5,098	6,805	11,555	24,242
	7	3,979	5,201	7,026	12,148	27,188
	8	4,210	5,221	7,138	12,573	29,265
	9	4,333	5,188	7,186	13,063	
	10	4,439	5,352	7,576	13,720	
	11	4,546	5,497	7,896	14,392	
	12	5,179	6,182	8,924	15,904	
平均	4,176	5,256	7,069	12,041		
対前年同期増加高	1	1,031	1,065	1,157	3,100	7,350
	2	899	1,064	1,213	3,277	7,522
	3	933	1,019	1,386	3,830	8,316
	4	596	1,271	1,536	4,233	10,231
	5	534	1,286	1,616	5,288	10,372
	6	489	1,292	1,706	4,750	12,687
	7	673	1,222	1,825	5,122	15,039
	8	881	1,011	1,916	5,435	16,692
	9	1,029	855	1,998	5,876	
	10	910	912	2,224	6,143	
	11	996	951	2,398	6,495	
	12	1,090	1,002	2,742	6,979	
平均	839	1,079	1,813	5,331		

備考：日本銀行発券局調による。

第七十三表 銀行券平均発行高比較 (単位 百万円)

月別	昭和12年 (A)	16 (B)	20 (C)	$\frac{B}{A}\%$	$\frac{C}{B}\%$
1	1,525	4,164	16,838	272.9	404.3
2	1,461	3,950	17,028	270.3	431.1
3	1,404	3,947	18,501	281.0	468.7
4	1,444	3,802	21,075	263.3	554.2
5	1,406	3,724	22,288	264.8	598.4
6	1,452	3,805	24,242	262.0	637.0
7	1,472	3,979	27,188	270.3	683.3
8	1,501	4,210	29,265	280.5	695.1
9	1,515	4,333		286.0	
10	1,623	4,439		273.4	
11	1,671	4,546		271.9	
12	1,936	5,179		267.4	
平均	1,535	4,176		272.0	

備考：日本銀行発券局調による。

このような銀行券の増加事情は、戦局の推移を反映した経済諸事情によるものではあったが、その大要を記す前に、直接この通貨増加の原因となった資金の需給関係を示しておこう。昭和七年以降の赤字財政の過程において、通貨の増加が比較的軽微であったのは、設備資金の需要が少なかったことによるものであった。十一年以降の需要の漸増と、日華事変後の財政需要の増大による生産諸施設の増加に伴う需要の増大とが、供給資金を超過し、国債の消化の鈍化が通貨の膨張を促した。ことに設備資金の需要増加は、臨時資金調整法の運用による制限内の

ものであったにもかかわらず、事変前とは全く異なった膨大なものであった。このような資金の関係は、太平洋戦争となり、財政資金が増加して公債の発行額が大きくなるに従ってますます明らかになり、資金の需要に対する供給の不足は、日本銀行保有国債の増加、日本銀行貸出の増加となり、それが通貨の増加となった。太平洋戦争に入ってからの特徴は、日本銀行の貸出の増加という点にあった。

第七十四表 全国銀行預金貸出増加調 (単位 百万円)

年 末	預 金	増 加 額	貸 出	増 加 額	差 引 預金超過額
昭和 16	37,801		21,650		
17	46,569	8,768	25,312	3,661	5,106
18	56,328	9,759	32,713	7,401	2,357
19	77,926	21,598	51,777	19,063	2,534
* 20	111,943	34,016	75,166	23,388	10,627

備考：日本銀行『戦時中金融統計要覧』による。計数は大蔵省銀行局、全国金融統制会調のもの。* 20年は8月末の調。

第七十五表 社債発行・償還・株式払込調(3) (単位 百万円)

年 次	株式払込額	社 債		
		発 行 額	償 還 額	差 引
昭和 16	3,665	4,548	628	3,920
17	3,396	5,635	933	4,701
18	4,683	6,880	1,438	5,441
19	* 1,699	9,349	1,506	7,843
20		* 7,372	1,185	6,187

備考：日本銀行調査局『戦時中金融統計要覧』による。

* 19年の株式払込額は9月までの累計。

* 20年の社債の諸計数は8月までの累計である。

社債には満州、中国についてのものも含む。

円あったが、その後は半減し、それだけ公債消化力が落ちたことが示された(第七十四表)。この余剰金の減少は公債消化だけでなく、設備資金の需要に
 応じる力を少なくしていることをも示していた。設備資金の需要は太平洋戦
 争に入っても引続き大きく、株式の払込額と社債の増加額とによってその概

まず全国銀行の預金と貸出の
 推移を見よう。預金の増加は戦
 争前に引き続き著しく、年々
 百億円に近いものがあり、十九
 年には二百億円をこえていた。
 しかしその一方で貸出の増加も
 急速調であり、ことに十九年に
 は前年の六割増となり、増加額
 では前年の三倍近いものであっ
 た。この結果、預金・貸出の差
 引余剰は、十七年には五十一億

要をとらえてみても、年々戦前に超過する高額が示されている(第七十五表)。このような資金需要の増加に対し
 て、他にどのような供給資力があつたであろうか。日本の金融機関の一特徴としての預金部の資金力を、郵便貯
 金の増加額としてみれば、十七年に三十億、十八年に五十二億、十九年に百億という巨額が求められる(第七十
 六表)。しかしこの資金は事変当初から国債消化資金として充用され、預金の増加額と公債引受額とは年々ほぼ

第七十六表 郵便貯金増加・公債消化調 (単位 百万円)

年 月 末	郵便貯金 現在額	差引増加額	公債引受額
昭和 12. 6	3,599		
12. 12	3,787	187	200
13. 12	4,519	732	650
14. 12	5,745	1,226	1,380
15. 12	7,507	1,761	1,850
16. 12	9,206	1,698	1,590
17. 12	12,262	3,056	3,000
18. 12	17,527	5,265	4,700
19. 12	27,554	10,026	9,150
20. 8	36,354	8,800	6,900

備考：大蔵省、日本銀行『財政金融統計年報』、日本銀行『戦時中金融統計要覧』による。

見合う額として推移している。かくて、貸出増加の原因、設
 備資金需要増加の原因は差し置いても、資金の需給面からみ
 る供給不足は明らかであった。

日本銀行の貸出金の増加は、太平洋戦争に入ってからの一
 特色であった。ことに十八年以降の増加は著しく、前年同期
 に対する増加額としてみても、十九年末には五十億円をこえ
 ていた(第七十七表)。二十年に入るとそれは百億円をこえ、
 無制限に貸出にに応じているときえ感じられるほどであった。
 このような貸出金の増加によって補わなければならなかった
 資金の不足は、日本銀行が引受けた公債の消化状況にも示さ
 れた。前述の預金部引受額以外はすべて日本銀行引受で発行

第七十七表 日本銀行預金貸出調 (3) (単位 百万円)

年月末	政府預金	その他預金	計	貸出金	対前年同期増減(Δ)
昭和 16. 12	823	445	1,269	903	85
17. 3	939	402	1,341	515	Δ 17
6	1,214	394	1,609	244	Δ 328
9	1,510	567	2,078	571	Δ 30
12	2,020	658	2,678	1,927	1,023
18. 3	2,612	771	3,383	1,406	891
6	2,403	578	2,982	1,748	1,504
9	2,485	820	3,306	2,510	1,939
12	2,677	1,131	3,809	3,742	1,815
19. 3	2,703	1,162	3,865	3,769	2,342
6	3,206	1,158	4,365	4,152	2,404
9	3,318	1,326	4,644	5,609	3,098
12	4,514	1,912	6,427	9,043	5,301
20. 3	8,333	2,442	10,775	14,575	10,806
6	7,538	3,704	11,241	23,632	19,863
8	11,183	1,281	15,425	30,451	25,326

備考：日本銀行『戦時中金融統計要覧』による。

されたのであるが、十六年十二月以降の未消化残額をたどってみると、十七年末には十億円程度であったが、十八年には二十三億円をこえ、十九年末には四十三億円に近づいた(第七十八表)。日本銀行の貸出金の増加と未消化公債の増加とは、それだけ銀行券増発の原因となった。しかしその一方で政府預金の増加もあり、それは銀行券の増加と相反する力ではあったが、資金の散布は大きかった。日本銀行を中心に政府資金と市中資金の収支をみると、資金の支払超過は年々巨額となり、十七年に二十一億円であったのが、十八年には四十億円をこえ、十九年には九十億円に近かった(第七十九表)。しかし、銀行券の増加額はこの額を内回った。それは現地通貨による臨時軍事費の支出額が日本銀行券

第七十八表 日本銀行公債引受売却調 (単位 百万円)

各四半期	引受額	売却額	残額	同累計
16年12月	1,500	914	585	
17年 { 1	2,091	2,189	Δ 98	477
{ 2	2,880	2,741	138	615
{ 3	2,350	2,117	232	847
{ 4	3,000	2,770	229	1,077
18年 { 1	2,979	2,984	Δ 5	1,072
{ 2	3,900	3,437	462	1,535
{ 3	2,345	2,396	Δ 51	1,483
{ 4	4,375	3,552	822	2,305
19年 { 1	4,627	4,464	162	2,468
{ 2	3,920	2,430	1,489	3,958
{ 3	4,291	4,398	Δ 106	3,851
{ 4	5,003	4,576	427	4,279
20年 { 1	6,868	6,078	789	5,068
{ 2	1,636	5,766	Δ 4,129	939
{ *3	5,555	3,501	2,053	2,992

備考：日本銀行調査局『戦時中金融統計要覧』による。
* 20年第3四半期は8月までの計数。

第七十九表 政府資金・市中資金収支と銀行券増減調 (2) (単位 千円)

昭和年次	政府資金支払超過	日本銀行代理店預金増加	日本銀行対民間公債売却Δ	日本銀行民間預金貸出差引増加	以上差引資金払超	差引銀行券増加
17	9,634,452	461,697	Δ 9,052,538	1,061,666	2,105,277	1,169,869
18	10,742,587	1,234,416	Δ 2,201,895	1,342,065	4,068,576	3,117,476
19	16,243,515	1,925,359	Δ 13,743,141	4,519,827	8,945,560	7,479,831
* 20	13,225,500	11,134,009	Δ 14,099,852	19,538,985	29,798,642	24,554,008

備考：日本銀行統計局『戦時中金融統計要覧』による。* 20年は8月までの累計。

の増加とならなかったためであった¹⁾。軍票による支出も、法規上は支出額であつても、それが引換整理されるときに初めて日本銀行における政府の当座預金の減少となるので²⁾、これも日本銀行券の支出増加をおさえる要因となつていた。

- (1) 本財政史第四卷「臨時軍事費」編、第六章第二節参照、十八年四月から行われた預け合い勘定による現地通貨の使用は、この関係をよく示している。
- (2) 同右、同節、二七四頁の説明参照。

このような財政上の通貨膨張に反する要因があったにもかかわらず、このような金融諸事情に示された通貨の増発の理由はどのような経済事情によったものであろうか、その概要を示して日本銀行法制定に際して政府が説明した点と、その後の通貨事情の相違との関連をとらえることにしよう。

十七年度予算において一般会計と臨時軍事費特別会計の純計は約二百四十五億円で、十六年度当初予算での約百二十二億円の倍額であり、戦争はまさに総力戦であった。国民所得の半ばが財政需要に向けられていたのであった。十五年ごろからの生産増加の足ぶみ状態が現われたのは、生産資源を海外にたよることが困難となり、その供給を国内資源に転換するような経済態勢に移ったことによるものであったから、軍需の飛躍的増大はこの事情を助長し、軍需の重点的充足をますます必要とした。かくて十五年以降の株式払込と社債発行の増大はそのまま戦争に入ってから続き、前述のような巨額となったのである。この巨額の投資についても重点的な施策は進められ、まず十七年には臨時資金調整法の改正による興業債券の三十億円増額、戦時金融金庫の開設等による資金供給の重点化が図られ、さらに戦時金融金庫の設立によって、従来の金融的方法では供給困難な資金の供給が図られた。この方法の必要は諸物価の騰貴と生産の停頓によく示されていた。十五年度以降の財政の膨張の一因

は、これらの物価の抑制を策した価格差補給金の計上によるものであった。補給金政策、補助金政策によっても生産を正常に導くことは困難であった。これらの補助金の機能はせいぜい生産を維持する程度の力しかなかった。¹⁾ 軍需物資重要資源の獲得にはあらゆる手段が講ぜられ、資源の回収も促進されたが、十八年に入って戦況が悪化し、海上輸送が困難となると、開戦後重要資源の補給源であった南方諸地域との連絡が細くなり、資源の獲得はますます困難となって、需給関係の悪化が通貨膨張を促すことになった。その後は戦局の悪化と物資需給関係の制約とがますます通貨を膨張させて行った。軍需物資の確保が困難となればなるほど、その獲得のための諸施設が必要となり、その資材、資金の需要が増し、それが供給資金の不足となった。生産の停頓は所得の実質的增加をばみ、名目的な増加だけとなった。この名目的な増加でも資金の需給は悪化し、物資と資金の関連の悪循環がこの通貨の膨張となったのであった。

(1) 補助金政策の推移とその効果については、本財政史第三卷「歳計」編参照。

第三節 通貨の製造・発行および回収

累次の通貨制度上の改正は通貨の需要の急速な増加によるものであり、前節で示したように、通貨の量は日華事変以降の増加に比べて、太平洋戦争に入ってから増加ははるかに大きかったから、通貨の製造も戦争前に比

べてはるかに大きなものとなった。銀行券、政府紙幣については、占領下諸国の通貨の製造とともに行われたので、その需要に応ずるために、製造工程の省略、高額券の製造等が進められた。臨時通貨についても補助貨幣の製造困難による銀行券への切換えがあり、政府紙幣の需要も増加し、また占領下諸国の需要にも応じなければならなかった。製造量は巨額となった。ことに補助貨幣については、素材の関係から、従来の貨幣を回収して新貨幣を発行する必要があったので、新様式のものを追加するのと異なって、多いときには必要通貨量の半額を一年に製造するほどにその需要は大きかった。この製造は一方で積極的な回収の上で進められた。

一 銀行券・政府紙幣の製造・発行

日華事変の翌年からは二百円券の製造が始められ、太平洋戦争に入る前に千円券の製造が着手された。このような高額券の製造は積極的な流通上の必要に基づいたものでなく、不時の需要増加に対応して行われたものではあったが、通貨量の増大、物価の漸騰は、漸次高額券の需要を大きくし、日華事変以降に引き続いて、百円券の発行高の総発行高中の比率は高まった。十六年末に比べて十九年末は、銀行券の発行高が約三倍したが、百円券は四倍をはるかにこえた。十円券は二倍半であった(第八十表)。この券面別の増加の比率の差は各券の製造の異なりに現われた。

十七年以降の各年末の銀行券発行高の増加は、約十二億円、約三十億円、約七十五億円と急速度であったが、

第八十表 日本銀行券発行高種類別調 (単位 千円)

種類	年末	昭和16年	17	18	19	20
1000円券						3,353,740
200円券						6,842,360
100円券		1,720,624	2,125,831	3,530,517	7,487,276	30,239,179
(指数)		(100.0)	(123.5)	(205.2)	(435.1)	(1,757.5)
20円券		91,872	92,132	117,996	208,192	278,004
10円券		3,645,373	4,354,724	5,934,068	9,173,898	13,534,136
(指数)		(100.0)	(119.5)	(162.8)	(251.7)	(371.3)
5円券		457,987	514,104	626,985	810,946	1,054,217
1円券		62,952	61,886	56,884	57,075	69,514
10銭券					5,847	51,185
5銭券					2,749	18,380
計		5,978,816	7,148,685	10,266,161	17,745,992	55,440,720
(指数)		(100.0)	(119.6)	(171.7)	(296.8)	(927.3)

備考：大蔵省理財局『通貨関係法令集』附録による。

年々の銀行券製造高はこれをはるかに上回る高額であった。十七年度に二十七億余円、十八年度に百一億余円、十九年度に百九十三億余円であった(第八十一表)。このような増加発行高を著しく上回る年々の製造高は一部は汚損銀行券の引換分であったが、より多くが不時に際して発行するための備蓄分であった。十八年度製造額の過半額は千円券であり、十九年度製造額百九十三億円中の大部分の百五十九億円は百円券であった(第八十二表)。備蓄分が高額券であったことは、日本銀行法に基づく新銀行券の発行が、十円券、五円券から始められたことによってもわかる。十八年度に入ってから十円兌換券の製造は僅少で、もっぱら新銀行券が製造された。百円券は同年度では兌換券も新銀行券もそれほど高額でなく、十九年度の製造額が大きかった。十八年度の百円券の製造は同年中の同券の発行

(単位 千枚)

第八十一表 日本銀行券製造調

種類	昭和17年度	18	19	20	
枚数	1円券	6,500	26,580	13,420	31,285
	5円券	32,760	66,320	34,880	23,678
	10円券	158,100	272,130	319,290	868,050
	100円券	10,000	14,620	159,290	664,467
	500円券				20,747
	1000円券		5,600		12,830
計	207,360	385,250	526,880	1,621,057	
金額	1円券	6	26	13	31
	5円券	163	331	174	118
	10円券	1,581	2,721	3,192	8,680
	100円券	1,000	1,462	15,929	66,446
	500円券				10,373
	1000円券		5,600		12,830
計	2,751	10,141	19,309	98,480	
同比率	1円券	2.4	2.6	0.7	0.3
	5円券	59.5	32.7	9.0	1.2
	10円券	574.6	268.3	165.4	88.1
	100円券	363.5	144.2	824.9	674.7
	500円券				105.3
	1000円券		552.2		130.3
計	1,000.0	1,000.0	1,000.0	1,000.0	

備考：内閣印刷局，各回『印刷局長年報書』による。10銭，5銭券は除いた。

額の増加程度にとどまらなかった。十八年度における銀行券の製造の切換えに際しての不時の補充を千円券の製造によって果したというわけであった。改造一円券の製造は十七年度でやめられ、十八年度からはもっぱら小型の新規格の一円銀行券が製造された。

新銀行券の製造については、年々急速に増加する需要に应付するために、製造工程の省略、紙質の引下げをしていたが、これによって

第八十二表 日本銀行券製造枚数調 (単位 千枚)

	昭和17年度	18	19	20
改造1円券	6,500			
い 1円券		26,580	13,420	21,684
A 1円券				9,601
い 5円券	32,760	13,790		
ろ 5円券		52,530	34,880	13,577
A 5円券				10,101
丙 10円券	158,100	10,070		
い 10円券		261,060	319,290	100,820
ろ 10円券				229,839
は 10円券				8,860
A 10円券				528,531
乙 100円券	10,000	2,220		
い 100円券		12,400	117,190	48,628
ろ 100円券			42,100	551,271
A 100円券				64,568
い 500円券				20,747
甲 1000円券		5,600		
い 1000円券				12,830
い 5銭券			616,200	183,800
い 10銭券			760,500	217,530
旧50銭紙幣	296,000			
新50銭紙幣				90,000

備考：印刷局，各回『印刷局長年報書』による。A記号は終戦後計画のもの。

もなお需要に応じてゆくことが困難となり、十九年度にはさらに簡略化した銀行券の製造が計画され、同年度中に四千二百万枚の百円券が製造された。百円券に続いて十円券の計画も進み、二十年度に入って二億三千万枚が製造された。前記百円券の製造は、二十年度には五億五千万枚をこえた

(同第八十二表)。

五十銭政府紙幣の需要は十三年度以降、他の臨時補助貨幣の需要増加よりも著しく、十六年末の流通額は五十銭の方が他の臨時補助貨幣より大きい状態であり、その後の増加も著しかった。この需要増加に対応して、十七

第八十三表 小額銀行券製造高調 (単位 千枚)

		昭和18年度	19	20
枚数	銀行券	10銭	760,500	217,530
		5銭	616,200	183,800
	小計	1,376,700	401,330	
	臨時補助貨幣	1,455,000	2,056,500	259,330
合計	1,455,000	3,433,200	660,660	
金額	銀行券	10銭	76,050	21,753
		5銭	30,810	9,190
	小計	106,860	30,943	
	臨時補助貨幣	85,030	61,165	17,575
合計	85,030	168,025	48,518	

備考：『印刷局長年報書』『造幣局長年報書』による。
臨時補助貨幣は発行高を計上した。

年度からは新様式の凸版刷のものが造られることになり、その注文は民間機関に出された。
貨幣素材の供給が不足して製造された十銭、五銭の小額銀行券は、十九年度に十四億枚近くを果し、二十年度にも四億枚を確保した。金額にして十九年度約一億七百万円、二十年度約三千万円で、これによって、臨時補助貨幣との合計高で、十九年度に前年度の約倍額の小額通貨の製造が確保された(第八十三表)。

このような累次の銀行券の改造と、この間の諸物価の騰貴とは、銀行券の製造単価をどのように変えたであろうか。太平洋戦争に入るまで、技術の改良、量産等で、製造単価にはそれほど著しい異なりはなかったが、改造ごとに

品質の落ちた銀行券の製造単価は、その時々低落了たが、それも二十年度には著しく騰貴する有様であった。各券の製造単価の推移を一括表示すれば第八十四表のようになる。

第八十四表 銀行券・政府紙幣製造単価調 (単位 銭)

	昭和16年度	17	18	19	20
5銭(い)				0.33	0.33
10銭(い)				0.37	0.37
50銭	0.80	0.80			2.38
1円(改)	2.30	2.30	1.70	1.70	
(い)				1.60	2.20
5円(い)	2.40	2.40	2.40		
(ろ)			2.25	2.25	3.00
(A)					4.67
10円(丙)	2.90	2.90	2.90		
(い)			2.70	2.70	4.92
(ろ)					2.90
(は)					1.50
(A)					5.17
100円(乙)	5.20	5.20	5.20		
(い)			4.60	4.61	16.93
(ろ)				1.31	2.35
(A)					24.26
500円(い)					3.44
1000円(甲)	6.00		6.00		
(い)					3.10

備考：内閣印刷局，各回『印刷局長年報書』による。

二 臨時補助貨幣の製造・発行および補助貨幣の回収

銀行券の製造はきわめて多額であったが、それらはいずれも追加供給であったから、従来の製造量に比べ飛躍的に増大したというほどでもなかった。それに対し補助貨幣の製造は資材の制約による改造を伴ないつつ供給を増加したので、その製造は従前の貨幣の回収分をも補充しなければならなかったため、単に年間増加額の追加供給では不足しなかった(第八十五表)。十九年度以降は十銭、五銭が銀行券に切り換えられたにもかかわらず、同年度の製造枚数は開戦時の十六年度を上回った(第八十六表)。

このような多額の補助貨幣はそのまま日本銀行に引渡され、製造高と発行高とはほとんど差がなかったが（第八十七表）、年々六千万円から一億円をこえる補助貨幣の供給の必要は、一方で改造以前の貨幣の回収が望まれたからであった。太平洋戦争に入ってからからの貨幣回収の細かい調査がないので、供給額と流通額の差引きによって回収額を推計してみれば次のようになる。

第八十五表 補助貨幣流通高調 (1) (単位 千円)

年次	年末流通高	年間増加高	当年度発行高
昭和 16	447,892	34,426	76,970
17	459,734	11,842	103,310
18	378,830	△ 80,904	85,030
19	384,897	6,067	61,165
20			17,575

備考：大蔵省，日本銀行『財政金融統計年報』，造幣局『造幣局長年報書』による。

五十銭銀貨は十三年度以降発行がないので、年々の市場流通残額をたどれば、その回収がどの程度進んだか推測がつく。前章で示したように、十六年十一月末の流通高は一億九千九百余万円、十二年末の三億二千五百余万円に対して一億三千四百余万円を減じ、それだけで回収されたことを示していたが、その後年々回収が進められ、十九年末には六千二百余万円を残すだけとなった（第八十八表）。ことに十八年に入ってからからは金属回収運動の積極的な推進もあって、回収が促進された。

銀貨以外の補助貨幣については、ニッケル貨が十六年に入ってから回収されたが、十一月末までに発行額二千八百余万円のうち一千七百余万円が回収されていた。その他については合計で一千二百余万円でありまだ積極的に回収が進められている状態とはいえなかった。しかし太平洋戦争に入

第八十六表 臨時補助貨幣製造高調 (単位 千枚)

		昭和 16年度	17	18	19	20
枚数	10 銭 { アルミニウム 錫	516,525	710,035	650,032		127,586
	5 銭 { アルミニウム 錫	268,013	426,021	250,492	420,020	10,100
	1 銭 { アルミニウム 錫 亜鉛	1,192,059	1,101,055	520,025	70,003	95,004
計		1,975,598	2,237,111	1,476,813	2,073,923	264,194
金額	10 銭 { アルミニウム 錫	51,652	71,003	65,003		12,758
	5 銭 { アルミニウム 錫	13,400	21,301	12,524	42,002	505
	1 銭 { アルミニウム 錫 亜鉛	11,920	11,010	5,200	3,500	4,750
計		76,973	103,315	85,991	61,341	18,328

備考：大蔵省造幣局『造幣局長第七十四年報書』による。

第八十七表 臨時補助貨幣発行高調 (単位 千円)

		昭和 16年度	17	18	19	20
枚数	10 銭 { アルミニウム 錫	51,650	71,000	65,000		12,425
	5 銭 { アルミニウム 錫	13,400	21,300	11,600		4,750
	1 銭 { アルミニウム 錫 亜鉛	11,920	11,010	5,200	3,500	400
計		76,970	103,310	85,030	61,165	17,575

備考：大蔵省造幣局『造幣局長第七十四年報書』による。

第八十八表 補助貨幣流通高調 (2) (単位 千円)

年 末	50 銭	10 銭	5 銭	1 銭	そ の 他	計
昭和16	167,632	145,334	42,500	38,845	53,581	447,892
17	148,285	166,275	47,902	44,110	53,162	459,734
18	73,551	164,962	49,738	43,274	47,305	378,830
19	62,529	179,523	55,399	45,716	41,730	384,897
* 20	60,522	138,552	41,140	40,811	40,045	321,071

備考：大蔵省，日本銀行『財政金融統計年報』による。* 20年は8月末現在，「その他」の中には旧貨幣を含めて入れた。

第八十九表 アルミニウム貨第2次改造 (18年未) 以前の補助貨幣回収調

(単位 千円)

	昭 和	10 銭	5 銭	1 銭
アルミニウム貨高 発行 (第2次改造 以前のもの)	17	59,400	20,500	9,940
	16	51,650	13,400	11,920
	15	40,000	11,000	8,100
	14			5,100
	13			864
同上以外の臨時 通貨	14	12,000	4,500	
	13	6,500	3,120	1,136
ニッケル貨, 青銅貨	12		20	290
12年未流通額		87,264	28,257	20,759
合 計		257,814	80,797	56,109
18年末, 未回収残額		89,362	37,338	37,004
18年末までの回収額		168,412	43,459	19,105

備考：大蔵省理財局『議会参考書』, 同造幣局『造幣局長年報書』による。18年末未回収残額は，同流通額から，同年中の新アルミニウム貨発行額を差し引いたもの。

って各種資源の需要が増加し、アルミニウム貨もその量目を軽減することになって、アルミニウム貨以前の諸貨幣はもちろん、量目改正以前のアルミニウム貨も回収が進められた。アルミニウム貨以外の補助貨幣回収には手数料交付の方法がとられた。十八年二月に再度のアルミニウム貨の量目軽減があ

ったが、その発行以前の貨幣の流通状況を十八年末でみれば、十銭は九千万円足らず、五銭は三千七百余万円、一銭も三千七百余万円、十二年末以降でみれば、十銭は一億六千八百余万円、五銭は四千三百余万円、一銭は千九百余万円が流通市場から引き上げられたことになる(第八十九表)。十銭の引上額は、十二年末流通額とアルミニウム青銅貨発行額の合計一億五百七十余万円を六千二百六十余万円上回っており、少なくともそれだけのアルミニウム貨の回収が進められたことを示している。五銭についてもこの上回額は七百五十万円をこえた。

(1) 昭和十八年度補助貨回収に関する件、大蔵省発表(昭和十八年九月十五日)。

「昨年十二月に開始したアルミ貨以外の補助貨の回収運動は関係各方面の協力と一億国民の熱誠に依って今日迄総額実一億四千万円、約十六億枚の良好なる回収成績を挙げたことは邦家の為誠に感謝に堪へない次第である。然し今次戦争の様相は益々熾烈化し、ニッケル、銅、銀等の必要性は愈々加重されて来たので、今般政府に於ては来る十月より本年度内を期しアルミ貨以外の補助貨の最終的全面的回収を行ふこととなった。国民は時局の緊要性に顧みアルミ貨以外の補助貨を一枚残らず最寄りの引換機関に於て小額紙幣、アルミ貨又は銀行券と引換へ、一枚でも武器増産への資として貢献せられんことを希望する次第である。尙回収するものは銅貨、ニッケル貨、銀貨等アルミ貨以外の補助貨一切であつて、古銭、葉銭、支那其の他の外国貨幣も引換へる。又引換方法は昨年度と同様でアルミ貨以外の補助貨を最寄りの引換機関でアルミ貨、小額紙幣又は銀行券と引換へれば五十枚に付五銭の割合で手数料を交付される。尙引換機関には銀行、信託会社、市街地信用組合、信用組合及戦時物資活用協会の外本年度は新に無尽会社が加はることとなった。」

十七、十八両年における補助貨幣の回収は約二億九千万円となる。戦前の回収が補助貨幣として高額の五十銭

第九十表 錫貨発行以前の補助貨幣回収調 (単位 千円)

	10 銭	5 銭	1 銭
20年3月末流通高	154,143	47,140	43,369
19年度末まで錫貨発行高	45,000	3,500	16,895
差引未回収残高	109,143	43,640	26,474
18年末流通高	164,962	49,738	43,274
差引回収高	55,819	6,098	16,800

備考：大蔵省，日本銀行『財政金融統計年報』，造幣局『造幣局長年報書』による。

銀貨が中心であったことを考えれば、この額は量的にもきわめて大きなものであったといえよう。十九年に入ってアルミニウム貨にかわる錫貨が供給されても引き続き旧貨の回収が進められた¹⁾。十八年末以降二十年三月までの間の補助貨幣の回収（五十銭を除き、十銭、五銭、一銭の三種についてみた）を表示すれば第九十表のようになる。回収の重点はアルミニウム貨にかわったが、十銭で五千五百万円、五銭で六百余万円、十八年までは回収の進まなかった一銭が千七百万円に近い高額を示した。一銭のこの額は量目からみれば、十銭をはるかにこえるものであった。

(1) 貨幣の回収・鋳潰について『造幣局八十年史』は次のように記している。

「……太平洋戦争開戦後政府は重要金属の非常回収に努め、貨幣についても十七年十二月以降全国の銀行、信託会社、信用組合および戦時物資活用協会等を通じて、旧貨の回収を促進した。後には部落会、町会、隣組等を通じ、特定日に一括して回収したり、運輸および通信関係、神社仏閣、興行場、小売店など小額貨幣の比較的多く集る方面に対しても協力を要請し、ラジオ、新聞などを利用して宣伝に力を入れた。造幣局でも一方では貨幣の増鋳に努力し、他方旧貨の鋳潰に忙殺されたが、殊に昭和十八、十九年度における鋳潰高は創業以来の最高記録であった。鋳潰された地金は当時の配分協議会の決定により陸海軍と金属回収統制会社へ引渡された。」

第四節 通貨の様式等

太平洋戦争以降の通貨需要の増大は、銀行券、補助貨幣の製造の増加を求め、さらに占領諸地域の通貨の製造も引き受けなければならなかったから、通貨の資材の面からも、印刷製造の能力からも困難が加わった。これらの困難を克服するために種々の対策が立てられたが、通貨としての必要条件である偽造の防止という点では数歩後退することを避けることができなかった。日本銀行法制定後の新銀行券・政府紙幣の製造では、作業工程の節約、紙質の引下げ、凹版刷りの省略等が行われ、補助貨幣については量目の軽減、素材の変更が行われた。補助貨幣では素材の質の関係から、その様式は単純化された。二十年には陶製の貨幣が製造された。

一 銀行券の様式等

終戦までの昭和の通貨の歴史で、製造されても発行されなかったものがある。まず金融恐慌の際に製造された急造の五十円券がそれであり、まったく流通せずに終わった。次いで終戦後初めて発行された二種の二百円券と千円券がある。本項ではこの二百円券製造以降に製造された銀行券の様式について説明することにしようが、二百円券と千円券は太平洋戦争開始前に造られ、日本銀行法に基づく新銀行券とはいろいろの点で異なっているので、

開戦前後に区別して銀行券の様式等の説明をすることにしよう。なお十銭、五銭の小額券の様式等については、記述のついで次の項に譲った。

昭和十二年に入って、ことに日華事変が始まってからの通貨の膨張に対応して、銀行券の発行制度としては三年に兌換銀行券の保証発行限度の臨時拡張が行われたが、銀行券の製造では、二年以来中止されていた二百円券の印刷が始められた。金融恐慌の後で造られた二百円券は恐慌時に発行されたものに比べれば良質、精巧なものではあったが、それでも応急に造ったものであっただけに、これを正常のものとして通用させるには各種の条件を欠いていた。十三年に製造された二百円券は様式等すべて新規のものであった。

この二百円券が市場にあらわれたのは終戦後であったが、その発行告示は十七年一月であった。昭和二年製造の二百円券と比較対照してその特徴を示そう。

(丙 二百円券)		(丁 二百円券)	
寸法縦	九七ミリメートル	寸法縦	九七ミリメートル
寸法横	一八八ミリメートル	寸法横	一六五ミリメートル
用紙	日本銀行徽章及「銀」の文字凹漉	用紙	桐模様及び「200」の数字凹凸漉
表面	文字及上模様 黒	表面	文字並に上模様 黒
	地紋 青色		地模様 淡橙黄色、淡紫色及緑色
	印章及記番号 赤色		印章 赤色

裏面		記番号	
上模様及印章	赤色	文字並に上模様	濃青色
		地模様	淡紫色
		印章並に截切文字	赤色

すなわち、新券(丁)では横が短くなり、兌換銀行券の整理に際して百円以下の各券について定められた形よりは少し横に短いものであった。二年製造のもの(丙)では横に著しく長かった。色彩、「すき入れ」の点でも新券は入念であった。丙二百円券では人像は武内宿禰であったが、丁二百円券では藤原鎌足が用いられた。前者には景色はなかったが、後者では表裏に護王神社の図が配されていた。

千円券の説明の前に、二百円券と同じ時に発行が告示された五円券について触れておこう。すでに前章で示したように、新五円券の製造単価は従来のものに比べて安く、それだけ製造工程が省略されていたが、寸法は同一で、表面の地模様は四色が用いられ、従来のものより一色多くなっていた。人物、背景は引き続き菅原道真、北野神社が用いられた。

千円券の製造は太平洋戦争開始を前に、日米会談の見通しが混沌として国際経済情勢が悪化し、銀行券の増加が目だち始めた事情に対応して計画されたものであった。兌換銀行券条例には銀行券の種類として千円券は記されていないが、兌換銀行券条例の臨時特例法第三条¹⁾で大蔵大臣の自由決定が認められていた。十六年十一

月、千円券の製造についての日本銀行総裁の要請に対して、大蔵大臣はこれを容認した。

(1) 「兌換銀行券条例ノ臨時特例ニ関スル件」(抄)

第三条 兌換銀行券ノ種類ハ兌換銀行券条例ノ第三条ニ規定スルモノノ外大蔵大臣之ヲ定ム

第九十一表 兌換銀行券寸法比較 (単位 ミリメートル)

	縦	横	横 縦
1000円券	100	172	1.72
200円券	97	165	1.70
100円券	93	162	1.74
20円券	87	152	1.75
10円券	81	142	1.75
5円券	76	132	1.74
(1円券)	(70)	(122)	1.74

備考：1円券は改正を予定されたものを記した。

千円券は従来造られていなかったもので、人物の選定には従来用いられていなかった日本武尊が採り上げられた。寸法は従来の銀行券の縦横の比率に合わせて百ミリメートルと百七十二ミリメートルと定められ、五円、十円、二十円、百円の各券の横の長さの差に準じて、百円券よりも横に十ミリメートル長いものに定められた(第九十一表)。景色には建部神社が用いられて、表面右の肖像に相對して左に配置された。地模様表面は四色、裏面は二色で、表面は紫、緑、褐色がうすく、黄色が主色となっていた。裏面も橙黄色が主色であった。「すき入れ」は前の五円券が古代鳥模様であったのに対して鳳凰模様が用いられ、アラビア数字で千と入れられた。

千円券の発行告示は十七年四月であったが、それは実際に発行することを予定したのではなく、日本銀行法に基づく銀行券として発行する条件を得ておくためであった。日本銀行法

は第六十三条で旧日本銀行発行の兌換銀行券を日本銀行券と見なすことを定めており、さらにこの兌換銀行券と同一のものを発行することを認めて、すでに製造した未発行の銀行券の使用を容認したので、この条項と兌換銀行券条例等の廃止に関する条項等は日本銀行法の他の諸条項の施行(三月二十日)に遅れて五月一日と定められた。

さて、日本銀行法の制定によって、銀行券の様式はどのように変わったであろうか。日本銀行法は十七年五月から完全に実施されたが、新銀行券の発行は十八年の十二月が最初であった。銀行券については兌換銀行券と同一様式のもの使用が同法で認められており、さらにすでに製造された未発行のものがあり、また新銀行券ができるまでの間をつなぐためには旧様式のもの製造が必要であったからである。兌換銀行券の製造は十八年度にも行われていた(前掲第八十二表)。

兌換の文章を除いた日本銀行券の製造に当って、従来の兌換銀行券と著しく異なった点が幾つかあった。それは急増する銀行券、公債証書、占領諸地域の銀行券等の製造を確保するための資材の節約、製造工程の省略の結果であった。これは各券の製造単価が従来のものに比べて著しく低いものとなったことに端的に示されていた。

日本銀行法の第三十三条によって、日本銀行券の種類様式は主務大臣が定めることになっていた。従来のような印刷局が原案を造り日本銀行を通して形式的に主務大臣の承認を得るという方式と異なって、大蔵次官、法制局長官、日本銀行副総裁等が構成する通貨形式等審査会の審査を経て銀行券の様式は決定されることになった。

十七年七月、臨時通貨法による五十銭紙幣を凸版印刷にし、民間高級印刷機関に印刷を依頼することを定めてから、同十月には、十円券、五円券について、従来凹版表裏二回刷であったものを表一回刷にすることにして、新図案を審査した。凹版刷の節約、民間機関への印刷依頼は、全く、銀行券の増加、占領下諸地域の通貨の種類、数量の急速な増加による印刷能力の不足を補うためであった。十八年六月には百円券、一円券が審査された。一円券は五十銭紙幣同様に凹版を用いず、凸版印刷で造られることになった。

これよりさき、十八年二月九日には、通貨等製造確保実施細目が閣議決定され、各銀行券、大額券の裏面凹版刷の廃止が決定して、各券について新図案の研究が始められた。この閣議決定に先だって一月二十七日には物資統制令（十六年十二月勅令第千三百三十号）に基づく高級印刷物製造等統制規則（大蔵省令第五号）が公布され、高級印刷物全般の規制が具体化された。

(1) 「高級印刷物製造等統制規則」(抄)

第二条 本令ニ於テ高級印刷物トハ左ニ掲グルモノヲ謂フ

一 紙幣、二 銀行券、三 国債証券其ノ他政府発行ノ証券（以下略）

本令ニ於テ高級印刷機トハ凹版印刷機、凸版印刷機、及平版印刷機ヲ謂フ

十八年十二月に、十円券、五円券、一円券の発行が告示された。新しい銀行券は原則として従前の肖像、景色、寸法が採用され、兌換銀行券整理法に際しての全面的改造における寸法の統一、人物の入替え等のことはなかつ

た。一円券は整理法による改造がなかったので、この改正において整理法のとくに計画された寸法に縮められ、縦七十ミリメートル、横百二十二ミリメートルと定められた。これによって銀行券の寸法の統一はやつと実現されることになった。

整理法に基づく新券発行の際は、旧券を回収することが目的であったから、新券と旧券の区分は必要であったが、日本銀行法による銀行券は旧券の回収を前提としたものではなく、兌換銀行券とともに通用させる必要があり、使用上の便宜を考えて、原則としてあまり変化のないことが望まれたので、寸法、人物、景色についての変更は採り上げられなかった。しかし、日本銀行兌換券の文字は日本銀行券にvari、裏面の凹版は廃止され、紙質も低下し、配色も変わったので、¹⁾区分は明瞭であった。銀行券の用紙については製造上の便宜から従前のものと同じの「すき入れ」が用いられた。

(1) 十円券、五円券について新旧両券の地模様等を比較すれば次のようになる。

十 円 券		旧 券	新 券
表面地模様	表面文字並に	緑色、褐色及暗紫色	青色、赭色及老緑色
裏面文字並に	上模様	暗緑色	暗紫色
裏面地模様		淡褐色	橙黄色

五 四 券

(昭和十七年)

表面地模様
裏面文字並に
上模様
裏面地模様

淡紫色、淡橙黄色、緑色及赭色
赭褐色
淡暗紫色

(昭和十八年)

淡黄色、藤紫色、褐色暈刷又暗青色
老緑色
淡褐色

次いで、十九年三月には百円券の発行告示があり、市場に主として流通する日本銀行券が出揃った。百円券の様式についても十円券、五円券の場合と同一趣旨で定められたが、地模様配色については当初緑色と紫色であったのが、この二色から受ける冷たさを緩和するため紫を茶系統のものに改めるということで橙黄色が採り上げられた。緑と紫の配合は二十円券に用いられていたが、淡褐色を加えて多少この冷たさは避けられていた。その後の銀行券では、赭色、黄色、橙黄色等のあたたか味のある色が多く主調に用いられていた。

百円、十円、五円、一円の四種について新様式の銀行券が発行されたが、製造能率の引上げのために、十九年十一月からは番号を廃して記号だけの銀行券を造ることになり、記号も印章と同じ赤色とした。このような単純化を行ったが、戦局の悪化に対処して、十九年度には、本土分裂という万一の状況に応じ得るように、政府は非常時券の製造を極秘のうちに進めることになった。百円、十円の二種であり、百円券は十九年度中に、十円券は二十年度に入ってから印刷が始められた。印刷はきわめて簡略化され、すべて平版刷であった。この平版刷銀行

券は終戦まで発行されなかったが、戦後の通貨需要の増加で、この様式の銀行券が増加印刷され発行された。平版刷の銀行券はこのほか、終戦後に、千円、五百円、五円、一円についても製造された。しかし、連合軍司令部の指令により、百円券以上の大額券は凹版印刷物でなければならぬというので、この五百円券、千円券は発行されなかった。

二 臨時補助通貨・小額紙幣の様式等

昭和十五年七月の臨時通貨の形式改正によって、補助硬貨はすべてアルミニウムを素材とすることになった。しかし太平洋戦争に入るまでは、改正前の補助貨幣の回収はそれほど積極的でなく、重点は銀貨、ニッケル貨に置かれ、白銅貨、青銅貨はまだかなり多量に流通していた。しかし戦争となってからのニッケル、銅の需要の増加によって、これらの白銅貨、青銅貨、さらに十三年から発行されたアルミニウム青銅貨、黄銅貨の回収が促進されたので、これらにかわる補助貨幣の供給と、銀行券の増加に伴う補助貨幣の需要増加とによって、前節に示したような著しいアルミニウム貨の生産の増加となった。

しかし太平洋戦争に入ってから航空機の生産は急速に増大し、アルミニウムの需要が増大したので、アルミニウムの節約が望まれるようになった。かくて、戦争を前に十六年の八月に十銭、五銭について量目の改正があったのに続いて、十八年二月、十銭、五銭、一銭各アルミニウム貨についてふたたび量目の改正が行われ、十銭

は一・二グラムから一グラムへ、五銭は一グラムから〇・八グラムへ、一銭は〇・六五グラムから〇・五五グラムへそれぞれ軽減された。この改正勅令の公布とともに新量目の補助貨幣の製造は開始され、新十銭は十七年度に一億六百万枚、新五銭は同じく二千六百万枚、新一銭は一億七百万枚が製造された。

十五年の三月に初めてアルミニウム貨として製造されてから三年の間に十銭は三分の二の量目へ、五銭については十五年七月に発行されてから二年半ほどの間に同じく三分の二へ、一銭については十三年の十一月に発行されてから四年余の間に三分の二以下へそれぞれ軽減されたものではあったが、この間直径、模様に変更なく、厚味を薄くしただけで外形上の変化を少なくし、流通上の不便を避けた。しかしこれによっても通貨量の増大によるアルミニウムの必要量は膨大なものであった。一方、戦局の推移はますますアルミニウムの需要の増加となり、改正前のアルミニウム貨を回収して量目の少ない新様式のものに改造する程度では素材の不足を補充することが困難となった。積極的にアルミニウム以外の金属に素材を求めなければならなくなった。かくて新たに錫と亜鉛が素材として採り上げられることになった。

南方占領諸地域で産出する錫は、戦前は英米諸国が主たる輸出先であったから、戦争開始後は生産過剰状態であった。そこで、日本で錫貨、錫亜鉛貨を採用する前に、南方諸国の依頼で錫貨の製造が進められていた。錫は輸送力が確保される限り素材源として不足はなかったが、材質が軟かく、偽造防止という点では適当ではなかった。しかし、銀または亜鉛との合金にしてかなり効果的なものが得られるので、同じく南方占領地域で多量に産

出する亜鉛との合金として採用することが定められたのである。

十九年三月から十銭、五銭、一銭の各種について錫貨が製造された。品位は、十銭、五銭は錫九十三、亜鉛七の割合であったが、一銭は錫と亜鉛と半々で、錫亜鉛貨であった。十銭、五銭は有孔、一銭は無孔で、量目はそれぞれ二・四グラム、一・九五グラム、一・三グラムと定められ、直径はそれぞれ十九ミリメートル、十七ミリメートル、十五ミリメートルとアルミニウム貨より小型に定められた。

アルミニウム貨は無孔であったから、新錫貨の模様は従来のものとは異なったものが採用され、十銭、五銭は表面上部に菊花、下部に桐花と瑞雲、左右やや上部に「十銭」と文字を配した。文字は楷書であった。背面には模様なく文字だけであり、アルミニウム貨より様式は一段と単純化された。この単純化は材質の関係から、細かい加工が困難であったからでもあった。一銭錫亜鉛貨では、表面中央に菊花、左右に雲形、上下に「一銭」と配し、裏面は縦に「大日本」と記し、模様はなかった。

この錫貨も、海上輸送の制約から資材の確保の困難で十分な供給が困難となり、錫貨の発行にあわせて十銭・五銭の銀行券の発行が定められた。小額券を政府紙幣とせずに銀行券としたのは、臨時通貨法を改正して小額紙幣の種類を追加する時間的余裕がなかったからであった。小額銀行券の発行は十九年十月に告示された。

十銭券、五銭券はもちろん五十銭紙幣より小型であったが、高額券に比べて横に長いものであり、地模様も単色であった。景色は、十八年の五十銭紙幣の改正以来、戦争遂行、国民精神統一の意図が表現されて、十銭には

「八紘一宇」を示した肇国記念塔が、五銭には楠木正成像が用いられた。

十銭券、五銭券の発行を認める一方で、造幣局では錫貨にかわる陶貨の研究が進められていた。陶貨については第一次世界大戦後にドイツにおいて用いられたことがあった。錫貨が発行されたときにすでにその素材の確保の見通しの困難から錫にかわる素材の問題が考慮された。金属以外の資材として陶器が着目され、粘土と長石を主原料とする陶貨の製造を進めることが決められた。二十年に入ってから、陶貨の意匠、直径、量目等の決定が問題となる段階に進み、五月には勅令公布の準備が整えられた。その後の空襲で製造能力は低下したが、終戦までには千五百万枚の陶貨が製造された。

陶貨は十銭・五銭・一銭の三種が製造された。その直径は二十一・九ミリメートル、十八ミリメートル、十五ミリメートル。その量目は二グラム、一・三グラム、〇・八グラムであった。製造技術の点からも無孔で、模様も単純であった。しかし終戦となって、陶貨は一枚も発行されず、全部破砕された。

補助貨幣の様式等の変更、小額銀行券の発行に見られる経済諸事情の変化は五十銭紙幣の様式についても例外を許さなかった。十三年から製造された紙幣は凹版刷りのぜいたくなものであったから、前述の閣議決定に先だって凹版刷りをやめて凸版に替えることになり、十七年十月からは新様式の紙幣が発行されることになった。寸法は同一であったが紙質は落ちた。模様は、富士山、桜、陽光から靖国神社の図に替えられた。日本精神から軍国精神への展開であった。

銀行券、紙幣の印刷は、もっぱら政府内部の機関が行っていた。明治の初めにドイツへ、関東大震災の後に民間商社（昌栄堂印刷所）に印刷を依頼したのが例外であったが、これも応急の措置であった。しかし、日本銀行法に基づき各種銀行券や公債証書、諸外国の銀行券等の製造で印刷局の負担は著しく大きく、新五十銭紙幣は凹版印刷方法を用いないものであったから、民間の凸版印刷株式会社にその印刷が依頼された。